

法規法令

例 言

- 一、「法規法令」は昭和十六年度中に制定、或ひは改正公布された業界關係のものを輯録することを建前とする點において、例年の通りである。
 - 一、本年度中に制定された法規の中、國家總動員法、或ひは輸出入品等臨時措置法に基いて發動された經濟關係法規の數はおびたゞしく、爲に業界にとつてかなり重要と思はれる法令でも、昭和十六年度以外のもは茲には掲載する餘地がなかつた。
- 例年重複して掲載して來た「賣藥部外品取締規則」「賣藥法」「商店法」「諸届書式」等も本年は掲載を見合せた。必要の節は前年々鑑を御參照願ひたい。

從業者移動防止令

昭和十五年十一月八日
勅令第七百五十三號

第一條 從業者移動防止の爲にする國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號に於て依る場合を含む以下同じ）第六條の規定に基く從業者の雇入及使用の制限並に解雇に

關する命令は別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令に於て指定從業者と稱するは年齢十四年以上六十年未満の男子にして左の各號の一に該當するものを謂ふ

- 一 厚生大臣の指定する事業を行ふ工場、事業場其の他の場所に於て引續き一月以上雇傭契約に基き厚生大臣の指定する勞務者（以下指定勞務者と稱す）として使

用せらるる者

- 二 前號の事業を行ふ工場、事業場其の他の場所に於て引續き一月以上雇傭契約に基き指定勞務者として使用せられ本令施行後に於て其の雇傭を終了し且其の雇傭を終了したる日より一年を経過せざる者
- 三 引續き一月以上雇傭契約に基き厚生大臣の指定する技術者（以下指定技術者と稱す）として使用せらるる者
- 四 引續き一月以上雇傭契約に基き指定技術者として使用せられ本令施行後に於て其の雇傭を終了し且其の雇傭を終了したる日より一年を経過せざる者

第三條 何人と雖も工場若は事業場に於て使用する爲又は指定技術者として使用する爲

前條第一號又は第三號の指定從業者に對し自ら又は他人をして其の被傭者たることを勧誘し又は勧誘せしむることを得ず他人の工場若は事業場に於て使用せしむる爲又は指定技術者として使用せしむる爲他人の被傭者たることを勧誘し又は勧誘せしむること亦同じ

第四條 工場若は事業場に於て使用する爲又は指定技術者として使用する他人を雇入れんとするときは豫め其の者が指定從業者なるや否を確認することを要す但し職業紹介所の紹介に依り雇入るる場合は此の限に在らず指定從業者工場若は事業場に於て使用せらるる爲又は指定技術者として使用せらるる爲雇入れられんとするときは命令の定

むる所に依り豫め國家總動員法第三十一條の規定に基き其の前歴に關する事項を職業紹介所長に報告すべし但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず

前項の報告は職業紹介所の紹介に依らずして雇入れられんとする場合に在りては雇入れんとする者を経由して之を爲すべし

第五條 工場若しは事業場に於て使用する爲又は指定技術者として使用する爲雇入れんとする者が指定従業者なるときは命令の定むる所に依り職業紹介所長の認可を受くるに非ざれば之を雇入ることを得ず但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず

第六條 何人とも勞務供給契約に基き工場又は事業場に於て指定従業者を使用することを得ず

第七條 職業紹介所長第五條の認可の申請に付不正又は虚偽の事實ありと認むるときは認可を取消すことを得

第八條 第五條の規定に違反して指定従業者を雇入れたる者あるときは職業紹介所長は其の者に對し其の指定従業者を解雇すべきことを命ずることを得前條の規定に依り認可の取消を爲したるとき亦同じ

第九條 地方長官従業者の移動を防止する爲必要ありと認むるときは工場、事業場其の他の場所に於て指定技術者又は指定勞務者を雇備する者に對し指定従業者以外の従業者の雇入の方法に關し制限を爲すことを得第十條 何人とも何等の名義を以てするを

間はず第五條又は第六條の規定に依る制限を免るる行爲を爲すことを得ず

第十一條 厚生大臣、地方長官又は職業紹介所長必要ありと認むるときは指定従業者の雇入、使用又は解雇に關し國家總動員法第三十一條の規定に基き關係人より報告を徴することを得

第十二條 厚生大臣、地方長官又は職業紹介所長必要ありと認むるときは指定従業者の雇入又は使用に關し國家總動員法第三十一條の規定に基き當該官吏をして指定従業者を雇入れ若しは雇入れんとする者又は使用し若しは使用せんとする者の工場、事業場其の他の場所に臨檢し業務の狀況又は帳簿書類を檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第十三條 第三條乃至第五條、第七條、第十四條及第十一條の規定は市町村其の他之に準ずべきものにて指定従業者を吏員として採用する場合に之を準用す

第十四條 本令は國又は道府縣に於ける従業者の雇入又は使用には之を適用せず

第十五條 本令は學校卒業者使用制限令及青少年雇入制限令の適用を妨げず

第十六條 本令中厚生大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝

業界關係法規一覽

〔自昭和十五年七月〕
〔至昭和十六年九月〕

規、ゴシック體は本欄に掲載せるも
のヲ示す〕
〔*印は國家總動員法に基く法令法規〕

- *従業者移動防止令 〔二五・一一・九勅令七五〇〕
- 同 施行規則 〔二五・一一・一五厚生省令五一〕
- *宅地建物等價格統制令 〔二五・一一・一二勅令七八一〕

- 同 施行規則 〔二五・一一・二一商工省令九五〕
- 植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則 〔二五・一一・二〇・農林省令一〇六〕

- 用紙規格規則 〔二五・一一・七商工省令九四、一五、二二・二三同省令一〇九改正、一六・三・二〇同省令一九改正〕
- 勞務者募集規則 〔二五・一一・一五厚生省令五〇〕
- 輸出品及輸出品用原材料配給統制規則 〔二五・一一・二三商工省令一〇六、一六・一・二〇同省令五改正〕

- 石油配給統制規則改正 〔二五・一一・二四商工省令一〇九〕
- 石油配給統制規則に依り石油副生物指定

鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし職業紹介所長とあるは朝鮮に在りては府尹、郡守又は島司、臺灣に在りては市長又は郡守（澎湖廳に在りては廳長）、樺太に在りては樺太廳支廳長、南洋群島に在りては南洋廳支廳長とし職業紹介所とあるは朝鮮に在りては道、臺灣に在りては州又は廳、南洋群島に在りては南洋群島地方費とす
本令中職業紹介所に關する規定は臺灣及南洋群島に在りては之を適用せず

附則

本令は昭和十五年十一月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十五年十二月五日より之を施行す
從業者雇入制限令は之を廢止す但し本令施行前に爲したる行爲に關する罰則の適用に付ては本令施行後と雖も仍其の效力を有す
本令施行の際現に從業者雇入制限令第一條第二號又は第四號に該當する者にして本令施行前に於て其の雇傭を終了したるものは其の雇傭せられたる場所が第二條第一號の事業を行ふ工場、事業場其の他の場所に該當する場合又は其の者が指定技術者に該當する場合に於ては從業者雇入制限令第二條第二號の學校卒業者に該當する者に在りては其の雇傭終了後一年間、其の他の者に在りては其の雇傭終了後六月間之を本令の規定に依る指定從業者と

看做す

植物油脂及植物

油脂原料種實配

給統制規則

昭和十五年十一月二十日
農林省令第六六號

第一條 本則に於て植物油脂とは亞麻仁油、

荳油、麻實油、桐油、棉實油、胡麻油、芥子油、落花生油、蓖麻子油、椰子油其他農林大臣の指定したる油脂を謂ひ植物油脂原料とは植物油脂の製造原料たる植物種實（落花生、胡麻、麻實及び芥子にして内地産のものを除く）を謂ふ

第二條 植物油脂の製造を爲す者（他人に委託して製造を爲す者を含む以下同じ）若はその團體、植物油脂原料の生産者若はその團體又は植物油脂若は植物油脂原料の輸入若は移入を爲す者若はその團體は第三條の規定に従ひ農林大臣の指定したる者（以下統制機關と稱す）に對しその製造、生産又は取扱に係る植物油脂又は植物油脂原料の全部を賣渡すべし但し統制機關の指定する者に賣渡す場合、内地産の植物種實を種子用として賣渡す場合又は特別の事由に因り農林大臣の許可を受けたる場合はこの限に在らず、統制機關前項の指定を爲さんとす

〔二五・一二・二四商工省告示八七〇〕
洋紙配給統制規則〔二五・一二・二八商工省令一
二〕

南洋に對する貿易の調整に關する件〔二五・
一二・二九商工省令二一五〕

工業組合法の施行に關する件〔二六・一二・二
勅令七四〕

商業組合法の施行に關する件〔二六・一二・二
勅令七五〕

商業工業組合法施行規則中改正〔二六・一二・二
一商工農林省令二二〕

價格等統制令施行規則中改正〔二六・一二・二〇
勅令一、二六・一二・二五勅令二、一六・五・二九勅令
一三、一六・九・三勅令二二〕

大豆及大豆油配給統制規則中改正〔二六・一
二四農林省令六〕

新聞紙等掲載制限令〔二六・一・一一勅令三七〕
日本南洋雜貨輸出組合の地區内輸出業者は
該組合の統制に従ふの件〔二六・一・一八商
工省告示二五〕

輸出品及輸出品用原材料配給統制規則に依
り配給機關及輸出品用原材料指定〔二六・
一・二〇商工省告示二七〕

日本東亞必需品輸出組合地區内輸出業者は
該組合の定むる統制に従ふの件〔二六・一・

るときは農林大臣の許可を受くべし

第三條 前條に掲ぐる者は統制機關に賣渡すべき植物油脂又は植物油脂原料に付統制機關より價格、數量、受渡時期、受渡場所その他取引上必要な事項を指示して買入契約の申込ありたるときは遲滞なく契約を締結することを要す但し特別の事由に因り農林大臣の許可を受ける場合はこの限に在らず、前條に掲ぐる者は前項の契約に従ひ統制機關に對し植物油脂及び植物油脂原料の引渡を爲すことを要す

第四條 植物油脂の製造を爲す者又はその團體は統制機關以外の者より植物油脂原料を買入ることを得ず但し特別の事由に依り農林大臣の許可を受けたる場合はこの限に在らず

第五條 統制機關は農林大臣の許可を受けたる價格に依るに非ざれば植物油脂又は植物油脂原料の買入又は販賣を爲すことを得ず
第六條 統制機關はその取扱に係る植物油脂及び植物油脂原料に付種類別買入先別買入計畫及び販賣先別用途別販賣計畫を定め豫め農林大臣の承認を受くべし

第七條 植物油脂の製造を爲す者は毎年二月末日迄にその年の四月一日より翌年の三月三十一日に至る期間の植物油脂の種類別月別製造可能數量を農林大臣及び統制機關に届出づべし、前項に掲ぐる者は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を農林大臣及び統制機關に報告すべし

法 規 法 令

一 前月における植物油脂の種類別の月初在庫數量、製造製量、出荷數量及び月末在庫數量

二 前月における植物油脂原料の種類別の月初在庫數量受入數量、消費數量及び月末在庫數量

第八條 統制機關は毎年二月末日迄にその年の四月一日より翌年三月三十一日に至る期間の植物油脂原料の種類別月別買入及び販賣見込數量を農林大臣に届出づべし、統制機關は毎月十日迄に前月における植物油脂及び植物油脂原料の種類別買入先別買入數量及び販賣先別販賣數量を農林大臣に報告すべし

第九條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは植物油脂の製造を爲す者若はその團體、植物油脂原料の生産者若はその團體、植物油脂若は植物油脂原料の輸入若は移入を爲す者若はその團體、植物油脂の販賣を爲す者若はその團體又は統制機關に對し植物油脂又は植物油脂原料の配給統制上必要な命令を爲すことを得

第十條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは植物油脂の製造を爲す者若はその團體、植物油脂原料の生産者若はその團體、植物油脂若は植物油脂原料の輸入若は移入を爲す者若はその團體又は植物油脂の販賣を爲す者若はその團體より植物油脂又は植物油脂原料の配給統制上必要な報告

二〇商工省告示三〇

轉廢業者資産評價委員會官制(一六・二・一〇勅令二二、一六・八・一勅令八〇三)

商工省所管重要物資現在高調査規則(一五・一・二九商工省令一五)

同規則による調査物資(一六・九・五商工省告示七八二)

醫藥品其の他の衛生用物資現在高調査規則(一六・二・五厚生省令六)

硝子屑配給統制規則(一六・二・二〇商工省令一〇)

國家總動員法中改正(一六・三・三法律一九)

國民更生金庫法(一六・三・六法律四二)

同 施行令(一六・六・三〇勅令七三)

同 施行規則(一六・六・三〇大藏省令三四)

國民勞務手帳法(一六・三・七法律四八)

同 施行令(一六・六・一四勅令七〇四)

同 施行規則(一六・六・一七厚生省令二四)

國民貯蓄組合法(一六・三・一三法律六四)

同 施行規則(一六・六・一九大藏省令三三)

同 施行規則(一六・六・一四勅令三六)

同 指定規則(一六・四・一閣令五、一六・六・九閣令一四改正)

*貿易統制令(一六・五・一四勅令五八一)

同 施行規則(一六・六・一二商工農林省令九、一

を徴することを得

附則

本令は昭和十五年十二月一日より之を施行す

(註) 昭和十二年法律第九十二號輸出入品等に關する臨時措置法第二條及び第三條の規定による規則)

用紙規格規則

昭和十五年十一月 七 日商工省令第九十四號
昭和十五年十二月二十三日商工省令第七號改正
昭和十六年三月二十日商工省令第十九號改正

第一條 商工大臣の指定したる用紙は左に掲ぐる規格に依るに非ざれば之を抄造することを得ず但し輸出註文(關東州、滿洲又は支那向のものを除く)に係る場合及特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

一 卷取紙の幅の標準寸法

A 列用 七六五耗若は八八〇耗又は其の

倍數

B 列用 七六五耗若は一〇八五耗又は其

の倍數

寸法の公差 正六耗

二 枚葉紙の標準寸法

A 列用 横六二五耗及縦八八〇耗又は横

六〇八耗及縦八五六耗

B 列用 横七六五耗及縦一〇八五耗又は

横七四五耗及縦一〇四七耗

寸法の公差 正六耗

第二條 左に掲ぐる物品の製造を爲す者は其

の仕上寸法を商工省用紙標準化委員會決定の規格(用紙仕上寸法、封筒寸法、荷札寸法、銀行關係用紙仕上寸法及保險關係用紙仕上寸法)に定むる寸法と爲すべし但し手漉紙を以て製造する場合、輸出註文(關東州、滿洲又は支那向のものを除く)に係る場合及特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

書簡用紙

歐文タイプライター用紙

雜記帳及ノートブック

株券

國債、地方債又は社債の證券

保險證券

商品切手

帳簿(ルースリーブを含む)

當座小切手

約束手形及爲替手形

計算用紙

契約書

見積書、註文書、送狀及請求書

傳票

原稿用紙

書籍

雜誌

技術報告用紙

辭令用紙

裹狀

六・七・七同省令一〇改正

硬化油等配給統制規則 一六・五・二〇商工省令

四九

電力調整令施行規則中改正 一六・五・三一課

省令五六

醫藥品及衛生材料生産配給統制規則 一六・

五・七厚生省令一五

國民職業能力申告令中改正 一六・六・一八勅

令七〇九

同 施行規則改正 一六・六・一八厚生省令二五

銀行等資金運用令中改正 一六・七・一六勅令七

七二

小麥粉等製造配給統制規則 一六・七・一一農

林省令五八

暴利行為等取締規則中改正 一六・七・一〇商

工農林省令一一

陸運統制令第二條の規定による指定 一六・

八・二鐵道省告示一五三

金屬保有狀況調査規則 一六・八・二〇商工省令

七三

重要産業團體令 一六・八・二九勅令八三一

同 施行規則 一六・九・一四令一九

配電統制令 一六・八・二九勅令八三三

同 施行規則 一六・八・三〇通信司法省令一

會社所有株式評價臨時措置令 一六・八・二九

免狀

圖書用紙

方眼紙

透寫紙

製圖用紙

事務用封筒

荷札

附則

本則は昭和十六年一月一日より之を施行す
但し第二條の規定は昭和十六年四月一日より之を施行す

〔註〕昭和十二年法規第九十二號輸出入品等に關する臨時措置法第二條の規定による規則

石油配給統制規則改正

昭和十五年十二月二十四日
商工省令第百九號

石油配給統制規則中左の通改正す

第一條中「重油及商工大臣の指定したる鑛物性の機械油」を「機械油、重油及商工大臣の指定したる石油副生物」に改む

第五條の二 石油の販賣業者（石油輸入業者を除く）はその販賣する石油に加工し又は之と異なる種類、規格若は銘柄の石油若は石油に非ざるものを混入し之を販賣することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限りに在らず

附則

本令は昭和十六年一月一日より之を施行す

石油配給統制規則に依り石油副生物指定

昭和十五年十二月二十四日
商工省告示第八百七十號

石油配給統制規則第一條の規定に依り石油副生物左の通り指定し昭和十四年九月商工省告示第二百五十八號は之を廢止す

本告示は昭和十六年一月一日より之を施行す

- 一、石油アスファルト
- 二、ストーンアスファルト
- 三、ストリートアスファルト
- 四、アスファルト乳劑
- 五、石油ピッチ
- 六、パラフィン（流動パラフィンを含む）

輸出品及輸出品用原材料配給統制規則

昭和十五年十二月二十三日
商工省令第百六號

勅令八三三

* 株式價格統制令（二六・八・二九勅令八三四）

* 金屬類回收令（二六・八・二九勅令八三五）

* 同 施行規則（二六・九・一商工省令七七）

* 回收物件及施設指定規則（二六・九・一四令二〇）

* 價格等統制令中改正（二六・九・二勅令八四）

* 同 施行規則中改正（二六・九・三令二）

* 海運統制令中改正（二六・九・二勅令八四二）

* 同 施行規則中改正（二六・九・三遞信省令八〇）

* 會社經理統制令中改正（二六・九・一六勅令八五九）

* 同 施行規則中改正（二六・九・二七令二〇）

* 港灣運送業等統制令（二六・九・一六勅令八六〇）

* 鐵製品製造制限規則（二六・九・二三商工省令八二〇）

同 規則に依る物品指定（二六・九・二三商工省告示第八四號）

奢侈品等製造販賣制限規則に依る制限禁止物品指定中改正（二六・九・二二商工省告示八四九、同告示八五〇、同告示八五一）

第一條 商工大臣の指定したる者（以下統制機關と稱す）より商工大臣の指定したる輸出品（以下指定輸出品と稱す）を買受け又は指定輸出品の輸出（關東州、滿洲又は支那に對する輸出を除く以下同じ）の委託を受けたるものは之を輸出（自ら輸出する場合

合に限る)以外の用に供することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣(商工大臣特に定めたるときは地方長官)の承認を受けたる場合は此の限に在らず

統制機關より指定輸出品を買受け又は指定輸出品の輸出委託を受けたる者は其の輸出に關し統制機關の指示ありたるときは之に従ひ當該指定輸出品を輸出すべし

第二條 統制機關は指定輸出品の買受、販賣及輸出の委託に關する規程を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

統制機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定輸出品の買受、販賣又は輸出の委託を爲すことを得ず

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規定の變更を命ずることあるべし

第三條 前條第一項の規定には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 買受手續、販賣手續及輸出委託手續に關する事項

二 買受價格及販賣價格に關する事項

三 委託輸出價格に關する事項

四 委託手数料に關する事項

五 第一條第二項の規定に依る指示に關する事項

第四條 統制機關は毎年一月一日より三月三十一日に至る期間、四月一日より六月三十日に至る期間、七月一日より九月三十日に

至る期間及十月一日より十二月三十一日に至る期間に於ける指定輸出品の買受、販賣及輸出の委託に關する計畫を定め豫め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

前項の計畫の承認申請書は當該期間の初日の二週間前迄に之を商工大臣に提出すべし

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の計畫の變更を命ずることあるべし

第五條 統制機關より指定輸出品を買受け又は指定輸出品の輸出の委託を受けたる者當該指定輸出品を輸出したるときは遲滞なく其の品名、價格、數量及價額並に輸出の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を統制機關に提出すべし

統制機關は毎月二十日迄に前項の規定に依り前月中に提出ありたる報告書の概要を商工大臣に報告すべし

第六條 商工大臣の指定したる者(以下配給機關と稱す)は左に掲ぐる場合を除く外商工大臣の指定したる輸出品用原材料(以下指定輸出品用原材料と稱す)を販賣することを得ず但し特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合は此の限に在らず

一 統制機關より註文を受け指定輸出品の製造(加工を含む以下同じ)を爲さんとする者又は南洋に對する貿易の調整に關する件第一條の輸出調整機關(以下輸出

調整機關と稱す)より註文を受け同條の指定輸出品にして同條の地域に輸出するもの(南洋向指定輸出品と稱す)の製造を爲さんとする者に販賣するとき

二 輸出註文(關東州、滿洲又は支那向のものを除く以下同じ)を受け指定輸出品及南洋向指定輸出品以外の輸出品(關東州、滿洲又は支那に輸出するものを除く以下同じ)の製造を爲さんとする者に販賣するとき

三 輸出註文を受けたる者(以下輸出者と稱す)より註文を受け指定輸出品及南洋向指定輸出品以外の輸出品の製造を爲さんとする者に販賣するとき

第七條 配給機關は指定輸出品用原材料の販賣に關する規程を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

配給機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定輸出品用原材料の販賣を爲すことを得ず

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規程の變更を命ずることあるべし

第八條 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 販賣手續に關する事項

二 販賣數量に關する事項

三 販賣價格に關する事項

四 第十二條、第十四條及第十六條の規定に依る用途の指示に關する事項

第九條 配給機關は毎年一月一日より三月三

十一日に至る期間、四月一日より六月三十日に至る期間、七月一日より九月三十日に至る期間及十月一日より十二月三十一日に至る期間に於ける指定輸出品用原材料の販賣計畫を定め豫め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

前項の販賣計畫の承認申請書は當該期間の初日の二週間前迄に之を商工大臣に提出すべし

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の販賣計畫の變更を命ずることあるべし

第十條 第六條第一號に掲ぐる者配給機關又は其の指定したる者より指定輸出品用原材料を買受けたるときは遲滞なく統制機關又は輸出調整機關の註文に係る物品を製造し之を統制機關又は輸出調整機關に販賣すべし但し特別の事情に依り商工大臣（商工大臣特に定めたるときは地方長官）の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第十一條 第六條第二號に掲ぐる者配給機關又は其の指定したる者より指定輸出品用原材料を買受けたるときは遲滞なく自己の受けたる輸出註文（當該輸出註文に付變更ありたるときは其の輸出註文）に係る物品を製造し之を輸出すべし但し當該輸出註文の取消又は解除ありたる場合及特別の事情に依り商工大臣（商工大臣特に定めたるときは地方長官）の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第十二條 前條但書前段の場合に於ては第六

法 規 法 令

條第二號に掲ぐる者は當該輸出註文に係る物品の製造に要する指定輸出品用原材料にして未だ使用せざるもの又は當該輸出註文に係る物品にして既に製造したるものを配給機關の指示したる用途以外の用に供することを得ず當該輸出註文に付變更ありたる場合に於て當該輸出註文に係る物品にして當該輸出註文の變更に依り其の製造又は輸出を爲さざるものあるとき其の物品の製造に要する指定輸出品用原材料にして未だ使用せざるもの又は既に製造したる物品にして未だ使用せざるもの又は既に製造したる物品にして其の販賣を爲さざるものに付亦同じ

第十三條 第六條第三號に掲ぐる者配給機關又は其の指定したる者より指定輸出品用原材料を買受けたるときは遲滞なく自己の受けたる註文（當該註文に付變更ありたるときは其の註文）に係る物品を製造し之を當該輸出者に販賣すべし但し當該註文の取消又は解除ありたる場合及特別の事情に依り商工大臣（商工大臣特に定めたるときは地方長官）の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第十四條 前條但書前段の場合に於ては第六條第三號に掲ぐる者は當該註文に係る物品の製造に要する指定輸出品用原材料にして未だ使用せざるもの又は當該註文に係る物品にして既に製造したるものを配給機關の指示したる用途以外の用に供することを得ず當該註文に付變更ありたる場合に於て當該註文に係る物品にして當該註文の變更に

依り其の製造又は販賣を爲さざるものあるとき其の物品の製造に要する指定輸出品用原材料にして未だ使用せざるもの又は既に製造したる物品にして其の販賣を爲さざるものに付亦同じ

第十五條 輸出者第六條第三號に掲ぐる者が第十三條の規定に依り販賣する物品を買受けたるときは遲滞なく自己の受けたる輸出註文（當該輸出註文に付變更ありたるときは其の輸出註文）に基き之を輸出すべし但し當該輸出註文の取消又は解除ありたる場合に定めたるときは地方長官）の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第十六條 前條但書前段の場合に於ては輸出者は其の買受けたる物品を配給機關の指示したる用途以外の用に供することを得ず當該輸出註文に付變更ありたる場合に於て其の買受けたる物品にして當該輸出註文の變更に依り輸出を爲さざるものあるとき其の物品に付亦同じ

第十七條 第六條第二號に掲ぐる者若は輸出者又は第六條第三號に掲ぐる者は自己の受けたる輸出註文又は輸出者の註文の取消、解除又は變更ありたるときは遲滞なく其の旨を記載したる報告書を配給機關に提出すべし

配給機關は前項の報告書の提出ありたるときは遲滞なく當該報告書を提出したる者に對し第十二條、第十四條又は前條の規定に

依る用途の指示を爲すべし

第十八條 第六條第二號に掲ぐる者又は輸出者自己の受けたる輸出註文に依る物品を輸出したるときは遲滯なく其の品名、價格、數量及價額並に輸出の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を配給機關に提出すべし

配給機關は毎月二十日迄に前項の規定に依り前月中に提出ありたる報告書の概要を商工大臣に報告すべし

第十九條 統制機關は毎月二十日迄に前月中に買取、販賣し又は輸出の委託を爲したる指定輸出品の種類別數量及價額を商工大臣に報告すべし

第二十條 配給機關は毎月二十日迄に前月中に販賣したる指定輸出品用原材料の種類別數量及價額を商工大臣に報告すべし

附 則
本則は昭和十六年一月二十日より之を施行す

商工省所管重要物資現在高調査規則

規 則

昭和十六年二月十日
商工省令第七號
昭和十六年八月二十七日
商工省令第七十四號改正

第一條 重要物資現在高調査は商工大臣の指定したる物資（以下調査物資と稱す）に付毎年四月一日午前零時及十月一日午前零時現在に依り之を行ふ

商工大臣特に必要ありと認むるときは指定したる調査物資に付前項の調査時期に代へ指定したる時期現在に依り調査を行ふことあるべし

第二條 重要物資現在高調査は工場、營業所、事業場其の他の經營の場所毎に之を行ふ但し經營の場所の一定せざる者又は經營の場所を有せざる者に在りては其の住所毎に之を行ふ

第三條 申告義務者は別記様式に依る重要物資現在高申告書に該當事項を調査記入し第一條第一項又は第二項の調査時期後五日以内に其の經營の場所（前條但書の場合に於ては其の住所）の所在地の市町村長に之を提出すべし但し商工大臣申告義務者に付重要物資現在高申告書の提出に當り經由すべき團體又は會社を経由して商工大臣に之を提出すべし

經營主自ら經營體の管理を爲さざるときは之を管理する者前項の申告書を提出すべし

第一項の申告書に調査記入すべき事項中調査物資名は別に定むる分類に依り區分して之を記入すべし

第四條 市町村長は當該市町村内の重要物資現在高申告書を取纏め審査の上調査時期後十五日以内に地方長官に之を提出すべし

第五條 地方長官は資源調査員に就き特に本則に依る調査を擔當せしむべき者（以下商工省所管重要物資現在高調査員と稱す）を指定すべし

第六條 商工省所管重要物資現在高調査員は市町村長の指揮監督を承け申告書用紙の配付、申告書の蒐集其の他之に關連する事務に従事す

申告義務者申告書用紙の配付を受けざるときは市町村長又は前條の調査員に其の旨申出て之が配付を受くべし

第七條 地方長官は受理したる重要物資現在高申告書を審査の上之を集計し重要物資現在高申告書を添附し之を商工大臣に提出すべし

第八條 道府縣又は市町村第一條第一項又は第二項の調査時期に於て調査物資を所有し又は保管する場合に於ては本則に準じ重要物資現在高申告書を商工大臣又は地方長官に提出すべし

第九條 本則の規定に依り提出したる申告書は統計上の目的以外に之を使用することを得ず但し物資の需給調整に關する統制運用計畫の設定及遂行に必要な場合は此の限に在らず

第十條 本則中町村又は町村長とあるは町村制を施行せざる地に於ては之に準ずべきも

のとす

附則

本則は公布の日より之を施行す

〔註〕 資源調査法第一條の規定に依る規則

商工省所管重要物

資現在高調査規則

に依る調査物資等

昭和十六年九月五日
商工省告示第七百八十二號

商工省所管重要物資現在高調査規則第一條第一項及第三項並に第三條第一項但書の規定に依り調査物資、申告義務者並に團體及會社左の通定め昭和十六年二月商工省告示第五百五號は之を廢止す（以下拔萃）

調査物資

上記物資に付重要物資現在高申告書を提出すべき者

グリセリン

生産業者
卸賣業者

三井物産株式會社

倉庫營業者

前掲以外の者にして百疋以上を所有し又は保管する者

石 鹼

生産業者
卸賣業者
倉庫營業者

法規法令

國家總動員法中

改正〔改正全文〕

昭和十三年四月法律第五十五號
昭和十六年三月法律第十九號

前掲以外の者にして浴用石鹼に在りては十打以上、粉末洗濯石鹼及固形洗濯石鹼に在りては六貫以上、工業用石鹼及其他の石鹼に在りては百疋以上を所有し又は保管する者

第一條 本法に於て國家總動員とは戰時（戰爭に準ずべき事變の場合を含む以下之に同じ）に際し國防目的達成の爲國の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用するを謂ふ

第二條 本法に於て總動員物資とは左に掲ぐるものを謂ふ
一 兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資
二 國家總動員上必要な被服、食料、飲料及飼料
三 國家總動員上必要な醫藥品、醫療器械器具其の他の衛生用物資及家畜衛生用物資

四 國家總動員上必要な船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資
五 國家總動員上必要な通信用物資
六 國家總動員上必要な土木建築用物資

及照明用物資

七 國家總動員上必要な燃料及電力
八 前各號に掲ぐるものの生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、裝置其の他の物資
九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な物資

第三條 本法に於て總動員業務とは左に掲ぐるものを謂ふ
一 總動員物資の生産、修理、配給、輸出輸入又は保管に關する業務
二 國家總動員上必要な運輸又は通信に關する業務
三 國家總動員上必要な金融に關する業務
四 國家總動員上必要な衛生、家畜衛生又は救護に關する業務
五 國家總動員上必要な教育訓練に關する業務
六 國家總動員上必要な試験研究に關する業務
七 國家總動員上必要な情報又は啓蒙宣傳に關する業務
八 國家總動員上必要な警備に關する業務
九 前各號に掲ぐるものを除くの外勅令を以て指定する國家總動員上必要な業務

第四條 政府は戰時に際し國家總動員上必要なときは勅令の定むる所に依り帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむること

を得但し兵役法の適用を妨げず

第五條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國法人其の他の團體をして國、地方公共團體又は政府の指定する者の行ふ總動員業務に付協力せしむることを得

第六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り従業者の使用、雇入若しは解雇、就職、従業者若し退職又は賃金、給料其の他の従業條件に付必要なる命令を爲すことを得

第七條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り労働爭議の豫防若しは解決に關し必要なる命令を爲し又は作業所の閉鎖、作業若しは勞務の中止其の他の労働爭議に關する行爲の制限若しは禁止を爲すことを得

第八條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り物資の生産、修理、配給、讓渡其の他の處分、使用、消費、所持及移動に關し必要なる命令を爲すことを得

第九條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り輸出若しは輸入の制限若しは禁止を爲し、輸出若しは輸入を命じ、輸出税若しは輸入税を課し又は輸出税若しは輸入税を増課若しは減免することを得

第十條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資を使用若しは收用し又は總動員業務を行ふ

者をして之を使用若しは收用せしむることを得

第十一條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り會社の設立、資本の増加、合併、目的變更、社債の募集若しは第二回以後の株金の拂込に付制限若しは禁止を爲し、會社の利益金の處分、償却其の他經理に關し必要なる命令を爲し又は銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用、債務の引受若しは債務の保證に關し必要なる命令を爲すことを得

第十二條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは總動員業務たる事業を營む會社の當該事業に屬する設備の費用に充つる爲の社債の募集に付商法第二百九十七條の規定に拘らず勅令を以て別段の定を爲すことを得

第十三條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其の他の施設又は之に轉用することをを得る施設の全部又は一部を管理、使用又は收用することを得

政府は前項に掲ぐるものを使用又は收用する場合に於て勅令の定むる所に依り其の従業者を供用せしめ又は當該施設に於て現に實施する特許發明若しは登録實用新案を實施することを得

政府は戦時に際し國家總動員上必要あると

きは勅令の定むる所に依り總動員業務に必要なる土地若しは家屋其の他の工作物を管理、使用若しは收用し又は總動員業務を行ふ者をして之を使用若しは收用せしむることを得

第十四條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用若しは收用し又は總動員業務を行ふ者をして特許發明及登録實用新案を實施せしめ若しは鑛業權、砂鑛權及水の使用に關する權利を使用せしむることを得

第十五條 前二條の規定に依り政府の收用したるもの不用に歸したる場合に於て收用したる時より十年内に拂下ぐるとき又は第十三條第三項の規定に依り總動員業務を行ふ者の收用したるもの收用したる時より十年内に不用に歸したるときは勅令の定むる所に依り舊所有者若しは舊權利者又は其の一般承繼人は優先に之を買受くることを得

第十六條 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備の新設、擴張若しは改良を制限若しは禁止し又は總動員業務たる事業に屬する設備の新設、擴張若しは改良を命ずることを得

第十六條の二 政府は戦時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業に屬する設備又は權利の讓渡其の他の處分、出資、使用又は移動に關し必要なる命

令を爲すことを得

第十六條の三 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若しくは休止又は法人の目的變更、合併若しくは解散に關し必要なる命令を爲すことを得

第十七條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種若しくは異種の事業の事業主間に於ける當該事業に關する統制協定の設定、變更若しくは廢止に付認可を受けしめ、統制協定の設定、變更若しくは取消を命じ又は統制協定の加盟者若しくは其の統制協定に加盟せざる事業主に對し其の統制協定に依るべきことを命ずることを得

第十八條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り同種又は異種の事業の事業主又は其の團體に對し當該事業の統制又は統制の爲にする經營を目的とする團體又は會社の設立を命ずることを得

前項の命令に依り設立せらるる團體は法人とす

第一項の規定に依り設立を命ぜられたる者其の設立を爲さざるときは政府は定款の作成其の他設立に關し必要なる處分を爲すことを得

法規法令

しむることを得

政府は第一項の團體に對し其の構成員（其の構成員の構成員を含む以下之に同じ）の事業に關する統制規程の設定、變更若しくは廢止に付認可を受けしめ、統制規程の設定若しくは變更を命じ又は其の構成員若しくは構成員たる資格を有する者に對し團體の統制規程に依るべきことを命ずることを得第一項の團體又は會社に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第十六條の二 第十六條の二の規定に依り設置若しくは權利の讓渡若しくは出資を命じ又は第十六條の三の規定に依り事業の讓渡を命じたる場合に於て讓渡者又は出資者の負擔する債務の承繼及其の擔保の處理に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

第十七條の三 第十六條の二の規定に依る設置若しくは權利の讓渡若しくは出資、第十六條の三の規定に依る事業の讓渡若しくは法人の合併又は第十八條第一項若しくは第三項の規定に依り設立せらるる團體若しくは會社に付ては勅令の定むる所に依り課税標準の計算に關する特例を設け又は租税の減免を爲すことを得

第十九條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、修繕料其の他の財産的給付に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十條 政府は戰時に際し國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り新聞紙

其の他の出版物の掲載に付制限又は禁止を爲すことを得

政府は前項の制限又は禁止に違反したる新聞紙其の他の出版物にして國家總動員上支障あるものの發賣及頒布を禁止し之を差押ふることを得此の場合に於ては併せて其の原板を差押ふることを得

第二十一條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝國臣民及帝國臣民を雇傭若しくは使用する者をして帝國臣民の職業能力に關する事項を申告せしめ又は帝國臣民の職業能力に關し検査することを

第二十二條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り學校、養成所、工場、事業場其の他技能者の養成に適する施設の管理者又は養成せらるべき者の雇傭主に對し國家總動員上必要なる技能者の養成に關し必要なる命令を爲すことを得

第二十三條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産、販賣又は輸入を業とする者をして當該物資又は其の原料若しくは材料の一定數量を保有せしむることを得

第二十四條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員業務たる事業の事業主又は戰時に際し總動員業務を實施せしむべき者をして戰時に際し實施せしむべき總動員業務に關する計畫を設定せしめ又は當該計畫に基き必要なる演練を爲

さしむることを得
 第二十五條 政府は國家總動員上必要あるときは總動員物資の生産若は修理を業とする者又は試験研究機關の管理者に對し試験研究を命ずることを得

第二十六條 政府は國家總動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り總動員物資の生産又は修理を業とする者に對し豫算の範圍内に於て一定の利益を保證し又は補助金を交付することを得此の場合に於て政府は其の者に對し總動員物資の生産若は修理を爲さしめ又は國家總動員上必要なる設備を爲さしむることを得

第二十七條 政府は勅令の定むる所に依り第八條第十條、第十三條、第十四條若は第十六條の二の規定に依る處分、第九條の規定に依る輸出若は輸入の命令、第十一條の規定に依る資金の融通、有價證券の應募、引受若は買入、債務の引受若は債務の保證の命令、第十六條の規定に依る設備の新設、擴張若は改良の命令又は第十六條の三の規定に依る事業の委託、讓渡、廢止若は休止若は法人の目的變更若は解散の命令に因り生じたる損失を補償す但し第二項の場合はこの限に在らず

總動員業務を行ふ者は第十條第十三條第三項又は第十四條の規定に依り使用、收用又は實施を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償すべし
 第二十八條 政府は第二十二條、第二十三條

又は第二十五條の規定に依り命令を爲す場合に於ては勅令の定むる所に依り之に因り生じたる損失を補償し又は補助金を交付す
 第二十九條 前二條の規定に依る補償の金額及第十五條の規定に依る買受の價額は總動員補償委員會の議を経て政府之を定む
 總動員補償委員會に關する規程は勅令で之を定む

第三十條 政府は第二十六條又は第二十八條の規定に依り利益の保證又は補助金の交付を受くる事業を監督し之が爲必要なる命令又は處分を爲すことを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要なる場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

第三十一條の二 左の各號の一に該當する者は十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處す

一 第八條の規定に依る命令に違反したる者
 二 第十九條の規定に依る命令に違反したる者

第三十二條 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す

前項の場合に於て輸出又は輸入を爲し又は爲さんとしたる物にして犯人の所有し又は

所持するものは之を沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得

第三十三條 左の各號の一に該當する者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處す
 一 第七條の規定に依る命令又は制限若は禁止に違反したる者
 二 第九條の規定に依る命令に違反し輸出又は輸入を爲さざる者

三 第十條の規定に依る總動員物資の使用又は收用を拒み、妨げ又は忌避したる者
 四 第十三條の規定に依る施設、土地若は工作物の管理、使用若は收用又は從業者の供用を拒み、妨げ又は忌避したる者

第三十四條 左の各號の一に該當する者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す
 一 第十一條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者
 二 第十六條の規定に依る制限若は禁止又は命令に違反したる者

三 第十六條の二の規定に依る命令に違反したる者
 四 第十六條の三の規定に依る命令に違反したる者

第五 第十七條若は第十八條第五項の規定に違反し認可を受けずして統制協定者は統制規程を設定、變更若は廢止し又は第十七條若は第十八條第五項の規定に依る命令に違反したる者

六 第二十三條の規定に依る命令に違反し

保有を爲さざる者

七 第二十六條の規定に違反し生産、修理

又は設備を爲さざる者

第三十五條 前四條の罪を犯したる者には情

狀に因り懲役及罰金を併科することを得

第三十六條 左の各號の一に該當する者は一

年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一 第四條の規定に依る徵用に應ぜず又は

同條の規定に依る業務に従事せざる者

二 第六條の規定に依る命令に違反したる

者

第三十七條 左の各號の一に該當する者は三

千圓以下の罰金に處す

一 第二十二條の規定に依る命令に違反し

たる者

二 第二十四條の規定に依る命令に違反し

計畫の設定又は演練を爲さざる者

三 第二十五條の規定に依る命令に違反し

試験研究を爲さざる者

第三十八條 左の各號の一に該當する者は千

圓以下の罰金に處す

一 第十八條第一項の規定に依る命令に違

反し團體又は會社の設立を爲さざる者

二 第十八條第六項の規定に依る命令に違

反したる者

三 第三十條の規定に依る命令又は處分に

違反したる者

四 第三十一條の規定に依る報告を怠り又

は虚偽の報告を爲したる者

第三十九條 第二十條第一項の規定に依る制

限又は禁止に違反したるときは新聞紙に在りては發行人及編輯人、其の他の出版物に在りては發行者及著作者を二年以下の懲役若し禁錮又は二千圓以下の罰金に處す

新聞紙に在りては編輯人以外に於て實際編輯を擔當したる者及掲載の記事に署名したる者亦前項に同じ

第四十條 第二十二條の規定に依る差押

處分の執行を妨害したる者は六月以下の懲

役若し禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

第四十一條 前二條の罪には刑法併合罪の規

定を適用せず

第四十二條 第三十一條の規定に依る當該官

吏の検査を拒み、妨げ又は忌避したる者は

六月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處

す

第四十三條 第二十一條の規定に違反して申

告を怠り又は検査を拒み、妨げ若し忌避し

たる者は五十圓以下の罰金又は拘留若し科

料に處す

第四十四條 總動員業務に従事したる者其の

業務遂行に關し知得したる當該官廳指定の

總動員業務に關する官廳の機密を漏泄又は

竊用したるときは二年以下の懲役又は二千

圓以下の罰金に處す

公務員又は其の職に在りたる者職務上知得

したる當該官廳指定の總動員業務に關する

官廳の機密を漏泄又は竊用したるときは五

年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第四十五條 公務員又は其の職に在りたる者

本法の規定に依る職務執行に關し知得したる法人又は人の業務上の秘密を漏泄又は竊用したる時は二年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

第十八條第一項又は第三項の規定に依り事

業の統制を目的として設立せられたる團體

又は會社其の他本法に依る命令に依り統制

を爲す法人其の他の團體の役員若し使用人

又は其の職に在りたる者其の業務執行に關

し知得したる法人又は人の業務上の秘密を

漏泄又は竊用したるとき亦前項に同じ

第四十六條 第十八條第一項又は第三項の規

定に依り事業の統制を目的として設立せら

れたる團體又は會社其の他本法に依る命令

に依り統制を爲す法人其の他の團體の役員

又は使用人其の擔當する統制事務に關し賄

賂を收受し又は之を要求若し約束したると

きは二年以下の懲役に處す因て不正の行爲

を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五

年以下の懲役に處す

前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒

收す若し其の全部又は一部を沒收すること

能はざるときは其の價額を追徴す

第四十七條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄

賂を交付、提供又は約束したる者は二年以

下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯したる者自首したるときは其

の刑を減輕又は免除することを得

第四十八條 法人の代表者又は法人若し人の

代理人、使用人其の他の從業者其の法人又

は人の業務に關し第三十一條の二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又は第四十三條前段の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し各本條の罰金刑又は科料刑を科す

第四十九條 前條の規定は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲にも之を適用す本法施行地に住所を有する人の代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行爲に付亦同じ

本法の罰則は本法施行地外に於て罪を犯したる帝國臣民にも之を適用す

第五十條 本法施行に關する重要事項（軍機に關するものを除く）に付政府の諮問に應ずる爲國家總動員審議會を置く

國家總動員審議會に關する規程は勅令を以て之を定む

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む（昭和十三年五月十五日號を以て昭和十三年五月五日より施行）
軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號は之を廢止す

國民更生金庫法

昭和十六年三月五日
法律第四十二號

第一章 總則

第一條 國民更生金庫は時局の要請に應じ轉業又は廢業を爲す商工業者等の資産及負債の整理を促進し其の更生を圖ることを目的とす

國民更生金庫は法人とす

第二條 國民更生金庫は主たる事務所を東京市に置く

國民更生金庫は主務大臣の認可を受け必要の地に從たる事務所を設置することを得

第三條 國民更生金庫は主務大臣の認可を受け銀行其の他命令の定むる法人をして業務の一部を代理せしむることを得

第四條 國民更生金庫の資本金は二千萬圓とす但し主務大臣の認可を受け之を増加することを得

第五條 政府は千九百萬圓を國民更生金庫に出資すべし

前項の出資は國債證券を交付して之を爲すことを得

前項の規定に依り交付する國債證券の交付價格は時價を參酌して大藏大臣之を定む

第六條 國民更生金庫は定款を以て左の事項を規定すべし

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金額及資産に關する事項
- 五 役員に關する事項
- 六 業務及其の執行に關する事項

七 更生債券の發行に關する事項

八 會計に關する事項

九 公告の方法

定款は主務大臣の認可を受け之を變更することを不得

第七條 國民更生金庫は勅令の定むる所に依り登記を爲すことを要す

前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後非ざれば之を以て第三者に對抗することを不得す

第八條 國民更生金庫には所得稅、法人稅及營業稅を課せず

北海道、府縣、市町村其の他之に準すべきものは國民更生金庫の事業に對しては地方稅を課することを不得但し特別の事情に基き内務大臣及大藏大臣の認可を受けたる場合は此の限に在らず

第九條 國民更生金庫に付解散を必要とする事由發生したる場合に於て其の處置に關しては別に法律を以て之を定む

第十條 國民更生金庫に非ざる者は國民更生金庫又は之に類似する名稱を用ふることを不得す

第二章 役員

第十一條 國民更生金庫に理事長一人、理事三人以上及監事二人以上を置く

第十二條 理事長は國民更生金庫を代表し其の業務を總理す

理事は定款の定むる所に依り國民更生金庫を代表し、理事長を輔佐して國民更生金庫

の業務を掌理し、理事長事故あるときは其の職務を代理し、理事長缺員のときは其の職務を行ふ

監事は國民更生金庫の業務を監査す

第十三條 理事長、理事及監事は主務大臣之を命ず

理事長及理事の任期は三年、監事の任期は二年とす

第十四條 理事長は定款の定むる所に依り従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有する代理人を選任することを爲す

第十五條 理事長及理事は他の職業に従事することを得ず但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十六條 國民更生金庫に評議員若干人を置き主務大臣之を命ず

評議員は業務經營に關する重要な事項に付理事長の諮問に應じ必要あるときは之に對し意見を述ぶることを得

評議員は名譽職とし其の任期は二年とす

第三章 業務

第十七條 國民更生金庫は左の業務を行ふ

一 轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする資産の管理又は處分

二 轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする資金の融通

三 轉業又は廢業を爲す商工業者等の爲にする債務の引受又は保證

四 前各號の業務に附帶する事業

國民更生金庫は主務大臣の認可を受け前項に掲ぐる業務以外の業務を行ふことを得

本法に規定するものの外國民更生金庫の業務に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第十八條 國民更生金庫は左の方法に依るの外業務上の餘裕金を運用することを得ず

一 國債、地方債又は主務大臣の認可を受けたる有價證券の取得

二 大藏省預金部への預金又は郵便貯金

三 銀行への預金又は信託會社への金錢信託

第十九條 國民更生金庫は拂込資本金額の十倍を限り更生債券を發行することを得

第二十條 更生債券は額面金額五十圓以上とし無記名利札附とす但し應募者又は所有者の請求に依り記名と爲すことを得

更生債券は割引の方法を以て之を發行することを得

第二十一條 國民更生金庫は更生債券借換の爲一時第十九條の制限に依らず更生債券を發行することを得

前項の規定に依り更生債券を發行したるときは發行後一月以内に其の發行額面金額に相當する舊更生債券を償還すべし

第二十二條 政府は更生債券の元本の償還及利息の支拂を保證することを得

第二十三條 更生債券は賣出の方法を以て發行することを得

第二十四條 國民更生金庫に於て更生債券を發行せんとするときは主務大臣の認可を受くべし

第二十五條 更生債券の消滅時効は元本に在りては十五年、利息に在りては五年を以て完成す

第二十六條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外の公債に關する規定は更生債券に之を準用す

第二十七條 本章に規定するものの外更生債券に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第五章 會計

第二十八條 國民更生金庫の事業年度は四月より翌年三月迄とす

第二十九條 國民更生金庫は設立の時及毎事業年度の初に於て財産目錄、貸借對照表及損益計算書を作成し定款と共に之を各事務所に備置くことを要す

出資者及債權者は業務時間内何時にても前項に掲ぐる書類の閲覧を求むることを得

第六章 監督及補助

第三十條 主務大臣は國民更生金庫の業務を監督す

第三十一條 國民更生金庫は主務大臣の認可を受くるに非ざれば剩餘金の處分を爲すことを得ず

第三十二條 國民更生金庫は業務開始の際業務の方法を定め主務大臣の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第三十三條 主務大臣は國民更生金庫に對し業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ、検査を爲し其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第三十四條 主務大臣は國民更生金庫監理官を置き國民更生金庫の業務を監視せしむ

第三十五條 國民更生金庫監理官は何時にても國民更生金庫の業務及財産の狀況を検査することを得

國民更生金庫監理官は必要ありと認むるときは何時にても國民更生金庫に命じて業務及財産の狀況を報告せしむることを得

國民更生金庫監理官は國民更生金庫の諸般の會議に出席して意見を陳述することを得

第三十六條 役員が法令、定款若は主務大臣の命令に違反し又は公益を害する行爲を爲したるときは主務大臣は之を解任することを得

第三十七條 政府は國民更生金庫に對し第十七條に規定する業務に因りて受けたる損失を補償するの契約を爲すことを得

前項の契約は之に基き交付すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を経たる金額を超えざる範圍内に於て之を爲すことを要す

第一項の損失を決定する基準は大藏大臣之を定む

第三十八條 前條第一項の損失及其の額は國民更生金庫損失審査會之を決定す

國民更生金庫損失審査會の組織及權限は勅令を以て之を定む

第七章 罰則

第三十九條 左の場合に於ては國民更生金庫の理事長、理事又は監事を千圓以下の過料に處す

一 本法に依り主務大臣の認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざるるとき

二 本法に規定せざる業務を營みたるるとき

三 第十八條の規定に違反し業務上の餘裕金を運用したるとき

四 第十九條又は第二十一條第二項の規定に違反し更生債券の發行を爲し又は償還を爲さざるるとき

五 主務大臣の監督上の命令又は處分に違反したるとき

六 國民更生金庫監理官の検査を拒み、妨げ若は忌避し又は其の命ずる報告を爲さざるるとき

第四十條 左の場合に於ては國民更生金庫の理事長、理事又は監事を五百圓以下の過料に處す

一 本法又は本法に基きて發する勅令に違反し登記を爲すことを怠り又は不正の登記を爲したるとき

二 第二十九條の規定に違反し書類を備置かざるるとき、其の書類に記載すべき事項を記載せず若は不正の記載を爲したるとき又は正當の事由なくして其の閲覧を拒みたるるとき

第四十一條 第十條の規定に違反し國民更生金庫又は之に類似する名稱を用ひたる者は

五百圓以下の過料に處す

附則

第四十二條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む

第四十三條 主務大臣は設立委員を命じ國民更生金庫の設立に關する事務を處理せしむ

第四十四條 設立委員は定款を作成し政府以外の出資者の出資の申込書と共に之を主務大臣に提出し設立の認可を申請すべし

前項の認可ありたるときは設立委員は遲滞なく出資の拂込を爲さしむることを要す

第四十五條 出資の拂込完了したるときは設立委員は遲滞なく其の事務を國民更生金庫理事長に引續ぐべし

理事長前項の事務の引繼を受けたるときは理事長、理事及監事の全員は設立の登記を爲すべし

國民更生金庫は設立の登記を爲すに因りて成立す

第四十六條 本法施行の際現に國民更生金庫又は之に類似する名稱を用ふる者は本法施行後六月以内に其の名稱を變更することを要す

第十條の規定は前項の期間内之を前項に掲ぐる者に適用せず

第四十七條 國民更生金庫が財團法人國民更生金庫の權利を讓受け又は其の義務を引受けんとする場合に於ては主務大臣の認可を受くべし

前項の讓受又は引受は財團法人國民更生金

庫の解散の日に於ける財産目録に記載したる價格に依ることを得

國民更生金庫が前項の價額に依り第一項の讓受又は引受を爲したるに因り受けたる損失は之を第三十七條第一項の損失と看做す

第四十八條 登録税法中左の通改正す

第十九條第七號中「庶民金庫」の上に「國民更生金庫、」を、「庶民金庫法」の上に「國民更生金庫法、」を加ふ

同條第十七號の次に左の一號を加ふ

十七の二 國民更生金庫が國民更生金庫

法第十七條に規定する業務の爲にする權利の取得又は所有權の保存の登記又は登録

同條第十八號中「庶民金庫」の上に「國民更生金庫、」を加ふ

第四十九條 印紙税法中左の通改正す

第五條第五號の二の次に左の一號を加ふ

五の三 國民更生金庫の業務に關する證書帳簿及更生債券

第五十條 政府出資特別會計法中左の通改正す

第五條に左の一項を加ふ

公債の交付に依り出資を爲す爲必要あるときは政府は前項の規定に依るの外本會計の負擔に於て公債を發行することを得

國民勞務手帳法

昭和十六年三月六日
法律第四十八號

法 規 法 令

第一條 本法に於て從業者と稱するは年齢十四年以上六十年未満の者にして命令を以て定める技術者又は勞務者として左の各號の二に該當する事業に使用せらるるものを謂ふ

一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取の事業

二 物の製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又は解體の事業（電氣、瓦斯又ハ各種動力の發生、變更又は傳導を爲す事業及水道の事業を含む）

三 土木、建築其の他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊又は其の準備の事業

四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機に依る旅客又は貨物の運送の事業

五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫に於ける貨物の取扱の事業

六 通信事業

七 其の他命令を以て定むる事業

第二條 從業者は國民勞務手帳を受有することを要す

國民勞務手帳は政府之を發行す

本法に定むるものの外國國民勞務手帳に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第三條 何人と雖も國民勞務手帳を使用者に提示するに非ざれば從業者として使用せらるることを得ず但し命令を以て定むる場合は之を提示するを以て足る

何人と雖も前項の提出又は提示を爲さざる

者を從業者として使用することを得ず
前二項の規定は官吏及待遇官吏並に命令を以て定むる者に付ては之を適用せず

第四條 使用者は命令の定むる所に依り從業者の提出したる國民勞務手帳を其の者を使用する期間中保管すべし

使用者は從業者より請求ありたるときは何時にても其の者をして國民勞務手帳を閱覽せしむべし

第五條 使用者從業者を使用せざるに至りたるときは其の者に國民勞務手帳を返還すべし但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず

使用者前項但書の規定に依り國民勞務手帳を返還せざるときは命令の定むる所に依り國民職業指導所長に之を提出すべし

第六條 國民勞務手帳の交付を受けたる者國民勞務手帳の返還に關し異議あるときは命令の定むる所に依り國民職業指導所長に其の旨申立つることを得

前項の申立ありたるときは國民職業指導所長は國民勞務手帳を返還すべきや否を裁定し返還すべき旨裁定したるときは使用者に對し國民勞務手帳の返還を命ずべし

第七條 前條の裁定又は命令に不服ある者は命令の定むる所に依り地方長官に其の旨申立つることを得

前項の申立ありたるときは地方長官は國民勞務手帳審査會に諮問して國民勞務手帳を返還すべきや否を裁定し返還すべき旨裁定

したるときは使用者に對し國民勞務手帳の返還を命すべし

國民勞務手帳審査會に關する規程は勅令を以て之を定む

第八條 地方長官又は國民職業指導所長必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り使用者又は國民勞務手帳の交付を受けたる者に對し國民勞務手帳の提出又は返納を命ずることを得

第九條 使用者及國民勞務手帳の交付を受けたる者は命令の定むる所に依り必要な事項を國民勞務手帳に記載し之を國民職業指導所長に報告すべし

第十條 使用者及國民勞務手帳の交付を受けたる者は國民勞務手帳に本法に基きて發する命令を以て定むる事項以外の事項を記載することを不得

第十一條 國民勞務手帳の交付を受けたる者は重ねて國民勞務手帳の交付を受けることを得ず但し國民勞務手帳毀損し若は亡失したる場合餘白なきに至りたる場合、其の他命令を以て定むる場合は此の限に在らず

第十二條 國民勞務手帳の交付を受けたる者は國民職業指導所長又は使用者に於て國民勞務手帳を保管する場合を除くの外自ら之を保管すべし

第十三條 國民職業指導所長必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り國民勞務手帳に代る證明書（以下證明書と稱す）を交付することを不得

證明書は之を國民勞務手帳と看做す

前二項に定むるものの外證明書に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第十四條 國民勞務手帳以外の手帳には國民勞務手帳なる名稱を用ふることを得ず

第十五條 從業者、從業者たらんとする者又は使用者は國民勞務手帳に關し必要あるときは從業者又は從業者たらんとする者の戸籍に關し戸籍事務を管掌する者又は其の代理人に對し無償にて證明を求むることを得

從業者は國民勞務手帳に記載せられたる事項に關し使用者に對し無償にて證明を求むることを得

第十六條 厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長必要ありと認むるときは使用者又は國民勞務手帳の交付を受けたる者に店頭を求め又は其の者より報告を徴することを得

厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長必要ありと認むるときは當該官吏をして第一條に掲ぐる事業の場所に臨檢し業務の状況又は帳簿書類其の他の物件を檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第十七條 左の各號の一に該當する者は一年以下の徵役又は千圓以下の罰金に處す

一 第三條、第五條第一項又は第十一條の規定に違反したる者

二 詐偽其の他の不正行爲を以て國民勞務手帳の交付を受けたる者

三 自己の國民勞務手帳を他人をして行使せしむる目的を以て交付したる者

第十八條 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す

一 第四條、第五條第二項、第十條又は第十四條の規定に違反したる者

二 第八條の規定に依る命令に違反し國民勞務手帳を提出又は返納せざる者

三 第九條の規定に違反し記載若は報告を怠り又は虚偽の記載若は報告を爲したる者

四 第十六條第一項の規定に違反し店頭に應ぜず又は報告を怠り若は虚偽の報告を爲したる者

五 第十六條第二項の規定に依る當該官吏の臨檢檢査を拒み、妨げ又は忌避したる者

第十九條 使用者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者が其の業務に關し第十七條第一號又は前條第一號乃至第四號の違反行爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

第二十條 第十七條第一號又は第十八條第一號乃至第四號の罰則は使用者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營

業に關し成年と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第二十一條 本法は罰則を除くの外國ノ道府縣、市町村其の他之に準ずべきものに之を適用す

國の事業に關しては本法の適用に付命令を以て別段の定を爲すことを得

第二十二條 本法中使用者に關する規定は工場法の適用を受ける工場に在りては工業主人、工場管理人ある場合に於ては工場管理人に、鑛業に在りては鑛業權者に、鑛業代理人ある場合に於ては鑛業代理人に之を適用す

第二十三條 本法の適用に付ては國民職業能力申告令に依る要申告者が同令に基き交付を受けたる職業能力申告手帳は之を國民勞務手帳と看做す

附則
本法施行の期日は各規定に付勅令を以て之を定む

醫藥品及衛生材 料生産配給統制 規則

第一條 生活必需物資統制令に依る醫藥品及

法 規 法 令

昭和十六年五月七日
厚生省令第十五號

衛生材料の生産配給の統制に付ては本令の定むる所に依る

第二條 厚生大臣の指定したる醫藥品（以下

第一種醫藥品と稱す）の生産（自製の醫藥品の原料に供する目的を以て爲す生産を含む以下同じ）を業とせんとする者は厚生大臣の許可を受くべし

前項の許可を受けんとする者は左の各號に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を厚生大臣に提出すべし

一 住所（法人にありては主たる事務所所在地）及氏名（法人に在りては名稱）

二 藥劑師、製藥者、賣藥營業者の別

三 品名

四 生産の目的

五 工場所在地

六 生産能力及生産工程

七 原材料取得の方法

第三條 前條第一項の許可を受けたる者第一種醫藥品に付其の生産を廢止し又は生産能力若しは生産工程を變更せんとするときは厚生大臣の許可を受くべし

前項の許可を受けんとする者は其の事由を具したる許可申請書を厚生大臣に提出すべし

前條第一項の許可を受けたる者前條第二項第一號、第二號、第四號、第五號又は第七號の記載事項に變更ありたるときは直に厚生大臣に届出づべし

前條第一項の許可を受けたる者第一種醫藥

品に付其の生産を一月以上休止せんとするときは豫め其の事由及休止の期間を厚生大臣に届出づべし

第四條 厚生大臣は第一種醫藥品若しは第六條の規定に依り厚生大臣の指定したる衛生材料の生産を業とする者又は此等の者の團體に對し生産の數量、時期其の他必要なる事項を指定して當該醫藥品又は衛生材料の生産を命ずることあるべし

第五條 厚生大臣の指定したる醫藥品（以下

第二種醫藥品と稱す）の生産を業とする者輸入業者移入業者又は此等の者の團體は厚生大臣の指定したる者（以下生産統制機關と稱す）以外の者に對し當該醫藥品を讓渡することを得ず但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 生産を業とする者、輸入業者又は移入業者が此等の者の團體に讓渡するとき

二 陸軍衛生材料廠又は海軍軍需部に讓渡するるとき

三 特別の事情に依り厚生大臣の許可を受けたるとき

第六條 厚生大臣の指定したる醫藥品又は衛生材料（以下第三種醫藥品衛生材料と稱す）の生産を業とする者、輸入業者、移入業者又は此等の者の團體は厚生大臣の指定したる者（以下配給統制機關と稱す）以外の者に對し當該醫藥品又は衛生材料を讓渡することを得ず但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に非らず

一 第二種醫藥品に該當するものに付生産統制機關に讓渡するとき

二 生産を業とする者、輸入業者又は移入業者が此等の者の團體又は第二項の規定に依り厚生大臣の指定したる者に讓渡するとき

三 陸軍衛生材料廠又は海軍軍需部に讓渡するとき

四 特別の事情に依り厚生大臣の許可を受けたるとき

前項の規定は厚生大臣の指定したる者第三種醫藥品衛生材料を讓渡する場合に付之を準用す

第七條 地方長官（東京府に在りては警視總監以下同じ）の指定したる者又は其の團體（以下仲買人と稱す）に非ざれば厚生大臣の指定したる醫藥品（以下指定生薬と稱す）の生産者又は其の團體より醫藥品の製造又は販賣の業務に關し當該指定生薬を讓渡することを得ず但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 生産者の團體が生産者より讓受くるとき

二 特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき

第八條 仲買人は厚生大臣の指定したる者以外の者に對し生産者又は其の團體より讓受けたる指定生薬を讓渡することを得ず但し仲買人間に於て讓渡する場合は此の限に在らず

前項但書の規定に依り仲買人間に讓渡ありたる場合に於て最終に指定生薬を讓受けたる仲買人は前項の規定に依り厚生大臣の指定したる者以外の者に對し當該指定生薬を讓渡することを得ず

第九條 指定生薬の輸入業者、移入業者又は此等の者の團體は厚生大臣の指定したる者以外の者に對し當該指定生薬を讓渡することを得ず但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に非らず

一 輸入業者又は移入業者が此等の者の團體に讓渡するとき

二 特別の事情に依り厚生大臣の許可を受けたるとき

第十條 生産統制機關、配給統制機關又は第八條若は前條の規定に依り厚生大臣の指定したる者は夫れ夫れ第二種醫藥品第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬に付豫め厚生大臣の承認を受けたる配給計畫に依るに非ざれば當該醫藥品衛生材料又は指定生薬を讓渡することを得ず但し左の各號に掲ぐる場合は此の限に在らず

一 陸軍衛生材料廠又は海軍軍需部に讓渡するとき

二 特別の事情に依り厚生大臣の許可を受けたるとき

第十一條 地方長官の指定したる者（以下卸賣機關と稱す）は第三種醫藥品衛生材料に付豫め地方長官の承認を受けたる配給計畫に依るに非ざれば當該醫藥品又は衛生材料

を讓渡することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に非らず

第十二條 厚生大臣又は地方長官必要ありと認むるときは第十條又は前條の規定に依り承認を受けたる配給計畫の變更を命ずることあるべし

第十三條 卸賣機關は當該道府縣に於ける醫藥品又は衛生材料の販賣を業とする者（生産統制機關、配給統制機關、第六條第二項、第八條又は第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者及卸賣機關を除く以下小賣業者と稱す）及地方長官の指定したる者以外の者に對し第三種醫藥品衛生材料を讓渡することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第十四條 厚生大臣又は地方長官第三種醫藥品衛生材料に付配給の圓滑を圖る爲必要ありと認むるときは地域、品目及用途を指定し其の讓渡又は讓受に付購入券を使用せしむることあるべし

第十五條 購入券の發行者は市町村長（之に準ずべきものを含む以下同じ）其の他の者に付厚生大臣又は地方長官之を定む

前項の外購入券の様式其の他其の交付に關し必要なる事項は地方長官之を定む

第十六條 購入券の發行に關し市町村長の行ふ事務に關する費用は市町村（之に準ずべきものを含む）の負擔とす

第十七條 購入券は之を他人に讓渡し又は他

人より譲受けることを得ず

第十八條 地方長官は購入券の發行者に對し其の發行すべき購入券に相當する醫藥品又は衛生材料の品目別數量を決定し之を通知すべし

購入券の發行者は前項の通知を受けたる醫藥品又は衛生材料の品目別數量の限度内に於て購入券を發行すべし

第十九條 地方長官は卸賣機關に對し前條第一項の品目別數量を通知すべし

卸賣機關は購入券と引換ふるに非ざれば前項の通知を受けたる品目別數量に該當する醫藥品又は衛生材料を讓渡することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に非らず

第二十條 第十四條の規定に依り厚生大臣又は地方長官の指定したる地域に於ける小賣業者は購入券と引換ふるに非ざれば前條第二項の規定に依る購入券と引換へに卸賣機關より讓受けたる醫藥品又は衛生材料を讓渡することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に非らず

前條第二項但書の規定に依り地方長官の許可を受け卸賣機關が讓渡する場合に於て讓受けたる醫藥品又は衛生材料に付亦前項に同じ

第二十一條 卸賣機關又は前條の小賣業者は第十四條の規定に依り厚生大臣又は地方長官の指定したる醫藥品又は衛生材料に付購

入券と引換へに讓受の申込ありたるときは正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ず

第二十二條 卸賣機關又は小賣業者は前條の醫藥品又は衛生材料を讓渡する爲引換へたる購入券に引換後遲滞なく自己の氏名又は名稱及引換の年月日を記入し消印を押捺すべし但し卸賣機關が小賣業者に讓渡する爲引換へたる購入券に付ては之に消印を押捺するを以て足るものとす

第二十三條 卸賣機關又は小賣業者は第十九條第二項又は第二十條の規定に依り購入券と引換ふるに非ざれば讓渡することを得ざる醫藥品又は衛生材料を使用せんとするときは自己の用に供する爲交付を受けたる購入券に自己の氏名又は名稱及使用の年月日を記入し消印を押捺すべし

第二十四條 卸賣機關又は小賣業者は第二十二條又は前條の規定に依り消印を押捺したる購入券を一月毎に取纏め翌月十五日迄に其の發行者に送附すべし

第二十五條 厚生大臣は第二種醫藥品又は第三種醫藥品衛生材料の生産を業とする者、輸入業者移入業者、又は此等の者の團體、生産統制機關、配給統制機關、第六條第二項、第八條若は第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者又は仲買人に對し讓渡の時期、相手方其の他必要な事項を指定して第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬の讓渡を命ずることあるべし

第二十六條 地方長官本令の施行に關し特に必要ありと認むるときは卸賣機關又は小賣業者に對し讓渡の時期、相手方其の他必要な事項を指定して第三種醫藥品衛生材料の讓渡を命じ又は其の讓渡若は讓受に關し一般的に數量、時期、方法、相手方若は配給區域には必要な命令を爲すことを得

第二十七條 生活必需品物資統制令第二條第一項の規定に依る損失保償の請求を爲さんとする者は處分事項の實施終了後之を請求すべし但し厚生大臣の承認を受けたるときは別段の時期に之を請求することを得

第二十八條 厚生大臣の指定したる醫藥品又は衛生材料は之を厚生大臣の指定したるもの、原料又は材料に使用することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に非らず

第二十九條 生産統制機關、配給統制機關又は第八條若は第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者は事業計畫書を年度開始前二月迄に厚生大臣に提出し其の承認を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第三十條 第二條第一項の許可を受けたる者は第一種醫藥品に付毎年四月より翌年三月に至る一年の月別品目別生産豫定計畫書を前年十一月末日迄に厚生大臣に提出すべし前項の規定に依り提出したる生産豫定計畫書を變更したるときは直に厚生大臣に報告すべし

は第八條若し第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者は夫れ夫れ第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬には左の各號に掲ぐる事項を記載したる報告書を毎月十五日迄に厚生大臣に提出すべし
一 前月中に於ける品目別讓受先別讓受數量

二 前月中に於ける品目別讓渡先別讓受數量

三 前月末に於ける品目別在庫數量
第三十二條 生産統制機關、配給統制機關、卸賣機關又は第八條若し第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者は帳簿を備へ夫れ夫れ第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬に付左の各號に掲ぐる事項を記載すべし

一 品目別讓受先別讓受數量、讓受價格及讓受年月日

二 品目別讓渡先別讓渡數量、讓渡價格及讓渡年月日

三 毎月末に於ける品目別在庫數量
第三十三條 厚生大臣又は地方長官必要ありと認むるときは第一種醫藥品、第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料又は指定生薬の生産を業とする者、輸入業者、移入業者又は此等の者の團體、生産統制機關、配給統制機關、第六條第二項、第八條若し第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者、仲買人、卸賣機關又は小賣業者に付必要なる報告を徴し又は當該官吏をして工場、店舗、

事務所、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況又は第一種醫藥品、第二種醫藥品、第三種醫藥品衛生材料若し指定生薬、書類、帳簿其の他の物件を檢査せしむることを得前項の規定に依り臨檢檢査を爲す當該官吏は其の身分を示す前記様式の證票を携帯すべし

第三十四條 第二條第一項の許可を受けたる者本令の規定に違反したるときは厚生大臣は其の許可を取消することあるべし

第三十五條 本令の規定に依り厚生大臣に提出すべき書類は主たる事務所所在地を管轄する地方長官を経由すべし但し生産統制機關、配給統制機關又は第八條若し第九條の規定に依り厚生大臣の指定したる者の提出すべきものに付ては此の限に在らず

附 則

第三十六條 本令は公布の日より之を施行す但し第七條、第八條及第十三條乃至第二十四條は昭和十六年七月一日より之を施行す

第三十七條 第二條第一項の規定に依る第一種醫藥品の指定の日に於て現に當該醫藥品の生産を業とする者は指定の日より二月を限り第二條第一項の規定に拘らず其の生産を爲すことを得

前項に掲ぐる者同項の期間内に第二條第二項各號に掲ぐる事項を厚生大臣に届出たる者は届出の日に於て當該第一種醫藥品に付同條第一項の許可を受けたるものと看做す

第三十八條 第二十九條の規定に依り提出すべき事業計畫書の提出期限は昭和十六年度に限り昭和十六年六月一日とす
第三十九條 第三十條の規定に依り提出すべき生産豫定計畫書の提出期限は昭和十六年四月より昭和十七年三月に至る生産豫定計畫書に限り昭和十六年七月十日とす

國民更生金庫施 行 令

昭和十六年六月二十八日
勅令第七百三十一號

第一章 業 務

第一條 國民更生金庫の國民更生金庫法第七條第一項の業務は地方長官に於て左の各號の一に該當する事由に因り轉業又は廢業を爲すものと認むる商工業者等(以下轉廢業者と稱す)の爲に之を行ふ

一 時局に伴ふ經濟統制の爲にする生産、配給、輸出又は輸入の禁止又は制限
二 時局に伴ふ經濟統制の爲にする生産、配給、輸出又は輸入の機構の整理
三 國際關係の變化に基く輸出又は輸入の減少

四 前各號の事由に準ずる事由

第二條 國民更生金庫が轉廢業者の爲管理又は處分すべき資産は當該轉廢業者が業務の用に供し若し業務に關し取得したるもの又

は管理若は處分上之と分離するを適當とせざるものに限る

第三條 國民更生金庫の轉廢業者の爲にする資産の管理又は處分は其の資産に付所有權其の他の權利の移轉を受けて之を行ふことを得

第四條 國民更生金庫が轉廢業者の爲資産の處分を引受けたる場合に於ては當該資産を處分したる時其の處分價額に相當する金額を處分の委託者に交付す但し地方長官の轉廢業者資産評價地方委員會に諮問し決定する價額(以下引受價額と稱す)に満たざる價額を以て當該資産を處分したるとき及當該資産を處分し得ざる時は引受價額に相當する金額を交付す

第五條 國民更生金庫法第十七條第一項第二號の資金の融通は轉廢業者の爲資産の處分を引受けたる場合に限り當該資産の引受價額を限度として當該轉廢業者の爲之を爲すことを得

第六條 國民更生金庫法第十七條第一項第三號の債務の引受又は保證は轉廢業者の爲資産の處分を引受けたる場合に限り大藏大臣の認可を受けたる額を限度として當該轉廢業者の爲之を爲すことを得

第二章 更生債券(略)
第三章 登記(略)

生活必需物資統制令

昭和十六年三月三十一日
勅令第三百六十二號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ)第八條の規定に基く生活必需物資に關する統制及其の統制事務に付ての國家總動員法第五條の規定に基く協力命令に付ては別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令を適用すべき生活必需物資の種類は閣令を以て之を定む

第三條 主務大臣は生活必需物資の生産(加工を含む以下同じ)を業とする者又は其の團體に對し生活必需物資の生産に關し必要なる事項を命じ又は一般的に制限を爲すことを得

第四條 主務大臣は生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の他賣渡を業とする者、輸出業者、輸入業者若は此等の者の團體又は業務に關し若は轉賣の目的を以て生活必需物資を所有する者に對し讓渡の時期、相手方其の他必要なる事項を指定して之が讓渡を命ずることを得

第五條 主務大臣は命令の定むる所に依り生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の

他賣渡を業とする者、輸入業者又は此等の者の團體に對し生活必需物資の讓渡に關し一般的に數量、時期、方法、相手方、配給區域其の他に付必要なる命令を爲すことを得

第六條 主務大臣は命令の定むる所に依り生活必需物資の讓受に關し一般的に數量、時期、方法、相手方其の他に付必要なる命令を爲すことを得

第七條 主務大臣は生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の他賣渡を業とする者、輸出業者、輸入業者又は此等の者の團體に對し生活必需物資の寄託、保有、質入其の他の處分又は移動に關し一般的に必要なる事項を命じ又は制限若は禁止を爲すことを得

第八條 主務大臣は物品の保管を業とする者に對し生活必需物資の保管に關し一般的に必要なる事項を命ずることを得

第九條 主務大臣は生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の他配給を業とする者、輸入業者又は此等の者の團體に對し生活必需物資の生産又は配給に關し事業計畫の設定又は其の變更を命ずることを得

第十條 主務大臣は生活必需物資の生産を業とする者、販賣其の他配給を業とする者、物品の保管を業とする者又は此等の者の團體に對し生活必需物資の生産、販賣其の他配給、購買又は保管に關し帳簿を備へ必要なる事項の記載を爲さしむることを得

第十一條 主務大臣は生活必需物資の使用又は消費を爲す者に對し生活必需物資の使用又は消費に關し一般的に必要な事項を命じ又は制限若し禁止を爲すことを得

第十二條 國家總動員法第二十七條の規定に依り補償すべき損失は左の各號の處分に因る通常生ずべき損失とす

一 第三條の規定に依る生産の命令
二 第四條の規定に依る讓渡の命令
損失補償請求の時期其の他損失補償に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第十三條 主務大臣は個人及法人其の他の團體を以て本令に依る生活必需物資の統制上必要な事務に協力せしむることを得

第十四條 主務大臣は國家總動員法第三十一條の規定に基き關係者より生活必需物資に關する統制又は其の統制事務に付ての協力に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場、店舗、倉庫其の他の場所に臨檢し業務の狀況若しは生活必需物資、書類、帳簿等を檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第十五條 主務大臣は本令に定むる職權の一部を地方長官（東京府に在りては警視總監を含む）に委任することを得

第十六條 主務大臣は命令の定むる所に依り必要ありと認むるときは市町村長又は之に準ずべきものをして本令に依る生活必需物資に關する統制の實施上必要な事務を行はしむることを得

前項の事務に關する費用は命令の定むる所に依り市町村又は之に準ずべきものをして之を負擔せしむることを得

第十七條 内地に於て本令中第八條の規定の施行及之に必要な他の規定の施行に關する主務大臣は物品の保管を業とする者其の業に關する法令に依り監督する所管大臣あるときは當該所管大臣とす

第十八條 本令中主務大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とす

第二條中閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令、樺太又は南洋群島に在りては廳令とす

附 則

本令は公布の日より之を施行す

生活必需物品物資 指定規則

昭和十六年四月一日閣令第五號
昭和十六年六月九日閣令第十四號

生活必需物資統制令第二條の規定に依り同令

を適用すべき生活必需物資の種類を定むること左の如し

- 一 農林大臣の定むる食糧農産物及其の加工品
- 二 農林大臣の定むる鮮魚介類
- 三 厚生大臣の定むる醫藥品及衛生材料

貿易統制令

昭和十六年五月十三日
勅令第五百八十一號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む）第九條の規定に基き輸出若しは輸入の命令又は輸出若しは輸入の制限若しは禁止及び當該命令による物品の讓渡その他の處分、所持又は移動に關する國家總動員法第八條の規定に基き命令に附いては本令の定むるところによる

第二條 輸出又は輸入の命令は主務大臣命令の定むる所により輸出令書又は輸入令書を發し輸出業者又は輸入業者に交付してこれを爲す

第三條 主務大臣は前條の規定に依り輸出又は輸入の命令を爲したる場合に於て當該命令を受けたる者に對し命令の定むる所に依り國家總動員法第八條の規定に基き當該物品の讓渡その他の處分、所持又は移動に關し必要な命令を爲すことを得

第四條 主務大臣は命令の定むる所に依り品

目を指定して輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得此の場合に於ては當該物品の譲渡その他の處分、所持又は移動に關する條件を附することを得

第五條 國家總動員法第二十七條の規定に基き、補償すべき損失は第二條の規定に依り輸出又は輸入の命令を爲したる場合及び當該命令を受けたる者に對し第三條の規定により命令をなしたる場合において當該命令による損失にして通常生ずべきものその他主務大臣の定むるものとす

前項の損失を請求せんとする者は主務大臣の指定したる期間内にこれを請求すべし

第六條 主務大臣必要と認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に基き輸出若し輸入又は輸出品若し輸入品に關し報告を徴し又は當該官吏をして事業場、店舗倉庫その他の場所に臨檢し業務の狀況若し帳簿書類その他の物件を検査せしむることを得

前項の規定により當該官吏をして臨檢検査せしむる場合においてはその身分を示す證書を携帯せしむべし

第七條 本令中主務大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、南洋總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とす

附則

本令は昭和十六年五月十五日よりこれを施行す、但し朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島にありては昭和十六年五月二十五日よりこれを施行す

法 規 法 令

硬化油等配給統制規則

昭和十六年五月二十四日
商工省令第四十九號

第一條 硬化油、硬化蠟、脂肪酸、グリセリン水(石鹼廢液を含む以下同し)、粗製グリセリン又は精製グリセリン(以下硬化油等と總稱す)の製造、輸入又は移入を業とする者はその製造し、輸入し又は移入したる硬化油等を、商工大臣の指定したる者(以下統制會社と稱す)以外の者に譲渡することを得ず但し統制會社の指定したる者に、グリセリン水又は粗製グリセリンを譲渡する場合、及び特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限りにあらず

第二條 統制會社以外の者は硬化油等の製造、輸入又は移入を業とする者より其の製造し、輸入し又は移入したる硬化油等を譲受けることを得ず但し前條但書の規定に依り統制會社の指定したる者がグリセリン水又は粗製グリセリンを譲受くる場合及び同條但書の許可を受け譲渡する硬化油等を譲受くる場合は此の限にあらす

第三條 統制會社は豫め毎月の硬化油等の譲渡先別種類別譲渡數量を定め商工大臣の承認を受くべし之れを變更せんとするとき亦同じ

第四條 硬化油等の製造、輸入又は移入を業とする者は其の製造し、輸入し又は移入したる硬化油等を使用することを得ず但し硬化油等の製造を業とする者が、其の製造したるグリセリン水又は粗製グリセリンを粗製グリセリン又は精製グリセリンの製造に使用する場合及び特別の事情に依り商工大臣の許可を受けたる場合は此の限にあらす

第五條 第一條但書の規定に依り、統制會社の指定したる者は同條但書の規定に依り譲受けたるグリセリン水又は粗製グリセリンを粗製グリセリン又は精製グリセリンの製造以外の用に供することを得ず

第六條 硬化油等の製造を業とする者は、毎月十日までに左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし

一 前月中に於ける硬化油等の原料別種類別製造數量

二 前月中に於ける硬化油等の譲渡先別原料別種類別譲渡數量

三 前月末に於ける自己の製造したる硬化油等の原料別種類別在庫數量

第七條 硬化油等の輸入又は移入を業とする者は毎月十日までに、左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし

一 前月中に於ける硬化油等の原料別種類別仕出地別輸入又は移入數量

二 前月中に於ける硬化油等の原料別種類別譲渡數量

三 前月末に於ける硬化油等の原料別種類

別在庫數量

第八條 統制會社は毎月十日迄に左に掲ぐる事項を記載したる報告書を商工大臣に提出すべし

一 前月中に於ける硬化油等の讓受先別原料種類別讓受數量

二 前月中に於ける硬化油等の讓受先別原料種類別讓渡數量

三 前月末に於ける硬化油等の原料別種類別在庫數量

第九條 グリセリン水、粗製グリセリン及び精製グリセリンに付いては前三條の報告書に記載すべき事項は原料別に之れを記載することを要せず

第十條 商工大臣必要ありと認むるときは硬化油等の製造、輸入若しくは移入を業とする者又は統制會社に對し硬化油等の配給統制上必要な命令を爲すことあるべし

附 則

本則は昭和十六年六月一日より之れを施行す但し第六條乃至第九條の規定は同年七月一日より之れを施行す

硬化油等配給統制

規則第一條の規定

に依る指定

昭和十六年五月二十日
商工省告示第四百四十二號

硬化油、硬化蠟及脂肪酸に付ては日本硬化油統制株式會社

グリセリン水、粗製グリセリン及精製グリセリンに付ては日本グリセリン統制株式會社

貿易統制令施行

規則

昭和十六年六月十二日
商工農林省令第九號
昭和十六年七月七日
商工農林省令第十號

第一條 貿易統制令（以下令と稱す）の施行に付ては別に定むるものを除くの外本則の定むる所に依る

第二條 輸出令書及輸入令書（以下令書と總稱す）には左に掲ぐる事項を記載す

一 輸出業者又は輸入業者の氏名又は名稱及住所

二 品名

三 數量

四 單價及價格

五 輸出又は輸入の時期

六 輸出港又は輸入港

七 仕向港又は積出港

八 仕向地又は仕入地

九 令第五條の規定に依る損失の補償に關する事項

十 其の他必要な事項

第三條 商工大臣又は農林大臣必要と認むるときは輸出又は輸入の命令の變更又は取消を爲すことあるべし

輸出又は輸入の命令の變更又は取消は商工大臣又は農林大臣變更令書又は取消令書を發し輸出又は輸入の命令を受けたる輸出業者又は輸入業者（以下受命者と總稱す）に交付して之を爲す

第四條 受命者當該命令に依る輸出又は輸入の約定を爲したるときは遲滞なく別記様式第一號に依る輸出約定報告書又は輸入約定報告書を商工大臣又は農林大臣に提出すべし

前項の輸出約定報告書又は輸入約定報告書に記載したる事項に變更ありたるときは受命者は遲滞なく之を商工大臣又は農林大臣に届出づべし

第五條 受命者當該命令に依る輸出又は輸入を爲したるときは遲滞なく前記様式第二號に依る輸出報告書又は輸入報告書に輸出又は輸入を爲したることを證する書面を添附し之を商工大臣又は農林大臣に提出すべし

第六條 受命者當該命令に依る輸出又は輸入を爲すこと能はず又は著しく困難なりと認むるに至りたるときは遲滞なく其の事由を具し之を商工大臣又は農林大臣に届出づべし

第七條 令第三條の規定に依る命令は商工大臣又は農林大臣輸出の命令を爲したる場合に於ては當該物品の輸出を確保する爲必要

と認むるときは當該物品に付、輸入の命令を爲したる場合に於ては當該命令に依り輸入したる物品に付之を爲す

第八條 受命者損失の補償を請求せんとするときは損失の生じたる日より六月以内に損失補償請求書を商工大臣又は農林大臣に提出すべし

商工大臣又は農林大臣正當の事由ありと認むるときは前項の期間の延長を許可することあるべし

第九條 損失補償請求書には左に掲ぐる事項を記載すべし
一 令書又は令第三條の規定に依る命令書の番號

二 補償請求の事由

三 補償請求額

四 其の他必要と認むる事項

前項の損失補償請求書には損失補償額算出明細書を添附すべし

前項の添付書類の外商工大臣又は農林大臣は必要と認むる書類の提出を求むることあるべし

第十條 關稅定率別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるものは商工大臣の許可を受くるに非ざれば之を輸出することを得ず但し左の各號の一に該當する場合は此の限に在らず

一 關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件第一條の規定に依る指定輸出品を關東州、滿洲又は支那に輸出する

とき

二 輸出品及輸出品用原材料配給統制規則第一條の規定に依る統制機關より買受け又は輸出の委託を受けたる指定輸出品を輸出するとき

三 南洋に對する貿易の調整に關する件第一條の規定に依る指定輸出品を同條の規定に依り商工大臣の指定したる地域に輸出するとき

四 國家總動員法第九條の規定に基く命令に依り輸出するとき

第十條の二 關稅定率別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるもの(以下指定物品と稱す)は商工大臣の指定したる者(以下調整機關と稱す)より買受け若し輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたる者に非ざれば之を關東州、滿洲及支那以外の地域に輸出することを得ず但し前條第三號又は第四號に掲ぐる場合及特別の事情に依り商工大臣の承認を受けたる場合は此の限に在らず

第十一條 前三條の規定は左の各號の一に該當する物品の輸出に付ては之を適用せず

一 御料品
二 本邦に來遊する外國の元首及其の一族並に其の從者に屬する物品

三 本邦に派遣せられたる外國の大使、公使其の他之に準すべき使節、大使館若し公使館の館員又は領事に屬する自用品及在本邦外國大使館、公使館又は領事館に

屬する公用品

四 官廳の輸出に係る物品

五 手荷物、引越荷物又は船用品

六 博覽會に出品する爲輸出する物品

七 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又は第八號の規定の適用を受けたる物品

八 販賣以外の目的を以て輸出し且其の原價五十圓を超えざる物品

第十一條の二 調整機關は指定物品に付商工大臣の定める數量又は金額の限度を超えて賣渡し若し輸出の委託を爲し又は輸出の承認を爲すことを得ず

第十一條の三 調整機關は指定物品の買受、販賣、輸出の委託及輸出の承認に關する規程を定め商工大臣の承認を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

調整機關は前項の規定に依り商工大臣の承認を受けたる規程に依るに非ざれば指定物品の買受、販賣、輸出の委託又は輸出の承認を爲すことを得ず

商工大臣必要ありと認むるときは第一項の規程の變更を命ずることあるべし

第十一條の四 前條第一項の規程には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 買受手續、販賣手續、輸出委託手續及輸出承認手續に關する事項

二 買受價格、販賣價格、委託輸出價格及輸出承認の基準たる輸出價格に關する事項

三 販賣、輸出の委託及輸出の承認の條件に關する事項

四 其他必要なる事項

第十一條の五 商工大臣緊急の必要ありと認むるときは第十條の許可を受けたる者又は第十條の二に掲ぐる者若は同條但書の規定に依る承認を受けたる者に對し當該物品に付其の輸出の制限又は禁止を爲すことあるべし

商工大臣必要ありと認むるときは前項の物品の輸出地を管轄する税關長をして前項の輸出の制限又は禁止を爲さしむることあるべし

第十二條 關稅定率別表輸入稅表に掲ぐる物品にして商工大臣の指定したるものは商工大臣の許可を受くるに非ざれば之を輸入することを得ず但し左の各號の一に該當する場合に此の限に非らず

一 關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件第六條の規定に依る指定輸入品を關東州、滿洲又は支那より輸入するるとき

二 南洋に對する貿易の調整に關する件第八條の規定に依る指定輸入品を同條の規定に依り商工大臣の指定したる地域より輸入するるとき

三 國家總動員法第九條の規定に基く命令に依り輸入するときは

第十三條 前條の規定は左の各號の一に該當する物品の輸入に付ては之を適用せず

一 第十一條第一號乃至第三號及第五號に規定する物品

二 官廳の輸入に係る物品

三 博覽會に出品する爲輸入する物品

四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又は第八號の規定の適用を受け輸入する物品

五 販賣以外の目的を以て輸入し且其の原價五十圓を超えざる物品

第十四條 第十條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる輸出許可申請書に註文ありたることを證する書面を添附し之を商工大臣に提出すべし

一 品名

二 數量(種類別に記載すべし)

三 單價及價額(種類別に記載すべし)

四 賣渡先の氏名又は名稱及住所

五 仕向地

六 仕向港

七 輸出港(郵便物に在りては發送郵便局)

八 輸出時期(郵便物に在りては郵便局に差出すべき時期)

第十五條 第十二條の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる輸入許可申請書を商工大臣に提出すべし

一 品名

二 數量(種類別に記載すべし)

三 豫想單價及豫想價額(種類別に記載すべし)

四 產出地又は製造地

五 積出港

六 輸入港(郵便物に在りては到着郵便局)

七 輸入時期(郵便物に在りては郵便局に到着すべき時期)

前項の場合に於て許可を受けんとする者他人より委託を受け輸入せんとするものなるときは輸入許可申請書に前項各號に掲ぐる事項の外委託者の氏名又は名稱及住所を記載し且委託ありたることを證する書面を添附すべし

第十六條 第十二條の許可を受けたる者は商工大臣の指定したる期間内に其の物品を輸入すべし

商工大臣は正當の事由ありと認むる場合に限り前項の期間の延長を許可することあるべし

第十二條の許可を受けたる者前二項の期間内に其の物品を輸入せざる時は許可は其の效力を失ふ

第十七條 第十條の許可を受けたる者第十四條第六號乃至第八號に掲ぐる事項を變更せんとするときは豫め之を商工大臣に届出づべし第十二條の許可を受けたる者第十五條第一項第五號乃至第七號に掲ぐる事項を變更せんとするときは亦同じ

第十八條 第十二條の許可を受けたる者他人より委託を受け輸入せんとするものなる場合に於て其の委託契約消滅し又は委託數量減少したるときは委託者と連署の上七日以内に之を商工大臣に届出づべし

第十九條 第十條又は第十二條の許可を受けたる者は其の物品の輸出又は輸入を爲す場合に於て商工大臣の交付する輸出許可書又は輸入許可書を當該税關又は郵便局に提示すべし

第十九條ノ二 第十條ノ二に掲ぐる者當該指定物品を輸出せんとするときは調整機關より買受け若しは輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたることを證する書面を當該税關又は郵便局に提示すべし

第十條ノ二但書の規定に依る承認を受けたる者當該指定物品を輸出せんとするときは商工大臣の承認を受けたることを證する書面を當該税關又は郵便局に提示すべし

第二十條 第十條又は第十二條の許可を受けたる者輸出又は輸入を爲したるときは七日以内に左に掲ぐる事項を商工大臣に届出ずべし

一 輸出又は輸入の許可を受けたる物品の品名及數量並に許可の年月日

二 輸出又は輸入を爲したる物品の品名、數量並に單價及價額

三 輸入を爲したる物品の産出地又は製造地及積出港

四 輸出港又は輸入港（郵便物に在りては發送郵便局又は到着郵便局）

五 輸出又は輸入の年月日（郵便物に在りては差出又は到着の年月日）

第二十條ノ二 第十條の二に掲ぐる者當該指定物品を輸出したるときは七日以内に其の

品名、數量、單價及價額並に輸出の年月日を記載したる報告書に輸出したることを證する書面を添附し之を調整機關に提出すべし

調整機關は毎月二十日迄に前項の規定に依り前月中に提出ありたる報告書の概要を商工大臣に報告すべし

第二十一條 令第六條第二項の證票は別記録式第三號に依る

附則

本則は公布の日より之を施行す

臨時輸出入許可規則は之を廢止す但し本則施行前従前の罰則を適用すべかりし行爲に付ては仍従前の例に依る

臨時輸出入許可規則第一條又は第三條の規定に依り爲したる許可は之を第十條又は第十二條の規定に依り爲したるものと看做す

臨時輸出入許可規則第五條又は第七條の規定に依り提出したる書類は之を第十四條又は第十五條の規定に依り提出したるものと看做す

臨時輸出入許可規則第六條第一項の規定に依り爲したる期間の指定又は同條第二項又は依り爲したる許可は之を第十六條第一項又は依り爲したる許可に依り爲したるものと看做す

調整機關は當分の内第十一條の三第二項の規定に拘らず同條第一項の規定に依らずして指定物品の買受、販賣、輸出の委託又は輸出の承認を爲すことを得

小麥粉等製造配給統制規則

昭和十六年七月十一日
農林省令第五十八號

第一條 生活必需物資統制令に依る小麥粉の製造及配給並に小麥粉を原料とする物品の製造の統制に付ては別に定むるものを除くの外本則の定むる所に依る

第二條 小麥粉の製造を業とする者にして農林大臣の指定するもの（以下指定小麥粉製造業者と稱す）は其の製造したる小麥粉を農林大臣の指定する者（以下中央小麥粉配給機關と稱す）以外の者に販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず

中央小麥粉配給機關は其の取扱ふ小麥粉の配給計畫を定め農林大臣の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

農林大臣必要ありと認むるときは前項の配給計畫の變更を命ずることあるべし

第三條 中央小麥粉配給機關は地方長官の指定する者（以下地方小麥粉配給機關と稱す）以外の者に小麥粉を販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第四條 指定小麥粉製造業者以外の者にして小麥粉の製造を爲すものは其の製造したる

小麥粉を當該道府縣の地小麥粉配給機關以外の人に販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第五條 地方小麥粉配給機關は其の認可を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ
地方長官必要ありと認むるときは前項の配給計畫の變更を命ずることを得

第六條 小麥生産者、土地に付權利を有する者又は麥類配給統制規則第六條第三項の麥類を收受したる者は其の生産し、小作料として受け又は收受したる小麥を原料として販賣の目的を以て小麥粉の製造を爲し又は其の小麥粉を原料とする物品の製造を爲すことを得ず

麥類配給統制規則第六條第一項又は第二項の規定に依り小麥を買受け又は販賣の委託を受けたる者は農林大臣の指定したる場合を除くの外其の買受け又は販賣の委託を受けたる小麥を原料として小麥粉の製造を爲し又は其の小麥粉を原料とする物品の製造を爲すことを得ず

第七條 小麥粉の製造を業とする者は農林大臣の指定したる場合を除くの外其の製造したる小麥粉を原料として物品の製造を爲すことを得ず

第八條 小麥粉を所有し又は販賣の目的を以て占有する者は其の所有し又は占有する小麥粉に付農林大臣より價格等統制令第七條

の規定に依り定むる最高販賣價格に依る買入の申込ありたるときは其の申込に應じ之を賣渡すべし

第九條 小麥粉を原料とする物品の製造を業とする者は小麥粉を原料として農林大臣又は地方長官の指定する物品の製造を爲すことを得ず
小麥粉を原料とする物品の製造を業とする者小麥粉を原料として農林大臣又は地方長官の指定する物品の製造を爲さんとすときは地方長官の許可を受くべし

第十條 何等の名義を以てするを問はず第二條乃至第四條、第六條、第七條及第九條の規定に依る制限又は禁止を免るる行爲を爲すことを得ず

第十一條 農林大臣又は地方長官特に必要ありと認むるときは小麥粉又は小麥粉を原料とする物品の製造を爲す者、當該物品の賣買其の代理若は媒介を爲す者又は此等の者の團體に對し當該物品の製造又は配給に關し一般的に必要な命令を爲すことを得

第十二條 小麥粉の製造設備の新設、増設又は改設を爲さんとする者は農林大臣の許可を受くべし

第十三條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは第十一條に掲ぐる者より小麥粉又は小麥粉を原料とする物品の製造又は配給に關し必要な報告を徴し又は當該官吏をして帳簿其の他の物件の検査を爲さしむることを得

生活必需物資統制令第十四條第二項の規定に依る證票は別記様式に依る

附則

本令は昭和十六年七月十五日より之を施行す
昭和十五年農林省令第六十五號小麥粉等配給統制規則は之を廢止す

暴利行爲等取締規則中改正

昭和十六年七月十日
商工農林省令第十二號

第一條第二項を左の如く改む

何人と雖も主務大臣又は地方長官の指示ありたる場合其の他正當の事由ある場合を除くの外營利の目的を以て又は自己の業務に關し物品の買占又は賣惜を爲すことを得ず

何人と雖も主務大臣又は地方長官の指示ありたる場合其の他正當の事由ある場合外他のものを併せ又は負擔を附して物品の販賣を爲すことを得ず
何人と雖も不當の報酬を得て物の賣買の媒介を爲すことを得ず

第二條第一項但書中「地方長官」を「主務大臣又は地方長官」に改む

附則

本令は昭和十六年七月十五日より之を施行す
〔參照〕

昭和十四年十二月二日 商工農林省令第一號暴利

行爲等取締規則抄録
第一條第二項

何人と雖も暴利を得るの目的を以て物品の買占若は賣惜を爲し又は不當の報酬を得て物品の賣買の媒介を爲すことを得ず

第二條第一項

物品の販買を爲す者は其の價格及左の各號に掲ぐる物品に付ては其の旨を物品の見易き部分に記載し、店頭に掲示し其の他容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし但し地方長官に於て特別の事情ありと認むる場合は此の限に在らず
(左記略す)

陸運統制令に依り

陸上運送事業者に

對し貨物運送の引受及順序に關する

件

昭和十六年八月二日
鐵道省告示第五百十三號

陸運統制令第二條の規定に依り陸上運送事業者に對し、貨物運送の引受及順序に關し左の各號の通り昭和十六年八月十日より實施することを命ず

一 東京、川崎、横濱、名古屋、京都、大阪

法規法令

及び神戸の各市内所在驛を取扱驛とする小運送業を經營する陸上運送事業者は小運送以外の運送を引受くることを得ず但し所管鐵道局長の承認を受けたときはこの限に非らず

二 貨物自動車運送事業者は左の貨物の運送を引受くることを得ず

イ 五十斤を超える運送を要する貨物

ロ 百貨店その他小賣業者の顧客に對し配達する貨物

ハ 庭石、大理石、模造石

ニ 植木、盆栽、鉢植、花輪

ホ 寫眞機類、樂器類、娛樂用品

ヘ その他地方長官(東京府にありては警視總監、以下同じ)の指定するもの

三、貨物自動車運送事業者は左の順序に依り貨物の運送を爲すべし

イ 軍需品、軍關係資材

ロ 天災事變に依り緊急を要するもの

ハ 米穀類、生鮮食料品、木炭

ニ 鑛石、石炭

ホ 鐵道、軌道又は船舶に依り驛又は港灣に到着せる貨物

ヘ ハ以外の國民生活に缺くべからざる物

資

ト 其の他

四 特別の事情により地方長官の承認を受けたるときは前二號に依らざることを得

重要産業團體令

昭和十六年八月二十九日
勅令第八百三十一號

第二章 總則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三

百十七號)に於て依る場合を含む以下同じ)

第十八條の規定に基く重要産業に於ける事業の統制を目的とする團體に付ては別に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令を適用すべき重要産業は閣令を以て之を定む

第三條 本令に依る團體は統制會及統制組合とす

統制會又は統制組合は其の名稱中に統制會又は統制組合なる文字を用ふべし但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限りに在らず

第二章 統制會

第四條 統制會は國民經濟の總力を最も有效に發揮せしむる爲當該産業の綜合的統制的統制運營を圖り且當該當業に關する國策の立案及遂行に協力することを目的とす

第五條 統制會は産業の種類別に之を設立す

第六條 統制會は其の目的を達する爲左に掲ぐる事業を行ふ

一 當該産業に於ける生産及配給並に當該産業に要する資材資金勞務等の需給に關

三六五

する政府の計畫其の他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫

二 當該産業に於ける生産及配給に關する統制指導其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該事業に屬する事業に關する統制指導

三 當該産業の整備確立

四 技術の向上能率の増進規格の統一經理の改善其の他會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業の發達に關する施設

五 當該産業に關する調査及研究

六 會員及會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する檢査

七 前各號に掲ぐるものの外統制會の目的を達するに必要なる事業

第七條 統制會の會員たる資格を有する者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定するものとす

一 當該産業を營む者

二 當該産業を營む者を以て組織する團體

三 第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體を以て組織する團體又は前號に掲ぐる團體を以て組織する團體

第八條 主務大臣統制會を設立せしめむとするときは閉令の定むる所に依り前條の規定に依り會員たる資格を有する者に對し統制會の設立を命ずべし

前項の規定に依る統制會の設立の命令ありたるときは閉令の定むる所に依り創立

總會を開き之に諮りて定款其の他統制會の設立に必要な事項を定め主務大臣の認可を受くべし

第九條 統制會の定款には左に掲ぐる事項を記載すべし

一 目的

二 名稱

三 事務所の所在地

四 會員に關する規定

五 事業及其の執行に關する規定

六 役員に關する規定

七 會議に關する規定

八 會計に關する規定

第十條 統制會は第八條第二項の認可ありたる時又は國家總動員法第十八條第三項の規定に依り定款の作成ありたる時成立す

前項の場合に於ては主務大臣は統制會成立の旨及定款を告示すべし

第十一條 統制會成立したるときは其の會員たる資格を有する者は總て其の統制會の會員とす

第十二條 統制會には左の役員を置くべし

會長 一人
理事 若干人
監事 若干人
評議員 若干人

統制會には前項の役員の外定款の定むる所に依り副會長二人以内又は理事長一人を置くことを得

第十三條 會長は統制會を代表し當該産業の統制指導其の他の會務を總理す

副會長は會長を輔佐し豫め會長の定むる順位に依り會長事故あるときは其の職務を代理し會長缺員のときは其の職務を行ふ

理事長は副會長及副會長を輔佐し會務を掌理し會長及副會長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長及副會長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

理事は會長副會長理事長を輔佐し會務を分掌し豫め會長の定むる順位に依り會長副會長及理事長共に事故あるときは會長の職務を代理し會長副會長及理事長共に缺員のときは會長の職務を行ふ

監事は統制會の財産の狀況を監査す

評議員は會長の諮問に對し答申し又は會長に對し意見を具申す

第十四條 會長は銓衡委員の推薦したる中より主務大臣之を命ず

前項の銓衡委員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

副會長理事長理事及評議員は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より會長之を命ず

監事は閉令の定むる所に依り評議員之を選任す

第三項の規定に依る副會長理事長及理事の任命は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

主務大臣第一項の規定に依る任命又は前項の認可を爲したるときは其の旨を告示すべし

第十五條 統制會の役員は左の通とす

- 會長 三年
- 副會長 三年
- 理事長 三年
- 理事 三年
- 監事 二年
- 評議員 二年

會長必要ありと認むるときは任期中と雖も副會長理事長又は理事を解任することを得前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

主務大臣前項の認可を爲したる時は其の旨を告示すべし

第十六條 會長副會長理事長及理事は他の職務又は商業に従事する事を得ず但し主務大臣の認可を受けたるときは此の限りに非らず

第十七條 統制會は當該産業に關する事項に付關係各大臣に建議することを得

統制會は關係各大臣の諮問に對し答申すべし

第十八條 統制會は其の會員及會員たる團體を組織する者に對し當該産業に關する事項の調査を爲す爲必要な資料の提出を求むる事を得前項の規定に依り資料の提出を求められたる者は遅滞なく之を提出すべし

第十九條 統制會は定款の定むる所に依り其の會員に對し經費を賦課することを得

第二十條 統制會は其の事業を行ふ爲特に必要あるときは閣令の定むる所に依り主務大

臣の認可を受け其の會員の全部又は一部に對し前條の規定に依る賦課金の外特別の賦課金を課することを得

第二十一條 統制會は定款の定むる所に依り定款又は統制規程に違反したる會員に對し過怠金を課することを得

第二十二條 第十九條若は第二十條の規定に依る賦課金又は過怠金を滞納する者ある場合に於て統制會の請求あるときは市町村は市町村税の例に依り之を處分す此の場合に於て統制會は其の徴收金額の百分の四を市町村に交付すべし

前項中町村とあるは町村制を施行せざる地に在りては之に準すべきものとす

第一項の規定に依る徴收金の先取特權の順位は市町村其の他之に準すべきものの徴收金に次ぎ其の時效に付ては市町村税の例に依る

第二十三條 統制會は其の會員又は會員たる團體を組織する者の當該産業に屬する事業に關する統制規定を設定すべし

第二十四條 定款の變更並に統制規定の設定及變更は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず主務大臣前項の認可を爲したる時は其の旨を告示すべし

第二十五條 統制會の會員及會員たる團體を組織する者は當該統制會の統制規定に依るべし

第二十六條 統制會必要ありと認むるときは統制會の役員又は使用人をして會員及會員

たる團體を組織する者の業務若は財産の狀況又は帳簿書類設備其の他の物件を検査せしむることを得

統制會の會員及會員たる團體を組織する者は前項の規定に依る検査を拒み妨げ又は忌避することを不得す

統制會第一項の規定に依り役員又は使用人をして検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帶せしむべし

第二十七條 會長當該統制會の會員たる法人又は會員たる團體を組織する法人の理事取締役其の他法人の業務を執行する役員の行爲が左の各號の一に該當し該當産業の統制運営上特に支障ありと認むるときは主務大臣の認可を受け當該法人に對し其の役員の解任を命ずることを得但し當該統制會の會員たる統制組合の理事長に付ては此の限に非らず

一 法令又は法令に基きて爲す行政官廳の處分に違反したるとき

二 公益を害したるとき

三 統制規定に違反したるとき

第二十八條 通常總會は毎年一回會長之を召集す

會長必要ありと認むるときは何時にても臨時總會を召集することを得

第二十九條 左に掲ぐる事項は總會に諮り會長之を決す

一 定款の變更

二 收支豫算

三 第十九條又は第二十條の規定に依る課
賦金の賦課徴收方法

第三十條 會長は毎年總會に統制會の事業の
狀況を報告し監事をして財産の狀況を報告
せしむべし

第三十一條 行政官廳必要ありと認むるとき
は國家總動員法第三十一條の規定に依り統
制會又は其の會員若は會員たる團體を組織
する者より其の事業に關し報告を徴し又は
當該官吏をして其の事務所營業所工場事業
場其他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳
簿書類設備其他の物件を檢査せしむるこ
とを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査
せしむる場合に於ては其の身分を示す證票
を携帶せしむべし

第三十二條 關係各大臣は統制會に對し當該
産業に關する事項の調査を命ずることを得

第三十三條 主務大臣當該産業の統制運営上
必要ありと認むるときは統制會に對し必要
なる事業の施行を命じ又は定款の變更其他
必要なる事項を命ずることを得

第三十四條 主務大臣は統制會に對し業務及
會計に關し監督上必要なる命令を發し又は
處分を爲す事を得

主務大臣必要ありと認むるときは監事をして
監査の結果を報告せしむることを得

第三十五條 主務大臣は會長の行爲が法令又
は法令に基きて爲す處分に違反したるとき
公益を害したるとき其他當該産業の統制

運営上會長を不適當なりと認むるときは之
を解任することを得

主務大臣は副會長理事長理事監事又は評議
員の行爲が法令若は法令に基きて爲す處分
に違反したるとき又は公益を害したるとき
は之を解任する事を得

主務大臣前二項の規定に依り會長副會長理
事長又は理事を解任したるときは其の旨を
告示すべし

第三十六條 統制會は主務大臣の命令に因り
て解散す主務大臣前項の命令を爲したると
きは其の旨を告示すべし

第三章 統制組合

第三十七條 統制組合は國民經濟の總力を最
も有効に發揮せしむる爲當該産業の統制運
營を圖り且當該産業に關する國策の遂行に
協力することを目的とす

第三十八條 統制組合は一定地區に於て産業
の種類別に之を設立す

前項の地區は特別の場合を除くの外道府縣
又は二以上の道府縣の區域に依る

第三十九條 統制組合は其の目的を達する爲
に左に掲ぐる事業を行ふ

- 一 當該地區内の當該産業に於ける生産及
配給に關する統制指導其他組合員の當
該産業に屬する事業に關する統制指導
- 二 當該地區内に於ける當該産業の整備確
立

- 三 技術の向上能率の増進經理の改善其他
他組合員の當該産業に屬する事業の發達

に關する施設

四 當該地區内に於ける當該産業に關する
調査及研究

五 組合員の當該産業に屬する事業に關す
る檢査

六 前各號に掲ぐるものの外統制組合の目
的を達するに必要なる事業

第四十條 統制組合の組合員たる資格を有す
る者は左に掲ぐる者にして主務大臣の指定
するものとす

一 當該地區内に於て當該産業を營む者

二 當該地區内に於て當該産業を營む者を
以て組織する團體

三 第一號に掲ぐる者及前號に掲ぐる團體
を以て組織する團體又は前號に掲ぐる團體
を以て組織する團體

第四十一條 主務大臣統制組合を設立せしめ
んとするときは閣令の定むる所に依り地區
を定め前條の規定に依り組合員たる資格を
有する者に對し統制組合の設立を命ずべし

第四十二條 統制組合の定款には左に掲ぐる
事項を記載すべし

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員に關する規定
- 六 事業及其の執行に關する規定
- 七 役員に關する規定
- 八 會議に關する規定
- 九 會計に關する規定

第四十三條 統制組合には左の役員を置くべし

理事長 一人
理事 若干人
監事 若干人
評議員 若干人

統制組合には前項の役員の外定款の定むる所に依り副理事長二人以内を置くことを得

第四十四條 理事長は統制組合を代表し當該産業の統制指導其の他の組合事務を總理す理事長は當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より當該統制組合の所屬する統制會の會長之を命ず當該統制組合の所屬する統制會なきときは當該産業に關し經驗ある者及學識ある者の中より主務大臣之を命ず

前項前段の規定に依る理事長の任命は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十五條 第十三條第二項第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項の規定は統制組合の副理事長理事監事及評議員に之を準用す

第四十六條 統制組合の役員任期は左の通とす

理事長 三年
副理事長 三年
理事 三年
監事 二年
評議員 二年

法 規 法 令

理事長必要ありと認むるときは任期中と雖も副理事長又は理事を解任することを得
前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十七條 統制會の會長は當該統制會の會員たる統制組合の理事長の行爲が法令又は法令に基きて爲す行政官廳の處分に違反したるとき公益を害したるとき其の他當該産業の統制運営上理事長を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

前項の解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十八條 統制組合は定款の定むる所に依り總會に代るべき總代會を設けることを得

第二十八條乃至三十條の規定は前項の總代會に之を準用す

第四十九條 統制組合は附令の定むる所に依り登記を爲すことを要す

前項の規定に依り登記すべき事項は登記の後に非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ず

第五十條 第八條第二項第十條第十一條第十二條乃至二十六條第二十八條乃至第三十四條第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項の規定は統制組合に之を準用す但し主務大臣又は關係各大臣とあるは第八條第二項第十條第二項及第三十六條第一項に規定する場合を除くの外行政官廳とす

第四十條 雜則

第五十一條 第十七條第二項第三十一條第一

項及第三十二條(各前條に於て準用する場合を含む)並に第三十三條(前條に於て準用する場合を含む)以下本條及第五十二條に於て同じ)中關係各大臣行政官廳又は主務大臣とあるは當該諮問報告臨檢検査又は命令が軍事上の必要に基く場合に於ては陸軍大臣又は海軍大臣とす
陸軍大臣又は海軍大臣第三十三條の規定に依り命令を爲さんとするときは當該統制會又は當該統制組合の所管大臣に協議すべし

重要産業團體令

施行規則

昭和十六年九月一日
附令第十九號

第一章 統制會

第一條 主務大臣重要産業團體令(以下令と稱す)第八條第一項の規定に依り統制會の設立を命ずる場合に於ては左に掲ぐる事項を指定し之を告示す

一 産業の種類

二 設立の認可を申請すべき期限

前項の場合に於て主務大臣は會員たる資格を有する者の中より設立委員を命じ其の氏名又は名稱及住所を告示す

前項の告示ありたるときは設立委員は遲滞なく創立總會を招集すべし

第二條 創立總會を招集するには會員たる資

格を有する者に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發すべし

第三條 左に掲ぐる事項は創立總會に諮り設立委員之を定む

一 定款

二 統制會の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法

三 初年度の收支豫算及初年度に於ける令第十九條の規定に依る賦課金の賦課徵收方法

第四條 創立總會終結したるときは設立委員は遲滞なく統制會の設立認可を申請すべし設立認可申請書には定款、創立總會の議事録の謄本並に前條第二號及第三號に掲ぐる事項を記載したる書面を添付すべし

第五條 監事の選任は評議員の過半数を以て之を爲す

第六條 評議員の任命又は監事の選任ありたるときは統制會は遲滞なく其の氏名及住所を主務大臣に届出づべし

會長、副會長、理事長、理事、監事又は評議員辭任又は死亡したるときは統制會は遲滞なく其の旨を主務大臣に届出づべし其の者の任期滿了したるとき亦同じ

會長、副會長、理事長又は理事には前項の届出ありたるときは主務大臣は其の旨を告示すべし

第七條 統制會令第二十條の規定に依る認可を受けんとするときは左に掲ぐる事項を記

載したる申請書を主務大臣に提出すべし
一 特別の賦課金を必要とする事由
二 特別の賦課金の收支豫算及賦課徵收方法

法

前項の申請書には前項第二號の收支豫算の明細書及總會の議事録の謄本を添附すべし

第八條 總會を招集するには會員に對し少くとも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を示し招集の通知を發すべし

第九條 每事業年度の收支豫算及令第十九條の規定に依る賦課金の賦課徵收方法決定したるときは統制會は遲滞なく之を主務大臣に届出づべし其の變更ありたるとき亦同じ

第十條 統制會は解散の後と雖も清算の目的の範圍内に於ては仍存續するものと看做す

第十一條 主務大臣統制會の解散を命じたる場合に於ては其の旨を當該統制會の主たる事務所の所在地の區裁判所に通知すべし前項の通知ありたるときは裁判所は職權を以て清算人を選任す

裁判所必要ありと認むるときは職權を以て清算人を解任することを得

裁判所清算人を選任又は解任したるときは其の旨を主務大臣に通知すべし

前項の通知ありたるときは主務大臣は其の旨を告示すべし

第十二條 清算人は統制會を代表し清算を爲すに必要なる一切の行爲を爲す權限を有す

第十三條 清算人は清算及財産處分の方法を定め裁判所の認可を受くべし

裁判所必要ありと認むるときは清算人に對し清算及財産處分の方法の變更其他監督上必要なる命令を爲すことを得

第十四條 統制會は解散の後と雖も裁判所の認可を受け其の債務を完済するに必要な金額を賦課徵收することを得

令第二十二條及第五十三條第三項の規定は前項の賦課徵收に關し之を準用す

第十五條 主務大臣は裁判所に對し清算に關し意見を述ぶることを得

第十六條 統制會の清算終了したるときは裁判所は其の旨を主務大臣に通知すべし前項の通知ありたるときは主務大臣は其の旨を告示すべし

第二章 統制組合

第十七條 主務大臣令第四十一條の規定に依り統制組合の設立を命ずる場合に於ては左に掲ぐる事項を指定し之を告示す

一 産業の種類

二 地區

三 設立の認可を申請すべき期限

第十八條 第一條第二項、第三項第二條乃至第五條、第六條第一項第二項、第七條乃至第十條、第十一條第一項乃至第四項、第十二條乃至第十五條及第十六條第一項の規定は統制組合に之を準用す但し主務大臣とあるは第一條第二項及第十一條第一項に規定する場合を除くの外行政官廳とし總會とあるは總會又は總代會とし第八條中會員とあるは組合員又は總代會を構成する者とす

第十九條 統制組合成立したるときは各事務所の所在地に於て左に掲ぐる事項を登記することを要す

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所

五 成立の年月日

六 理事長、副理事長及理事の氏名及住所前項に掲ぐる事項に變更を生じたるときは變更の登記を爲すことを要す

第二十條 統制組合成立の後新に事務所を設けたるときは其の事務所の所在地に於ては前條第一項に掲ぐる事項を登記することを要す但し既に存する事務所の所在地の登記所の管轄區域内に於て新に事務所を設けたるときは其の事務所を設けたることを登記するを以て足る

第二十一條 統制組合が事務所を移轉したるときは舊所在地に於ては移轉の登記を爲し新所在地に於ては第十九條第一項に掲ぐる事項を登記することを要す但し同一の登記所の管轄區域内に於て事務所を移轉したるときは其の移轉の登記を爲すを以て足る

第二十二條 統制組合の解散の命令ありたるときは各事務所の所在地に於て解散の登記を爲すことを要す

第二十三條 統制組合の清算人の選任ありたるときは各事務所の所在地に於て清算人の氏名及住所を登記することを要す

第十九條第二項の規定は前項の場合に之を準用す

第二十四條 統制組合の清算終了したるときは各事務所の所在地に於て清算終了の登記を爲すことを要す

第二十五條 統制組合の登記に付ては其の事務所の所在地の區裁判所を以て管轄登記所とす

各登記所に統制團體登記簿を備ふ

第二十六條 第十九條乃至第二十二條の規定に依る登記は當該行政官廳の囑託に因りて之を爲す

第二十三條 及第二十四條の規定に依る登記は裁判所の囑託に因りて之を爲す

第二十七條 登記したる事項は裁判所遲滞なく之を公告することを要す

第二十八條 非訟事件手續法第二百五條第一項(第五百十條、第五百十條の三及第五百七十七條の規定を準用する部分を除く)の規定は統制組合の登記に之を準用す

第三章 雜 則

第二十九條 令第二十六條第三項(令第五十條に於て準用する場合を含む)の證票は別記第一號様式に、令第三十一條第二項(令第五十條に於て準用する場合を含む)の證票は別記第二號様式に依る

第三十條 令第五十條(令第三十一條第一項の規定を準用する場合を除く)及本令第十八條中行政官廳とあるは鑛業若し砂鑛業の統制組合にして地區が鑛山監督局の管轄區域を越ゆるものに關する場合又は其の他の統制組合にして地區が道府縣の區域を越えざるものに關する場合又は其の他の統制組合にして地區が道府縣の區域を越えざるものに關する場合にしては各鑛山監督局長又は地方長官とす

第三十一條 民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項並に非訟事件手續法第三十五條第二項第三十六條及第三十七條の二の規定は統制會及統制組合の清算に之を準用す

附 則

本令は公布の日より之を施行す
(別記 略す)

配電統制令

昭和十六年八月二十九日
勅令第八百三十二號

第一條 國家總動員法第十六條の二の規定に基く電氣供給事業設備の出資等に關する命令、同法第十六條の三の規定に基く電氣供給事業の讓渡又は電氣供給事業を營む會社の合併若し解散に關する命令、同法第十八條の規定に基く配電事業の統制の爲にする經營を目的とする株式會社(以下配電株式

會社と稱す)の設立に關する命令及配電株式會社に關する事項、同法第十八條の二の規定に基く電氣供給事業を讓渡し又は電氣供給事業設備を出資したる者の負擔する債務の承繼及其の擔保の處理に關する事項、同法第十八條の三の規定に基く電氣供給事業の讓渡、電氣供給事業設備の出資又は配電株式會社に付ての課税標準の計算に關する特例の設定又は租税の減免並に同法第十九條の規定に基く配電株式會社の電氣料金に關する命令に付ては本令の定むる所に依る

第二條 遞信大臣は電氣供給事業を営む者に對し配電株式會社の設立を命ずることを得前項の命令に於ては配電株式會社と爲るべきこと又は電氣供給事業設備を出資すべきことを命ずることを得

第三條 遞信大臣前條の命令を爲す場合に於ては當該事業者に對し左の事項を記載したる命令書を交付すべし

- 一 設立すべき配電株式會社の商號及配電區域
 - 二 配電株式會社と爲るべき株式會社の商號
 - 三 電氣供給事業設備を出資すべき者の名稱
 - 四 出資すべき電氣供給事業設備の範圍
 - 五 配電株式會社を設立すべき期限
 - 六 其の他必要と認むる事項
- 遞信大臣前條の命令を爲したるときは前項

第一號乃至第五號に掲ぐる事項を公告すべし

第四條 第二條の命令を受けたる者(以下受命者と稱す)にして配電株式會社と爲るべきことを命ぜられたる株式會社(以下指定會社と稱す)は本令に依り配電株式會社と爲ることを得

指定會社以外の受命者は配電株式會社設立の爲他の法令に拘らず當該事業に屬する電氣供給事業設備出資を爲すことを得

第五條 受命者は設立委員を選任し遞信大臣の認可を受くべし

設立委員は配電株式會社の設立に關する事務を處理すべし

遞信大臣は前項の事務に關し監督上必要な命令を爲すことを得

第六條 設立委員は左の事項を記載したる書面を作り受命者の承認を得ることを要す

- 一 配電株式會社の商號、資本の總額、一株の金額及本店の所在地
- 二 配電株式會社と爲るべき株式會社の商號
- 三 配電株式會社の發行すべき株式の種類、數及拂込金額並に指定會社の株主に對する株式の割當に關する事項
- 四 指定會社の株主に支拂を爲すべき金額を定めたるときは其の規定
- 五 第二條の命令に基き出資を爲す者の名稱、出資の目的たる財産、其の價格及之に對して與ふる株式の種類及數

- 六 配電株式會社の成立後に讓受くることを約したる財産、其の價格及讓渡人の名稱
 - 七 配電株式會社を設立すべき時期
 - 八 各受命者に於て承認を爲すべき期日
 - 九 其の他必要と認むる事項
- 前項の承認は受命者が株式會社なる場合に於ては商法第三百四十三條に定むる決議に依ることを要す此の場合に於て前項の書面の要領は同法第二百三十二條に定むる通知及公告に之を記載することを要す
- 設立委員第一項の承認を得たるときは遞信大臣の認可を受くべし
- 遞信大臣前項の認可を爲さんとするときは第一項第三號乃至第五號に掲ぐる事項に付ては電力評價審査委員會の議を経べし
- 設立委員は第三項の認可ありたるときは遲滞なく其の旨を受命者に通知すべし
- 第七條 商法第四百十六條第三項及第四項の規定は配電株式會社設立の場合に之を準用す但し同條第三項に於て準用する同法第三百七十七條第一項但書及第三百七十八條第一項但書(同法第三百七十九條第二項に於て準用する場合を含む)中三月とあるは一月とす
- 第八條 設立委員は第六條第三項の認可ありたるときは定款を作成し遞信大臣の認可を受くべし
- 前項の定款には商法に規定する事項の外左の事項を記載すべし

一 指定會社の株主に對する株式の割當に關する事項

二 指定會社の株主に支拂を爲すべき金額を定めたるときは其の規定

三 指定會社の財産の概況

第九條 前條第一項の認可ありたるときは設立委員は總株式より指定會社の株主及第二條の命令に基き出資を爲す者に割當つべき株式を控除したる殘餘の株式に付株主を募集すべし

第十條 株式申込證には商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號に規定する事項の外第八條第二項各號に掲ぐる事項及定款認可の年月日を記載すべし

第十一條 設立委員は株主の募集を終りたるときは株式申込證を遞信大臣に提出し其の検査を受くべし

第十二條 設立委員は前條の検査を受けたる後遲滞なく第一回の拂込及出資の目的たる財産の全部の給付を爲さしむべし

第十三條 第七條に規定する手續を終了し前條の拂込及現物出資の給付ありたるときは設立委員は遲滞なく創立總會を招集すべし創立總會の決議は配電株式會社の株式の引受人及配電株式會社の株式の引受を爲さざる指定會社の株主の合計の半數以上にして資本の半額以上に當る者出席し其の議決權の過半數を以て之を爲す

第十四條 創立總會に於ては第二十八條に規定する役員を選任し遞信大臣の認可を受く

第十五條 設立委員は創立總會終結したるときは其の事務を配電株式會社社長に引渡すべし

第十六條 指定會社は配電株式會社の成立に因り之に吸収せらるるものとし指定會社の權利義務（指定會社が其の電氣供給事業設備に付電氣事業法に依る許可又は認可に基き有する權利義務及河川、湖若は沼の使用又は道路其の他土地の占用若は使用に關し行政廳の許可、承認其の他の處分に基き有する權利義務を含む）は配電株式會社に於て之を承繼す

第十七條 第二條の命令に基き設備の出資ありたる場合及前條の場合に於ける登記に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第十八條 受命者第三條第一項の命令書の交付を受けたる後出資の目的たる事業設備若は指定會社の事業設備の現狀を變更し又は之を讓渡し若は所有權以外の權利の目的と爲さんとするときは命令の定むる所に依り行政官廳の認可を受くべし

第十九條 第十六條第一項の場合に於ける指定會社より配電株式會社への有價證券の移轉に付ては有價證券移轉税を免除す

第二十條 會社が第二條の命令に基き配電株式會社に出資を爲したるときは其の出資に對し與へられたる株式の價額に關し出資を爲したる營業年度に於ける法人税法に依る所得、營業税法に依る純益及臨時利得税法に依る利益の計算に付命令を以て特例を設くることを得

第二十一條 商法第六百六十七條第八十一條及第六百八十五條の規定は配電株式會社の設立には之を適用せず

第二十二條 本令に規定するものを除くの外配電株式會社の設立に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第二十三條 第二條の命令に基き出資を爲したる爲解散したる會社の清算に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第二十四條 配電株式會社は一定區域内に於ける配電事業の統制の爲配電事業を営むことを目的とする株式會社とす

配電株式會社は遞信大臣の命令に依り又は其の認可を受け前項に定むるものの外附帶事業を営むことを得

第二十五條 配電株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の半數以上、資本の半額以上若は議決權の過半數が外國人若は外國法人に屬せざるも

のに限り之を所有することを得

第二十六條 遞信大臣は電氣供給事業を営む者に對し配電株式會社への合併、事業の譲渡又は電氣供給事業設備の出資を命ずることを得此の場合に於て遞信大臣は當該合併、讓渡又は出資の相手方たる配電株式會社に對し必要な事項を命ずることを得前項の場合に於ける合併條件又は讓渡價格、出資價格其の他の事項は當事者間の協議に依る協議調はざる時は遞信大臣之を裁定す

前項の協議は遞信大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず
遞信大臣前二項の裁定又は認可を爲さんとすときは電力評價審査委員會の議を経べし
第四條第二項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第二十條及第二十三條の規定は第一項の場合に之を準用す
前五項に定むるもの外裁定並に之に依る合併、讓渡及出資に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第二十七條 商法第三百五十三條及第三百五十五條第二項の規定は前條第一項後段の命令に基く配電株式會社の資本増加には之を適用せず

第二十八條 配電株式會社に役員として社長、副社長、理事及監事を置く
第二十九條 社長は配電株式會社を代表し其の業務を總理す

副社長は社長事故あるときは其の職務を代理し社長缺員のときは其の職務を行ふ
副社長及理事は社長を補佐し定款の定むる所に從ひ配電株式會社の業務を分掌し又は之に參與す

監事は配電株式會社の業務を監査す
第三十條 配電株式會社の社長、副社長、理事及監事は第十四條に規定する場合を除くの外株主總會に於て之を選任し遞信大臣の認可を受くるものとす
社長及副社長の任期は四年、理事の任期は三年、監事の任期は二年とす

第三十一條 電氣事業を監督する官廳の官吏たりし者は其の職を退きたる後五年間配電株式會社の役員と爲り又は其の給與を受くる事務に従事することを得ず但し遞信大臣に於て特に必要ありと認めたるときは此の限に非らず
第三十二條 配電株式會社の社長、副社長及業務を分掌する理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し遞信大臣の認可を受けたるときは此の限に非らず

第三十三條 配電株式會社の事項に付登記を受くる場合に於ては其の登録税の額は左の額とす但し登録税法に依り算出したる登録税の額が左の額より少きときは其の額に依る

一 設立
金錢出費に依る拂込株金額の千分の五と金錢以外の財産の出資に依る

二 第二十六條第一項の規定に依る出資に因る資本の増加
増資拂込株金額の千分の一

三 第二條第二項、第六條第一項第六號又は第二十六條第一項の規定に依る出資讓受又は讓渡に基く不動産に關する権利の取得
三 不動産の價格の千分の

配電株式會社が設立の登記を受くるときは其の拂込株金額中指定會社の拂込株金額に相當する部分に付ては登録税を免除す
配電株式會社が第十六條第一項の規定に依り指定會社より不動産に關する権利を承継する場合に於ける其の取得に付登記を受くる時亦前項に同じ

第三十四條 配電株式會社は命令の定むる所に依り其の成立の日より十年を超えざる期間第二條第二項又は第二十六條第一項の規定に依る出資又は讓渡を爲したる者に對し一定金額を支拂ふべし
配電株式會社に對しては命令の定むる所に依り其の成立の日より十年を超えざる期間其の所得に對する法人税を輕減す

第三十五條 配電株式會社は商法に規定する制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込みたる株金額の三倍を超

ゆることを得ず

第三十六條 逓信大臣は配電株式會社の業務を監督す

第三十七條 逓信大臣は配電株式會社の電氣料金其他電氣の供給に關する重要事項を決定す

第三十八條 配電株式會社社債を募集せんとするときは逓信大臣の認可を受くべし

第三十九條 配電株式會社の定款の變更、利益金の處分、合併及解散の決議は逓信大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十條 配電株式會社は命令の定むる所に依り事業計畫を定め逓信大臣の認可を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

第四十一條 配電株式會社は命令の定むる所に依り逓信大臣の認可を受くるに非ざれば事業設備を讓渡し又は所有權以外の權利の目的と爲すことを得ず事業設備の取得に付亦同じ

第四十二條 逓信大臣は配電株式會社の業務に關し監督上又は公益上必要なる命令を爲すことを得

第四十三條 逓信大臣は配電株式會社の決議が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反したるとき又は公益を害し若し害するの處あるときは其の決議を取消すことを得
逓信大臣は配電株式會社の役員行爲が法令、法令に基きて爲す處分又は定款に違反したるとき、公益を害したるとき其の他役

員を不適當なりと認むるときは之を解任することを得

第四十四條 逓信大臣は國家總動員法第三十一條の規定に依り配電株式會社の業務、第二條の規定に依る設立若は出資又は第二十六條第一項の規定に依る合併、讓渡若は出資に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證券を携帯せしむべし

第四十五條 工場財團鐵道財團又は軌道財團に屬するものは第二條第二項若は第二十六條第一項の規定に依る出資若は讓渡又は配電株式會社に移轉したる後と雖も仍原財團に屬するものとす

前項の場合に於ける登記又は登録に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第四十六條 第二條又は第二十六條第一項の命令に基き抵當權の目的たる設備を出資し又は其の設備の屬する事業を讓渡したる者は第四十七條第一項の規定に依り債務の承繼ありたる場合を除くの外配電株式會社が抵當權の實行に因り受くることあるべき損失の補償に充つる爲命令の定むる所に依り相當の擔保を供託すべし
配電株式會社は前項の規定に依り供託せら

れたるもの上に質權を有す

第四十七條 逓信大臣は第二條又は第二十六條第一項の規定に依り設備の出資又は事業の讓渡を命じたる場合に於て當該出資者又は讓渡者をして其の現に負擔する債務を引續き負擔せしめ置くことを適當ならずと認むるときは命令の定むる所に依り配電株式會社をして當該債務の全部又は一部を承繼せしむることを得

前項の場合に於ける承繼價格其の他の承繼に關する條件は配電株式會社及當該出資者又は讓渡者の協議に依る協議調はざるときは逓信大臣之を裁定す

前項の協議は逓信大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

第四十八條 第四項の規定は前二項の裁定又は認可を爲す場合に之を準用す
配電株式會社が其の成立又は増資の日に第一項の規定に依り出資者の債務を承繼する場合に於ては當該出資者に對して爲す株式の割當は出資設備の價格より債務の承繼價格を控除したる金額に依る

第四十九條 配電株式會社は命令の定むるものを除くの外第二條又は第二十六條第一項の命令に基き移轉したる設備を擔保とする債務又は前條第一項の規定に依り承繼したる債務に關し原契約上課せられたる負擔及制限を承繼す

第四十九條 第二條又は第二十六條第一項の命令に基き設備を出資し又は事業を讓渡し

たる者は本令に依る資産に關しての變動を理由として其の負擔する債務の期限前の元利支拂其の他の請求を爲す者ありたる場合に於て之に應ずることを得ず
前項の規定は配電株式會社が第四十七條第一項の規定に依り債務を承繼したる場合に配電株式會社に之を準用す

附則

本令は公布の日より之を施行す

會社所有株式評價臨時措置令

昭和十六年八月二十九日
勅令第八百三十三號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號に於て依る場合を含む）第十一條の規定に基く會社の經理に關する命令中の財産目録に記載する株式の價格に關する臨時措置に付ては本令の定むる所に依る

第二條 會社は毎事業年度決算期に於て其の所有株式の價格を財産目録に記載するに際し他の法令に拘らず左の各號の規定に依り價格を超えざる價格を附することを得

一 直前事業年度より引續き所有する株式に於ては直前事業年度の財産目録に記載したる價額（以下前期帳簿價額と稱す）但し當該株式に付當該事業年度中最終に決定せられたる配當率が直前事業年度末

前最終に決定せられたる配當率に比し減少したる場合に於ては其の減少の割合に應じて前期帳簿價額を減額したる額

二 當該事業年度に於て取得し引續き所有する株式に付ては其の取得價額但し當該株式に付取得後當該事業年度中最終に決定せられたる配當率が取得前最終に決定せられたる配當率に比し減少したる場合に於ては其の減少の割合に應じて取得價額を減額したる額

前項第二號の場合に於て當該會社が議決權の三分の一以上を有する他の會社若し當該會社の議決權の三分の一以上を有する他の會社又は會社を代表すべき者一名以上を共通にする他の會社より取得したる株式の取得價額が取得の時に於ける當該株式の價格を超ゆるときは其の價格を前項第二號の取得價額と看做す

第三條 直前事業年度より引續き所有する株式に付當該事業年度中に於て株金の拂込ありたるときは前條第一項第一號の規定の適用に付ては當該株式の前期帳簿價額に其の拂込金額を加算したる額を前期帳簿價額と看做す

當該事業年度に於て取得し引續き所有する株式に付取得後株金の拂込ありたるときは前條第一項第二號の規定の適用に付ては當該株式の取得價額に其の拂込金額を加算したる額を取得價額と看做す
前條第一項第一號但書又は第二號但書の場

合に於て配當率の減少したる後株金の拂込ありたるときは前二項の規定に拘らず同條第一項第一號但書又は第二號但書の規定を適用して得たる額に其の拂込金額を加算したる額を同條第一項第一號但書又は第二號但書の額と看做す

第四條 前二條の規定に依り株式の評価を爲す場合に於ては會社所有總株式の評価額の總額は直前事業年度より引續き所有する株式の前期帳簿價額、當該事業年度に於て取得し引續き所有する株式の取得價額及當該會社が此等の株式に付、當該事業年度中に於て拂込みたる株金額の合計額を超ゆることを得ず

附則

本令は昭和十六年八月三十日より昭和十七年八月二十九日迄の間に終了する事業年度に關し作る財産目録に付之を適用す

株式價格統制令

昭和十六年八月二十九日
勅令第八百三十四號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號に於て依る場合を含む以下同じ）第十九條の規定に基く株式の價格に關する統制は本令の定むる所に依る

第二條 商工大臣は株式價格の著しき低落に因り國民經濟の圓滑なる運行が阻害せらるる

るの虞ありと認むるときは株式を指定し其の最低価格を定むることを得

前項の最低価格は當該株式の一定期日に於ける取引所相場を基準として之を定め取引所相場なきものに付ては實物伸値を基準として之を定む

商工大臣は第一項の規定に依り定めたる最低価格が事情の變更に因り著しく不當と爲りたりと認むるときは之を變更することを

得
商工大臣は第一項の規定に依り最低価格を定め又は前項の規定に依り之を變更したるときは其の旨を告示すべし

第三條 前條の規定に依り最低価格の定められたる株式に付ては有價證券の賣買取引を爲す取引所の會員若は取引員又は有價證券業取締法に依る有價證券業者は當該株式の最低価格を下る價格に依る賣買又は其の委託、受託若は媒介を爲すことを得ず但し商工大臣の許可を受けたるときは此の限に在らず

第四條 商工大臣は第二條の規定に依り定めたる最低価格を存置するの必要なしと認むるときは之を廢止することを得

商工大臣は前項の規定に依り最低価格を廢止したるときは其の旨を告示すべし

第五條 何等の名義を以てするを問はず第三條の規定に依る禁止を免るる行爲を爲すことを得ず

第六條 商工大臣又は地方長官は必要ありと

認むるときは國家總動員法第三十一條の規定に依り第三條の規定に依る制限に關し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして事務所、營業所其の他の場所に臨檢し業務の狀況若は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第七條 本令中商工大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とす

第三條中有價證券業取締法に依る有價證券業者とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては取引所に依らざる有價證券の賣買又は其の媒介の業を營む者（銀行、信託會社及有價證券割賦販賣業者を除く）とす

附 則
本令は公布の日より之を施行す

金屬類回收令

昭和十六年八月二十九日
勅令第八百三十五號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む以下同じ）第八條の規定に基く回收物件の讓渡其の他の處分、使用及移動に關する命令並に國家總動員法第五條の規定に基く回收物件の讓受に關する協力命令に付ては本令の定むる所に依る

第二條 本令に於て回收物件とは鐵、銅又は黃銅、青銅其の他の銅合金を主たる材料とする物資にして閣令を以て指定するものを謂ふ

第三條 閣令を以て指定する施設に備附けたる回收物件（以下指定施設に於ける回收物件と稱す）に於て閣令を以て指定するものを所有し又は權原に基き占有する者は當該回收物件に付讓渡其の他の處分を爲し又は之を移動することを得ず但し商工大臣の指定する者（以下回收機關と稱す）に讓渡する場合及命令を以て定むる場合は此の限に非らず

第四條 商工大臣は地域を限り其の地域内の指定施設に於ける回收物件にして前條の規定に依り閣令を以て指定するもの以外のもので所有し又は權原に基き占有する者に對し一般的に當該回收物件の讓渡其の他の處分又は移動を制限することを得

第五條 地方長官は回收物件の所有者に對し期限を指定して回收機關に當該回收物件の讓渡の申込を爲すべきことを勧告することを得

第六條 指定施設に於ける回収物件にして第三條の規定に依り閉令を以て指定するものを所有する者は閉令を以て指定す期日迄に回収機關に對し當該回収物件の譲渡の申込を爲すべし但し命令を以て定むる場合は此の限に在らず

第七條 商工大臣は地域を限り其の地域内の指定施設に於ける回収物件にして第三條の規定に依り閉令を以て指定するもの以外のものを所有する者に對し期限を指定して回収機關に當該回収物件の譲渡の申込を爲すべきことを一般的に命ずることを得

第八條 指定施設に於ける回収物件の所有者第五條乃至前條の規定に依り譲渡の申込を爲したるときは當該所有者又は當該回収物件を權原に基き占有する者は回収機關の請求に應じ遲滞なく當該回収物件の引渡を爲すべし

前項の請求ありたる場合に於て當該回収物件を所有し又は權原に基き占有する者は回収機關に對し當該回収物件の撤去又は引取を請求することを得

回收機關前二項の規定に依り當該回収物件の引渡を受けたるときは受領調書を作り引渡を爲したる所有者又は占有者に之を交付すべし

第九條 撤去費其の他回収物件の引渡に要する費用及修理費は回收機關の負擔とす
回収物件の用途又は備附の狀況に鑑み特に代替物件の備附を必要とする場合に於て代

替物件の價格と其の備附に要する費用との合計額が當該回収物件の價格を超過るときは前項の費用の外其の超過分は回收機關の負擔とす

前二項の規定に依り回収機關に於て負擔すべき額は前條第二項の規定に依り撤去又は引取ありたる場合を除くの外第十條の規定に依る協議又は裁定に依り定まる額とす

第十條 回收機關第五條乃至第七條の規定に依り指定施設に於ける回収物件の所有者より譲渡の申込を受けたるときは命令の定むる所に依り當該回収物件の譲渡價格及前條の規定に依り回収機關に於て負擔すべき額（第八條第二項の規定に依る撤去及引取の費用の額を除く）に付遲滞なく當該所有者又は當該回収物件を權原に基き占有する者と協議すべし此の場合に於て協議調はざるるとき又は協議を爲すこと能はざるときは地方長官之を裁定す

前項の場合に於ける回収物件の譲渡價額、前條第一項の費用並に同條第二項の代替物件の價額及其の備附に要する費用の基準は商工大臣之を定む

第十一條 回収物件に關し強制競賣手續、國稅徵收法に依る強制徵收手續又は土地收用法、工場事業場使用收用令、土地作物物管理使用收用令若し總動員物資使用收用令に依る使用若し收用の手續其他此等の手續に準すべきもの進行中なるときは其の進行中に限り當該回収物件に關しては第三條

乃至第七條の規定は之を適用せず
第十二條 第六條又は第七條の規定に依り爲したる回収物件の譲渡は他の法令に拘らず其の效力を有す

第六條又は第七條の規定に依り譲渡すべき回収物件に付存したる擔保權は他の法令に拘らず當該回収物件に付其の譲渡の時より之を行ふことを得ず

前項の場合に於ては當該擔保權者は當該回収物件の對價として受くべき金錢及當該回収物件に付第九條第二項の超過分として受くべき金錢に對し其の權利を行ふことを得

第十三條 回收機關回収物件を譲受けたるときは商工大臣の指定する回收機關に對し譲渡する場合其他命令を以て定むる場合を除くの外當該回収物件に付讓渡其他の處分を爲し又は之を使用することを得ず

第十四條 商工大臣は個人及法人其他の團體として回收機關の行ふ回収物件の讓受其他之に關聯する業務に協力せしむることを得

第十五條 商工大臣又は地方長官は回収物件に關し國家總動員法第三十一條の規定に依り回収機關及回収物件の所有者其他の關係人より必要なる報告を徴し又は當該官吏をして當該回収物件の所在の場所其他必要なる場所に臨檢し業務の狀況若し當該回収物件、書類、帳簿等を檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢檢査

せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帶せしむべし

第十六條 商工大臣は本令に規定する職權の一部を地方長官に委任することを得

第十七條 本令中地方長官とあるは鑛業又は砂鑛業に屬する施設に關しては鑛山監督局長、電氣事業に屬する施設に關しては遞信局長、地方鐵道又は專用鐵道に屬する施設に關しては鐵道局長とす

遞信局長又は鐵道局長本令に規定する事務を行ふ場合に於ては商工大臣の指揮監督を承く

第十八條 本令中商工大臣とあるは朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りては各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又は南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事（電氣事業に屬する施設に關しては朝鮮總督府遞信局長、私設鐵道又は專用鐵道に屬する施設に關しては朝鮮總督府鐵道局長）、臺灣に在りては州知事又は廳長（電氣事業又は私設鐵道に屬する施設に關しては臺灣總督府交通局長）、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とす

本令中閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令樺太又は南洋群島に在りては廳令とす

附則

本令は昭和十六年九月一日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太又は南洋群島に在りて

は昭和十六年十月一日より之を施行す

回收物件及施設 指定規則

昭和十六年九月一日
閣令第二十號

第一條 金屬類回收令第二條の規定に依る件回收物件を定むること左の如し
但し船舶、航空機およびこれらに準ずるものに備付けたるものを除く

鐵を主たる材料とするもの（琺瑯引のものを除く）看板、階段（機械または裝置の一部をなしたるものを除く）傘立、喫煙用器具、脚立、車裝鐵板、屑入、揭示板、交通標識（信號用のものを除く）廣告板、廣告塔、格子、焜爐、柵、仕切用金物（カウンタースタクリンを含む）敷板（機械または裝置と一體をなしたるものを除く）シャンデリヤ、自轉車置、書籍、石炭用バケツ洗面器臺、棚、椀房裝置前飾金物、手摺および欄干（機械裝置または橋梁と一體をなしたるものを除く）泥拭器、戸棚およびロッカー、ネームプレート、コーションプレートその他の標札類、旗竿、梯子（機械または裝置と一體をなしたるものを除く）破損止金物、日除用金物（店舗用のものを除く）火鉢、焜、帽子掛、スタンド、本立（ブツクエンドを含む）マンホール蓋（機械と一

體をなしたるものを除く）溝蓋、水桶（火鉢を含む）門柱、門扉、物干、床下換氣口金物

銅または黃銅、青銅その他の銅合金を主たる材料とするもの 押板、置物、看板、壁張板（炊事場、流場または風呂場の羽目板を除く）階段止、カーテン用金物（線引カーテン用のものを除く）傘立、花器、菓子器、喫煙用器具、屑入、揭示板、蹴板、格子、焜爐、柵、皿仕切用金物（カウンタースタクリンを含む）シャンデリヤ、洗面器、洗面器臺、棚、椀房裝置前飾金物、痰壺、茶器、吊下手洗器、手摺および欄干（機械裝置または橋梁と一體をなしたるものを除く）戸および扉、泥拭器、ネームプレートコーションプレートその他の標札類、軒樋、呼樋及堅樋（内樋を除く）破損止金物、番號札、庇葺板、日除用金物（店舗用のものを除く）火鉢、帽子掛スタンド、盆、本立（ブツクエンドを含む）水桶（火鉢を含む）門柱、門扉、門、柱、壁、天井または庇廻の裝飾板金物、屋根葺板、藥罐、郵便受口

第二條 金屬類回收令第三條の規定により、回收物件を定むること左のごとし
但し船舶、航空機およびこれに準ずるものに備付けたるものを除く

鐵を主たる材料とするもの（琺瑯引のものを除く）看板、傘立、喫煙用器具、脚立、車裝鐵板、屑入、揭示板、交通標識（信號用のものを除く）廣告板、廣告塔、格子、柵、

シヤンデリヤ、自轉車置、石炭用バケツ、燈房裝置前飾金物、手摺および欄干機械、裝置または橋梁と一體をなしたるものを除く。泥拭器、ネームプレート、コーションプレートその他の標札類、旗竿、梯子(機械または裝置と一體をなしたるものを除く)、破損止金物、日除附金物(店舗用のものを除く)、塀、帽子掛スタンド、マンホール蓋(機械と一體をなしたるものを除く)、溝蓋、水桶(水鉢を含む)、門柱、門扉、床下換口氣金物

銅または黄銅、青銅その他の銅合金を主たる材料とするもの、押板、置物、看板、壁張板(炊事場、流場または風呂場の羽目板を除く)、カーテン用金物(線引カーテン用のものを除く)、傘立、花器、喫煙用器具、屑入、揭示板、蹴板、格子、柵、日除用金物、帽子掛スタンド、シヤンデリヤ、洗面器、燈房裝置前飾金物、吊下手洗器、手摺および欄干(機械、裝置または橋梁と一體をなしたるものを除く)、泥拭器、ネームプレート、コーションプレートその他標札類、軒樋、呼樋及堅樋(内樋を含む)、破損止金物、番號札、庇葺板、水桶(水鉢を含む)、門柱、門扉、郵便受口

第三條 金屬類回收令第三條の規定により施設を指定すること左の如し、たゞし北海道、地方廳、府、縣ならびに市、町、村市制第四百四十四條の市の一部町村制百二十四條の町村の一部、およびこれに準ずるもの所の

有または管理に屬するものはこれを除く
一 常時十人以上の職工を使用する工場の事業の用に供する工場その他の施設(當該事業の用に供する共同住宅その他の住宅および當該事業主の所有に屬せざる寄宿舎、合宿所その他これに準ずるものを除く)

二 常時十人以上の使用人を使用する物品販賣業の事業の用に供する店舗その他の施設

三 鑛業または砂鑛業の用に供する事業場その他の施設

四 銀行、信託會社、保險會社または無盡會社の營業所その他の施設

五 倉庫業法の適用を受くる倉庫營業、私設保税倉庫營業または農業倉庫の事業の用に供する倉庫その他の施設

六 取引所の市場その他の施設

七 地方鐵道、軌道または索道事業の用に供する事務所、車輛その他の施設及び專用鐵道の車輛その他の施設

八 電氣事業の用に供する事務所電氣工作物その他の施設

九 瓦斯事業の用に供する事務所瓦斯工作物その他の施設
十 旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業または貨物自動車運送事業の用に供する車庫、車輛その他の施設
十一 私立學校の校舎その他の施設
十二 診療所取締規則による病院若は齒科

診療所取締規則による齒科病院またはその附屬施設

十三 觀客定員二百五十人以上の劇場、映畫興行場演藝場若は觀物場またはその附屬施設

十四 客席面積の合計百平方メートル以上の旅館料理屋、飲食店符合若は貸座敷またはその附屬施設

十五 床面積三百平方メートル以上の建物に於て區畫、二以上の經營者の用に供するものまたはその附屬施設

十六 水利組合、土地區畫整理組合、酒造組合、商業組合、同業組合、造船組合、自動車運送業組合海外移住組合若しくは健康保險組合その他特別の法律に基き設立せられたる組合またはその聯合會の事務所その他の施設

十七 商工會議所、農會、醫師會、產業組合中央會、商業組合中央會、產業組合中央金庫または恩給金庫その他特別の法律に基き設立せられたる法人の事務所その他の施設

十八 民法第三十四條の規定による法人の事務所その他の施設

十九 前各號に掲ぐるものの外資本金(出資總額、株金總額出資總額および株金總額の合計をいふ)十萬圓以上の會社または有限會社の事務所その他の施設

附則

本令は金屬類回收施行の日よりこれを施行す

價格等統制令

〔改正〕

昭和十四年十月十八日勅令七〇三號
昭和十五年十月勅令第六七七號改正
昭和十六年九月勅令第八四一號改正

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て南洋群島に於て依る場合を含む以下同じ第十九條の規定に基き價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貨料、加工賃、修繕料其の他の財産的給付（以下價格等と稱す）に關し必要な命令を爲す別等に定むるものを除くの外本令の定むる所に依る

第二條 價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貨料又は加工賃（以下價格運送賃等と稱す）は昭和十四年九月十八日（以下指定期日と稱す）に於ける額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し閉令の定むる所に依り價格運送賃等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けた場合及本令施行の際現に存する契約にして其の際の各號の一に該當するものに付ては此の限に在らず

一 注文生産品の價格に付生産者が生産に著手したるもの

二 其の他の價格には買主其の他の支拂者が目的物の引渡を受けたるもの

三 運送賃又は加工賃に付運送人又は加工

法 規 法 令

者が目的物の引渡を受けたるもの

四 保管料、損害保険料又は賃貨料には支拂者が履行遲滞に在るもの
前項の指定期日に於ける額は價格運送賃等の受領者に依り額に依り受領者別に定まるものとし指定期日に爲したる契約ある場合は其の契約額（同じ事情の下に於て數種の契約額ありたるときは其の最高額）偶々指定期日に爲したる契約なかりし場合は契約を爲したるべき額とす

價格運送賃等に付前項の規定に依る額なき場合に於ては閉令の定むるものを以て指定期日に於ける額とす但し閉令の定むるものが判定困難なる場合に於て價格等の受領者の申請あるときは行政官廳に於て其の額を指示し其の指示額を以て指定期日に於ける額とす

第三條 商工農業者等の組合其の他之に準ずるもの閉令の定むる所に依り前條第二項又は第三項の額に代るべき額を定め行政官廳の認可を受けたるときは其の組合其の他之に準ずるもの及其の構成員（構成員が組合其の他之に準ずるものなる場合は其の構成員をも含む、以下同じ）に付ては其の額を以て指定期日に於ける額と看做す

行政官廳必要ありと認むるときは閉令の定むる所に依り商工農業者等の組合其の他之に準ずるもの、地區内に於て其の構成員たる資格を有する者にして其の構成員に非ざるものに付ても前項の規定に依る額を以て

指定期日に於ける額と看做すことを得
前項の規定に依る處分ありたる場合に於て第一項の規定に依る額の變更ありたるときは前項の額は當該變更額に變更せられたるものとす

第一項の規定に依る認可又は第二項の規定に依る處分は此等の處分實施の際現に存する契約にして其の際前條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第四條 行政官廳は指定期日に於ける額（前條第一項若は第二項又は第二十條の規定に依り看做さるるものを除く）が著しく不當と認めらるゝときは閉令の定むる所に依り其の額を引下ぐることを得但し其の引下實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第四條の二 修繕料其の他價格運送賃等以前の價格等（以下修繕料等と稱す）にして主務大臣の指定するものは主務大臣の指定する年月日に於ける額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し閉令の定むる所に依り修繕料等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けた場合及指定實施の際現に存する契約にして其の際の各號の一に該當するものに付ては此の限に在らず

一 修繕料等に對する給付を爲す者が目的物の引渡を受けたる場合

二 修繕料等に對する給付を爲す者が修繕料等に對する給付に著手したる場合

第四條の三 第二條第二項及第三項並に第四條の規定は前條の規定に依り指定したる修繕料等に付之を準用す

第四條の四 修繕料等の受領者の組合其他之に準ずるもの閉令の定むる所に依り修繕料等の額を定め行政官廳の認可を受けたるときは其の組合其他之に準ずるもの及其中の構成員の給付に對する修繕料等は其の額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し閉令の定むる所に依り修繕料等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず

行政官廳必要ありと認むるときは修繕料等の額を變更して前項の認可を爲すことを得第一項の規定に依る認可ありたる場合に於て行政官廳必要ありと認むるときは同項の規定の適用に付ては閉令の定むる所に依り同項に規定する組合其他之に準ずるもの地區内に於て其の構成員たる資格を有する者にして其の構成員に非ざるものを其の構成員と看做すことを得

第一項の規定に依る認可又は前項の規定に依る處分は此等の處分實施の際現に存する契約にして其の際第四條の二但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし
第四條の二及前條の規定は第一項の修繕料等に付ては之を適用せず

第五條 第二條乃至第四條及前條の規定は有價證券の價格及賃貸料、土地及建物の價格其他閉令を以て定むる價格等に付ては之を適用せず

第六條 價格等は第二條乃至第四條の四の規定に拘らず他の法令に定むる額又は他の法令に基く行政官廳の決定、命令、許可、認可其他の處分ありたる額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し價格運送賃等に付ては本令施行後の、修繕料等に付ては第四條の二の規定に依る指定又は第四條の四第一項の規定に依る認可若しくは同條第三項の規定に依る處分ありたる後の處分は處分實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一又は第四條の二但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

前項の他の法令は閉令を以て之を定む第六條の二 前條に規定する場合を除く他の主務大臣の指定する特殊の物の價格等に付ては其の受領者に於て閉令の定むる所に依り其の額に付行政官廳の認可を受くべし此の場合に於ては其の物の價格等は第二條乃至第四條の四の規定に拘らず其の認可額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず
前項の規定は前項の指定實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一又は第四條の二但書各號の一に該當するものには之を適用せず

第一項の主務大臣の指定に關しては閉令の定むる所に依る

第七條 前二條に規定する場合を除くの外行政官廳閉令の定むる所に依り價格等(有價證券の價格及賃貸料を除く以下同じ)の額を指定したるときは第二條乃至第四條の四の規定に拘らず其の額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ず但し閉令の定むる所に依り價格等の支拂者又は受領者に於て行政官廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず

前項の指定は指定實施の際現に存する契約にして其の際第二條第一項但書各號の一又は第四條の二但書各號の一に該當するものに對しては影響を及ぼすことなし

第八條 支拂條件、引渡條件其他の契約條件の變更(第六條に規定する他の法令に依るもの及他の法令に基く行政官廳の決定、命令、許可、認可其他の處分ありたるものを除く)にして支拂者に不利益と爲るものは其の限度に於て之を價格等の額の引上と看做す

第九條 何等の名義を以てするを問はず第二條、第四條の二、第四條の四、又は第六條乃至第七條の規定に依る禁止を免るゝ行爲を爲すことを得ず

第十條 主務大臣必要ありと認むるときは閉令の定むる所に依り價格等の原價に關し計算を爲さしむることを得
第十一條 行政官廳必要ありと認むるときは

國家總動員法第三十一條の規定に依り生産、販賣、運送、保管、貸借、損害保険、加工若しくは修繕料等に對する給付に關し報告を徴し又は當該官吏をして工場、事業場販賣所、倉庫、事務所其他の場所に臨檢し業務の狀況若しくは帳簿書類其他の物件を檢査せしむることを得

前項の規定に依り當該官吏をして臨檢検査せしむる場合に於ては其の身分を示す證票を携帯せしむべし

第十二條 本令は左に掲ぐる價格等には之を適用せず

一 繭、生絲、棉花又は綿布の取引所に於ける賣買取引の價格

二 關東州、滿洲及支那以外の地と本令施行地との間に於ける輸出入取引の價格及兩地域間に於ける運送の運送賃

三 其他閣令を以て定むるもの

第十三條 本令は契約の當事者にして營利を目的として當該契約を爲すに非ざるものには之を適用せず但し當該契約を爲すことが自己の業務に屬する者に付ては此の限に在らず

第十四條 本令に定むるものを除くの外本令の施行に關し必要な事項は閣令を以て之を定むることを得

第十五條 本令の施行に關する主務大臣は左の各號に定むる所に依る

一 農林水産物及農林水産業専用物品の價格に關する事項に付ては農林大臣

二 酒造税法の酒類並に酒精及酒精含有飲料税法の酒精及酒精含有飲料の價格に關する事項に付ては商工大臣及大藏大臣

三 醫藥品の價格に關する事項に付ては商工大臣及厚生大臣

四 運送賃並に運送に直接關聯する保管料、貸貸料、荷役請賃料、作業料、手數料、使用料、運送業者又は運送取扱業者の荷造料其他閣令を以て定むる修繕料等に關する事項に付ては陸上運送に在りては鐵道大臣、水上運送及航空運送に在りては遞信大臣

五 田、畑、山林及原野の價格及貸貸料、田、畑、山林及原野の賣買又は貸貸の斡旋手數料、家畜の貸貸料、家畜の賣買又は貸貸の斡旋手數料、専ら農林畜水産物及飲食料品の保管を目的とする倉庫（倉庫營業者の倉庫を除く）の保管料及倉入倉出料、閣令を以て定むる農林畜水産物、飲食料品及農林畜水産業専用物品の加工賃並に閣令を以て定むる農林畜水産業、飲食料品工業及農林畜水産業専用物品に關する修繕料等に關する事項に付ては農林大臣

六 船舶の價格、貸貸料（期間傭船料を含む）運航手數料及修繕料並に船舶の賣買、貸貸（期間傭船を含む）又は運航委託の斡旋手數料に關する事項に付ては遞信大臣但し總噸數二十噸未満の漁船の賣買價格及貸貸料（期間傭船料を含む）並に

總噸數二十噸未満の漁船の賣買又は貸貸（期間傭船を含む）の斡旋手數料に關する事項に付ては農林大臣及遞信大臣

七 兵器、彈藥、艦船等の價格運送賃等に關する第二條に規定する事項及兵器、彈藥、艦船等の修繕料に關する第四條の二但書に規定する事項にして軍機保護上必要あるものに付ては陸軍大臣又は海軍大臣

八 請負料（手間賃、派出所の類を含む）にして主として勞務の供給及提供に對するものに關する事項に付ては厚生大臣

九 前各條の場合を除くの外商工大臣

十 第六條に規定する法令に於ては前各號に拘らず當該法令に於ける主務大臣

第十六條 前條第七號に掲ぐる場合を除くの外本令中主務大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督令、樺太又は南洋群島に在りては廳令とす

附則
第十七條 本令は昭和十四年十月二十日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十四年十月二十七日より之を施行す

第十八條 第二條乃至第四條の三の規定は當分の内其の効力を有す

(以下略)

價格等統制令

行規則

〔改正〕
〔全文〕

昭和十四年十月十九日閣令第十三號

昭和十五年六月閣令第七號改正

七月閣令第八號改正

十月閣令第十號改正

十月閣令第十一號改正

十月閣令第十二號改正

昭和十六年一月閣令第一號改正

一月閣令第二號改正

九月閣令第二十一號改正

第一條 價格等統制令(以下統制令と稱す)

第二條 第一項但書、第四條の二但書、第四條の四第一項但書又は第七條第一項但書の許可の申請は左の各號の一に該當する場合に限り之を爲すことを得

- 一 關東州、滿洲及支那以外の地に輸出せらるゝこと明かなる物を賣買するとき
- 二 輸入價格の昂騰特に著しき輸入品を賣買するとき
- 三 其の他已むを得ざる事由あるとき

第二條 前條の申請を爲さんとする者は氏名

又は名稱、住所又は主たる事務所の所在地及業務の種類並に左に掲ぐる事項を記載したる申請書を主務大臣(主務大臣特に定め

たるときは地方長官)に提出すべし

一 前條第一項第一號の場合に於ては其の物の名稱、品種、數量及輸出せらるゝことと明かならしむる事項並に價格等の支拂者が申請を爲す場合に在りては買受先、豫定買受價格其の他の豫定買受條件、豫定販賣先及豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件、價格等の受領者が申請を爲す場合に在りては販賣先及豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件

二 前條第一項第二號の場合に於ては其の輸入品の名稱、品種及數量並に價格等の支拂者が申請を爲す場合に在りては買受先及豫定買受價格其の他の豫定買受條件、價格等の受領者が申請を爲す場合に在りては買受先、豫定買受價格其の他の豫定買受條件、販賣先及豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件

三 前條第一項第三號の場合に於ては前二號に準ずる事項及已むを得ざる事由の詳細
前項の申請書にして主務大臣に提出すべきものは主務大臣特に定むるものを除くの外地方長官を経由すべし
第三條 統制令第二條第二項の規定に依り指定期日に於ける價格の額を定むること左の如し

一 季節品に付ては最近の季節の市場價格又は之に準ずるものに付一般物價の變動を參酌したるもの

二 新製品に付ては之に類似する物の指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるものに付原價の差異を參酌したるもの

三 前各號に掲ぐる物以外の物に付ては指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるもの
前項の規定は物以外のもの、價格、運送賃、保管料、損害保險料、賃食料及加工賃の類には之を準用す

第三條の二 統制令第二條第三項但書の指示は主務大臣(主務大臣特に定めたるときは地方長官)之を爲す

第三條の三 第三條第一項及前條の規定は統制令第四條の三の規定に依り同令第二條第三項の規定を準用する場合に付之を準用す

第四條 統制令第三條第一項又は第四條の四第一項の規定に依る認可の申請は左に掲ぐる區別に依り主務大臣又は地方長官に之を爲すべし
一 道府縣又は全國を地區とする組合其の他之に準ずるものに在りては主務大臣
二 道府縣又は其の一部を地區とする組合 其の他之に準ずるものに在りては地方長官

前項に掲ぐる組合其の他之に準ずるものにして主務大臣の指定したるものに付ては前項各號の規定に拘らず主務大臣の定むる行政官廳に申請すべし

第五條 前條の申請を爲すには左に掲ぐる事項を記載したる申請書を提出すべし



總ゆる化粧の基礎は素肌の
 美から生れます
 「健康な素肌の美しさ」を創る
 紋章松葉精洗顔クリームは
 何時までも眞珠のお肌を護り
 健康な美肌をつくります

効率的に素肌を美しくする

紋章 松葉精 洗顔クリーム

高貴美白料

發賣元 株式會社 奉仕堂

大阪市東區清水谷之町



香料

株式會社
大阪市東區道修町二丁目四十五番地
小川香料店

電話北濱 一六六
振替貯金口座大阪二九六番
受信略號【オサカニオイ】

東京市日本橋區本町四丁目十五番地
香料商 小川商會店

電話日本橋(24) 一〇四六八〇番
振替貯金口座東京六〇七番
受信略號「日本橋局」トウケイ・ニオイ

大阪市東淀川區堀上通二丁目三十四番地

工場 小川化學香料株式會社

電話北七三二〇番

臺灣 小川香料產業株式會社

本社・工場 臺中州員林街三條別一七〇
臺北事務所 臺中市福住町三八
魚池農場 臺中州新高那魚池庄加道坑
大湖農場 新竹州大湖郡大湖庄

ラメーローキヤップ。

外出に・運動に
職場に・お寝み時に
女性生活の必需品



品製任責の谷岩

みあ髪東 一第用信

トツネーヤへ 一隨界斯

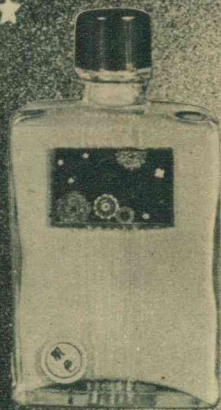
ドンバススイ 附スーロス

會商谷岩 會合 舖本

二目丁四段九區町麴市京東
番六七二三・八四一一(33)段九話電

料粧化ーピッカ 國産

品製園香豊 < 輝は品良



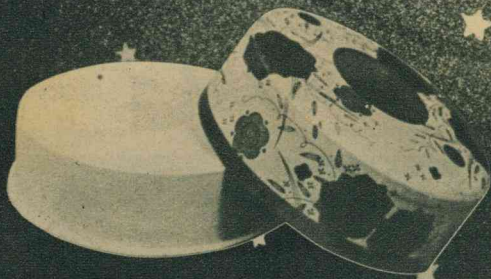
常に

適度の化粧は

銃後戦場に

明朗さを

加へる！



込牛 園香豊 端田 京東

ベルボン化粧品

SMITHSONIAN

近代的ノ感觸ヲ

多分ニ備ヘタ

優秀化粧品ノ



ベルボン製品

頬紅、美白洗顔クリーム
口紅、粉白粉、コールド
クリーム、ヘヤーオイル
ボマード、パニシングク
リーム、水白粉、チツク
アストリンセントローシ
ョン、ヘヤートニック、
香水

東京代理店

モロゾフ製菓株式会社化粧品部

東京市京橋區木挽町四ノ四・電話京橋(56)4339番

本舗 ベルボン商會

東寶ルビナ化粧料
 レオン洗顔クリーム
 ハリウツド化粧料
 藥用クレーム
 アモンパハヤ
 お染椿香油
 ココ―整髮料
 テルミー化粧料
 伊豆椿頭髮香油
 シヤベトニツク化粧料
 蜂研化粧料
 イオス洗顔クリーム
 ユゼ洗粉
 ロビオ化粧料

全 國 東 日 本 關 東 及 大 東 京 發 賣 元

有名化粧品問屋

アキラ化粧料
 蜂研蜂蜜石鹼 發賣元
 ユニード化粧料

株式會社

塚田商店

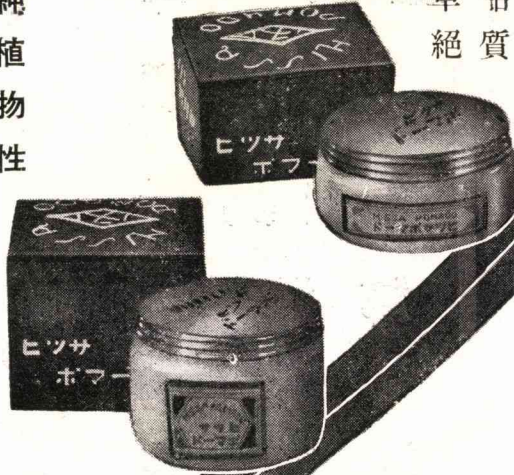
東京市本郷區湯島天神町三ノ十一

電話下谷 (83) 二二五六番
 七二二五番
 振替東京七九一四四番

ヒツサポアード

純植物性

卓品質



ヒツサ香油



香りよき養毛香油
として絶讃を賜はる

本舗 細田忠靈商店

東京市深川区富岡町一丁目一六番
電話 深川 (64) 一〇二番
振替 東京 一〇二九一 九番

齒 刷 子
 喫 煙 用 具
 眼 鏡
 雜 貨

製 造 卸

榮冠齒刷子本舖

中文商店

東京市日本橋區橋町五番地三
 電話浪花(67)二三六四番
 振替東京三〇二〇九番

大阪營業所
 天王寺區勝山通一ノ二五一
 電話天王寺(77)八六一九番

ウツマキ石鹸

用 顔 入 肌 清 強
 下 に 浴 ！ 淨 い
 さ 御 に な 肌
 い 愛 洗



石 鹼 問 屋
 本 舖 近 磯 商 店
 東 京 日 本 橋 區 山 町 七

皇漢藥調劑・毛髪營養料

オン、養毛水

これこそ

日本人の體質に最も合致せる、東洋三千年の昔から傳はる皇漢秘藥の養毛水、斷然ノ群を抜くその藥効



多量に含まれた!

皇漢藥が整髪とともに毛根に滲透して、若禿、抜毛を防ぎ、フケ、カユミを去る特殊整髪料



オンス養毛水本舗

東京市本郷區島田町
電話 九七五七番
東京市谷下區七番
電話 七九七番
東京市三軒
電話 七九七番
振替 六九七番

オン、養毛ポマード

皇漢藥調劑・毛髪營養料

東京市淺草區鳥越二ノ一二

セルロイド

洋髮櫛製造卸



清水英商店

清水英一郎

電話淺草(84)五八七九番
振替東京八七二七一番



冬の女王

ギヨス

入草藥

懷爐灰

發賣元

石鹼・化粧品
雜貨問屋

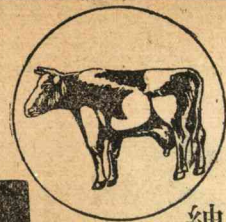


陸軍御用達

有限公司

川野立志堂

東京市深川區清澄一丁目
電話本所(73)一四六七番



紳士淑女も………
赤ちやんも………

牛乳石鹼

牛乳石鹼本舖

共進舍石鹼株式會社

本店營業所
大阪池田區今福一中一丁目七番七地
電話川 一五五三・四二四
東京市橋本區木挽一丁目七番七地
電話京 三六六



業界定評！

頬紅・まゆ墨
キスマーロ
口紅

キスマーロ口紅
 キスマーロ頬紅
 キスマーロ眉墨
 六六五
 六六〇

伊勢半本舖
 東京

問 飛
 屋 粉

協同油脂石鹼株式會社
 敷 島 香
 丸 明 印 蠟 燭 香
 金 鳥 香
 ゲンブ粉末石鹼
 イマツ蠅取粉

特約店

あ 森 友 商 店

東京市日本橋區小網町二丁目
 電話茅場町四四一〇番
 振替東京二六二四番

セルロイド
ラクトロイド

生地
製品

問屋



株式
會社

三浦商店

東京市淺草區淺草橋一丁目四番地

請地倉庫

電話淺草(84) 四三二二番
振替口座東京 九〇三六番
向島區吾嬬町四丁目六十二番地 一〇六六番

TOHO

美肌力と薬効作用の素晴らしい

トイホー洗顏クリーム

定價(税込) 一・五五

一・二三

トイホー香水本舗

東寶藥化學研究所

東京市麻布區筈町八十二

TOHO

純無鉛

あせ知らび



徳田商店

東京市下谷區中清水町五

石鹼化粧品問屋

皆様の

合資
会社

脇田盛眞堂

東京市日本橋區横山町七番地一
電話浪花(67)〇〇四二番

巴里院眉すみ

コ
ー
ク
ロ
ン
ト
ン
ト
ン
ト
ン



本舖 東京
巴里院

國產
香料



田村香料株式會社

大阪市東區淡路町二丁目三十五番地

電話北濱(23)六六九・二九一一番

振替口座大阪二六六九一番

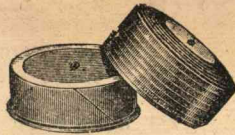
三國工場

和歌山工場

大阪市東區三國町
電話三國五四九番
和歌山縣海草郡下津町
電話下津四番

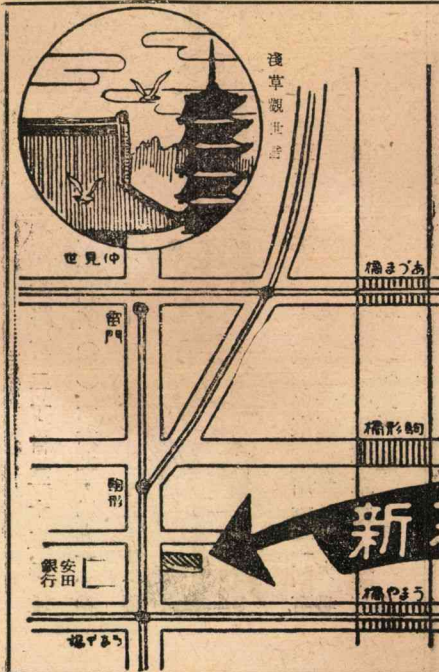
Pompe

ポンジー
粉白粉



姉妹品
香水・口紅・ホ、紅
水白粉・煉白粉
オーデコロン
コスメイド ミルク

發賣元 株式會社 岡本信太郎商店
東京市京橋區京橋二丁目十三番地



小間物・頭飾雜貨・帶留・頭飾品
丸文粉末インキ東京營業所

合名會社

丸新東京店

代表者 中川敏二

東京市淺草區駒形一ノ六

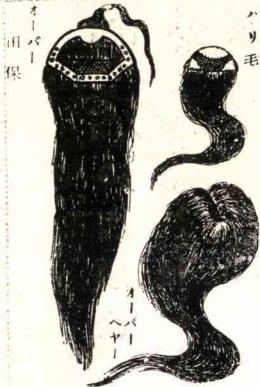
電話淺草(84)二八五四番

振替東京三九六五二番

取引銀行安田銀行淺草支店

新丸

カツラ



當代隨
花丁字香



優
美
精
巧

實用 案登録二四〇二六一番



ア美容花花花ヘマラアオ網洋日日本
イ師丁丁丁ヤヤ古ミバ製髮本本
ロ用子子子字字毛用ミバ製髮本本
ン印子子子印印毛用ミバ製髮本本
各本本本印印水及バハヘヤリ各毛
種油引イカスヒツツカ各種毛
種油引イカスヒツツカ各種毛

營業品目

切一料原じもか品飾頭品用髮結
舗本 品飾頭印子丁花印マーバ

店商利守濱

一ノ二町壽區草淺市京東
番四一九七(84)草淺話電
番六三四七八京東替振

販賣店の店頭は

我々自らの賣場であります

卸業者たる自分達も常に

ほへえみを以て直接

需要者に接してゐるのです

販賣店の繁榮は

結局こうした需要者への

絶對的奉仕觀念を抱ける

我々卸業者との融合によつてのみ

齎らされるのではないでせうか

各一流小賣店様取引

婦人頭飾品

婦人服飾品

子供用品、流行雜貨

東京小間物雜貨卸商業組合員・登録番號十八番



丸治商店

東京市日本橋區馬喰町三丁目
電話浪花二七〇七・振替東京四二六七

結髮實用具

服裝實用品

其他婦人身邊細貨類

各一流百貨店様取引

王子石鹼



流線型石鹼

化粧用

洗濯用

公



王子石鹼株式會社

効薬るな著顯
感用使るな適快

☆萬能皮膚薬でお化粧になる

マーシレックス

☆齒と齒ぐきを丈夫にする専門家推奨の

マー！煉齒磨

☆マー煉齒磨の姉妹品

マー！準煉齒磨

（じゆんれり）

☆齒と口中を清潔にし聲をよくする（吸入にもよし）

マー！ローション

☆髪のをなしつとりしなやかにする洋髪用液體シャンプー

マー！セーモ

マーの五大製品



本舗 株式會社 守屋商會 東京一 大阪

品製ルガーリ

毛髮榮養

ベジリン 香水

頭髮用

ユーモリンクリーム

リーガルフラワーボマード

リーガルフリランチツク

リーガルボマードチツク

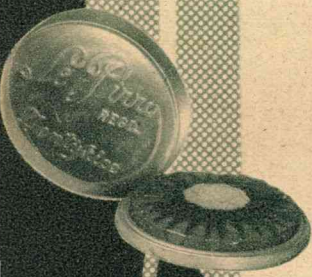
リーガルローション

リーガルトルカンパウダー

リーガル口紅

リーガル香水

リピロ固煉齒磨



本 舗
 リーガル商會

目了三町石本・橋本日・京東
 五六九三(24)橋本日話電

主要製品	
サクラニホン	洗濯石鹼
サクラニホン	化粧石鹼
硬 化 油	
ス テ ン	蠟
ス テ ア リ ン	
オ レ イ ン	燭
グ リ セ リ ン	
其他油脂製品	

協同油脂株式會社

本 社
 京城府明治町二丁目一〇番一
 電話 本局 七七一
 東京市京橋區銀座四丁目三番一
 電話 本局 七七一
 大阪出張所
 大坂市東區大川六丁目三番三
 電話 本局 七七一
 朝鮮工場
 朝鮮江原道三陟三番二
 電話 本局 九五三
 朝鮮工場
 朝鮮馬津府二龍三番二
 電話 本局 九五三
 九洞五沙 番

協同油脂販賣株式會社

本 社
 東京市京橋區銀座四丁目三番一
 電話 本局 六二七
 大阪營業所
 大坂市東區大川六丁目三番一
 電話 本局 六二七
 京城營業所
 京城府明治町二丁目三番一
 電話 本局 七二〇
 名古屋駐在員
 名古屋市西區大船三番三
 電話 本局 七二二
 電話 本局 七二二
 電話 本局 三三八
 電話 本局 三三八
 電話 本局 一三九

滿洲協同油脂株式會社

本 社
 奉天市鐵西區嘉興街七段第七號
 電話 本局 四七號
 天津
 天津河北調綽路四十五號
 電話 本局 一八號
 工廠

天津石鹼工廠

本 社
 大坂市東區大川町廿三中
 電話 本局 六九七
 東京出張所
 東京市京橋區銀座四丁目三番一
 電話 本局 六九七
 東京第一工場
 東京市荒川區三河島四丁目三番一
 電話 本局 六九七
 東京第二工場
 東京市王子區下河原町三番一
 電話 本局 六九七
 大阪第一工場
 大坂市東區淀川區大國六丁目三番一
 電話 本局 六九七
 大阪第二工場
 大坂市東區正區福彌町三番一
 電話 本局 六九七
 大阪第三工場
 大坂市住吉區天正寺一丁目一〇番一
 電話 本局 六九七
 大阪東工場
 大坂市東區南船場一丁目一〇番一
 電話 本局 六九七
 大阪今宮工場
 大坂市西區成慶區西入船場一丁目一〇番一
 電話 本局 六九七
 大阪港工場
 大坂市港區南通九條三丁目三番一
 電話 本局 六九七
 大阪八尾北工場
 大坂市八尾町西一丁目三番一
 電話 本局 六九七
 大阪八尾南工場
 大坂市八尾町南一丁目三番一
 電話 本局 六九七
 電話 本局 六九七
 電話 本局 六九七
 電話 本局 六九七
 電話 本局 六九七

一 組合其の他之に準ずるもの、名稱及地區

二 構成員（統制令第三條第一項の構成員を謂ふ以下同じ）たる資格及構成員の概數

三 統制令第二條第二項若しくは第三項の額に代るべき額又は同令第四條の四第一項の規定に依り認可を受けんとする額及其の實施の日

前項の認可申請書には左の書類を添附すべし

一 定款又は規約の寫

二 統制令第二條第二項若しくは第三項の額に代るべき額又は同令第四條の四第一項の規定に依り認可を受けんとする額の算定基礎を明かにする書面

三 前條の申請を爲すべき旨の決議書又は同意書の寫

四 統制令第三條第一項の規定に依る認可の申請に在りては同令第二條第二項又は第三項の額に代るべき額を定むるを必要とする事由を明かにする書面

第六條 統制令第二條第一項但書、第四條の二但書、第四條の四第一項但書若しくは第七條第一項但書の許可又は同令第三條第一項、第四條の四第一項若しくは第六條の二の認可には制限又は條件を附することあるべし

第七條 主務大臣又は地方長官統制令第三條第一項又は第四條の四第一項の認可を爲したるときは左の事項を公示す

法 規 法 令

一 組合其の他之に準ずるもの、名稱及地區

二 構成員たる資格

三 統制令第二條第二項若しくは第三項の額に代るべき額又は同令第四條の四第一項の規定に依り認可を爲したる額及其の實施の日

四 認可に附したる制限又は條件

第八條 統制令第三條第二項又は第四條の四第三項の處分は同令第三條第一項又は第四條の四第一項の認可を爲したる主務大臣又は地方長官處分の旨及前條各號に掲ぐる事項を公示することに依り之を爲す

第九條 統制令第四條の規定に依る處分は主務大臣又は地方長官價格等の受領者に對し左の事項を通知するに依り之を爲す

一 價格等の引下後の額

二 引下實施の日

前項の規定は統制令第四條の三の規定に依り同令第四條の規定を準用する場合に付之を準用す

第十條 統制令第二條乃至第四條の規定は左に掲ぐる價格等には之を適用せず

一 財團、營業及無體財產權の價格及賃貸料

二 書畫骨董の價格

三 鮮魚介類（冷凍魚介類及鱈を除く）、生蔬菜及生果實の價格

五 輸出品たる綿絲及輸出品の原料若は材料に用ふる綿絲（關東州、滿洲及支那向のものを除く）の價格

六 生絲（玉絲及野蠶絲を除く）及繭及屑繭を除く）の價格

第十一條 統制令第六條第二項の規定に依り法令を定むること左の如し（略）

第十一條の二 統制令第六條の二の物の價格等の指定は物の性質、機能、構造等に鑑み其の價格等に付同令第七條又は海運統制令第八條若しくは第九條の規定に依り一般的に額の指定を爲すを著しく不適當又は困難を認めらるゝものに限り之を爲すものとす

前項の物の價格等の指定は告示に依りて之を爲す

第十一條の三 統制令第六條の二の認可は主務大臣之を爲す

第十一條の四 前條の認可の申請を爲さんとするものは氏名又は名稱、住所又は主たる事務所所在地及業務の種類並に左に掲ぐる事項（物の價格以外の場合に在りては之に準ずる事項）を記載したる申請書を主務大臣に提出すべし

一 其の物の名稱、品種、構造、機能其の他其の物の特質を明かにする事項

二 販賣先、販賣數量、豫定販賣價格其の他の豫定販賣條件

三 豫定販賣價格見積の根據

第十二條 統制令第七條の規定に依る額の指

三八五

定は主務大臣之を爲すものとす但し主務大臣に於て地方長官が額の指定を爲すべき旨を定めたるものに付ては地方長官額の指定を爲すものとす

第十三條 統制令第七條の規定に依る額の指定は告示に依りて之を爲す但し軍機保護上告示を適當とするものに付ては價格等の受領者に對する通知を以て之に代ふることを得

第十四條 統制令第十一條第一項の行政官廳は主務大臣又は地方長官とす

同條第二項の證票は別記様式に依る第十五條 統制令第十二條第三號に掲ぐる價格等は左に掲ぐるものとす

一 特殊保税工場の場合
一 特殊保税工場の工場主が關東州、滿洲及支那以外の地に貨物を輸出する爲當該保税工場の作業に使用する物品を買入るる場合の價格

二 前號に掲ぐる作業に依り生じたる貨物を關東州、滿洲及支那以外の地に輸出する爲販賣する場合の價格

三 關稅法第六十三條第一項の規定に依り稅關長が貨物を買上ぐる場合の價格

二 金地金、金の合金、金を主たる材料とする物及産金法の合金鋼産物の價格並に金資金特別會計法に依り金資金を運用する場合の物の價格

三 國營の鐵道、軌道及自動車並に其の附帶の業務に關する運送賃、賃貨料、保管料、修繕料、荷設請負料、作業料、手數

料、使用料其の他の料金
四 統制令施行地以外の地相互間（關東州、滿洲及支那の各地相互間を除く）に於ける運送の運送賃

五 統制令施行地以外の地へ支拂又は統制令施行地以外の地より受領する保險料（統制令施行地と關東州、滿洲又は支那との間の運送に對する貨物の保險又は航海に對する船舶の保險を除く）及統制令施行地以外の地（關東州、滿洲及支那を除く）相互間の運送に對する貨物の保險又は航海に關する船舶の保險の保險料

五の二 損害保險料以外の保險料
六 再保險料

七 日本船舶に非ざる船舶の賃貨料
八 昭和十五年商工省令第六十六號（關東州、滿洲及支那に對する貿易の調整に關する件）第一條の規定に依る調整機關の指定輸出品の買取價格及輸出價格、調整機關が輸出の委託を爲す場合に於ける調整機關の受領價格及受託者の輸出價格、調整機關の同令第六條の規定に依る指定輸出品の輸入價格並に調整機關が輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入價格及調整機關よりの受領價格

九 輸出品及輸出品用原材料配給統制規則（昭和十五年商工省令第六十六號）第一條の規定に依る統制機關の指定輸出品の買取價格、販賣價格及統制機關が指定輸出

品の輸出の委託を爲す場合に於ける統制機關の受領價格並に同令第六條の規定に依る配給機關の指定輸出品用原材料の買取價格、販賣價格及配給機關が指定輸出品用原材料の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の配給機關よりの受領價格

十 昭和十五年商工省令第一百五號（南洋に對する貿易の調整に關する件）第一條の規定に依る輸出調整機關の指定輸出品の買取價格、販賣價格及輸出調整機關が指定輸出品の輸出の委託を爲す場合に於ける輸出調整機關の受領價格並に同令第八條の規定に依る輸入調整機關が指定輸入品の輸入の委託を爲す場合に於ける受託者の輸入調整機關よりの受領價格

十一 國民更生金庫法に依り國民更生金庫が轉業又は廢業を爲す商工業者等より物を買入る場合の價格

第十六條 第二條第一項、第五條又は第十一條の四の規定に依り提出すべき申請書及之に添附すべき書類は各二通を提出すべし

第十七條 主務大臣又は地方長官必要ありと認むるときは價格等の支拂者若し受領者又は組合其の他之に準ずるものを指定し其の第二條第一項、第五條又は第十一條の四の規定に依り提出すべき申請書及之に添附すべき書類に關し別段の指示を爲すことを得

主務大臣必要ありと認むるときは價格等の支拂者若し受領者又は組合其の他之に準ずるものを指定し本令に定むるもの、外必要

なる書類の提出を命ずることを得
第十八條 統制令第十五條第五號の加工賃を
定むること左の如し

- 一 米穀其の他の穀物の糶摺賃及乾燥賃
 - 二 炭燒賃
 - 三 生絲挽賃
 - 四 肥料の加工賃
- 統制令第十五條第五號の修繕料等を定むる
こと左の如し

第十九條 本令に於て主務大臣、主務大臣又は

地方長官、地方長官とあるは陸上運送賃
並に陸上運送に直接關聯する保管料、賃貸
料、荷役請負料、作業料、手數料、使用料、
及運送業者又は運送取扱業者の荷造料に關
する事項に付ては第四條第一項第一號の場
合を除くの外地方鐵道事業、軌道事業（人
力又は馬力を動力とするものを除く）、旅客
自動車運輸事業及事業區間を定むる貨物自
動車運送事業に在りては鐵道大臣、人力又
は馬力を動力とする軌道事業に在りては起
點所在地を管轄する地方長官、小運送業に
在りては所管鐵道局長、其の他の陸上運送
事業に在りては主なる事業地を管轄する地
方長官（東京府に於ては警視總監但し索道
事業に在りては東京府知事及警視總監）と
す但し第十四條の場合に在りては地方鐵道
事業、軌道事業（人力又は馬力を動力とす
るものを除く）及自動車運輸事業を除くの
外鐵道大臣及小運送業に在りては當該鐵道

局長、其の他の陸上運送等に在りては當該
地方長官（東京府に於ては人力又は馬力を
動力とする軌道事業を除くの外警視總監但
し索道事業に在りては東京府知事及警視總
監）とす

本令に於て主務大臣、主務大臣又は地方長
官、地方長官とあるは船舶の價格、賃貸料、
運航手數料及修繕料並に船舶の賣買、賃貸
又は運航委託の斡旋手數料並に水上運送賃
並に水上運送に直接關聯する保管料、賃貸
料、荷役請負料、作業料、手數料、使用料
及運送業者又は運送取扱業者の荷造料に付
ては總噸數百噸以上の汽船以外の船舶の賣
買價格、賃貸料、運航手數料及運送賃並に
船舶の修繕料並に水上運送に直接關聯する
保管料、賃貸料、荷役請負料、作業料、手
數料、使用料及運送業者又は運送取扱業者
の荷造料に在りては所轄遞信局長（遞信大
臣の特に指定するものに關しては遞信大
臣、其の他に在りては遞信大臣とす但し專
ら湖川を航行する船舶及總噸數二十噸未満
の船舶（艀船、曳船及總噸數五噸以上の運
送船を除く）の賣買價格、賃貸料、運航手
數料、運送賃及賣買、賃貸又は運航委託の
斡旋手數料並に總噸數五噸未満の船舶の製
造價格及修繕料に在りては地方長官（東京
府に於ては運送賃に在りては東京府知事及
警視總監）とす

本令に於て地方長官とあるは醫藥品の價格
に關する事項に付ては東京府に於ては東京

府知事及警視總監とす

附則

本令昭和十四年十月二十日より之を施行す

會社經理統制令 中改正

昭和十六年九月十六日
勅令第八百五十九號

會社經理統制令中左の通改正す

第一條中「經理に關する命令に付ては」の下
に「別に定むるものを除くの外」を加ふ

第十一條第一號但書を左の如く改む

但し在勤手當其の他第二十條各號に掲ぐる
社員手當に準ずる手當を除く

第十二條第一號及第二號を左の如く改む

一 支給せんとする役員報酬の合計金額が
昭和十五年十月二十日（朝鮮、臺灣、樺
太及南洋諸島に在りては同年十一月五
日）以後終了したる各事業年度に付支給
したる役員報酬又は本條の規定に依り主
務大臣の許可を受けたる役員報酬の事業
年度毎の合計金額（當該事業年度の月數
と異なる月數の事業年度に付ては閣令の定
むる所に依り計算したる金額）の中最も
多き金額（以下最高報酬と稱す）を越ゆ
るとき

二 昭和十五年十二月二十日（朝鮮、臺灣、
樺太及南洋群島に在りては同年十一月五

日)以後終了したる各事業年度に付役員報酬を支給せざりしとき
同條第四號に左の但書を加ふ
但し其の役員報酬の合計金額が合併後存續する會社の最高報酬額を超えざるを除外す

第十八條に左の但書を加ふ

但し轉職者(前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同業の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ)又は特別の經歷若は技能を有する者に付主務大臣の許可を受けて爲す初任基本給料の支給に付ては此の限に在らず

第十九條 會社は閣令の定むる限度を超えて社員の基本給料の増加支給(以下昇給と稱す)を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし

前項の規定は左の各號の一に該當する昇給には之を適用せず

一 入營したる社員(陸軍衛生部將校の補充及現役期間の臨時特例第四條第一項若は陸軍技術部將校の補充及現役期間の臨時特例第七條第一項の規定に依り短期現役に服する將校又は海軍々醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科及造兵科士官現役期間特例第一條の規定に依り短期現役に服する士官と爲りたる者を含む)、召集せられたる社員又は徵用せられたる社員退營し又は召集若は徵用を解除せられ會社の勤務に服したる場合に於て勤務に復

したる後一年以内に當該社員に付爲す昇給
二 基本給料が閣令の定むる金額に達せざる社員に付爲す昇給にして其の昇給後の基本給料が閣令の定むる金額を超えざるもの

第二十六條中「役員雜給與、」の下に「役員退職金、」を加ふ

第二十七條 削除

第二十九條 昭和十六年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年九月三十日)現在に於て資本金百萬圓以上の會社(第二項後段の會社を除く)は國家總動員法第三十一條の規定に依り閣令の定むる所に從ひ機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出(利益金處分に依るものを含む以下機密費等と稱す)の基準月額を主務大臣に報告すべし

昭和十六年九月十七日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年十月一日)以後設立(合併に因る設立を含む以下本項に於て同じ)せられたる資本金百萬圓以上の會社若は資本増加(合併に因る資本増加を含む以下本項に於て同じ)に因り資本金百萬圓以上と爲りたる會社又は同年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては同年九月三十日)以前設立せられたる資本金百萬圓以上の會社若は資本増加に依り資本金百萬圓以上と爲りたる會社にして同日

業界關係
法令索引

▽昭和九年年鑑發刊以來、本年鑑の「法規令」欄に掲載された法規類の數はかなりの數に昇つてあるが、それらに必要とする際舊年鑑を利用して頂くため、茲にその索引を掲げた。

▽下部の數字は年鑑の年號であつて例へば⑨は昭和九年版年鑑に掲載されるところを示す

- 國家總動員法 昭和十三年四月法律第五十五號、昭和十六年三月法律第十九號改正、⑩價格等統制令 昭和十四年十月勅令第七〇三號、昭和十五年十月勅令第六七七號、昭和十六年九月勅令第八四一號 ⑪⑫⑬
- 同 施行規則 昭和十四年十月閣令第一三號 ⑭
- 同 昭和十五年十月閣令第一二號、昭和十六年一月閣令第一號第二號、同五月閣令第一三號、同九月閣令第二一號 ⑮⑯⑰
- 貨金臨時措置令 昭和十四年十月勅令第七〇五號
- 同 施行規則 同年厚生省令第三四號 ⑱
- 同 勞働局長通牒 ⑲
- 會社職員給與臨時措置令 昭和十四年十月勅令第七〇六號 ⑳

以前其の設立後若は資本増加決算確定したる事業年度なき會社は閉令の定むる所に依り機密費等の基準月額を定め主務大臣の承認を受くべし

資本金百萬圓以上の會社は機密費等の基準月額を増額せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

主務大臣は必要ありと認むるときは資本金百萬圓以上の會社に對し機密費等の基準月額を減額すべきことを命ずることを得

資本金百萬圓以上の會社は毎事業年度に於て支出せんとする機密費等の合計金額が前四項の規定に依り報告し、承認を受け、増額し又は減額したる基準月額に當該事業年度の月數(曆に従ひ計算し一月未満の端數を生じたるときは之を一月に切上ぐ)を乗じて得べき金額を超過るときは主務大臣の許可を受くべし

前五項の規定は特別の法令に依り設立せられたる會社には之を適用せず

第二十九條の二 資本金百萬圓以上の會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り閉令の定むる所に従ひ毎事業年度に於ける寄附金其の他之と同様の性質を有する支出(利益金處分に依るものを含む以下寄附金等と稱す)の豫定額を主務大臣に報告すべし

前項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て寄附金等を支出せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

法規法令

前二項の規定は特別の法令に依り設立せられたる會社には之を適用せず

第二十九條の三 主務大臣は必要ありと認むるときは會社に對し機密費等、寄附金等、福利施設其の他之と同様の性質を有する支出(利益金處分に依るものを含む)又は研究費其の他之と同様の性質を有する支出(利益金處分に依るものを含む)の金額又は其の經理の方法に關し必要な命令を爲すことを得

第六章中第三十九條の前に左の三條を加ふ

第二十八條の二 本令に依る許可又は承認にして閉令を以て定むるものに付申請書の提出ありたる場合に於て閉令を以て定むる期間内に其の申請に關し會社に對し指令、照會又は通知の文書を發せざるときは其の期間満了の日に於て當該申請に付許可又は承認ありたるものと看做す

第三十八條の三 會社は何等の名義を以てするを問はず本令に基く制限を免るる行爲を爲すことを得ず

第三十八條の四 主務大臣は必要ありと認むるときは會社、事項及期間を定めて本令に基く制限を解除し又は本令に基く義務を免除することを得

第三十九條第一項を左の如く改む

第三十九條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條若は

同 施行規則 同閉令第十四號
電力調整令 昭和十四年十月勅令第七〇八號
同 施行規則 昭和十四年十月選信省令第四六號
同 施行規則 昭和十四年十月選信省令第三六號
同 施行規則 昭和十五年一月勅令第三六號
同 施行規則 昭和十五年一月勅令第三六號
同 施行規則 昭和十五年十月勅令第六八〇號、昭和十六年九月勅令八五九號
同 施行規則 昭和十五年十一月勅令第七五〇號
同 施行規則 昭和十六年四月勅令第三六三號
同 施行規則 昭和十六年五月勅令五八一號
同 施行規則 昭和十六年六月勅令五八二號
同 施行規則 昭和十六年七月勅令五八三號
同 施行規則 昭和十六年八月勅令五八四號
同 施行規則 昭和十六年九月勅令五八五號
同 施行規則 昭和十六年十月勅令五八六號
同 施行規則 昭和十六年十一月勅令五八七號
同 施行規則 昭和十六年十二月勅令五八八號
同 施行規則 昭和十六年一月勅令五八九號
同 施行規則 昭和十六年二月勅令五九〇號
同 施行規則 昭和十六年三月勅令五九一號
同 施行規則 昭和十六年四月勅令五九二號
同 施行規則 昭和十六年五月勅令五九三號
同 施行規則 昭和十六年六月勅令五九四號
同 施行規則 昭和十六年七月勅令五九五號
同 施行規則 昭和十六年八月勅令五九六號
同 施行規則 昭和十六年九月勅令五九七號
同 施行規則 昭和十六年十月勅令五九八號
同 施行規則 昭和十六年十一月勅令五九九號
同 施行規則 昭和十六年十二月勅令六〇〇號

第三十八條の規定に依る許可若は承認に關する處分若は指令、命令若は制限にして事案の重要なもの又は前條の規定に依る制限の解除若は義官の免除(第三十三條の規定に依る制限に關するものを除く)は會社經理審査委員會の議を経べし

第四十條 第三十三條の規定に依る許可に關する處分若は指定にして事案の重要なもの又は第三十八條の四の規定に依る制限の解除にして第三十三條の規定に依る制限に關するものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経べし

第四十一條 第二項中「第十二條乃至第十五條」の下に「第十八條」を加へ、「又は第三十八條」を「第三十八條又は第三十八條の四」に改む

第四十二條中「稅務監督局長」を「財務局長」に、「稅務署長」を「財務局出張所長」に改む

附則
本令は公布の日より之を施行す但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋諸島に在りては昭和十六年十月一日より之を施行す
本令施行前從前の第二十九條第一項の規定に依り本令施行後最初に終了する事業年度に付同項第一號に掲ぐる支出の豫定額を報告したる會社が當該事業年度に於て其の豫定額の範圍内に於て爲す機密費等の支出には第二十九條第五項の改正規定は之を適用せず
本令施行前會社が從前の第二十九條第一項の規定に依り本令施行後最初に終了する事業年

度に付爲したる同項第二號に掲ぐる支出の豫定額は之を第二十九條の二第一項の改正規定に依り爲したる報告と看做す
本令施行前に爲したる行為に關する罰則の適用に付ては仍從前の例に依る
(參照) 昭和十五年十月十九日勅令第六百八十八號會社經理統制令抄錄

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む以下同(じ)第十一條の規定に依る會社の利益金の處分償却其の他經理に關する命令に付ては本令の定むる處に依る

第十一條 役員との給與を分ちて左の各號に掲ぐる給與とす
一 報酬(會社が役員に對し一定の金額に依り定期に支給する給與にして經費として經理するものを謂ふ但し在勤手當其の他特定の事由に依り特定の役員に對し支給するものを除く)

第十二條 會社は毎事業年度の役員報酬を支給せんとする場合に於て左の各號の一に該當するときは主務大臣の許可を受くべし
一 支給せんとする役員報酬の合計金額が直前の事業年度に於て支給したる役員報酬の合計金額(當該事業年度の月數と異なる場合に於ては閣令の定むる所に依り計算したる金額)を超越るとき

二 直前の事業年度に於て役員報酬を支給せざるとき

株式價格統制令 昭和十六年八月勅令第八三四號

金屬類回收令 昭和十六年八月勅令第八三五號

同 回收物件及施設指定規則 昭和十六年九月閣令第二〇號

同 重要輸出品取締法 昭和十一年五月法律第二六號

同 輸出入品等に關する臨時措置に關する件 昭和十二年九月法律第九二號

同 臨時輸出入許可規則 同年十月商工省令第二三號

輸入石鹼取締規則 大正四年六月農商務省令第一〇號

輸出獸毛製刷毛取締規則 大正十年八月農商務省令第二六號

關東州、滿洲國及び中華民國向輸出調整に關する件 昭和十四年九月商工省令第五三〇號

重要輸出品取締法施行規則改正 昭和十四年六月商工省令第二六號

輸出石鹼指定標準 同商工省告示第一三一號

輸出刷子統制令 同年十一月商工省告示第三一一號

同 奢侈品等製造販賣制限規則 昭和十五年七月商工省令第二二號

同 製造禁止販賣制限除外規定 昭和十五年十月商工省告示第十七號

同 同規則による物品指定 昭和十五年七月商工

同規則による物品指定 昭和十五年七月商工

四 合併後最初の事業年度の役員報酬なるとき

第十八條 會社は閉令の定むる限度を超えて社員の前任基本給料を支給することを不得ず

第十九條 會社は閉令の定むる限度を超えて社員の基本給料を増加支給せんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第二十六條 主務大臣は役員又は社員の給與及其の支給方法の適正を圖る爲に必要ありと認むるときは會社に對し役員若は社員の給與の金額若は支給方法に關し必要な命令を爲し又は役員雜給與第二十條各號に掲ぐる社員手當若は社員退職金の準則の制定、變更若は廢止を命ずることを得

第二十七條 會社は何等の名義を以てするを問はず本章の規定に依る制限を免るる目的を以て役員又は社員に對し給與を支給することを不得ず

第二十九條 會社は國家總動員法第三十一條の規定に依り閉令の定むる所に従ひ毎事業年度に於ける左の各號に掲ぐる支出(利益金處分に依るものを含む)の豫定額を主務大臣に報告すべし

一 機密費、交際費、接待費又は廣告宣傳費其の他之と同様の性質を有する支出

二 寄附金其の他之と同様の性質を有する支出

法 規 法 令

三 閉令を以て定むる福利施設費

四 前號に掲ぐる福利施設費以外の福利施設費其の他之と同様の性質を有する支出

五 研究費其の他之と同様の性質を有する支出

前項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て前項第一號に掲ぐる支出を爲すことを不得ず

第一項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て第一項第二號又は第四號に掲ぐる支出を爲さんとするときは主務大臣の許可を受くべし

第一項の規定に依り報告を爲したる會社は其の報告したる金額を超えて當該事業年度に於て第一項第三號又は第五號に掲ぐる支出を爲したるときは其の旨を遲滯なく主務大臣に報告すべし

主務大臣は必要ありと認むるときは第一項第一號、第二號、第四號又は第五號に掲ぐる支出の金額又は其の經理の方法に關し必要な命令を爲すことを得

第三十九條第一項

第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又は前條の規定に依る許可若は承認に關す處分

省告示第三三九號、同第三四〇號、同第三四一號、同第三四二號、同商工農林告示第一〇號、昭和十六年九月商工省告示第八四九號、第八五〇號、第八五一號改正

同 特免指定 昭和十五年九月商工省告示第五〇二號

同規則第二條第二項による販賣禁止商品 小麥粉等配給統制規則 昭和十五年八月農林省令第六五號

澱粉類配給統制規則 昭和十五年八月農林省令第六八號

ニツケル使用制限規則 昭和十五年八月商工省令第六二號

圓域輸出調整令 昭和十五年八月商工省令第六六號

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則 昭和十五年十一月農林省令第一〇六號

用紙規格規則 昭和十五年十一月商工省令第九四號、同十二月同省令第一〇九、十六年三月同省令一九號

輸出品及輸出品用原材料配給統制規則 昭和十五年十二月商工省令第一〇六號、十六年一月同省令第五號

石油配給統制規則改正 昭和十五年十二月商工省令第一〇九號

同 石油副生物指定 昭和十五年十二月商工省告示第八七〇號

同 硬化油等配給統制規則 昭和十六年五月商工省令第四九號

又は指定、命令若し制限にして事案の重要なるものは會社經理審査委員會の議を経べし

第四十條 第三十三條の規定に依る許可に關する處分又は指定にして事案の重要なものは臨時資金調整法第十二條の臨時資金審査委員會の議を経べし

第四十一條第二項 大藏大臣は第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又は第三十八條の規定の施行に關する重要事項に付關係各大臣に協議すべし

第四十二條 大藏大臣は前條第一項第一號乃至第四號に掲ぐる會社以外の會社に關する本令の施行に關する事務の一部を稅務監督局長又は稅務署長をして取扱はしむることを得

大藏大臣は稅務監督局長若し稅務署長をして第三十五條の規定に依る報告を徵せしめ又は稅務監督局長、稅務署長若し其の代理官をして同條の規定に依る臨檢検査を爲さしむることを得

會社經理統制令 施行規則中改正

昭和十六年九月十七日
閣令第二十二號

第三條中「最近に於ける總勘定元帳殘高表」を「當該事業年度の貸借對照表、損益計算書及利益金處分に關する書類」に改む

第五條第一項を左の如く改む
令第十二條に於ける當該事業年度の月數と異なる月數の事業年度の金額は其の事業年度に付支給したる役員報酬又は主務大臣の許可を受けたる役員報酬の合計金額を其の事業年度の月數を乗じて得たる金額に當該事業年度の月數を乗じて得たる金額とす

第十五條第二號中「前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與を受け居りたる者を謂ふ」を削る

第十六條の二 令第十八條の規定に依り轉職者又は特別の經歷若し技能を有する者の初任基本給料の支給に付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第九號の二様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第十七條第一項中「社員」を「昇給該當者(令第十九條第二項各號の昇給該當者を除く以下同じ)」に改む

第十七條の二 令第十九條第二項第二號の金額は別表に掲ぐる金額を月額としたる金額とす

第二十四條第一項第一號中(甲)、(乙)及(丙)を左の如く改む

(甲) 國債證券、貯蓄債券若し報國債券を以て支給し又は郵便貯金、銀行への預金若し信託會社への金銭信託と爲さしめ當該會社に於て當該國債證券、貯蓄債券若し

示第四四二號 鐵製品製造制限規則 昭和十六年九月商工省令第八二號

同 物品指定 昭和十六年九月商工省告示第八四八號
退職積立金及退職手當法 昭和十一年法律第四三號

商店法 昭和十二年三月法律第二八號
同 施行令 同年八月勅令第六一九號
同 施行規則 同厚生省令第二十五號

臨時租稅徵收法 昭和十二年三月法律第三號
北支事件特別稅法 同八月法律第六六號
同 施行規則 同勅令第四一九號

支那事變特別稅法 昭和十三年三月法律第五一號
同 施行規則 同勅令第二〇〇號

同 施行規則 同勅令第二〇〇號
醫療關係者職業能力申告令 昭和十三年八月勅令第六〇〇號

暴利行為等取締規則 昭和十四年十二月商工農林省令第一號、改正十五年六月同省令第一號、十六年七月同省令第一號

同規則の規定による様式に關する件 昭和十五年六月商工農林省告示第九號
同規則の例外の場合指定 昭和十五年七月東京府警視廳告示第一號

物品稅法 昭和十五年三月法律第四〇號
商工省所管重要物資現在高調査規則 昭和十六年二月商工省令第七號、同八月同省令第七四號

同 同省令第七四號

報國債券又は當該郵便貯金、銀行預金若
は金銭信託の通帳若は證書を本人又は家
族の病氣其の他已むを得ざる事由を生じ
たる場合の外當該社員の退職に至る迄保
管するもの

(乙) 當該會社に於ける國民貯蓄組合の斡旋
に依る貯蓄(國債證券、貯蓄債券若は報
國債券の買入又は郵便貯金、銀行への預
金若は信託會社への金銭信託にして組合
規約の定むる所に依り當該國債證券、貯
蓄債券若は報國債券の賣却又は當該郵便
貯金、銀行預金若は信託したる金銭の拂
戻に付組合長の承認を要するものに限
る)と爲さしむるもの

(丙) 甲又は乙に規定するもの外主務大臣
の承認を受けたる方法

第三十一條 令第二十九條第一項の基準月額
とは昭和十六年九月十六日以前最終に決算
確定したる二事業年度(同日以前決算確定
したる事業年度二以上なき會社に在りては
一事業年度)に於て支出したる機密費等の
合計金額を其の二事業年度(同日以前決算
確定したる事業年度二以上なき會社に在り
ては一事業年度)の月數を以て除して得た
る金額とす

前項の月數は曆に従ひ之を計算し一月未満
の端數を生じたるときは之を切捨つ
令第二十九條第一項の規定に依り機密費等
の基準月額を主務大臣に報告すべき會社は
昭和十六年十月十六日迄に別表第十九號様

法 規 法 令

式に依る報告書を主務大臣に提出すべし
第三十二條 令第二十九條第二項の規定に依
り機密費等の基準月額に付主務大臣の承認
を受くべき會社は昭和十六年九月十七日以
後設立せられたる會社又は合併に因り設立
せられたる會社に在りては其の設立又は合
併後、資本増加又は合併に因り資本金百萬
圓以上と爲りたる會社に在りては其の資本
増加又は合併後三十日以内に、同月十六日
以前設立せられたる會社若は合併に因り設
立せられたる會社又は資本増加若は合併に
因り資本金百萬圓以上と爲りたる會社にし
て同日以前其の設立後資本増加後又は合併
後決算確定したる事業年度なき會社に在り
ては同年十月十六日迄に別表第二十號様式
に依る承認申請書を主務大臣に提出すべし

第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依
り機密費等の基準月額の増額に付主務大臣
の許可を受けんとする會社は別表第二十號
様式に依る許可申請書を主務大臣に提出す
べし
第三十四條 令第二十九條第五項の規定に依
り同項に規定する金額を越ゆる機密費等の
支出を爲すに付主務大臣の許可を受けんと
する會社は別表第二十一號様式に依る許可
申請書を主務大臣に提出すべし
第三十四條之二 令第二十九條の二第一項の
規定に依り寄附金等の豫定額を主務大臣に
報告すべき會社は毎事業年度開始の三十日
前迄(設立又は合併に因る設立後最初的事

同規則による調査物資 昭和十六年九月商工
省告示第七八二號 ①⑦
國民更生金庫法 昭和十六年三月法律第四二
號

同 施行令 昭和十六年六月勅令七三一號 ①⑦
國民勞務手帳法 昭和十六年三月法律第四八
號

重要物產同業組合法 明治卅三年三月法律第
三五號、大正五年三月法律第一五號改正 ①⑦

同 施行規則 大正五年五月省令第八號、大
正七年七月省令第二四號改正大正九年八月
省令第二五號改正 ①⑦⑧⑨⑩⑪⑫

同 第十條の四第三項の規定による重要輸出
品の種類 大正七年七月告示第二四〇號追
加、同十月告示第三三三號追加 ⑩⑪⑫

重要物產同業組合及同聯合會の取扱に關する
件 ⑩⑪⑫

同業組合準則 明治十七年十一月達第三七號
明治卅年五月省令第六號改正 ⑩⑪⑫

化粧品取締規則 昭和七年八月警視廳令第二
四號、昭和十三年七月同第二二號改正 ⑩⑪⑫

化粧品營業取締規則 昭和十五年九月警視廳
令第三十九號 ⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯

合鉛白粉禁止法令 昭和九年十二月内務省令
第三五號 ⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯

同、昭和十年二月初鮮總督府令第三三號 ⑫⑬⑭⑮⑯

賣藥部外品取締規則 昭和七年七月内務省令
第二五號 ⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯

業年度に在りては其の事業年度開始後三十日以内)に別表第二十二號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし但し昭和十六年八月十九日以後同年十一月十六日以前に開始する事業年度(同年九月十七日以後の設立又は合併による設立後最初の事業年度を除く)に關する報告書は同年十月十六日迄之を提出すべし

會社が前項の報告を爲したる後當該事業年度終了前他の會社を合併したる爲寄附金等の豫定額に變更を生じたる場合に於て合併後三十日以内に變更したる豫定額を別表第二十二號様式に依り主務大臣に報告したるときは其の變更したる豫定額を以て前項の規定に依り報告したる金額と看做す

第三十四條の三 令第二十九條の第二項の規定に依り報告額を超ゆる寄附金等の支出を爲すに付主務大臣の許可を受けんとする會社は別表第二十三號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第四十三條第二項中第二號乃至第八號を削り第一號の次に左の三號を加ふ

二 別表第三十二號様式に依る利益配當金及給與狀況調書

三 別表第三十三號様式に依特殊支出調書

四 財産目録、貸借對照表、損益計算書及利況金處分に關する書類

同條第三項を削る
第五章中第四十四條の前に左の一條を加ふ
第四十三條の二 令第三十八條の二の許可又

は承認は左の各號に掲ぐるものとす

一 令第二十四條第二項の規定に依る承認にして令第二十條第四號又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則に關するもの

二 令第二十五條の規定に依る許可にして令第二十條第四號又は第二十條第一號乃至第三號に掲ぐる手當の準則の制定又は變更に關するもの

令第三十八條の二の期間は財務局出張所を経て申請書を提出すべき許可又は承認に付ては財務局出張所長其の申請書を受理したる後、其の他の許可又は承認に付ては主務大臣其の申請書を受理したる後十日とす

第四十五條中「稅務署」を「財務局出張所」に改め同條に左の二號を加ふ

四 前三號に掲ぐる會社以外の會社にして資本金五百萬圓以上のもの又は主務大臣の指定したるものは之を二通作成し主務大臣に直接提出すべし

五 前四號に掲ぐる會社以外の會社第三十一條乃至第三十四條の三の規定に依り報告書又は申請書を提出せんとする時は之を二通作成し主務大臣に直接提出すべし

別表中「小學校令」を「國民學校令」に、高等小學校卒業者を「國民學校高等科修了者」に、尋常小學校卒業者を「國民學校初等科修了者」に改む

別表様式及様式記載心得を左の如く改む
〔様式及様式記載心得書略〕

同 各廳府縣施行細則

警視廳令	昭和七年第二三號、昭和十年第二四號改正	⑨ ⑩ ⑪ ⑬
京都府令	昭和七年七二號	⑨
大阪府令	昭和七年五五號	⑨
神奈川縣令	昭和七年六八號	⑨
兵庫縣令	昭和七年三三號	⑨
長崎縣令	昭和八年三三號	⑨
新潟縣令	昭和七年七九號	⑨
埼玉縣令	昭和七年五九號	⑨
千葉縣令	昭和十年一五號	⑨
茨城縣令	昭和七年三三號	⑨
群馬縣令	同年三二號	⑨
栃木縣令	同年七八號	⑨
奈良縣令	同年三一號	⑨
三重縣令	同年五一號	⑨
愛知縣令	同年一〇〇號	⑨
山梨縣令	同年四〇號	⑨
滋賀縣令	同年三五號	⑨
岐阜縣令	昭和八年一九號	⑨
長野縣令	昭和七年五九號	⑨
福島縣令	昭和八年一六號	⑨
岩手縣令	昭和七年二〇號	⑨
青森縣令	同年六五號	⑨
秋田縣令	昭和八年二三號	⑨
宮城縣令	昭和九年二一號	⑩
福井縣令	昭和七年五二號	⑨
石川縣令	同年三五號	⑨
富山縣令	同年三五號	⑨
鳥取縣令	明治廿三年二〇號、昭和三年五	⑨

〔参照〕 昭和十五年十月十日 閣令第十三號會社經理統制令施行規則抄錄

第三條 令第五條の規定に依り合併後最初の事業年度の利益配當の率に付主務大臣の指定を受けんとする會社は別表第二號様式に依る指定申請書に最近に於ける總勘定元帳殘高表並に合併前の各會社の合併前三年事業年度の貸借對照表損益計算書及利益金處分に關する書類を添へ之を主務大臣に提出すべし

第五條第一項

令第十二條に於ける當該事業年度の月數が直前の事業年度の月數と異なる場合に於ける金額は直前の事業年度に於て支給したる役員報酬の合計金額を直前の事業年度の月數を以て除して得たる金額に當該事業年度の月數を乗じて得たる金額とす
第十五條 令第十八條の限度は別表に掲ぐる金額を月額（年俸者に付ては年俸額の十二分の一、週給者に付ては週給額の七分の三十、日給者に付ては日給額の三十倍とす以下同じ）としたる金額とす但し左の各號に掲ぐる場合に於ては各其の定むる金額とす

一 特別の經歷若は技能又は特別の學歷を有する者に付其の初任基本給料の準則に關し主務大臣の承認を受けたるときは其の金額
二 轉職者（前職に於て役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する

法 規 法 令

給與を受け居りたる者を謂ふ）に付前職に於て最後に受けたる役員報酬、社員基本給料又は之と同様の性質を有する給與の月額の百分の百十に相當する金額が別表に掲ぐる金額を超過るときは其の金額但し前號に該當する場合を除く

第十七條第一項

令第十九條の限度は各昇給期に於ける社員の基本給料月額の昇給額の總額に付各昇給該當者の當該昇給直前に於ける基本給料月額に各昇給該當者の直前の昇給日（初めて昇給する者に付ては採用の日）後當該昇給日迄に經過したる月數の十二分の一を乗じて得たる金額の合計金額に平均昇給率百分の七を乗じて得たる金額とす

第二十四條第一項

令第二十一條第一項但書の場合左の各號に掲ぐる場合とす
一 當該賞與及手當の合計金額中令第二十一條第一項の限度を超過る部分を左の方法に依り支給するとき但し其の超過金額は當該賞與期間中に於ける基本給料の支給總額の二分の一を超過ることを得ず
（甲）國債證券又は貯蓄債券を以て支給し當該會社に於て當該國債證券又は貯蓄債券を該當社員退職に至る迄保管するもの

- 二號改正、昭和九年三八號 ⑨
- 鳥根縣令 明治四十四年五二號、大正十五年六〇號改正、昭和八年四九號 ⑩
- 岡山縣令 昭和九年一九號 ⑩
- 廣島縣令 昭和七年四一號 ⑩
- 山口縣令 同年六八號 ⑩
- 和歌山縣令 同年八三號 ⑩
- 德島縣令 昭和八年一號 ⑩
- 香川縣令 昭和七年五〇號 ⑩
- 愛媛縣令 昭和十年四八號 ⑩
- 高知縣令 昭和八年二九號 ⑩
- 福岡縣令 同年三一號 ⑩
- 大分縣令 昭和七年六六號 ⑩
- 熊本縣令 同年四七號 ⑩
- 宮崎縣令 昭和八年 ⑩
- 鹿児島縣令 同年二五號 ⑩
- 沖繩縣令 昭和七年二六號 ⑩
- 北海道廳令 同年三七號 ⑩
- 賣藥法 大正三年三月法律第一四號、大正五年六月法律第一四號改正 ⑩
- 同 施行規則 大正三年八月內務省令第一六號、昭和五年九月第二九號、同七年七月第二八號、同十年七月第四三號、同十一年三月第六號改正 ⑩
- 臺灣賣藥類似品營業取締規則 大正元年府令第一七號 ⑩
- 毒物劇物營業取締規則（摘要） 明治四十五年內務省令第五號、昭和七年省令第二六號改正 ⑩
- 同 改正 昭和十年內務省令第四四號第四五 ⑩

(乙) 郵便貯金と爲さしめ當該會社に於て當該郵便貯金の通帳を當該社員退職に至る迄保管するもの

(丙) 前二號に規定するもの外主務大臣の承認を受けたる方法に依るとき

第三十一條 令第二十九條第一項第三號の福利施設費は左の各號に掲ぐる支出とす
一 法令に定ある施設に關する支出
二 保健衛生施設に關する支出
前項各號に掲ぐる施設の範圍は内閣總理大臣之を定む

第三十二條 資本金百萬圓以上の會社(特別の法令に依り設立せられたる會社を除く)は令第二十九條第一項の規定に依り毎事業年度開始後三十日以内に別表第十九號様式に依り同項各號に掲ぐる支出の豫定額の報告書を主務大臣に提出すべし但し本令施行の際其の期間の一部を經過せる事業年度に屬する報告書は本令施行後三十日以内に之を提出すべし
前項の報告を爲したる後令第二十九條第一項第三號又は第五號に掲ぐる支出の豫定額に變更を生じたる會社が其の變更したる豫定額を別表第二十號様式又は第二十一號様式に依り主務大臣に報告したるときは其の金額を以て前項の規定に依り報告したる金額と看做す

第三十三條 令第二十九條第三項の規定に依り同條第一項第二號又は第四號に掲ぐる支出を爲すに付主務大臣の許可を受け

んとする會社は別表第二十二號様式又は第二十三號様式に依る許可申請書を主務大臣に提出すべし

第三十四條 第三十二條の規定に依り報告したる金額を超えて令第二十九條第一項第三號に掲ぐる支出を爲したる會社は支出後十日以内に別表第二十號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし

第三十二條の規定に依り報告したる金額を超えて令第二十九條第一項第五號に掲ぐる支出を爲したる會社は支出後十日以内に別表第二十一號様式に依る報告書を主務大臣に提出すべし

第四十三條 令第七條各號の一に掲ぐる會社に該當する會社は毎事業年度の決算確定後三十日以内に別表第三十號様式に依る會社經理狀況報告書を主務大臣に提出すべし
前項の會社經理狀況報告書には左の各號に掲ぐる書類を添附すべし

二 別表第三十二號様式に依る利益配當金並に役員及社員給與計算書
三 別表第三十三號様式に依る給與狀況調査書

四 別表第三十四號様式に依る資産償却計算書
五 別表第三十五號様式に依る令第二十九條第一項各號に掲ぐる支出の豫算實績對照表

六 別表第三十六號様式に依る旅費支出

藥種製藥毒劇物營業試驗手数料改正の件 昭和十年十月勅令第二九六號同内務省令第六二號、同年十一月警視廳令第二五號、同第二六號 ⑪ ⑫ ⑬

美容術營業取締規則 昭和五年七月警視廳令第二一號、昭和六年六月第二三號改正、昭和七年十一月同第四一號改正、昭和十年七月同第一三號改正、同年十二月二九號改正 ⑪ ⑫ ⑬

物品販賣價格取締規則 昭和十三年七月商工省令第五六號、同第六八號改正 ⑭

廣告物取締法 明治四十四年法律第七〇號 ⑭

同 施行細則 大正三年四月警視廳令第一〇號、昭和二年一月、昭和七年十月改正 ⑪ ⑫ ⑬

同 施行規則 昭和十三年九月警視廳令第四七號改正 ⑭ ⑮

懸賞抽籤附販賣取締法規 明治四十二年八月内務省令第二〇號、大正十四年六月警視廳令第二十六號、大正十四年六月内訓甲第一號、大正十四年十一月大阪府令第一一六號、同訓保第五二一號 ⑩ ⑪ ⑫ ⑬

御宵像に關する取締方 明治廿一年十二月内務省諭告 ⑩

商品券取締法 昭和七年九月法律第二八號 同施行規則 ⑪ ⑫ ⑬

實績調書

七 別表第三十七號様式に依る經費支出

明細書

八 財産目録貸借対照表及損益計算書
前項第八號の損益計算書には總益金及總損金を損益計算發生の原因に因り區分記載すべし

第四十五條 本令(第三十六條第三十八條及第三十九條を除く)に依り會社の提出すべき申請書、報告書又は届書は左の各號に該當する場合に於て各其の定むる所に依るの外之を三通作成し會社の本店又は主たる事務所の所在地を所轄する稅務署を経て提出すべし
(左記略ス)

鐵製品製造制限

規則

昭和十六年九月二十二日
商工省令第八十二號

第一條 本則に於て鐵とは銑鐵(ニツケルを含有するものを除く)、普通鋼及特殊鋼(ニツケルの含有量千分の四以上のものを除く)並に此等の層及故を謂ふ

第二條 商工大臣の指定したる物品又は其の部分品は鐵を以て之を製造(鑄造する場合を含む以下同じ)することを得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場

合は此の限に在らず
前項に於て鑄造とは可鍛鑄鐵と爲す場合の鑄造を含むものとす

第三條 前項第一項の規定は同條同項の規定に依り商工大臣の指定したる物品又は其の部分品にして其の指定の際現に製造中のものに付ては之を適用せず但し指定の日より一週間以内に第四條第一項各號に掲ぐる事項を地方長官に届出づべし

第四條 第二條第一項但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を地方長官に提出すべし
一、製造する物品の名稱及數量
二、鐵の種類別使用數量
三、鐵の取得方法
四、製造豫定期間
五、製造を必要とする事由
六、註文者の氏名名稱及住所

前項の許可申請書を提出せんとする者當該物品又は部分品に關する工業組合又は工業組合聯合會の組合員又は所屬の工業者なる場合に於いては當該工業組合又は工業組合聯合會を経由して許可申請書を提出すべし

第五條 他人の註文に基き第二條第一項但書の許可を受け物品又は部分品を製造したる者は當該物品又は部分品を註文者以外の者に譲渡する事を得ず但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此の限に在らず

附則

本則は昭和十六年九月二十五日より之を施行す

銑鐵鑄物の製造制限に關する件及鋼製品の製造制限に關する件は之を廢止す

銑鐵鑄物の製造制限に關する件又は鋼製品の製造制限に關する件に依り爲したる許可は之を第二條第一項但書の規定に依り爲したるものと看做す此の場合に於ては第三條の規定は之を適用せず

本則施行前銑鐵鑄物の製造制限に關する件、又は鋼製品の製造制限に關する件に依り爲したる許可の申請は第二條第一項但書の規定に依り之を爲したるものと看做す

鐵製品製造制限

規則に依る物品

指定

昭和十六年九月二十二日
商工省令第八十八號

鐵製品製造制限規則第二條第一項に依り左の通物品を指定し昭和十六年九月二十五日より之を施行す

アルコールランプ、安全剃刀のホルダー及容器、衣裳入箱、椅子及腰掛、犬用金具、印形、印形入金具及肉池、インク壺及インクスタンド、印刷用機械器具、腕輪運動靴用金具(スバイクアイゼン、カンザキ等を含む)

含む)繪具容器及繪具皿、エスカレーター
 (工鑛業用のものを除く)、エレベーター
 (工鑛業用のものを除く)、演藝用照明機械
 器具、鉛筆金具(鉛筆キヤップ等を含む)、
 鉛筆削、王冠栓拔器(罐切等を兼用したる
 のものを除く)、置時計、置物、桶及桶の箍、
 押板、帶留及帶挾、オペラグラス(倍率五
 以上のものを除く)、街頭照明柱(鐵芯を有
 するセメントポールを除く)、街路樹保護
 板、鏡及鏡臺、花器及花止器具、樂器及樂
 譜臺、角砂糖挾、カクテルシエーカー、額
 及額受、掛時計のケース及文字盤、籠類、
 傘立及傘吊、風窓、菓子罐、菓子器、ガス
 器具(醫療用又は工鑛業用のものを除く)、
 活字鑄造用機械器具、映畫攝影機映寫機及
 映畫用録音又は發聲裝置、カーテン用金
 具、カイドケース、金網(ラス及カイド差金
 具、カイドリング、カネード立及カイド差金
 具のものを除く)、畫紙の座、カフスボタン、
 カラー止及カラーボタン、髮飾品、蚊帳の
 釣手及釣具竝に幌蚊帳の骨、蚊遣器(蚊遣
 線香臺を含む)、カレンダー金具(皮剝器、工
 業用のすのを除く)、瓦、玩具、看板、徽章
 (法令其の他之に準ずるものに依り制定せ
 られたるものを除く)、喫煙用具(煙管を除
 く)、脚立、急須、競技用障害物、競漕又は
 遊戯用短艇クラツチ、魚類觀賞用容器、霧
 吹器(香水吹金具を含む)、金庫(手提金庫
 を含む)、金錢登錄機及釣錢機、空氣銃、鎖
 (工鑛業用、漁業用又は船舶用のものを除

く)、藥玉裝飾金具、靴洗器、屑入、靴下止
 金具、靴篋、頸飾、車渡鐵板、掲示板、指
 示板及標札類、化粧品又は齒磨用品の容器
 (蓋を含む)、蹠板、蹠込板(自動車及電車
 等のものをを含む)、建築物の柱、壁、天井、
 庇廻し等の裝飾金物、幻燈機、劍道用面、
 廣告塔及廣告板、格子、交通標識、香爐、
 五右衛門風呂、炬燵及痰爐、コツプ及碗類
 竝に同蓋、袴及臺、五徳、子供用乗物、コ
 ーヒー挽機械、コーヒー沸、水入器、氷挾、
 氷搔機、米櫃、米磨器、コルセツト用具、
 ゴルフ用具、コンバクト、杯、柵、皿(受
 皿を含む)及コンボード類、杯、柵、皿(受
 トケース、仕切用金物(カウンタースク
 リーンを含む)、七輪及焜爐、自轉車立、自
 動番號機、自動販賣機、燭臺、食卓用ナイ
 フ、漏斗(工鑛業用のものを除く)、狀態、
 寫眞引伸機、寫眞現像機附用品及寫眞上
 用品、寫眞機用三脚及雲臺、寢眞立、較タ
 オル入、シヤープペンシル、シヤツター用
 器、シヤンテリヤ、シヤンパンクラー、
 瞬間湯沸器、書類入箱、賞牌及賞杯、如露、
 寢臺、炊事用ボール、水筒(麥茶冷し類を
 含む)、吸取器、水盤、すきやき鍋類、スケ
 ート用具、硯水入れ、ステツキ金具、スト
 ープ及同前飾金物、ストロー立、スプーン、
 仁臺、ブランコ及杵登り、止止、ズボン伸
 張器、炭挾、スライドフアスナー、製本機
 機械器具、石鹼入、石炭用パケツ、扇風機
 (工鑛業用のものを除く)、掃除器、足温

器、袖丸み型板、算盤珠の心棒、大根等の
 下金、タイムレコーダーのケース、卓子、
 卓上日記金具、卓上呼鈴、柵、煙草セツト
 玉子燒器(特殊鋼製品に限る)、盥及盥の
 箍、算筒金具(蝶番及錠前を除く)、痰壺及
 同臺、暖房用ラヂエター、同カパー及同給
 濕器、蓄音器及蓄音器用針、茶托、茶壺、
 茶零し、茶濾し及茶濾し入、茶焙じ機械、
 茶道用風爐釜、茶挽機械、調味料容器(調
 味料容器立を含む)、貯金箱、塵取、陳列
 用器具、圖畫用水筒及油壺、机、釣鐘及
 鐘、手洗器及洗面器竝に同臺、庭球用ネツ
 ト、手摺、テイツシエカパー、鐵亞鈴、鐵
 像及鐵碑竝に同臺、鐵瓶、電氣スタンド、
 天水桶及天水鉢、天井板、電柱(鐵芯を有
 するセメントポールを除く)、及電柱袴、電
 燈支持具、電熱器(醫療用又は工鑛業用の
 のものを除く)、天火、ドアークローザ、銅
 壺、投擲用砲丸、鐵鎚、圓盤及槍、燈籠、
 戸車及ドアアハンガ、鐵錠、圓盤及槍、燈籠、
 戸柵(ロツカーを含む)、登山用ヒツケル、
 シヤツター竝にシヤツターケース、戸又は
 扉の破損止金具、戸、扉又は家具類の引手
 及把手(交通機關用のものを除く)、鳥籠、
 泥拭器、ナツトクラツッカー、ナフキンリン
 グ、人形(鐵芯入人形を含む)、ネオンサ
 イン用具、ネームプレート、灰皿及同臺、
 屢物の裏金及座金(靴用のものを除く)、
 鉄(鋼製品及可鍛鐵製品を除く)、梯子

(機械又は装置と一體と爲りたるものを除く)、箸立及箸箱、柱掛、旗竿、バター、シヤム、ミルク、酒類等の食卓用容器、齒ブラシ、金具、バンド、ペン立、ペンチ、ハンダパツケ金具、バンド及バンド用金具、ピラソル金具、火起筒、火格子(工鑛業用又は交通機關用のものを除く)、抽斗箱、火消壺、尾錠、柄杓及杓子(金網製のものを含む)、竝に同容器、火鉢、日除用金具、フアイル、フインガポール、風鈴、ブオーク、筆洗器、筆立(ペン立を含む)、及筆架、布吊掛、ブローチ、噴水金物、文鎖、分銅及平衡錘(衡器用のものを除く)、塀、ペーパーナイフ、ペン皿及ペン軸、便所用巻紙器、辨當箱(特殊鋼製品に限る)、帽子、額縁等の掛金具、紡織、編組、染色又は整理用機械器具(針布製造用機械器具を除く)、墨汁罇、ホスター用又はピラ用金具、ボタン(スナツプを除く)、ホナキス、ホールスタンド及衝立、盆、盆景用具類、本立(アツクエンドヲ含ム)、燗寸容器、窓扉閉閉調整器、魔法瓶、マンホールの蓋及座(機械と一體となりたるもの及鐵芯入コンクリート製のものを除く)、溝蓋、水差、名刺刺及傳票刺、メカホン、メダル、持送り、物干器具、門及門柱、野球用マスク、郵便受箱、湯タンポ、指輪、窯業用機械器具(硝子、耐火煉瓦、セメント、人造砥石又は電氣用炭素製品の製造用機械器具を除く)、楊枝入、洋式風呂、洋服掛、ライ

法 規 令

ター、襪干、ランヂシェード、冷蔵庫(醫療用のものを除く)、獵銃(鉛銃を除く)、理容用機械器具(バリカン及剃刀を除く)、リイシヤツ袖釣金具、
左に掲ぐる物品又は其の部分品を製造する專用機械器具

鉛筆及クレヨン、菓子(アイスクリームを含む)、金網、紙及同製品(パライタペーパー等特殊の紙を除く)、金屬箔、香水、清涼又は致醉飲料、石鹼、セルロイド及同製品、著音機用レコード、鐵釘(蹄釘を除く)、鋸(リベツトを除く)、アラシ及刷毛、帽子、燗寸、萬年筆

奢侈品等製造販賣制限規則に依る制限禁止物品指定中改正

昭和十五年商工省告示第三百四十二號中左の通改正し昭和十六年十二月二十五日より之を施行す
ゴムの使用制限に關する件の項の次に左の如く加ふ
鐵製品製造制限規則

昭和十六年九月二十二日
昭十六年九月二十二日
商工省告示第八五〇號

昭和十五年商工省告示第三百四十二號中左の通改正し昭和十六年九月二十五日より之を施

行す

鐵鑄物の製造制限に關する件及鋼製品の製造制限に關する件の項を削る

昭和十六年九月二十二日
商工省告示第八五一號

昭和十五年商工省告示第三百四十號中左の通改正し昭和十六年九月二十五日より之を施行す

象牙の項の次に左の如く加ふ

從前の昭和十三年商工省告示第三百二十號又は從前の昭和十三年商工省告示第六十五號に掲げたる物品及其の部分品にして鉄鐵(ニツケルを含有するものを除く)を以て鑄造したるもの(鐵製品製造制限規則第二條第一項但書の許可ありたるものを除く)

昭和十六年九月二十五日

同

從前の昭和十三年商工省告示第三百八十號に掲げたる物品及其の部分品にして鋼材(ニツケル含有量千分の四以上のものを除く)又は其の屑若は故物を以て製造したるもの(鐵製品製造制限規則第二條第一項但書の許可ありたるものを除く)

藥業藥品

昭和十六年 藥業界の諸問題

統制經濟の必然の段階として總べては計畫經濟に進みつゝあるが、その觀點に立脚すれば藥業界のみに限らず總べての業界の今後の方向は既に決定づけられてゐると云つて差支へない。葭の隨から天井を覗くやうな業界問題の論議は笑止の至りであるかも知れない。結局は生産、配給の確保以外に問題は無いのであつて、一業界、一業者の利害や都合などは單なる過激的挿話に過ぎない道理である。然しものは一足飛びに行くものでないことも云ふ迄もないから、その意味で計畫經濟に即應せんと努力し、或ひは混迷してゐる業界の現實にタッチせねばならない。少くもさうした心構へで些か本年の業界諸問題を取上げて見た積りである。

統制醫藥品生産及び配給機構の整備

本年度に於いて統制醫藥品の生産及び配給機構は大體に於いて整備された。その根本は、四月一日に公布された生活必需品統制

令であり、厚生大臣の定むる醫藥品及び衛生材料は右統制令に依る指定物資とされた。

厚生省は此の統制令に基いて、五月七日に厚生省令第十五號を以て醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則を公布したが、之れに依り従來の自治的統制は廢止されて、本規則に依

る法的統制へ移行することとなり、配給機構の改變整備が行はれるに至つた譯である。

然し自治的統制機構は大體に於いてその法的統制機構に置き換へられたに過ぎないのて、其の間に混迷も摩擦も無く極めて圓滑に行はれたのである。以下各段階に就いて機構整備の内容を記述して置くが、此の場合注意して置かなければならないのは、折角本規則に依り整備を見た統制機構も、八月三十日に至つて重要産業團體令が公布されるに至つた爲め再び該令に依り機構の改變を必要とされてゐることである。然し其の改變に就いては本稿で切込には何等の指示も出てゐないので今後の問題として注意を喚起するに止める。

▽生産部門 従來、醫藥品製造工業に關しては何等の統制團體も無く、舊來の製藥同業組合を外にしては任意團體たる全國醫藥品原料配給會が結成されてゐたのみであるが、前述の統制規則に依り製藥工業も亦統制下に置かれることとなり、その統制機關として七月十九日に至り日本醫藥品生産統制株式會社が創立された。

此の會社は資金三百萬圓、東京に本社、大阪に支店を置き、社長には大阪の武田長兵衛商店代表者竹田義藏氏が選任され、常務取締

役には厚生省東京衛生試験所長笠豐博士が迎へられ、その他の重役は東西製薬界の巨頭が顔を揃へてゐる。

當會社の定款、事業等に就いても紙面の都合上詳細に述べることとは出来ないが、事業目的の要點を云へば、厚生大臣の監督下に價格のプール平準化と原材料の調達にある。即ち

一、厚生省の指定する第一種醫藥品（生産に許可を必要とする醫藥品）の生産（輸入を含む）及配給の確保

二、厚生省の指定する第二種醫藥品（プール平準化を目的とする醫藥品）の價格をプール平均すること

三、國內生産者の製造に係る統制醫藥品の全部を舉げて之れを適當なる價格を以て買入れ、國內及び圓域方面の需要分は日本醫藥品配給統制會社（別項）を通じて販賣し、その殘餘が有れば之れを圓域以外の第三國市場に輸出すること

が、同會社の事業の中心である。尙、此の會社は統制規則に依り厚生省より生産統制機關として指定を受け、九月一日より効力を發生してゐるのである。

▽配給部門 統制醫藥品の配給機構に就いては既に中央醫藥品配給統制組合が設置され、

藥 業 品

その下に各府縣卸商組又は卸統制會社があり、下部機構としては小賣商業組合が設置され、一貫的統制が行はれてゐたのであるが、前述の統制規則公布に依り中央統制組合は暫定的に配給統制機關に指定された法的統制に移行したが、更に七月十七日に至り日本醫藥品配給統制株式會社を創立、生産統制株式會社と共に生産配給の中央統制機關として厚生省より指定を受け、中央統制組合に代つて九月一日より業務を開始するに至つた。

此の會社は資本金五百萬圓（二分ノ一拂込）、大阪に本社を、東京に支店を置き、社長制を採らず左の六氏を代表取締役選任してゐる。

鹽野義三郎、竹田義藏、田邊五兵衛、錦源兵衛（以上大阪）島居孝一郎、小西專一（以上東京）尙ほ東京支店は赤井佐一郎氏。

その他東西巨頭が重役に顔を揃へてゐる。事業目的に就いては定款第二條に左の如く規定されてゐるので多く説明を要しない。

第二條 當會社は醫藥品の配給を統制する爲め厚生大臣の監督下に左記事業を營むを以て目的とす

一、統制醫藥品の買入及び販賣
二、會社に於いて取扱を決定せる前號以

外の醫藥品の買入及び販賣

三、前二號の醫藥品の輸出及び移出
四、前三號の取引の委託及び受託

五、前各號に附帶する事業

而して以下の配給機構は從來通りの各府縣醫藥品卸商業組合又は統制會社、醫藥品小賣商業組合を活用し共同販賣共同購入を行はしむる建前となつてゐるが、小賣向配給割當に就いては商業組合側と藥劑師會或ひは同業組合等の關係が必ずしも圓滿に行つてゐるとは云へない。それ等の點に就いては尙將來改革を要すべきものがあらうと考へられてゐる。

當面の問題として特に論議の中心となつてゐるのは、新様式の連記式切符制に依る醫師向の醫藥品配給機構を如何にすべきかの問題であつて、商業組合側は商組を中心とする共販組織を主張して居り、藥劑師協會、同業組合等は商組と別箇の共販組織或ひは配給會社を要望して居り、各府縣それぞれに地區的事情により歸趨は一定して居らず、東京の如きは再々の審議も何等纏りなく未だ混迷の状態に彷徨してゐる。然し此處一二ヶ月の内に決定ねばならぬ問題であり成行は注目される。大體の見透しとしては新なる共販組合の

組織に落ち付くこと、思はれる。

▽生薬部門

輸入杜絶により獨逸その他より供給を仰いでゐた醫藥品は、新に入手することが出来なくなつた爲め、之れに代る可きものを國內に求むることとなり、厚生省は既に先年來藥用植物の栽培或ひは採集を奨勵し、特に品目を定めて各府縣に收穫の割當を行つて來てゐるが、時局の緊迫に伴ひ本年度は更に一層の増産を圖る可くそれ〴〵對策を講じてゐる。それと共に集荷、配給の一貫統制を強化する必要を認め、前述の統制規則に依り生薬に關する集荷機構の再編を行つた。即ち生薬に就いては從來日本生薬、國產生薬、東邦生薬の三會社に依りそれ〴〵品目別に配給統制せしめてゐるが、國產生薬植物に就いては國產生薬會社が買入を行ひつゝありたるも、集荷に統制の及ばない爲め充分の成績を擧ぐることは困難であつた。仍て今回の規則により前記三會社をそれ〴〵統制機關に指定すると共に、國內藥用植物生産者と統制機關との間に仲買人(産地卸業者)を地方長官をして指定せしめ、仲買人以外の者には指定藥用植物を取扱はしめざることとなり、目下地方長官に於いてそれ〴〵仲買人を指定しつつあるが、現在(十月)指定を了したるもの

は三分ノ二程度である。(指定品目省略)尙、近き將來に於いては前記三統制會社は合同して一本建になる筈である。

尙、別項に統制醫藥品の品名を掲げて置く。

因に醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則に依り指定せられた、第一種醫藥品はアクリノール等百三十三品であつたが、九月一日に至り燐酸コデイン、鹽酸デヒドロオキシコデインの二品が削除され、鹽酸エビレナミン液が追加された結果、現在は百三十二品であり、第二種醫藥品は當初安息香酸素三十七品であつたが、九月一日に至りアスピリン等國産六十二品を追加され現在は九十八品に増加、又第三種醫藥品は當初アガリチン等七十品であつたが八月二十一日亞鉛華等十八品が追加され現在八十八品となつた。

尙、戰時體制版ととも云ふべき日本藥局方の大改正は十六年中に公布される筈であり其の主旨は原材料の拂底に對應し保健衛生上支障無き限り醫藥品の規格を緩和し、醫藥品の確保を期する目的である。

衛生局の機構改變と

地方廳の藥務課問題

衛政行政を司る厚生省衛生局は、七月三十

一日機構の大改編を行つた。今事變以來三度目の機構改革であり而も今回が最大であつた。即ち從來の醫務課、資材課、藥品生産課、保健課が、醫務課、藥務課、藥品課、衛生課と變り藥界多年宿望の藥務課實現を招來したのみならず、事變前まで藥の字を冠した課が一つも無かつたのが藥務、藥品の兩課併設となり、醫藥品の重要性を如實に裏書するに至つた。

其の理由は云ふ迄も無く戰線統後を通じ、國民の保健衛生上欠く可らざる醫藥品の生産確保、配給確保の強化が最も必要となつて來た爲めである。

藥務課は舊資材課に相當し醫藥品衛生材料の配給を管掌する外、新に藥劑師に關する事務を醫務課から移管した。又藥品課は舊藥品生産課に相當し専ら醫藥品、衛生資材の生産に關する事務を管掌する。

此の行政機構の改變が示す通り、衛政行政就中醫藥行政は専ら生産配給の統制計畫に重點を置き、制度、法令等の改正問題に對しては統制上重大關聯を有するもの、外は第二義、第三義とするに至り、醫藥制度調査會も一月十七日再開以來開店休業の狀態に置かれることとなつた。

目下當局の最も力を注いでゐるのは公定價格の基本を爲す醫藥品製造工業原價計算準則の實施であり、六月十八日以來自治的實施を懲愆してゐるが、九月一日には之れが實施を爲すべき業者（資本金二十萬圓以上又は第二種統制醫藥品製造を爲す製業者）を百十八名指定し、十二月より法的實施に入る段取となつてゐる。近き將來に於いては製造のみでなく、配給業にも原價計算を實施する方針で調査が進められてゐる。

又輸入醫藥品杜絶に對する應急對策として豫備金より取敢ず七萬圓を支出し、衛生試驗所その他の研究機關を動員して代用藥品の緊急調査並に製造に當らせる計畫を樹て、先づ九月十七日に軍官民關係當局、技術者、有力業者等三十一氏を招請して輸入醫藥品應急對策全體協議會を開催の結果、六分科に分ち協議會を設置直ちに調査研究に入つてゐるので近き將來に大いに成果が期待される。

尙、二月三日に第三次醫藥品公定價格を百十四品に就いて指定し、更に第四次を八月十日醫藥品百二十五品に就いて公定價格の指定を爲した。續いて十月四日はラウリン脂等九品目に就いて公定價格が指定された。

尙、厚生省の藥務課設置に依ひ各地方廳に

も藥務課を設置し、醫藥品配給の萬全を期すべしとする藥界の要望は漸次熾烈となり、目下日本藥劑師協會より中央並に地方長官に對しそれら陳情が行れてゐるが、其の成否は豫測の限りでない。因に警視廳に於いては二月十二日衛生部を保安部に統合し保安衛生部と改稱、衛生課は名稱は其の儘としたが内部機構を改變し、從來の保健係を變じて藥務係を設置したことを附加へて置く。

醫療制度改善問題と 醫藥制度調査會

醫藥制度調査會が三ヶ年に亘る紆餘曲折の結果決定した「醫療制度改善方策」は、昭和十五年十一月厚生大臣に答申されるに至つたので、業界としては昭和十六年の帝國議會に政府案として提出されることを確信し、政府當局も亦必ず提出するとの決意を示してゐたが、獨り醫師會側は飽くまで反對阻止に狂奔し全國醫師を動員し、あらゆる運動を續け、その結果時局の深刻化と相俟ち議會に塵埃相剋を惹起するが如き法案は政府として提出するを不可能ならしめた。

斯くて業界が待望した處方箋の強制發行も、醫藥制度調査會答申として政府に手交さ

れたといふに止り日の目を見ずに終ることになつたが、之れを遺憾とした藥劑師會側では衆議院に對し醫療制度改善促進請願を行ひ目的達成を劃したところ、請願委員會に於いては醫系議員の反對を壓えて採擇となつたにも拘らず、三月二十五日の衆議院本會議に於いては醫系の策動效を奏し遂に不採擇の運命に遭遇して了つた。

然し當時政府當局としては明年の議會には醫師法改正案の形で議會に提案する方針であると述べて居り、その言明の通りとすれば本年（十七年）の議會に提案される筈であるが、大臣始め當局者は全部顔觸れを異にしてゐる上に時局は益々緊迫しつゝある状態であつて、恐らく醫師法改正案の如きは不急の法案として問題になるまいと豫想される。假令、提出される可能ありとするも處方箋強制發行問題に就いての塵埃を恐れ、適當に骨抜きとされる懸念充分にあり、此の點藥劑師會方面としては目下成行を非常に重大視してゐる。

尙、現厚生大臣小泉軍醫中將は専門家だけに從來の大臣と型を異にし醫藥問題には就任早々より一家言を吐露し所信を示したが、夫れに依れば「醫藥制度の改善に就いては醫藥制度調査會の答申に泥らず、新なる觀點より

新構想を以て再出竣する、但し現行の醫療制度は大なる缺陷を有してゐるに鑑み根本的の改革の要ありと認める」と云ふにあり、結局過去三ヶ年の醫藥制度調査會の審議答申は一應御破算として、新厚相の描く新構想に依り獨自の改革案が出現するものと見ねばならぬ。

果して厚相の新構想とは如何なるものであるか、現在迄のところでは何等の具體的方針も示されて居らないが、時局下國民の體位向上に重點を置き無醫村の解消、醫療の普及、醫療の公營強化等を目指すものであらうとは疑ひを容れぬ。其の場合調劑問題、處方箋問題等に就いて如何なる處置を採るか劑界としては深甚の關心を持つてゐる譯である。

尙、日本藥劑師會では醫導制度調査會第三特別委員會の速かなる再開を要望し、同委員會の分擔事項たる業務に關する事項の審議成案を望んでゐるが、厚生當局は時局下不急の問題として早急に開會するの意志無く、寧ろ醫藥制度調査會を廢止せんとする意圖を有するのではないかと見られる節さへある。然し藥劑師會としては恒久的立場から藥品法の制定、藥劑師法、藥劑師會令の根本的改正、藥價令藥育の改善等の諸重要問題に關し先般來特別調査會をして活潑なる調査研究を行はし

めてゐる。藥品法、藥劑師法、藥劑師會令に就いては既に一應の試案要綱を脱稿するに至つてゐるが、藥品法に就いては新藥、賣藥方面と意見の不一致を來してゐることは將來の問題として指摘して置く必要がある。

藥事奉公會の結成

前年來持ち越しの藥界新體制問題は、日本藥劑師會を中心として進展し、全藥業界の代表者を網羅して藥事懇談會の開催となり、數回の懇談會開催の結果大口喜六代議士を委員長として全國藥界を打つて一九とする藥事奉公會の結成に着手するに至つた。

斯くて三月二十八日全國百四十七團體代表參加の下に盛大な發會式が東京上野精養軒に舉行され、金光厚生大臣も親しく臨席し祝辭を朗讀頗る盛會であつた。本會の陣容は

會長 大口喜六代議士、副會長 河合日本藥劑師會會長、同服部東大藥學科教授、同鹽野大阪藥種卸商組合長、理事長 吉田宗二郎（元三共重役）理事は東西學界、業界各有力團體代表有力業者等三十一名、顧問に朝比奈、慶松、近藤、高橋四各博士、鹽原三共社長、志村元日本藥事協會會長、武田長兵衛田邊五兵衛、津村重舍、森平兵衛の諸氏

で、文字通りオール藥界の名士を網羅してゐる。藥界の大同團結を叫ばれたことは久しいが、時局の影響に依つて此處に始めて其の實現を見たことは意義深いものがあるが、此の種の團體の通例の如く構成分子が多種多様であり、夫れづれの立場に従つて抱懐する意見も區々である爲め、推進力となるべき中心が明確ならず、華々しい發會式に比して其後の事業が一向進展を見せないといふ非難が浴せられてゐる。

此の非難に應へて同會では幹事會を設定して推進力たらしめ、各種委員會を設定して事業の調査研究に當らしむる方針を採つたがその結果現在着手するに至つてゐる問題は代用藥品の調査研究並に宣傳普及と、醫藥品の確保に關する施設特に治療藥品研究機關の設定計畫である。代用藥品の調査に就いては目下委員會を設定し成案を急ぎつゝあり、決定を見れば厚生當局の指示の下に醫藥藥劑師に代用藥品の使用を徹底普及せしむる方針であり、醫藥品の確保施設に就いては先般厚生大臣に建議書を提出し衛生試験所、大學研究室等の官公試験機關を始め民間製藥會社の研究部を總動員して各自分擔を定め、不足醫藥品の研究、製造に當らしむるやう要望した。

兩問題共に政府當局が既に考究計畫しつゝある問題で何等反對のある可き筈の無い事柄であるが、奉公會としては政府當局と協力して國策に即應することを事業の根本方針とする建前から此の問題を取上げたものである。

尙、奉公會の經濟的基礎は加盟團體の分擔金と寄附金に置かれてあるが、基本金十萬圓を目標に寄附金を募り、現在迄に約七萬圓の寄附申込みを得て居り、分擔金に就いては加盟團體の實力及び性質に依り割當査定をなしてゐるが、本年度は加盟團體何れも豫算決定後のこととして強制徴収はなさず、來年度より本格的に分擔金規程を實施することになつてゐる。今後の奉公會が果して如何なる程度の成果を收むるかは頗る疑問で、經濟的には年額二萬圓程度の豫算では奉公會の維持が精々であり、精神的には全國藥界を指導する方と熱意の不足が感ぜられる。將來豫定方針の如く十萬圓以上の基本金を得て社團法人組織に強化されるとしても、當分の間は餘り多くの期待は掛け得られないことであらう。

企業合同問題と

藥業の特殊性

商業再編成企業合同は一藥業界ばかりの間

題でないことは云ふ迄も無いが、藥業の特殊性は此の場合でも一般業種と全然同様に考へるといふことは出来ないやうである。

商工省若しくは厚生省の之れに就いての方針は目下のところ更に明かにされてゐないで、根本原則としては藥業も亦一般商業と同様再編成、企業合同を要求されるものであることに間違ひは無い。それが國策だからである。然しその再編成の仕方、企業合同の方法等に就いては自ら其の業態の特長を考慮せらるゝのが當然と思はれるから、藥業の如き特殊業態にあつては別段の考慮が拂はれると考へるのは單に業者の自家擁護とのみは云はれないと思ふ。それと共に藥業の特殊性を強調して幾分でもゆとりを取らうとする時局認識の不足なのも確しかにあるやうだ。此の二つの考へ方が企業合同問題を前にして藥業者の心構へを動搖させ混迷させてゐるのが現状と云へる。以下少しく實狀を記述して置く。

▽生産者側 製造業者の場合は嚴密には卸小賣の場合と區別さる可きだが便宜上一緒に書くこととする。先づ醫藥品特に統制醫藥品の製造は統制規則に依り既に實績者以外は製造出来ないこととなつたし、統制醫藥品以外のものも漸次統制醫藥品に追加される筈であ

り、原料關係から必然的に整理されて行くことになる。生産統制會社の創立されたことも別項の通りである。今後重要産業團體令の實施により、更に徹底される譯だが、それはそれとして現在のところでは企業合同といふ形式では一つも整理に着手されてゐない。次ぎに新藥新製劑の製造業者は如何と云ふと、此の方も大きい所は日本新藥工業組合を結成して自治的に製品を審査し統制をやることになつたが、企業合同に就いては何等觸れるところが無い。只、中小業者の團體である東京府新藥新製劑原料配給組合のみは警視廳の徳愼者を除く)の企業合同に着手したが、即時實施は困難なりとして其の前提に各プロツク協同體を組織して企業合同へ前進することとなり、十月七日臨時總會を開いて原案を決定した。

次ぎに賣藥製造業者の方は、之れも原料關係から處方の整理、共同製劑等を考へられてゐるが、現在迄の所では何等の話も進んでゐない。只東京賣藥工組で研究委員會を設立し、公定價格の問題と關聯して研究することになつてゐるだけである。但し全國的に見れば所謂配置賣藥と稱される富山縣の如きは、

全縣業者を十三社に整理統合することゝなり、既に國民賣藥第一賣藥等の諸會社が創立總會を終了してゐる。之れが藥外を通じ最も尖端を切つてゐると云へる。

▽卸賣側 先づ統制醫藥品に就いては配給統制會社の創立で完全に統合された形となつてゐるが、一般的には未だ何等企業合同の機運は向いてゐない。賣藥卸問屋の場合も尙更に賣藥自體が未だ統制の埒外にある爲め、將來に不安を抱き乍ら現實には舊態依然たるものがある。僅に東京賣藥卸賣同業會が發展的解消を爲し卸商業組合結成に邁進してゐる位のものであるが、之れも新規商業組合の許可は殆んど不可能の情勢なので行儀となり、統制會社が統制組合組織に方針を變更すべく研究申である。中間業體の存續は相當懸念されるものがあるだけに今後の商工省の整理統合方針を注視してゐる。

▽小賣側 小賣藥店の企業合同問題は今や焦眉の急となりつゝあるが、當局の明確なる方針が表示されてゐない爲の不安と焦燥の内に彷徨してゐる。藥粧商業組合側へ當局より諮問があつて、商業組合側が此の問題の中心を握きつてゐる譯であるが、商組側に全業界を左右するだけの實力が備はつてゐない爲め、

却つて内部的紛糾を來す原因を孕んでゐることとは否めない。日本藥劑師會、東京府藥劑師會、東京藥業同業組合その他大小の關係團體がそれぞれの立場から企業合同問題の研究を開始してゐるが、何れも未だ何等の成案を得

るに至らず、假令一團體が成案を得たとしても全業界を指導することが問題の性質上至難なものがあり、結局は當局の斷を俟つて決する外はあるまいと觀測されてゐる。

東京府醫藥品需給調査會規約

- 第一條 本會は東京府醫藥品需給調査會と稱す
- 第二條 本會の事務所は當分の間會長所屬團體の事務所内に置く
- 第三條 本會は東京府下に於ける左の團體より選出したる代表委員を以て組織す
 - 一、東京府醫師會 一、東京府齒科醫師會 一、東京府獸醫師會 一、東京府藥劑師會 一、東京府醫藥品卸株式會社 一、東京藥業同業組合 一、東京藥粧商業組合聯合會 一、東京府醫藥品配給統制會議會 一、東京府衛生材料卸商業組合
- 第四條 本會は東京府下に於ける醫藥品（衛生材料を含む以下同じ）の圓滑なる需給を期する爲之が調査研究を爲し併せて第三條所定の各團體間の連絡協調を計るを以て目的とす
- 第五條 前條の目的を達する爲め左の事業を行ふ
 - 一、醫藥品の需給の實狀調査
 - 二、醫藥品の配給機構の整備に關する調査研究
 - 三、醫藥品の適正配給に關する調査研究
 - 四、其の他本會の目的達成に必要な事業
- 第六條 本會に左の役員を置す
 - 一、會長 一名
 - 二、副會長 二名
 - 三、幹事 若干名
- 前項の役員は委員中より互選し其の任期は一ヶ年とす但し留任を妨げず
- 第七條 本會は關係官參加の下に毎月一回以上開催するものとす
- 第八條 本會に於て得たる成案は内容に應じ官廳に獻策し又は關係團體に通報し其の實行を求むるものとす
- 第九條 本會の經費は第三條所定の各團體に於て選出委員數に應じ分擔するものとす
- 第十條 本規約は昭和十六年四月二十二日より之を實施す

前項の委員は東京府醫師會は四名其の他は二名以内と

各府縣藥劑師會

〔東京大阪を除く〕

北海道藥劑師會 札幌市北二條西二ノ七
 〃北海通藥事會館内
 會長 黒澤節止、副 森信、長島貞一

京都藥劑師會 京都市下京區河原町四
 條下小、三、二階
 會長 中野忠八、副 宮本佛三、大原伴吉

神奈川藥劑師會 横浜濱子區丸山町七
 番四三號
 會長 清水藤太郎、副 諸賢久、左衛門答富忠治

兵庫藥劑師會 神戸市神戶區山手通六
 丁目三九ノ一四
 會長 上田實、副 中井傳次郎、吉田繁男

長崎藥劑師會 長崎市壘町一ノ二
 長崎商工會議所内
 會長 幸田康資、副 松浦殿、森吉三

新潟藥劑師會 新潟市西區島町
 五十嵐芳之輔方
 會長 佐藤將治、副 吉村駒藏、田中竹次郎

埼玉藥劑師會 埼玉縣北葛飾郡那羅橋町
 三四一七
 會長 關貞三、副 篠崎隆藏、堀内真二

群馬藥劑師會 前橋市本町三九
 商工會議所内
 會長 宮前紘平、副 倉林三郎、奈良貞吉

千葉藥劑師會 千葉市末廣町一丁目一
 七
 會長 小川欽一郎、副 淺田雅夫、長田清

茨城藥劑師會 水戸市北三ノ九一
 水戸商工會議所内
 會長 金子八郎右衛門、副 倉持彦一郎、金子廣吉

栃木藥劑師會 宇都宮市旭町
 商工會議所内
 會長 飯野親助、副 相馬恭治

奈良藥劑師會 奈良市今在家町五二
 岩井信吉方

藥業藥品

會長 北山寛造、副 岩井信吉、瀧井徳太郎

三重藥劑師會 三重縣阿部郡上野町田
 端一〇二六
 會長 田山八十吉、副 田中新介

愛知藥劑師會 名古屋市中區具原町二
 〃二藥事俱樂部
 會長 岩田利三郎、副 後藤田次、小栗半左衛門

静岡藥劑師會 靜岡市本通一丁目私書
 館内
 會長 鈴木五八、副 大石善一

山梨藥劑師會 甲府市下連雀町二ノ七
 會長 宮澤良道

滋賀藥劑師會 大津市坂本町
 商工會議所内
 會長 小島弘太郎、副 青井秀雄

岐阜藥劑師會 岐阜市今小會
 議所内
 會長 渡邊俊一、副 井上辰治、森清一

長野藥劑師會 長野市妻科實塚信濃衛
 生會館
 會長 飯野左平治、副 横山雅夫、關末司

宮城藥劑師會 仙台市元荒町三二
 會長 鈴木浩文、副 櫻井政吉

福島藥劑師會 郡山市本町五三
 福地商工會議所内
 會長 根本祐太郎、副 福田鐵雄、建部正夫

岩手藥劑師會 盛岡市仁王第四地割字
 采園一ノ八
 會長 横山茂七、副 福田鐵雄

青森藥劑師會 青森市米町七五、
 西澤平次郎方
 會長 藤澤金太郎、副 久保内健太郎

山形藥劑師會 山形市六日町七四五
 會長 工藤菊太郎、副 藤田豊治

秋田藥劑師會 秋田市龜之町堀反町二
 會長 山田儀助、副 佐野龜太郎

福井藥劑師會 福井市佐久長町一八
 會長 磯松幸次郎、副 伊藤勝吉、大岡顯

石川藥劑師會 金澤市石浦町二〇ノ二
 英安吉方
 會長 石黒傳六、副 安吉、鍛冶正雄

富山藥劑師會 富山市曲輪三六六
 會長 北野治作、副 田中男吉、金子好造

鳥取藥劑師會 鳥取市川端四ノ二九
 山田芳雄方
 會長 大村久兵衛、副 稻田松太郎

島根藥劑師會 松江市南田町三二
 松江藥業會館内
 副 飯塚幸一

岡山藥劑師會 岡山市大供二ノ三九
 會長 平尾孟、副 戶井良昌、藤原義勇

廣島藥劑師會 廣島市國泰寺町三四廣
 島藥業俱樂部内
 會長 前田常次郎、副 後藤隆藏

山口藥劑師會 山口縣玖珂郡柳井町大
 字古關作 佐村方
 會長 佐村清一、副 進藤勇、永井龍三

和歌山藥劑師會 和歌山市元町奉行町二
 三田藥品製煉所内
 會長 三田常藏、副 八木源平、加藤政藏

德島藥劑師會 德島市船場町一四八、
 倉富藥局内
 會長 富士谷文藏、副 川真田忠義、石憲一

香川藥劑師會 高松市西ノ丸町
 會長 今瀧義三郎、副 森田虎三郎、安部繁

愛媛藥劑師會 松山市一番町、七
 番地商工會議所内
 會長 家木清次郎、副 遠藤省一、森教夫

高知藥劑師會 高知市本町二丁目、徳
 方
 會長 徳直左衛門、副 池上禎純、野瀬上

福岡藥劑師會 福岡市渡邊通三丁目、
 實業會館内
 會長 峰松今朝一、副 側島一、山口源次

大分藥劑師會 大分市荷揚町一六、
 大分會館藥局内

會長 吉村益次、副 岡本彌八郎、瓜生田定

佐賀藥劑師會 佐賀市松原町中ノ小路
 九三ノ一
 會長 島正興、副 野中萬太郎

熊本藥劑師會 熊本市花畑町九五
 會長 光多仁一郎、副 重松運夫

宮崎藥劑師會 宮崎縣宮崎郡瓜生野村
 柏田一九
 會長 坂本龜一、副 日高義正

鹿兒島藥劑師會 鹿兒島市山ノ口町八六
 會長 小牧徳藏、副 吉水洗耳

沖繩藥劑師會 那覇市上藏町一ノ二六
 會長 長田紀助、副 我部政敏

各殖民地藥劑師會

朝鮮藥劑師會 京城府本町三ノ三〇

京城府藥劑師會 同黃金町六ノ一八

高麗藥劑師會 同大平通二ノ二八五

臺灣實業藥劑師會 臺北市表町一、三井
 出張所内

關東州藥劑師會 大連市大連醫院藥局内

滿洲藥劑師會 奉天市千代田五

大連實業藥劑師會 大連市千代田一六

奉天實業藥劑師會 奉天市青葉町七、
 北村太監堂内

大東亞建設の

前途に光あり

東京大阪藥業關係 組合團體役員一覽

〔昭和十六年十月現在〕

東京藥業同業組合

神田區錦町一ノ二二

組長 石井絹治郎
副組長 津村岩吉、大木卓、
吉田達次、關口彌三郎、
青柳建次、

評議員

藤井得三郎、林惣次、國友秀夫、鈴木勇雄、鈴木小善、渡邊政治、伊東修吾、大堀朝雄、武井勇、林茂夫、松島龍平、篠原清一、石井平治郎、菅原浩、
書記長 武田猛

東京製藥同業組合

神田區神保町一ノ四三

組長 池田文次
副組長 歌橋憲一
會計主任 岡澤良次
評議員

入江七平、原安三郎、原三右衛門、鳥居孝一郎、友田銚三郎、川瀬俊男、田邊金次郎、山科樵作、松田吉雄、小林長次郎、三谷桂次郎、志村尙憲、守田保太郎、

藥局方調 高橋三郎
査會委員長 入江七平

東京藥種貿易商同業組合

日本橋區本町三ノ三

組長 鳥居孝一郎
副組長 守隨彦太郎
友田貞吉

評議員

田邊金次郎、小西新兵衛、中村喜代八郎、岩城市太郎、藤川芳太郎、岡澤良次、原市兵衛、
書記長 淵上敬夫

東京賣藥製造組合

神田區錦町一ノ二一
東京藥業同業組合內

組長 堀内伊太郎
副組長 白井正助

理事

東京藥院、大木合名會社、高木與兵衛、玉置商店、津村順天堂、藤井得三郎、守田治兵衛、

東京醫療器卸商同業會

神田區富山町一

會長 渡邊忠恕
副會長 今井久作
評議員長 内山武
副議長 野村米作
理事

小林康弘、岡島松次郎、西澤寛、三木仁平、松井幹一、野平讓、
評議員 石坪房二郎、三田村宇作、日榮市兵、

仲谷善之助、森延次郎、小林義市、野村牧太郎、山田六松、風間喜一、三田村美津、

會計 石田元
書記 石塚七太郎
顧問 福原七郎

日本藥劑師會

京橋區錦座六ノ四、交詢ビル七〇四號

會長 河合龜太郎
副會長 石井絹治郎
柳澤保太郎

理事

竹中稻美、高橋勘次、關口彌三郎、可兒重一、武井勇、野澤清人、鈴木秀幹、吉田達次、入江七平、瀧川末一、
書記長 登内森一

東京府藥劑師會

神田區錦町一ノ二二

會長 石井絹治郎
副會長 船戶忠助
關口彌三郎

理事

千葉長三、老沼秀雄、渡邊政治、加藤勝衛、成毛英之助、内田兼一、内野良男、梅澤一郎、山本十重松、淺野長次郎、平塚善太郎、菅原浩、

日本藥品輸出協會

日本橋區室町四ノ五

理事長 武田長兵衛商店

副理事長 第一製藥株式會社 同 株式會社鹽野義商店 理事 大日本製藥株式會社、田邊五兵衛商店、 三共株式會社、ラヂウム製藥株式會社、 友田合資會社、 監事 株式會社藤澤友吉商店、株式會社鳥居商 店、 日本醫藥品輸入統制會 大阪市東區道修町三ノ二五 大日本製藥株式會社內 支店 東京市日本橋區本町二丁目、大日本製藥 東京支店內 理事 常務理事 株式會社武田長兵衛商店 常務理事 株式會社田邊五兵衛商店 株式會社鹽野義商店 日本醫藥品統制販賣株式會社 日本橋區大傳馬町一ノ二
取締役社長 竹田 義藏 常務取締役 衣笠豐、鹽野義三郎、鹽原禎三、瀧野勇、 池田文次、 取締役 稻畑二郎、東代清次郎、莊原和作、 監査役 鳥居孝一郎、市野瀨潛、原安三郎、藤澤 友吉、守田保太郎、

藥 業 品

大阪製藥同業組合 大阪市東區道修町二ノ一六 組長 瀧野 勇 副組長 井上治兵衛 同 三宅 馨 評議員會議長 兒玉 秀衛 同副議長 原田 高臣 評議員 東代清次郎、黒田重平、松田卯之松、原 田藤太郎、米城善右衛門、 代議員 清水如水、石津作次郎、乾卯兵衛、今永 駒吉、乾保之助、伊藤千太郎、森下日出雄、 小野市兵衛、岡野松之助、和田米造、間 中綱彦、小西泰藏、神田莊次郎、黒石英 次、桑田利三郎、安原富三郎、野口信吉、 増田俊三、小谷富三郎、荒川正太郎、 大阪府賣藥同業組合 大阪市天王寺區東高津北之町一
組長 竹村幸次郎 副組長 檜尾 虎三 同 小尾吉太郎 同 山本 直美 評議員 伊藤景章、橋本彦治郎、小林知一、杉山 善太郎、福原重雄、橋爪鶴楠、岡橋正之、 谷新助、西村茂三郎、灰谷善太郎、橋本 定四郎、岡彌三、永尾眞一郎、細井伊久 三、藤田梅吉、山本啓治郎、稻葉房藏、

中原實平、河合榮治、橋本源治郎 主事 石井 正一 大阪府藥劑師會 大阪市北區南扇町二
會長 柳澤保太郎 副會長 瀧川 末一 同 藤田 梅吉 理事 谷川潭治、網島連城、林重雄、岡彌三、 柘木辰次郎、大川義春、 東京賣藥工業組合 神田區傳馬町二ノ二二
組長 藤井得三郎 副組長 横出政五郎 理事 堀内伊太郎、大木良輔、高木與兵衛、玉 置源一郎、津村岩吉、中南定太郎、安川 榮次郎、津村重舍、 監事 太田信義、山崎嘉太郎、安藤福太郎、

勝ち抜け！
 耐え抜け！
 護り抜け！

藥 業 界 の 一 年

〔自昭和十五年十一月
至昭和十六年十月〕

十一月 (十五年)

大藏省では一日付省令第七十八號を以てアルコールの專賣法施行細則中左の通り改正公布し即日實施した。

第十七條 アルコールの賤價價格は大藏大臣之を豫め告示す、前項の賤價價格に付ては其の製造場別生産能力又は使用したる製造原料に依り差等を設くることを得

附則 本令は公布の日より之を施行す

第一回藥事懇談會では各代表の意見一致により常置委員を選任して藥界再編成の具體案を練ることとなり、これが人選は大日委員長一任されてゐたが一日附左の如く委嘱し、第一回を六日開催。二十二名の委員如左。

委員長大日喜六(委員)池田文治、石井編治郎、大木良輔、河合龜太郎、衣笠豐、金原市兵衛、櫻松勝左衛門、小西敏一、齋藤眞、守田衛太郎、鈴木秀幹、高橋勳次、津村岩吉、島居孝一郎、野澤清人、服部健三、古田宗二郎、三輪富十、守田保太郎、吉岡眞吾、吉田達次

全國醫藥品配給統制會に於いては厚生省の指示に基き、醫藥用ア

セトン及び酒石酸ケレモルの配給に關し一元化統制を行ふこととなつた。此の中アセトンに就いては日本溶劑共販會社より、又酒石酸ケレモルに就いては酒石酸ケレモル統制會より從來それ〴〵配給を受けてゐたものであるが、商工省に於いては凡てこれを原料統制會に一元的に統制配給させることとなつたものである。

日本水銀統制會では輸入品國産品をアール計算によつて一本建とする公定價格の設定をみ正式指令が發せられたので、本來の目的とする水銀の需給調整を斷行することとなり、水銀申込及び配給要領を決定し關係各方面へ通達した。

企劃院では東京賣藥製造組合長津村順天堂に對し賣藥の調査を依頼するところがあつたが、更に企劃院の指示により二日、日本橋茅場町清水ビルに於いて官民懇談會を開いた。當日は陸軍、企劃院、厚生省等から係官列席種々懇談を交へたが、調査依頼内容は左の如きものでその目的は圓域輸出に關

聯し優良賣藥を善用する資料とするものと見られる。調査期間は自昭和十三年九月一日至同十四年八月末日迄。

①輸出買續金額總計②輸出金額總計③輸出品受註金額總計④圓域以外第三國向輸出品金額總計⑤日本國內供給金額總計⑥日本國內受註金額總計⑦輸入原藥金額總計⑧輸入原藥數量總計⑨輸入原藥過總計⑩輸入原藥不足總計⑪受註高と輸出高との不平衡に就いての意見⑫現機構に對する貴店及び現地取引先の希望⑬は意見⑭貴店の輸出及び現地大觀⑯貴店の第三國への輸出概況⑰貴店の内地供給と受託現況⑱貴店の輸入原料狀態の内地原料に就いての意見

價格形成中央委員會化學工業部會は五日開催、厚生省より松尾生産課長、江下事務官、商工農林各係官、部會委員出席、和藥二十六品、漢藥六十二品、工業藥品七品種の最高價格を原案通り決定。

中央物價統制協力會議では産業再編成の基本方針として經濟團體整備要綱參考案を發表したが、更に六日化學工業常置委員會を開催し同參考案を決定關係當局に建議した。

藥事懇談會第一回常置委員會は六日神田學士會館に開催、大日委員長以下各委員出席の下に自由討議により審議を進め左の諸點を決

定した。

①全藥界を網羅せる統一團體の結成②名稱を藥事委員會とす③三名乃至五名の委員に規約草案の作成を依頼すこと④規約には目的、綱領、組織、機關、經費その他必要な事項を簡明に規定すること⑤成案を得たる後速かに本準備委員會を開催し更に第一回全體會議を開くこと⑥事務所は當分の内日本藥劑師會内に置く

東京藥粧商會聯合會臨時總會は八日同會事務所で開催、各藥粧役員出席の下に開催され吉田達次氏を議長に先づ定款第一條、第五條、第二十一條改正の件を附議可決、次いで補缺役員選舉の結果山之手喜多川辰三、江東伊藤重兩氏當選、一旦總會を了り引つゞき聯合會撰定品委員會を開き、ホルモンバスター、バタミンバスター、藥粧アラン、藥粧アリス等を決定した。

厚生省衛生局醫務課長野間正秋氏は九日付京都府總務部長に榮轉後任に北海道經濟部長青柳秀夫氏就任。

紀元二千六百年奉祝式典に參列の榮に浴した道府縣藥劑師會長の懇談會は十二日京橋中央亭に開催、日藥河合、柳澤正副會長以下各會長二十五氏出席、河合會長よ

り醫藥制度調査會の經過に付詳細説明、次いで竹中理事長より更に敷衍説明ありて質疑應答に入り調査會案の實現を期する爲の對策を協議しこれが一方法として關係當局の善處を要望することとなり決議文を可決、翌十三日關係當局に提出した。

醫藥分業の輝しき業績を残し發展の解消を行ふこととなつた社団法人日本藥事協會の第五十一回通常總會は、十三日麹町剛堂會館に於いて開催

志村會長初め武井勇、竹中稻美、谷口鏡二、黒澤成實、遠城保太郎、福澤常吉、松島龍平、伊藤重、岡島元治郎、鈴木利平、浦上太吉郎、白井春雄、秋葉和一、郡司賢亮、佐村浩一、樋口藤平、吉村益二、草津後雄、菅野菊松、本田茂吉、梅北雄造、荒井龜太郎、久恒照雄、淺野長次郎、西川修、川村春雄、伊藤浩太郎、柳澤保太郎、峯松今朝一、高橋勳次、小松國太郎氏等衆

來賓として武智勇記代議長、土、河合日藥會長等臨席、正午より理事會を開きて解散打合せを爲し、二時半開會、志村會長に代りて福澤常務理事司會にて國民儀禮を行ひ、竹中常務理事會長代理として議長の椅子に就き、皇軍に對する感謝の決議を爲したる後庶務報告醫藥制度調査會經過報告あり、次

藥 業 品

いで收支決算報告、剩餘金處分案社団法人日本藥事協會解散に關する件をそれ、可決、志村會長の表彰を決議したる後散會。

藥用原料肝油配給組合創立總會は、八日神田學士會館に開催された。同組合の目的は肝油の國內需要を確保する爲日本肥料株式會社から原料を購入し、組合員は全國で十八名、役員には左の諸氏當選〔理事〕東洋ビタミン、新興油脂、理研榮養藥品、河合研究所、岡村徳治郎、平野友安、〔監事〕下田喜久三、東洋化成興業、〔組合員〕伊藤千太郎、葛原工業所、大村兼吉、三生製藥、内外化學、品川油脂、大本合名、小坂乙吉、東京藥理社

日本醫藥制度改善研究會では十三日、日比谷松木樓に福田、藤尾、手島、橋本、中西、松田、篠原、新津、富田、廣瀬、中野諸氏參集醫師調劑權の確認反對問題に關し懇談を爲し、十四日の日本藥劑師會に意見を開陳する打合せを爲した。

日本無機工業藥品工業會クロム部會では切符制實施の準備整ひ、十四日より重クロム酸及び重クロム酸草造の二品に對し切符制が實施せられた。これにより從來

やゝもすれば偏在のそしりを受けたる右二品も需給圓滑が招來されることとなつた。

日本藥劑師會第十九回總會は十四日午前十時より茅場町清水ビルに開催、厚生大臣代理松尾生産課長、保險院長官代理網島醫務課長、大政翼贊會常任總務大口喜六代議士その他當局係官臨席、河合、柳澤正副會長以下各役員、各府縣議員八十餘名出席、福澤理事の挨拶により開會、國民儀禮の後河合會長の挨拶を劈頭に金光厚生大臣告示、樋具保險院長官祝辭の代讀あり、次いで議員表彰、特別議案として皇軍感謝の決議、翼贊運動協力の決議を爲し、追加議案として日本藥事協會會長志村銀七郎、藥博慶松勝左衛門を大口、高橋兩顧問に加へ顧問と爲すことに決議大開口の講演聴取後福澤理事の會務報告、財産目録、收支決算表に就き説明あり、正副會長の改選の結果は河合會長、柳澤、石井副會長何れも留任、理事は詮衡委員により詮衡の結果

竹中稻美、高橋勳次、關口彌三郎、可兒重一、武井勇、野澤清人、鈴木秀幹、吉田達次、入江七平、瀧川末一

以上の諸氏決定、次いで議事に

入り

①昭和十六年度歳入出豫算案 ②道府縣藥劑師會委附金規定中改正の件 ③日本藥劑師會特別會計規程案 ④職員健康保險藥劑支給契約締結事後承認 ⑤船保藥劑支給契約締結事後承認 ⑥健康保險昭和十六年度契約更新 ⑦船保十六年度契約更新 ⑧船保十六年度契約更新

以上を可決して第一日を了り、第二日は午後三時開會、決算承認豫算案を可決、次いで協議に入り學校藥劑師會全國聯合會設立の件、日本藥劑師會新體制に關する件等につき種々意見の開陳ありて散會、

東京府醫藥品配給統制審議會特別委員會は十八日神田藥同組合に開催、吉田達次、青柳健次、松島龍平、菅原浩、鈴木小蓋の諸氏出席、統制醫藥品切符制擴大に伴ふ割當審議調査の件につき協議を爲した。

東京府新藥新製原料配給組合の創立總會は十六日京橋中央亭に開催、警視廳より岸本衛生課長、井上保健係長、藤森技師、松本統制主任臨席、來賓歌橋製藥組合副組長、中村東京府醫藥品卸會社專務、組合加入者百六十名出席、發起人野村藤一氏司會にて國民儀

禮を行ひ、代表吉岡眞吾氏より経過報告あり座長に老沼秀雄氏を推し、組合規約、役員選舉を終り、岸本衛生課長の訓辭、來賓の祝辭ありて散會。役員如左、

〔理事〕吉岡製藥所吉岡眞吾、應用醫化學株式會社老沼秀雄、蒲田製藥所中村泰輔、守隨彦太郎、三屋製藥會社野村義一、共同製藥所原喜覺、トキワ製藥會社藤澤乙安、共同製藥會社岡村時郎、模範藥品研究所杉山良雄、〔幹事〕石上藥品商會石上武、三光社高羽祥郎、東京醫藥社島田源太郎、

全國澱粉配給統制組合では昭和十五年度馬鈴薯澱粉及び甘藷澱粉の配給計劃に對し、各地方支部より申請の數量と産地方面の情況を顧慮しその計劃書を發表、藥品製造業者若くはそれ等の團體に對しては約五十萬貫の配給計劃量がみられた。

東京府乳製品卸商業組合の創立

總會は二十日京橋中央亭に開催、府商工課、同農林課、警視廳等より係官の臨席を迎へ、發企人總代宮本來治氏以下加盟者四十二名出席、國民儀禮の後宮本氏より経過報告あり、同氏を議長として議事に入り定款制定、事業計畫、創立費償却方法、收支豫算並に分賦金收入方法決定、統制規定制定、荷

受組合繼承、役員選任を行ひたる結果、

理事長宮本來治、常任理事森永東京販賣會社同 齋藤實、〔理事〕マンロー商會、逸見山陽堂、大木合名會社、玉置商店、關分商店、川手商事株式會社、明治商店、〔監事〕長井進作、林商店、〔統制委員〕廣屋商店、乾仰食料品東京支店、鈴木洋酒店、片山利喜松、小林光仁堂、織田幸次郎、高杉（明治製菓）山崎森水

富山縣賣藥統制會社設立を旨指す合同委員會は二十五日昭和會館別館に於いて開催、委員長以下委員十三名出席、富山縣賣藥商業組合定款一部變更の件を協議決定の上方針研究委員會から賣藥の方劑數を百六十二に選定した旨を報告これを承認した。富山賣藥新體制の骨子は大體左の如くである。

- 一、富山賣藥統制會社を資本金三百萬圓を以て組織す
- 二、右會社は廣賣堂を初め縣下業者を買収し企業合同を行ふ
- 三、一縣一社、一戸一袋の賣藥配置を原則とし二重配位を絶無ならしむる
- 四、各地に商業組合を設置し統制會社より一貫配給を爲す
- 五、行商人を一地域一人とし同地域内を重複行商せざること
- 六、現在一萬數千方に達する賣藥處方を百七十二に限定する
- 七、向ふ二ヶ年を以て此の新體制を確立する

第二十回全國賣藥業團體聯合大會

會は二十八日午前十一時より樞原神宮外苑延賓會館に於いて全國加盟團體代表者、參加者、地元業者等約五百名參會の下に開催、來賓厚生省技師、山内奈良縣知事、松村縣會議長臨席、劈頭主催地大和組合代表南次郎氏司會により國民儀禮を行ひたる後組合長中島大衛副部長を議長として開會、金光厚生大臣告辭、商工大臣祝辭、山内奈良縣知事祝辭、松村縣會議長祝辭、北山奈良縣藥劑師會長等の祝辭ありて一旦休憩、樞原神宮に參拜したる後午後二時再開、厚生省竹内技師の講演ありて議事に入り

- ①昭和十四年度決算並に事業報告
- ②次回開催地決定
- ③賣藥原料の配給系統簡易化陳情の件
- ④醫藥用品の配給を合理化せんことを其の筋に要望する件
- ⑤賣藥原料藥品並に資材配給方に関する件
- ⑥輸入生藥配給價格引下げ並に品質嚴選方要望の件
- ⑦醫藥品交流に関する件
- ⑧賣藥部外品製造資格の件
- ⑨醫藥制度調査會に對して討議せらるべき業體系の整備問題に對處すべく根本方策樹立に関する件
- ⑩賣藥新體制に関する件
- ⑪全國賣藥工業組合聯合會組織に関する件
- ⑫本聯合會改組に關する件
- ⑬國域輸出賣藥はその特殊性に鑑み輸出手續の簡易化並に支那向輸出の担保金撤廢をその筋へ請願する件
- ⑭將來賣藥公價決定の際に定價を以て認可せらるゝや

以上の件

以上の説明を終つて各委員に附託第一日を終り、二十九日の第二日は各委員會の審議を爲して委員長への報告に移り、左の如く決議を爲した。〔數字は議案の番號〕

- ①業界時局對策委員會を設置すること、委員は特別委員會を以て之に充つ、第一回委員會を本年内に開くこと
- ②本案は全國業者に重大なる影響を及ぼすを以て第九號の決議による對策委員會に於て檢討對策を講ずること
- ③趣旨に於いては異議なきも之が設立に關しては尙研究を要する點ありと認め之が研究方を全賣本部へ一任と決す
- ④提案組合の出席なく時期尚早と決す
- ⑤賣藥原料品の複雑なる現在の配給系統を單一化し品質の嚴選と配給の圓滑を迅速にせられんことを其の筋に要望すること

日本藥學會、日本化學會、工業化學會、日本農藝化學會の關係四學會では從來交際なく遺憾とされて

あつたので紀元二千六百年を機會に三十日上野東京科學博物館講堂に奉祝聯合講演會を開いた。當日は衣光日本藥學會々頭、田所日本化學會々長、黒田工業化學會々長、麻布日本農藝化學會々長を初め四學會の諸名士約三百名出席、藥學界よりは慶松勝左衛門、渡邊又治

郎、淺野三千三、石尾正文、秋谷七郎の諸博士、鈴木官内省藥劑課長、柿沼警視廳衛生検査所長等出席、麻布博士の司會にて田所松太郎氏の開會の辭あり、それより左の講演に移つた。

△膠質の現状に就て、理學博士敏島實三郎△糖質の生化學的研究藥學博士石館守三郎△本邦に於けるアルミニウム及びマグネシウムの製法に關する研究、工學博士龜山直人△發酵工業に於ける最近の問題、農學博士坂口謙一郎

十二月 (十五年)

圓域輸出制限の爲め滿洲國藥業者は打撃を被りつゝあるので奉天藥品統制組合幹部を初め現地藥業者代表諸氏は、滿洲向賣藥その他輸入増量を要望する爲來朝、先づ大阪市場を訪問して事情を懇へ、次いで竹村大阪賣藥同業組合長の案内にて四日上京、全賣本部と聯絡をとり東京藥業組合、大阪賣藥組合並に滿洲組合の連名を以つて厚生省對滿事務局及び東亞輸出組合を歴訪し衷情を披瀝、滿洲國向け賣藥の輸出増大を陳情。

東京藥種貿易、大阪藥種卸、東京大阪兩製藥の四組合では本年一

藥 業 品

月三十一日厚生商工兩大臣の認可を得て實施しつゝある醫藥品卸賣協定價格の一部變更を求むる爲七月十六日付を以つて改正申請を行ひ十月十日付商工厚生兩省指令を以つて認可となり、十二月五日兩省告示を以つて正式公布。

厚生省に於いては國民の保健衛生に就き廣範且つ徹底せる調査研究を行ふ爲、從來の公衆衛生院及び榮養研究所を廢止し、此等の施設で取扱つて來た事項を綜合するとともに更に積極的事項を管掌する機關として厚生科學研究所を施設することとなり、五日これが官制の公布と開設を行つた。内容に就いては藥科關係に於いて技術者養成事業として藥學科が置かれており、藥專卒業以上の者を一年間再教育する。

東京顏料商業組合の創立總會は六日江戸橋實聯ビル講堂に於いて開催、發起人總代三宅氏外四十四名出席、國民儀禮の後總代の挨拶經過報告ありて三宅氏を議長に開會、定款制定、事業計劃、創立費償却方法、初年度經費收支豫算分賦金收入方法等の諸議案可決の後左の如く役員を選任した。

△理事長三木商店支店△理事、森六、繪守丸石、田中、柴田、黒田△監事、南川、二田、長瀬

政府は七日付勅令第八百六十一號を以て度量衡法施行令改正並に商工省令第九十七號を以つて度量衡法施行細則改正を公布し即日實施した。改正の重要點は從來藥局開設者は殊殊販賣業者として玻璃瓶、體溫計の販賣を認められてゐたが、此の改正で今後更に板付體溫計の自由販賣を認められた。

全賣では大會決議に基き賣藥原料配給に關する陳情を行ふべく特別委員團會議に成案を附議承認を得、厚生、商工、農林各大臣宛陳情書を提出した。

東京藥業同業組合申請にかゝる新藥、新製劑小賣協定價格及び賣藥卸賣小賣兩協定價格は十一日付東京府警視廳東京府指令第五五二二〇號を以て認可され十九日より實施。

朝鮮藥品輸入統制組合では十二日協議の結果、同組合は發展的解消を遂げることとなり、朝鮮藥品輸入配給統制株式會社を創設することに決定。

國民體力審議會總會は十二日厚生省に開かれ、金光厚生大臣以下各委員出席大臣諮問の花柳病豫防法改正に關する件を上議、特別委員長金杉英五郎氏より經過報告あり、河合總太郎氏より意見發表ありたるのみにて委員會決定原案通り可決、直ちに厚生大臣へ答申、花柳病豫防藥の廣告禁止條項も成立、性病豫防法案と改稱された。

東京賣藥製造組合の時局新體制即應を研究する爲の研究部會發會式は、十三日京橋中央亭に開催、研究部會長大木、副部會長津村兩氏初め各委員並に來賓多數出席、大木卓氏より經過報告ありたる後大木良輔氏より祝辭に於て新體制研究に對する希望を述べ、次いで賣藥工組事務理事横手政五郎氏同業紙代表、津村副會長等の挨拶ありて發會式を了り、引つゞき第一回會合を開き席上各部の分擔委員を左の如く決定散會。

△部會長大木卓、副部會長津村義男△參與尾瀨良太郎、高木與八郎、津村基太郎、中田勇吉、藤井勝之助、小林謙三、齋藤政二、白井正助△金副部七名△調査部七名△連絡部七名△法令部七名△牛痘部七名△貿易部七名

花柳病豫防法の答申にこれら賣

藥の廣告禁止に關し、全賣では十三日陳情委員を擧げてこれに對する反對の陳情書を厚生大臣宛提出した。

衛生綿の製造配給は厚生商工兩省通牒により第六回配給以後は厚生省主管に屬し、日本製綿工業組合聯合會の手を離れることとなり、警視廳では此の方針に基き業聯盟を結成せしめた、これによつて従來荒物雜貨商のみを中心としてゐたものを藥粧、藥同兩組合を包含せしめた全業者の統合團體となし藥局、藥種商、百貨店への配給をも行はしむることとなつた。

全國賣藥業團體聯合會では先の特別委員團會議に於いて賣藥の時局對策を協議した結果、東京、大阪、富山、大和、名古屋の五團體を小委員に擧げ各加盟團體より本問題に對する意見を文書を以てて徵したる上、小委員會に就いて成案を得ることとし、十七日聯合會本部では各加盟團體に對し藥業新體制に關する具體的項目十項を擧げ回答を求むべく通牒を發した。

價格形成中央委員會では十九日

第八回化學工業品部會を開き苦汁製品、エチレングリコール、有機化學品等につきそれらに最高販賣價格を決定して商工大臣に答申した。

東京賣藥卸賣同業會の第二十五回定時總會は、十九日上野精養軒に開催、大木相談役を初め片山、福島兩副會長、大木、玉置、中田國友、川手、石澤、西村各評議員諸氏初め會員三十餘名出席、國民儀禮の後勤織店員表彰式を行ひ總會に移り、林會長の辭任承認、庶務報告ありて林氏を相談役に推すことに決定、次いで會長選舉に移り大木良輔氏就任、次いで商業組合結成の爲本會解散のことに決定し、大木新會長に一任された。

全國醫藥品原料配給統制會第二回總會は、十九日午後四時より東京大日本製藥東京支店に於いて開催、來賓、役員その他會員百餘名出席、事業報告、決算報告の後役員の改選を行つた結果全部重任と決定した。

日本藥劑師會では時局下醫藥品並に衛生材料の配給圓滑方に關し従來屢々當局へ陳情要望を爲しつ

つあつたが、日藥自體としても何らかこれが對策を調査研究することとなり、新に生産配給對策臨時委員會を設置した。

厚生省では賣藥原料用澱粉につき、日本澱粉株式會社をして統制配給せしめる旨、二十一日附厚生省衛生局長通牒を發した。

滿洲國政府は醫藥品の醫療及び保健上に於ける重要性に鑑み物價及び物資統制法と相俟ちその製法、輸出入配給及び價格統制を強化するため二十三日の國務院會議に於いて藥品法中改正の件を決定、二十六日參議府會議の諮詢を経て御裁可を仰ぎ二十八日公布。

富山縣賣藥工業組合では、二十五日協力會議を開き、荒木理事長官略副理事長初め縣下各支部長、各代表等六十餘名出席、新體制下同縣賣藥の最後の動向を決すべく協議を重ね各支部長から、それ意見の開陳あり、小委員を擧げて審議の結果、

一、合同整理委員會案一縣一社一戸一袋に賛成する
一、富山賣藥統制株式會社設立發起人の銜方法に賣藥同業組合の正副組長、最密會正副會長、振興正副會長に一任すること

一、轉失業、分工場設置、特殊製劑等の問題に就いて發起人に於いて蓋論する
一、統制會社の株の申込は法人、有限個人を問はず便宜の方法で申込すること
以上四項目を全會一致で承認した。

全購聯、全販聯、信販購聯三團體の統合は、農林省指導の下に成立、二十六日認可を得、十六年一月一日より事業を開始する。購買事業に於いては醫藥品、衛生材料全般に亘り取扱ひ販賣事業に於いては除蟲菊、澱粉、油脂等を取扱ふ。

圓城向醫藥品の輸出は東亞必需品輸出組合藥品部醫藥品部會並に賣藥部會の手によつて商工省の監督下に行はれてゐるが、大阪側醫藥品輸出業者間には藥品の特殊性を強張して東亞必需品輸出組合を離れ、獨自の藥品輸出組合を設立して厚生省所管に屬せしめんとする要望熾烈となり、これが運動の爲に二十六日武田長兵衛商店、田邊五兵衛商店、藤澤商店等の外交部諸氏上京の上東京側と折衝を行つたが、東京側は醫藥品部幹事會に於いては時期尙早と決定し、又賣藥部會に於いても考慮の餘地ありとて大阪側の再考を求めた結果、

大飯側も之を諒とし更に時期を待つことに諒解成立した。

一
月

藥草、和藥並に漢藥の公定價格設定に就いては、去る十月價格形成委員會化學工業部會に於いて醫藥品専門委員會決定なる原案を可決、爾來商工、農林、厚生三省に於いて價格等統制令第七條の規定による公定價格としての指定手續がとられ、先づ和藥に就いては二十七日商工農林厚生三省告示第一號並に漢藥に就いては二十八日告示第八號を以つて告示された。

小賣向統制醫藥品配給統制當に關する東京府醫藥品配給統制審議總會は、二十七日藥同組合事務所に開催、石井、吉田、青柳の正副委員長以下各委員、警視廳より藤森技師、井上保健係長等出席のもと、①實績調査に關する件、②會計報告の件、③百貨店郡部の負擔金に關する件、④十一月分統制醫藥品配給に關する件等を審議の後警視廳の諮問事項たる。

一、出產用並に一般用綿(精製脫脂綿、脱脂綿、衛生綿)の切符制度に就きこれが最善の方法如何
二、賣藥並に新藥、新製原料配給に就いてその卸と小賣(店頭)との限界如何
以上に關し審議を重ね散會。

藥 業 品

政府では合成ゴム、合成纖維その他の有機合成事業の統制並にその助長を目的として有機合成事業法を十五年四月四日公布するところあつたが、その後これが實施につき施行令並に施行規則の審議を進めつゝあつたところ、愈々實施に移すこととなり七日附勅令第二十五號により施行令を公布、同二十三號を以て十日より施行される旨公布されると同時に商工省令第二號により施行規則を定められた。

合成染料の一元配給を目的とする日本合成染料販賣會社の創立總會は十日帝國ホテルに開催、商工省稻見合課長並に關係業者出席定款承認の後左の役員を選任した。

△社長平野久保△常務取締役藤田善保、同松浦啓吉、同木下信十郎、同島居精一、同中島繁吉△取締役稲畑次郎、同莊原和巳、同原安三郎、同橋本十五郎、同磯村乙巳、同田岡佐平、同三木與太郎、同阪本正一、同山口依房△常任監査役山田芳太郎

全國醫藥品卸諸團體全國プロツク理事長懇談會は十三日京橋中央

亭に於いて開催、世話人始め、關係各團體理事長その他出席、來賓として大口代議士、河合日藥會長等臨席國民儀禮の後發起人鶴原誠藏氏より懇談會開催に至る經過報告あり、一旦休憩後東西プロツク地區並に代表委員をそれぞれ發表業界の協力一致區域奉公を決議して第一日を終り、引續き第二日を同様中央亭に於いて開催前日の決定に基き東西各プロツク委員のみ出席、直に議事に入り、會名を全國地方卸藥業聯合會と決定、役員選任の結果、會長、上田實、副會長、中村泰輔、鶏原誠藏、東代清次郎理事は各地プロツク毎に入選、東部一區秋山、二區石館、三區佐藤、四區黑崎、五區諸貫、西部一區中北、二區山村、三區金岡、四區日野、五區戸井、六區吉村、常任理事一中北、吉村、石館と決定した。前記委員會の決定に基き副會長、中村、鶏原、常任理事、中北、吉村、石館の五氏は厚生省に宮田資材課長を訪問、配給圓滑につき種々陳情を行つた。

醫師制度改善方策に關し日本藥劑師會長河合龜太郎氏は、十三日竹中理事、登内書記長を帶同厚生

省を訪問、處方箋發行確保、強化を期する意見書を金光厚相に手交その善處方を懇望した。

東京藥種貿易商同業組合定時總會は十四日組合事務所に於いて開催、島居、友田正副組長、小西、岩城、岡澤各役員以下組合員出席十六年度豫算、賦課金徵集方法、議事録署名人決定の各議案を可決。

醫藥品その他衛生用物資現在高調査並にそれ等の配給統制等に關し厚生省に於いては全國衛生課長會議を、十五、十六兩日に互り開催し、左の如き指示並に注意事項を發するとところあつた。

一、醫藥品その他の衛生用物資現在高調査實施に關する件 一、配給統制の指導監督に關する件 一、配給統制事務の運用に關する件 一、出產用局方ガレージ及綿並に家庭用綿の配給に關する件

大阪市四貫島春日出商業組合常務理事先田文太郎、同理事島谷三與吉の兩氏は大阪府下二千七百名の藥種商の代表として出京、十五日、東京藥種商業組合副組長長松田金之助、松尾作太郎兩氏と共に厚生省を訪問、青柳醫務課長と會見、藥種商試驗の資格統一、指定

四一五

藥品の販賣許可につき陳情した。

醫藥制度調査會第三特別委員會

は醫藥兩界の注目裡に十七日厚生省會議室に於いて開催、大口委員長以下林、松井、河合、北島、添田、森、武知、實吉、血脇、鹽野高見、石井各委員、厚生省側兒玉次官他加藤衛生局長、青柳、宮田松尾各課長、金山事務官等各幹事出席、各委員より意見續出し、藥事局設置や藥事制度改善の促進等を強調。

警視廳では十八日衛生課長室に統制醫藥品の切符制並に在庫調査の兩件に關し、官民懇談會を開催統制醫藥品切符制追加に關し協議の結果、左の十二品目に對し切符制を實施することに決定した。

アミノピリン二五瓦、安息香酸ナトリウムカフエイン二五瓦、サリチル酸ソーダ二百五十瓦、炭酸グワヤコール二十五瓦、デルマトール二五瓦、鹽酸プロカイン五瓦、含糖ペブシン五百瓦、グリセリン五百瓦、フエナセチン二五瓦、ミグレン二五瓦、ヂウレチン二五瓦、ヨード二五瓦以上十二品目

商工省では十八日告示第二十五號を以つて日本南洋雜貨輸出組合の統制事業に關し告示したが、薄荷、除蟲菊、石鹼等を除く藥品類

の南洋方面輸出は此の統制に従ふことになつた。

商工省では南洋向貿易に關し二十日同省令第五號を以つて輸出品及び輸出品用原材料配給統制規則一部改正を公布したが、これに伴ひ同時に告示第二十七號を以つて配給機關及び輸出品用原材料を指定した。

輸給機關日本貿易振興株式會社
輸出品用原材料水銀他四十九品目

東京賣藥製造組合新年初例會は二十日虎の門晚翠軒に開催、公益優先の實踐を期して定款を根本的に改正し、性病豫防法答申案反對等を決定、散會した。

大阪製藥同業組合では二十日同所樓上に於いて本年の代議員選舉を行つたが、岡ノ松商店に代つて第一製藥大阪支店が入れ替つた他全部留任と決定。

日本新藥工業組合設立發起人會は二十一日大阪の大本製藥株式會社樓上に於いて開催、設立發起人二十九氏出席の上定款原案を可決し、愈々出資申込みの受付を開始することとなつた。設立發起人總代は三共株式會社社長鹽原三

氏、設立事務所は東京日本橋室町三共本社と決定。事業計劃中、その實施に就いて多大の注目を蒐めてゐた製品の取締、材料の配給の外に製品の審査公認の實施、宣傳廣告の取締を第一期事業として、直ちに着手することを明示した。

東京府藥劑師會では二十四日京橋中央亭に於いて役員會を開催、統制醫藥品及衛生材料配給に關し使用実績數量調査に乗り出すこととなつた。

商工厚生兩省では二十五日兩省告示第一號を以つて精製脫脂綿の公定價格を改正した。

愛知縣業者は縣當局の指令に基き工業化學品組合二十組の規格統一、適正價格査定、自治監視等を行ふため、創立委員澤重商店他十名が愛知縣化學品統制聯盟を結成。

大阪府賣藥工業組合定時總會は二十七日堂ビル内清交社に於いて役員七十六名出席の下に開催左の各件を可決した。

①十六年度總算及徴收方法 ②同統制費總算 ③統制手数料變更承認

化學品の價格統制を目的に準備中の愛知縣化學品統制聯盟創立總

會は二十七日縣商工館において開催、創立委員長、大澤重右衛門氏の設立經過報告について定款議定、事業經過の審議その他收支豫算ならびに分賦金收入方法などを附議可決の後、各役員を選任。

東部醫藥品中央配給組合の新藥新製劑原料向需要者として一月二十八日付で大日本製藥株式會社東京支店が厚生省より指定追加せられた。アラビヤゴムの配給機構改革に關しては東京、大阪府當局係官を初め業者代表が商工省當局と種々折衝決定した。今回決定された新機構は所謂關西、關東兩同業者會よりそれらの割當報告書を兩府へ提出し、府當局より商工省化學局へ提出して商工省において總ての指示を行ふこととなり結局府當局としては更に配給上の監督としての立場になつたこととなつた。

日本藥劑師會では時局下醫藥品の生産配給問題の是正化を期するため、各道府縣藥劑師會をして各府縣内藥業關係有力者を會合せしめ藥品生産配給に關する事情調査懇談會を同催せしむることとなり二十九日各府縣藥劑師會へ發牒、藥品生産配給に關する事情調査懇

談會開催方依頼の件、藥品生産に關する地方事情調査懇談會同催要綱、藥品生産配給に關する懇談會開催地並地域別に關し、それらに指合するところがあつた。

東京藥業同業組合定時組合總會は、二十九日、京橋中央亭に於いて同催、石井各組長始め大木、吉田、關口、青柳各組長以下七十五名出席、國民儀禮の後石井組長の挨拶を終つて議事に入り、賦課金徴收の改正、豫算等を協議可決。

二月

資源調査法に基く醫藥品並に衛生資材の在庫調査に關する調査規則公布に先だち、東京府に於ける調査員割當は百十七名となつてゐるので、これが選任に關し一日、警視廳衛生課長室に官民懇談會を開催。結局左の方法で選任を決定した。

一、警視廳管下八十五警察署區域毎に醫師一名、藥業者側一名の調査委員を設置すること、二、各警察署區域内の關係團體に於いて警察署當局と合議の上選任者を銓衡し、これを警察署長より推薦する方法を定めると決定。

第三次洋藥公定價格は三日付で

藥業藥品

告示された。今回決定分はアスヒリン等百十四品の多數に上り、主として輸入或はその他の事情に因り原材料の値上り著しく、九、一八協定値の儘では維持し難い物のうち主要品につき適正價格を設定したもので、協定價格に比し平均三割五分の大中値上げとなつてゐる。

日藥の指令に基く全國各アロツク會議の尖端を切る中部五縣(三重、愛知、岐阜、靜岡、長野)藥劑師會の藥品生産配給に關する懇談會は三日名古屋市に開催され、五縣藥劑師會代表、櫻葉、卸賣藥、藥粧等關係團體代表四十數名出席、日藥より柳澤副會長、瀧川理事臨席熱心な懇談を重ね、公定價格の迅速設定と、賣藥の前途指示を要望、散會した。

衛生綿配給機構問題に關しては各警察署管内に小賣實績者をもつて衛生綿配給組合を結成せしむることとなつてゐたが、これが警視廳管下八十五組合の發起人總會が三日江戸橋際實業組合聯合會講堂に於いて開催、警視廳當局より井上係長、藤森技師兩氏臨席、發起人、各組代表者十數氏、一般組

合發起人の代表が百六十餘氏出席して懇談した。

醫藥品その他衛生用物資の在庫調査に關し、政府は四日勅令第百十六號をもつて資源調査令を改正。而して厚生省ではこの改正に準據し五日付厚生省令第六號、厚生省告示第四十一號を公布した。

警視廳衛生部では、時局下事務の簡捷と業者の利便を計る可く、新藥新製劑届出に關する件の内一部改正を企圖、衛生課に於いて慎重審議を續けた結果、六日附警視廳令第三號を以つて改正公布、同日より實施した。改正の要點は新劑新製劑届書は今後直接警視廳へ提出するものである。

硬化油販賣會社並にグリセリン販賣會社では七日帝國ホテルに於いて臨時役員會を開き、懸案の新統制會社設立問題を商工省當局の裁定により決定をみたので社名變更、硬化油共販の未拂込徴收、グリセリン共販の増資その他新統制會社として發足するに必要な諸般の事項につき協議。

醫藥制度調査會の答申に基く醫師法改正案は、醫藥制度改善の先

驅として、その成行を注目されてゐたところ、時局の重大性に依り今議會への提案は中止されたが、その間に於ける醫師會側の阻止運動は猛烈を極め、議會提出中止と決定後も阻止運動は依然たる結果日本藥劑師會では七日會長、副會長連名でもつて小山衆議院議長に對し、醫藥制度改善方策實施促進に關し、請願書を提出した。

統制醫藥品の配給に當り從來兎角總ての藥品に就き一律配給を爲す傾向が見受けられ、爲に病院、診療所等に於いては専門科に依り特に必要とする藥品の入手に不自由を來して居つたが、厚生省ではこれ等を實情に即せしめる見地より精神病患者治療用藥品その他に關し、各地方長官宛通牒を發する所あつたが、配給關係地方當局並に當業者として特に注目を要することとされてゐる。

東京藥種貿易商同業組合二月定例役員會は八日、同組合事務所で開催、鳥居、友田正副組長以下各役員出席

一、醫藥品現在高調査員推薦に關する件
二、來十五日現在高調査に關し打合會開催の件
三、勸業從業者資格審査に關する件

を附議、調査員に鳥居氏を推薦夫々決定した。

臺灣有機合成會社はカーバイドを製造し、これを原料とするブタノールの生産を主目的として塗料選鑽藥品等關聯製品の生産を目的として、資本金五百萬圓。三月中旬創立總會開催の豫定。

富山縣下の藥品問屋即ち卸商たちが經濟統制に即應して、全縣一丸とする富山縣藥品卸商業組合を結成したが、同商組を發展的解消し、新たに富山縣藥品統制株式會社を創立、八日拂込を了した。

日本藥學會近畿例會は八日大阪市、大阪ビルで開催されたが、例會講演終了後懇談會を開催、近畿例會を近畿支部に強化するべく委員を擧げその急速實現を期した。

政府は經濟警察の取締強化を期する意味から十三日勅令第二百二十四號を以つて警視廳官制を改正し即日實施したが、これに依つて業界に關係衛生部が保安部と合した。而して藥事に關しては從來の衛生部衛生課保健係を保安衛生部衛生課藥事係と改められた。

新藥新製劑並賣藥原料の統制醫藥品配給見込證明書發行問題に關する連絡打合せ會は、十四日神田橋際藥業同業組合事務所會議室に於いて開催。警視廳側より井上藥事部長、藤森技師、糸滿藥品主任、橋本賣藥主任、業者側より各藥粧組理事長、藥同側青柳、府藥石井會長、新藥新製劑原料配給組合側武田その他關係諸團體たる書記長

の諸氏出席種々懇談の結果、證明書發行團體は東京賣藥工業組合、中央配給統制組合、東京府醫藥品卸株式會社に了解なり、小賣部門としての發行團體は結局東京府醫藥品配給統制審議會において發行されるものとされた。

全國の藥種商を打つて一丸とする全日本藥種商聯盟創立總立が、十四日目黒の雅叙園に於いて開催。規約、役員等を決定、十五日には厚生省を訪問聯盟代表が厚生大臣と面接藥種商の資格統一問題に關し陳情した。

東京府藥劑師會では十五日一齊に三十七支部に於ける支部長、副支部長、理事、議員等の選舉を行つたが、再選者多く變化化がみられなかつた。

厚生省では衛生綿の主管が商工省より移りその第一回配給が實施されることとなつたので、十八日これに關する通牒を發した。大判は日本製綿工業組合聯合會、製品は東京、大阪、愛知、廣島の四卸商業組合より配給されることとなつた。又、同日附を以つて精製脱脂綿第三回分發送に關し衛乙發第二十五號衛生局長通牒を各地方官宛發した。

東京製藥同業組合の定時總會は二十五日丸の内工業俱樂部に開催池田組長以下各役員組合員三百二十九名出席、羽賀氏座長のもとに左記議案を決定の後、精動従業員表彰式を舉行。

一、昭和十四年度事績並に決算報告承認の件
二、昭和十五年年度量衡検査成績並に決算報告承認の件

東京府藥劑師會評議員支部長合同協議會は二十六日京橋中央亭に開催、總會に上程すべき附議事項を承認したる後、

一、昭和十四年度に於ける徴收免除會費並に徴收不能會費處理の件
一、東京賣藥工業組合に金庫讓渡事後承認を求むる件
以上の三議案を可決。

東西の打合せを了した藥事奉公會準備會は二十七日丸の内海上ビル中央亭に開催

委員長大口喜六、委員池田文次、大木良輔、金原市兵衛、河合龜太郎、衣笠豐、慶松勝左衛門、小西專一、齋藤實、鹽野義三郎、守藤登太郎、鈴木秀幹、瀧川末一、瀧野勇竹田善藏、田邊五兵衛、東代清次郎、鳥居孝一郎、野澤清人、服部隆三、三輪富十、守田保太郎、柳澤保太郎、吉岡直吾、吉田運次

以上の諸氏出席のもとに會則案審議を爲し原案通り可決、會長に大口喜六氏、副會長に河合龜太郎、鹽野義三郎、服部健三氏就任。事務所は日本藥劑師會内に置き、三月下旬東京に於いて創立總會を開催することに決定。

警視廳保安衛生部では二十七日出產用局方ガーゼ及び脱脂綿並に衛生綿配給要綱を決定これが主旨徹底の爲、同日保安衛生部長より各警察署長宛通牒を發するとともに左の如き要綱を發表した。

出產用局方ガーゼ及脱脂綿並衛生綿配給要綱

第一 配給の種類
東京府内に住所を有する妊婦に對し出產用として局方ガーゼ一米のもの三包及脱脂綿又は衛生綿五〇五入一包、五〇五入入るときは十包、宛を購入券に依り配給を爲

し以て保健衛生上の障害を豫防し人的資源の確保に資せんとするに在り

第二 妊婦員数の調査

イ、警察署長は管内に住所を有し且出産用局方ガゼ及綿(脱脂綿並に衛生綿)を必要とする妊婦員数を正確調査し毎月十日迄に翌月分の員数を警視廳保安衛生部衛生課発表報告するものとす

ロ、調査は醫師を期する爲翌月分納の豫定に在る者より醫師又は産婆の發行したる證明書を呈示せしめ(申込受領の上は呈示者に返戻す)申込ましむるの方法に依るものとす

ハ、警察署長は毎月別に妊婦員数調査書を作成し申込妊婦の住所、氏名、豫定年月日を記載整理し置くこと

第三 購入券の發行、交付及其の手續

イ、購入券の發行者は警視廳とす

ロ、購入券は警察署長(除島嶼)を通じ交付するものとす

ハ、警察署長は警視廳より送付したる所要枚数の購入券を妊婦員数調査書に基き妊婦又はその代理人の捺印したる醫師又は産婆の發給したる證明書と引替に購入券を交付するものとす

ニ、購入券交付の際には購入券に分娩豫定年月日を記入し且購入券の番號を妊婦員数調査書に記し、警察署印を以て刷印を押捺し交付するものとす

ホ、購入券はその管管内に住所を有し且出産用局方ガゼ及綿(脱脂綿及衛生綿)の準備なき妊婦に限り一人一枚宛交付し重複して交付することなきに注意する

第四 證明書の發給形式並其の使用方法(第五、第六は略)

第七 購入券の様式(別添見本の通)

薬 業 品

第八 醫師、産婆の證明書なき妊婦に對する購入券交付特別

イ、出産用綿、ガゼを必要とする妊婦に

對して醫師又は産婆の分娩證明書の入手困難なる特別事情ある者に對しては所轄警察署長に於て事實調査の上交付すること

ロ、前項の場合に於ては特別な記録簿冊を作成し置き市區町村警察と連絡を採り出産届に依り出産の事實を確認し簿冊に月日を記入整理し置くこと

ハ、購入券の申込及交付は管内の實情に應じ駐在巡查をして便宜取扱はしむるも支障なき場合は重複して交付するが如きとなき様厳重監督すること

ニ、本件に關しては交付購入券數及出産數を毎月十五日迄に前月分を一括報告すること

東京新製劑原料配給組合第一回總會は二十七日、京橋明治屋ビル中央亭に組合員總數百六十名中九〇名出席して開催され、老沼秀雄氏司會にて議事を進め、理事長には守隨彦太郎氏就任と決定、次いで業務報告並に決算報告あり十六年度豫算を承認。

東京藥粧商業組合聯合會では、燃料用變性アルコール需給不圓滑是正のため、これが共同購入を企圖し大藏省專賣局及び酒精販賣會社とこれに關する折衝をなしつつあつたが、二十七日遂に諒解を得るに至つた。依つて聯合會では各

單位組合の委任狀の提出を求め正式の手續をなした。

富山縣藥品卸商業組合は富山縣藥品統制株式會社(資本金十九萬五千圓)に一切を移讓し解散したが、新會社は第一回の九萬九千五百圓の拂込を完了、重役には左記諸氏が就任した。

取締役社長金岡又左衛門、取締役松井伊兵衛、宮崎政次郎、常務取締役井長兵衛、井上東策、取締役支配人笹山梅二、監査役島伊兵衛、棚田太平

三 月

大阪化學藥品業者間では豫て統合團體の設立を準備中であつたが一日有恒俱樂部に愈々理化學用藥品總會の創立總會を開催、約三十名出席、石津作商店社長石津作次郎氏座長にて左記件を處理した。

一、名稱審議の件
二、滿場一致「理化學用藥品協會」と決定
三、實行委員追加選任の件

熊本縣玉名郡の製藥業者約百四十人は赤玉の腹藥等の名藥を産出、一年百萬圓の高額に上つてゐるが、藥品原料園滑人手の目的の爲縣衛生課の斡旋により右百四十人の製藥業者の企業合同をなすに

決定した。

陸軍衛生材料廠員森田少佐の轉出に伴ひ左の如く醫藥品價格形式専門委員が三日附商工省令として發令。

陸軍藥劑大尉 島嶺良一
陸軍藥劑少佐 森田 浩
醫藥品價格形式專門委員會專門委員を命ず

日本醫師會では醫藥品の配給を卸商より直接府縣醫師會へ配給されるやう當局に要望してゐたが、四日各理事協議の結果、翌五日同會小峰理事は厚生省衛生局を訪問陳情を行つた。

新製劑の價格表示に關し警視廳では東京藥種貿易商同業組合に對し違反なき様指示する處あつたが、同組合では左の如く組合員に通牒を發し廣告類に價格表示をなさざる様注意する處があつた。

一、新製劑の價格表示は實際販賣すべき價格を以てし、従來の業者の定價なるものは誤りを起し易し

一、協定價格以上の價格表示を爲さざることを例へば東京藥業同業組合の新製劑の公認協定價格(小賣價格)は一圓とあるを公認に於ては廣告其他に小賣價格を一圓二十錢と表示する場合の如きもので之れは價格統制違反である

一、廣告物に價格表示を爲さざること、前項の如き誤りを生ずる處あるを以て廣告物

には小賣價格を表示せざること

厚生省では五日藥品配給機構の改善に就いて官民協議會を開催したが、全國に小賣商業組合の結成を完了した東京藥種組合聯合會では、當局の意圖を重大視し、日本藥劑師會、東京府藥劑師會、藥業同業組合に呼びかけて六日、日比谷松本樓に對策懇談會を開き、懇談の結果、大日、武知兩代議士を煩はして對策を講ずることとなつた。

第七十六議會の協賛を経たる本年度年豫算は六日附官報に發表された。厚生省所管では時局柄漢藥研究費その他臨時歳出に於いて期待される幾多の事業が織込まれた。

東京城北藥莊商業組合では八日淺草本願寺境内に臨時總會を開催警視廳岸本衛生課長、井上藥事係長、吉田聯合會會長、鈴木勇、鈴木小、伊澤、三森、萩村各藥莊理事長臨席、組合側野田理事長新井常務等組合員三百三名中、六七名出席野田理事長議長にて左件を處理した。

- 第一號議案 土地及建物買入の件(原案承認)
- 第二號議案 借入金最高額決定の件(十八萬圓決定)
- 第三號議案 出資増額承認の件(十萬圓増)

畫可決

脱脂綿並に衛生綿の配給方法に關し、警視廳保安衛生部では、市當局と協議の結果、一般用切符は東京市から發行、有效地區は市一圓と改正したが、これに關する決定事項は如左。

- 一、出産用脱脂綿に關する事は當分従來通りの制度で警視廳當局に於て行ふ事
- 二、一般用脱脂綿並衛生綿の切符制の實施に關しては東京市に於て行ふ
- 三、右に關し近く警視廳より公文を以つて依頼狀を發すと同時にこれが機構要綱を送附、これを俟つて市側に於て直に實施に移す事となる
- 四、切符有效地區は從來の區單位を改め市一圓とする
- 五、脱脂綿の配給機構は從來通り藥莊商組合を通じて衛生綿は各警察署單位に設立された衛生綿小賣配給組合を通じてこれを行ふ事とする
- 六、二月分衛生綿と一月分脱脂綿配給分よりこの制度を實施する
- 七、三月十日頭迄には各家庭へ町會隣組を以て切符が配給される様進める
- 八、なほ細部に亘る問題は今後共警視廳と市の合同協議の上で採決をする

防空法第十二條の規定による費用並に第十四條による實費辨償額に就いて内務省計畫局長より「防空法に基き支給すべき療養費及び實費辨償額に關する件」なる通牒が發せられた。それによれば藥劑

師に對する實費辨償の日當は五圓以内と規定された。

東京優良品販賣會の第八回定時總會は十一日九段の軍人會館に開催、齋藤理事長外各役員、來賓等二百餘名出席、昭和十五年取扱總額は百四萬三千六百餘圓と發表、決算報告、規約改正の件を可決したる後、來賓祝辭ありて學術講演會を開いた。

東京府管内に於ける衛生綿の配給機關たる東京府衛生綿小賣組合の聯合會は十二日京橋の濱松俱樂部で創立總會を開いた。警視廳より岸本衛生課長、井上藥事係長藤森技師の外東京市側からも臨席各組合理事長八十餘名出席。聯合會規約は原案通り決定、役員選舉は銓衡によつて左の諸氏が決定した。

- 櫻瀧久次郎、五十嵐幸三郎、小安英男、阿部芳太郎、花井正吉、石原鈴吉、光野奈良三、鶴橋四郎、大西貞吉、望月正市、等
- ▲力富司、河西千太郎、吉村綱次、石川平次郎、山本吉五郎、松江巳之吉、松本秀敏、塚原兵衛

次に理事長以下互選の結果左の如く決定した
△理事長阿部芳太郎、△副理事長于安英男、大西貞吉、△常任理事櫻瀧久次郎、吉村綱

次、石原鈴吉

醫療用統制醫藥品配給機構改正案に關し厚生省では十二日午前十時から同省會議室にて業界關係者との協議會を開いた。業界からは日本藥劑師會石井副會長竹中、可兒、野澤入江各理事、登内書記長、全國藥莊聯合會田倉長鈴木勇、煎藥劑會會長、萩村、鈴木小理事、岡分主事

諸氏出席、厚生省側から宮田資材課長始め關係係官出席、改正案の説明を行ひ種々協議を行つた。

今商工省に於かせられては工業所有權制度を改正せらるべく種々御立案の題新聞紙上にて承知仕候同記事中改正せらるべき要項の一つとして、權利存續期間に出願の日より之を起算することの項目有之洵に時宜に適したることと存候。然る處外國に於ける發明にして既に之を外國の特許を出願し然る後我國に出願する向きに對しては出願第一國に於ける出願日附を基準として審査せらる、特典を有すること申す迄も無之候。従つて今風權利存續期間を出願の日より起算せらる、譯改正せらる、場合に於ては斯の如き特典を有する優先權主張の出願は當然權利存續期間を第一國に對し思ふたる出願の日附を以て起算すべきものと考致候。前陳の事情御考察の上御變方御

高麗國度讓及陳情候也

東京製薬同業組合では、生産擴充調査會を設け、生産擴充に關する對策を調査研究することとなり會則を設定した。

東京賣薬工業組合では曩に開催された臨時總會に於いて決議された定款變更の件が認可された。變更の要旨は加入者資格を普遍的ならしむる爲、従來工場設備を有し賣薬の製造を業とする者」とあつた條文中より「工場設備を有し」の辭句を削除した點にある。

厚生省では醫藥品生産の中央機關として主要製薬組合として日本醫藥品生産統制株式会社(資本金三百萬圓)配給機關として東部、西部兩中央醫藥品配給統制組合を解消せしめ、日本醫藥品中央配給株式会社(資本金一千萬圓、四分一拂込)を設立するに決定、定款其の他を慎重審議したが、十五日これが内容に關し金光厚相の決裁を得た。

家庭用綿の配給に就いては、警視廳と東京市がその實施方法に就いて協議を爲した結果その實施要綱を決定、十五日付東京府告示第

藥 業 品

七十四號を以つて別項の如く公布した。

東京府藥劑師會本年度總會は十五日開催、石井會長以下會員百十七名、關係官廳より來賓を迎へて午前十時開會、石井會長の司會に議長に竹中稻美氏、副議長に大堀朝雄氏を選舉、緊急議案として皇軍に對する感謝決議、大政翼賛運動協力決議を爲し、報告事項として

- 一、會務報告
- 二、日藥第十九回總會報告
- 三、報告第一號昭和十四年度財産目録
- 四、報告第二號昭和十四年度輸入課決算書
- 五、報告第三號昭和十四年度賣藥課決算書
- 六、報告第四號東京市長より委嘱ありたる前野井水の水質試験實施に關する特別報告書

以上につき就き長時間に互る審議を重ねたる後、決議事項に移り、一、醫藥第一號昭和十四年度に於ける徵收免除會費並に徵收不附會費處理に關する件以上の二案を審議可決午後九時四十分となりたる爲繼續總會を開催することに決定散會。

日本藥學會では十五日午込の同會事務所役員會を開催、衣笠、緒方正副會頭、近藤、高橋、朝比奈、服部前會頭外各役員出席、支部設置に關する定款改正の件を協

議し愈々京都に支部を設置する事に内定した。

商工省では十五日附告示第二百十三號を以つてチオ硫酸、同二百十四號クロム明礬、同二百十五號硫酸銅、同二百十六號硼砂、同二百十七號亞酸化銅、同二百十八號醋酸ソーダ、同二百十九號硼酸、同二百二十號モノクロール醋酸の公道價格をそれら公布即日實施。

製薬用資材獲得に關する東西兩製薬組合の要求不一致のため之が同一化を計られつゝあつたが、十七日大阪組合の武田製薬、丸P製薬の兩社代表上京羽賀、松田兩東京代表と協議の結果、鐵鋼及び非鐵金屬類の獲得を期することに決定製薬用資材配給工業會の設立に着手することとなつた。

全國藥粧商業組合聯合會では去る十八日同會事務所會議室に緊急理事會を開催、

- 吉田會長、鈴木勇、稻葉兩副會長、荻村、鈴木小、三峯、伊澤、松本、野田(以上東京理理事)
- 山田(久須美)、淺野(八幡)
- 松永(門司)、山本、伊丹(大阪)、水野(靜岡)
- 市倉(廣瀨)
- 大内(仙臺)の各地方理事
- 國分全聯主事、新員全聯大阪出張所主任出席

醫療用向統制醫藥品配給問題に關し藥粧商業組合の立場から協議したが、卸賣業者より醫師への直接販賣の小賣業者の販賣權を奪ふものとの結論に到達、改正案に對しては右趣旨を盛る對案を作成厚生當局へ陳情した。

醫藥向醫藥品の配給機構の改革は藥業家の死活問題として全國藥粧組合聯合會では日本藥劑師會と連絡しその對策を考究中であるが全國藥粧聯では醫藥品配給の實務に携つてゐるだけ特に十八日緊急理事會を開催、厚生省の原案なるものに對し意見書を作成、翌十九日これを當局に提出した。

日本硼砂統制會八社では、硼砂の需給圓滑化のため日本硼砂配給統制組合を創立することとなつたが十九日丸の内會館に於て之が創立總會を開催した。同組合の事業内容及組合員左の如し。

- △事業内容 一、硼砂の需要調査、消費の規正及需給關係の圓滑化
- 二、商工省の指示により配給先別配給數量の割當
- 三、硼砂の共同購入及共同販賣
- 四、其他本組合の目的達成に必要な事項
- △組合員 株式會社廣田長兵衛商店、三井物産株式會社、株式會社小原商店、株式會社小西安兵衛商店、株式會社淺野義商店、フルナーモンド・エンド・コンパニー、シヤパンリミ

ツテッド・株式會社岩井商店、東洋製藥賣
易株式會社

厚生省では賣藥原料としてサン
トニンの配給を行ふこととなり、
二十日付左の藥生局長通牒が發せ
られた。

賣藥原料サントニン
配給に關する件

今般賣管内賣藥工業組合に對し賣藥原料向
とし左記の通サントニン相當の上部醫藥品
中央配給組合より貴道府縣卸商業組合宛配
給すること、相成候條右は各年九月二十日
府衛生第二一號賣藥原料向配給に關する
件衛生局長通牒に依り御取扱相成候。退而
之等團體宛引渡價格は卸賣長終價格を限度
とせしめられ度

厚生省では配給統制を實施して
ゐる重要醫藥品の昭和十四年中に
於ける賣藥原料として消費された
る數量及び昭和十六年度に於ける
使用見込數量を調査することとな
り、二十日付衛生局長より各地方
長官宛通牒を發し、各賣藥工業組
合をして調査せしむることとなつ
た。

化學用藥品も工業藥品同様時局
下にその必需性が痛感され東京化
學藥品製造組合結成以來業者は一
致結束自發的統制に邁進してゐる
が、東亞業者により全國化學用藥

品協會聯合會を結成すべく去る廿
一日東京日本橋クラブに於て東西
化學用藥品業者の代表者が參集し
協議會を開催した。その結果小委
員として、山田彥太郎、小崎義忠
野澤清人、守隨彦太郎、伊藤忠治
郎、石津作次郎、水木幸次郎の七
氏を擧げ協議し左の如く意見の一
致を見た。

一、全國化學用藥品協會聯合會、假稱の結
成

聯合會の結成は東部化學藥品協會、右は現
存の東京化學藥品製造組合、近く結成豫定
の東京化學用藥品商業組合其他東部地區内
に於て結成さる、團體を以て構成される、
西部化學藥品協會は理化學用藥品協會其他
西部地區間に於て結成さる、團體を以て構
成する事

二、連絡事務所の設置

東京側は東京化學藥品製造組合、大阪側は
株式會社石津作商店内理化學用藥品協會を
以て夫々連絡事務所として緊密化を圖ること
以上小委員會案を決定し東西より
準備委員十名を擧げ早急實現を期
することとなつた。

警視廳保安衛生部では醫藥品の

配給機構に携る業者から忌憚なき
意見を聴取すべく二十五日警視廳
會議室で官民合同協議會を開催し

警視廳側より學木衛生課長、井上藥事係
長、藤查技師、松本統制部主任其他經濟醫
藥部係官、業者側から府醫師會、齒科醫師

會獸醫師會、東京府醫藥品卸會社、衛生材
料卸商會、賣藥工組、醫藥品中央審議會、
東京府藥、藥同組合、藥粧聯合會等の代表
者出席。

先づ岸本課長より開催主旨の説
明あつて懇談に入つたが、業者側
からは種々意見や希望が述べられ
更に第二回を引續き開催すること
とし閉會。

東京藥業振興會第二回定會總會

は廿五日午後四時から築地の治作
にて開催、警視廳井上藥事係長、
藤森技師臨席宮内會長以下會員三
十名出席、事績報告並に今後の活
動方針等に就て協議したが、當夜
は特に井上藥事係長、藤森技師兩
氏の「藥品統制に就て」の講話が
あつた。

朋友藥劑師會第五十七回定時總
會は廿五日午後一時から丸の内の
電氣俱樂部講堂にて開催されたが
當日は多年ロンドンに在住した三
菱商事石川茂氏の最近の歐洲事情
其他に就て講演があつた。

藥界藥業界の各團體を打つて一
丸とせる藥事奉公會の創立總會
は、二十八日上野精養軒に開催さ
れた。來賓に金光厚相、清水、中
井、兩代議士等を迎へ、大口委員

長以下各委員全國代表二百餘名出
席、國民儀禮の後大口委員長の挨拶、
河合龜太郎氏の經過報告あり
て次に設立決議を朗讀、次いで厚
生大臣の祝辭、文部、農林、商
工、總監等の祝辭代讀ありて議事
に入り、會則の制定、會長推舉、
豫算大綱の決定等あり、會長に大
口喜六氏就任、以下左の如き役員
を決定したる後懇親會に移つた。

- ▲會長大口喜六 ▲副會長河合龜太郎、鹽野
- 義三郎、服部健三 ▲理事長古田宗二郎 ▲理
- 事池田文次、石井綱治郎、上田實、大木良
- 輔、岡澤良次、緒方章、金原市兵衛、衣笠
- 豐、小西專一、齋藤實、鹽原禎三、守隨彦
- 高橋勳次、瀧川末一、瀧野勇、竹田義藏、
- 竹中稻美、竹村幸次郎、田邊金次郎、玉置
- 三郎、藤澤友吉、星野與兵衛、守田保太郎
- 柳澤保太郎、吉田達次 ▲顧問、朝比奈宗松
- 慶松勝左衛門、近藤平三郎、鹽原文策、志
- 村創七郎、高橋三郎、武田長兵衛、田邊五
- 兵衛、津村重吉、森平兵衛

日本新藥工業組合の創立總會は
二十九日丸の内鐵道協會に於いて
開催、多數の來賓を初め鹽原發起
人總代外組員約二百餘名出席、
國民儀禮の後鹽原氏を議長として
直ちに議事に入り、一定款審議の
件、二事業計畫審議の件、三創立
費及びその償却方法決定の件、四

出資總口數並に出資拂込方法に關する件等を審議可決事務所は三共内に置くことに決定し、理事選任の結果は左の諸氏當選、その互選により三共株式會社が理事長に當選した。加入申込者は二百二十九名。

△理事長三共株式會社△理事、萬有製藥株式會社、日本新藥株式會社、株式會社田邊五兵衛商店、友田合資會社、株式會社武田長兵衛商店、株式會社田邊元三郎商店、大日本製藥株式會社、第一製藥株式會社、ラヂウム製藥株式會社、株式會社黒田藥品商會柳澤藥品商會、株式會社藤澤友吉商店、社株式會社鹽野藥商店、三共株式會社△監事、株式會社中村漣商店、株式會社マールホ商店、株式會社島居商店

四月

全國醫藥品原料配給統制會では一月より昇表、澱粉、メタノール、アセトン、ブタノール、醋酸メチル、醋酸エチル、醋酸アチル、晒粉の配給を實施してゐるが、更に胡麻油、落花生油、亞麻仁油、芥子油、棉實油、桐油、麻實油、荏油等も配給計畫を始めた。

府醫
アスピリン 100,000
アミノピリン 100,000

藥業藥品

從來滿洲國からの漢藥の輸入は圓アロツクの關係で日本銀行の證明さへあれば或る程度の資金關係を問はないで輸入が出来たが、厚生省では假令圓アロツクであつても斯く無統制であつては今後の物動計畫に支障を來し種々な弊害を生ずる懼ありとなし、大藏省と折衝の結果左の如くその統制方針を決定、三月十日に週及して實施することになつた。

一、現在日本醫藥品輸入統制會に於て輸入統制を實施してゐる品目に付ては之れを滿洲國より輸入する場合と雖も同統制令の證明あるものに限り輸入し得るものとす
一、生薬にして輸入統制を實施して居る品目に付ては滿洲國より輸入する場合も日本生薬統制株式會社の證明あるものに限り輸入を認めるものとす
一、右以外の品目を滿洲國より輸入する場合には厚生省衛生局資料課の證明ある場合に限り輸入を認めるものとす

東京府管内本年度第一回分統制醫藥品中購入券使用品目の本年第一回の割當數量決定の協議會は、四日警視廳衛生室に開催各關係團體出席割當を左の如く決定した。

府齒 府獸 府藥
17,000 10,000 200,000
5,000 5,000 110,000

安息香酸ソーダカフエイン	110,000	41,000
エチル炭酸キニーネ	10,000	5,975
鹽酸キニーネ	16,000	10,650
鹽酸プロカイン	3,000	1,000
黄色ワセリン	—	100,000
含糖ワセリン	400,000	5,000
グリセリン	500,000	50,000
サリチル酸ソーダ	110,000	5,000
サントニン	3,000	4,500
次硝酸蒼鉛	100,000	—
消毒用昇表	550,000	1,750
炭酸グアヤコール	8,000	10,000
ザウレチン	8,000	1,800
デルマトール	35,000	1,000
白色ワセリン	310,000	5,000
バルビタール	100,000	5,000
ヒマシ油	500,000	3,000
フエナセチン	100,000	50,000
ミグレニン	11,500	10,000
ヨードカリ	18,000	1,000
燐酸コデイン	16,000	3,000

日本藥學會第六十一回總會は四日から東大醫學部に於いて開催された。第一會場醫學部本館三階では午前九時より全國藥劑部長協議會を開き、二百餘名參集、第二會場同一階講堂では全國藥學衛生技術員協議會が開かれ同様二百餘名參集、二日目は總會が開かれ役員

選舉の結果は會頭に緒方章博士、副會頭に藤田直市博士當選。東藥會定會總會は五日午後五時四十分より大塚窪町若溪會館に於て開催。
編島會長、船戸副會長、山本、大塚、鈴木、保坂、飯岡、内田、可兒、野澤、黒柳、水松、上野、川端各理事、萩村相談役其の他の會員八十餘名出席。

先づ山本理事開會の辭を述べ國民儀禮の後鍋島會長より挨拶あり次いで

學術部(鈴木理事)、編輯部(内田理事)、人事部(上野理事)、社會部(大堀理事)、會計部(可兒理事)

以上の如くそれ〴〵報告ありてこれを承認、昭和十六年度豫算案を審議可決。

硫黄の配給統制を行ふべく商工省を中心に民間業者との間に準備中であつた硫黄配給統制組合の創立總會は、七日商工省より鈴木鐵産局長以下關係官出席の下に丸の内永樂俱樂部にて開催、規約、定款其の他を審議決定し、茲に愈々懸案であつた硫黄配給統制の中樞機關の設立を見るに至つた。

東京府衛生綿小賣業組合聯合會は、九日理事會を開催、第二回分家庭用衛生綿配給券取扱方を協議左の如く決定、各單位組合理事長より組合員に周知せしめた。

一、註文券取扱に關する件、註文券有効期間を正確に嚴守せられ左の方法に依り實施せられ度
(一)第二回四月分有効期限
四月二十日―組合員は四月二十日を以て締切各小賣業組合總數

集計報告書を聯合會に四月二十三日迄に必着を期し報告のこと
四月二十三日以後無効とす

(二)本聯合會は集計報告書に依り卸商業組合と連絡し四月二十七日より三十日に至る期間に於て配給すること(各小賣業組合は現品引換と同時に註文券並に配給費を支拂ふこと尙綿代金は別に卸商業組合よりの集金人に支拂ふこと)
▲配給費一〇〇瓦五厘、五〇瓦三厘

(三)各小賣業組合は五月一日より三日間に消費者に現品の引換を完了すること(現品引換豫定日は五月一日と記入すること)
(四)各小賣業組合は現品引換の結果を五月八日迄に聯合會に必着する様購入券集計報告書を提出すると同時に負擔金納入のこと

(五)購入券は現品引換後各小賣業組合に於て一括し一ケ年間保存すること(右は監督官廳に於て必要に應じ調査せられることとあるべし)

(六)購入券紛失者ある場合は其の本人たることを確認したるものに限り現品の交付差支へなし

(町會長若くは隣組長の證明に依るも可)

(七)各小賣業組合に於て殘品を生じる時は購入券報告書に數量を記入し聯合會に報告すること但し其の現品は各小賣業組合に於て保管し當局の指示なき限り自由處分を禁す

警視廳保安衛生部では都下醫藥品の適正配給を期すべく、醫藥業の關係團體を以て東京府醫藥品供給調査會を設立せしむべく九日午後一時から警視廳衛生課長室にて打合會を開いた。警視廳側から岸本衛生課長、井上藥事係長、藤森技師其他關係官業者側から醫師會(中山)齒科醫師會(渡邊)府釧(中村)藥劑師會(青柳)藥粧(吉田)審議會(馬淵)衛材卸商(松浦)の諸氏出席、岸本課長の挨拶あり調査會原案に就て協議したる結果これを決定し發起人として前記團體より九名を挙げ更に各團體よりの委員氏名は十八日迄に當局に到達し、廿二日午後一時から警視廳に於て創立總會を開催することを決定した。

藥事奉公會の初の常任理事會は十日日本藥劑師會の假事務所で開

かれ左の諸件が決定した。

一、預擔金、差等を付け二十圓から千圓迄とし、千圓寄附したるものを維持員とし、會計監督をを島居、御澤兩理事とし、之に古田理事長を加へ寄附金の募集を始める事

一、事業方針としては大體生産を主として之に就て官廳側の懇談會を開催する事
一、毎月定例理事會を第一水曜日とする事
一、事務所は池口會館を借入れる事に交渉

三月十五日の第廿一回定時總會に於いて紛糾した東京府藥劑師會の繼續總會は、十一日開催、出席議員九十三名、石井會長の留任、關口、船井兩副會長新任の後、左記議案の審議に移りこれを可決した。

①昭和十六年度歳入出豫算 ②昭和十四年度に於ける徴收免除會費並に徴收不能會費處理に關する件 ③昭和十六年度會館藥局歳入出豫算 ④東京實業工業組合に對し金庫讓渡につき事後承諾を求むる件 ⑤立川町市制施行につき會期中一部改正の件 ⑥應召會員取回に關する件

新潟縣長岡市の有力藥業家を以て組織されてある長岡藥業組合は、組合員克く和衷協同の實を擧げ其の基礎極めて鞏固にして一糸亂れざる統制下に現在に及んでゐる全國に範たる同業團體であるが今年は恰も五十周年に相當するので十九日長岡市商工會議所樓上に

於いて五十周年祝典を舉行した。

東京藥業同業組合では三月二十七日附を以て局方外アルコール小賣人指定許可繼續申請に關する通牒を發したが、今回更に左記通牒を發したが、これによれば小賣指定人は特別の事由なほ限り繼續認可される筈である。

警視廳當局の斡旋による醫藥品並に衛生材料の配給業者、消費者團體を一丸とする東京府醫藥品需給調査會は、廿二日警視廳にて發會式を舉行した。當日は、

- 厚生省竹内、慶然兩技師他係官四名臨席、警視廳奉本衛生課長、井上藥事係長、藤森技師、松本警部他係官關係各團體代表委員北定、朝岡稻太郎(府醫)大鷹仁太郎、小菅朴二(府醫)橋本代理、市川陸奥齋、石川平治郎(府醫)石井絹治郎、渡邊政治(府醫)可兒重一、松島龍平(藥同)秋村武郎、青柳健次、吉田達次、鈴木勇雄(藥同)岡邊文太郎、中村泰輔、島居孝一郎(代)小畑治平、小西專一(府藥卸)松浦仁、小林義市(衛材部)

諸氏出席、岸本衛生課長開會の挨拶をなし、醫師會代表、北委員座長にて同會規約案を審議滿場一致可決、當日より實施となつた。役員は銚衛委員諸氏により銚衛の結果を朝岡委員長より報告して可決役員代表吉田副會長挨拶、來賓代

藥業藥品

表厚生省竹内技師の祝辭あり閉會した。決定せる役員左の如し。

- 會長東京府醫師會々長中山善彦、副會長東京府藥劑師會々長石井鶴鶴、東京府醫藥品卸株式會社々長島居孝一郎、東京藥業商業組合聯合會々長吉田達次
- 幹事東京府醫師會理事朝岡稻太郎、東京府醫藥品卸株式會社事務取締役中村泰輔、東京府醫藥品配給總制審議會中央委員青柳健次、東京府衛生材料卸商業組合理事長松浦仁

日本藥劑師會では二十三日丸の内海上ビル中央亭に醫藥品生産配給地方事情調査報告會を開催、

- 當局側厚生省加藤衛生局長、宮田實財課長松尾藥品生産課長、古海事務官、高田事務官、黒川技師、勝屋技師、竹内技師、慶松技師、五十嵐技師、國吉屬、新村屬、日藥側會長河合龜太郎、副會長石井絹治郎、柳澤保太郎、理事竹中稻美、高橋勘次、可兒重一、野澤清人、鈴木秀幹、吉田達次、入江七平、瀧川末一法律顧問中谷政一諸氏出席

各理事より左の地方に關し詳細なる説明があつた。
一、中國、四國、南九州、北九州各地區事情調査報告(瀧川理事)
二、北陸、北關東、南關東各地區事情調査報告(野澤理事)
三、北海道地區事情調査報告(可兒理事)

東京、大阪、京都の東西賣藥工

業組合では、同組合向統制醫藥品の配給圓滑化のため府縣醫藥品卸會社を経由せず日本醫藥品生産統制株式會社より直接配給されるやう過般の厚生省養材課長宛陳情に續き更に二十六日東京組合理事長ら代表者は左の如き陳情書を厚生大臣宛提出、又加藤衛生局長に面會種々口頭にて陳情をなした。

賣藥工業組合向原料醫藥品は日本醫藥品生産統制株式會社より直接配給方御願の件

謹啓灰問する處に依れば近く日本醫藥品生産統制株式會社設立せられ醫藥品の生産擴充と配給總制の整備完備を期せらるる趣國民保健上海に慶賀至極に奉存候然る處從來下名等では地方廳監督の下に府縣醫藥品卸會社を経由配給藥局小賣用、醫師調劑用と共に賣藥原料向需要としての醫藥品配給を受け來り候得共大目需要者たる下名等にとりては其間甚しき不便且つ不經濟が伴ふ實情に有之候間賣藥原料向のみは之等と切斷し生産會社より直接配給相成致に理由を具し呈遞願儀

東京乳製品卸商業組合第一回通常總會は、二十八日丸の内糖業會館に開催、

役員農林技師、野宗東京市係官、大日本製糖組合平井專務理事他府、市、警視廳各係官諸氏臨席、業務側宮本理事長、齋藤實常任理事大木合名(藤田)、玉置商店(齋藤)兩理事、林惣次監事、片山利喜然統制委員及び組合員小西新商店(多田)國友秀夫、照

部長次郎、東條以上の諸氏出席、齋藤常任理事の挨拶ありたる後、長井監事より會務監督報告、宮本理事長より、經過報告ありて議事に入り散會。

五月

總動員法第廿五條による試驗研究令により、輸入品に代るべき醫藥品の試驗研究が一日付で左の如く厚生大臣から發せられた。
△フエノールフタレンの製造研究(厚生大臣指令第二號) 三井礦山株式會社
△合成チモールLの研究(厚生大臣指令第三號) 北海道理化學工業株式會社
△合成イリ吉草酸の研究(厚生大臣指令第四號) 日本新藥株式會社
△結核預防ワクチンの改良研究(厚生大臣指令第五號) 財團法人結核預防會結核研究所

△結核に對する化學療法劑の研究(厚生大臣指令第六號) 同上

大藏省では五日付省令第十九號を以てアルコール賣捌規程中左の如く改正する旨公布した。
第一條第二號中「左に掲ぐる物品」の下に「又は專賣局長官の必要と認めたる試驗研究に依り製造する物品」を、「(四十二) 醋酸纖維素人造絹絲及醋酸纖維素人造纖維」の次に「(四十三) ヒマシ油」を加ふ
第十一條第二項に左の但書を加ふ

但し專賣局長官の必要と認めたる試験研究に依り製造する物品の製造に使用するアルコールの變性標準は專賣局長官之を定む

別表工業アルコール變性標準中四十一醋酸纖維素人造絹絲及醋酸纖維素人造絹維の項の次に左の一項を加ふ
四十二ヒマシ油
木精及アセトン中一種又は二種を通じて七厘以上

本合は公布の日より之を施行す
〔參照〕

昭和十二年四月一日大藏省令第十一號アルコール賣捌規則抄録
第一條 左に掲ぐる場合に於てはアルコール專賣法第二十條の規定に依り特に定めたる價格を以てアルコールの賣渡を爲すことを得

二 左に掲ぐる物品の製造に使用するもの
き(工業用アルコール) (左記略)
第十條(第一項及第二項)
工業用アルコール買受けたる者は販賣官署の指示する場所日時にて當該官吏の立會を受け其のアルコールに變性を施すべし但し販賣官署長に於て其の必要なしと認むるときは此の限に在らず

前項の變性に於てアルコールに混和すべしを物品及其の數量は別表に定むる標準に據るべし

厚生省衛生局生産課では醫藥品の生産擴充に萬全の對策を講じ製造上最も必要なる製藥用機械に就て商工省と折衝の結果、本年度一四半期割當が決定したので希望者

に對しては厚生省より調査の上證明書を下附することとなりその手續を發表した。

東京山之手藥粧商業組合では第八回定期總會を七日大家窪町若溪會館にて開催。警視廳岸本衛生課長、藤森技師、高野統制部主任、各地區衛生主任、府藥船戸副會長、全國藥粧商總吉田理事諸氏臨席、組合鶴家村理事長以下三三七名出席、定刻開會、國民禮儀、荻村理事長挨拶あり、理事長議長にて總會成立を告げ、左記諸項を夫々處理した。

一、事業報告及組合員數並に出資口數の異動承認の件 二、決算報告承認の件(河野監事) 三、剩餘金處分案に關する件 四、貯金部決算報告承認の件 五、借入金最高額決定の件 六、貸附金最高額決定の件 七、共同施設助成金申請に關する件 八、準備金諸積立金利用に關する件 九、役員報酬決定の件 十、東京藥粧商業組合聯合會出資増口承認の件 十一、定款改正に關する件 十二、理事補缺董事信用評定委員
朝鮮に於ける醫藥品衛生材料の確保、適正配給等の爲創立準備中

の全鮮醫藥品輸入業者、診療所販賣實績者、製藥業者等三百名を以て組織する朝鮮醫藥品統制株式會社(資本金六十萬圓)は、七日その創立總會を終へた。事務所は京城府本町三丁目四十番地である。役員如左

取締役社長木村賢三郎▲專務取締役兼兼復二▲取締役兼兼兼兼、北島三郎、町田六郎▲大栗南次、香澤良吉、山岸爲次郎、木下涼、池田一太郎、稻垣多門▲監査役兼田中三郎、中田幸三郎、寺岡良之助

生活必需品たる醫藥品並に衛生材料の生産確保と配給統制を實施すべく、厚生省では總動員法第八條による生活必需品統制令に基

く醫藥品及衛生材料生産配給統制規則を制定すべく準備中であつたが、七日右統制令に基く厚生省令第十五號「醫藥品及衛生材料生産配給統制規則」公布即日實施した
〔業界の話題の項參照〕

東京化學藥品製造組合が中心に準備を進めた東部化學藥品協會創立總會は、八日神田鍛冶町の同組合事務所で開催、發起人總代守隨彦太郎氏外東京化學藥品製造組合役員等出席、守隨氏は議長に議事を進めた結果、規約は一部修正の上可決確定、役員は銓衡委員にて

決定、事業計畫、經費徵收の件等は何れも理事者に一任と夫々議事を圓滿に進め、事務は當分東京化學藥品製造組合が兼務することとなつた。

厚生省では七日付公布した總動員法に基く「醫藥品及衛生材料生産配給統制規則」の實施に關しその運用の萬全を期すべく衛生課長會議にて指示説明を行ひ、更に各地區別に本省係官が出張して事務打合せ會を開催し更に九日付を以て厚生省衛發第五六號厚生次官の依命通牒を發する處があつた。

東京化學藥品製造組合では九日日本橋俱樂部に定時總會を開催、守隨理事長以下各理事、組合員二十餘名出席、守隨氏を議長として一、昭和十五年度組合事業報告一、昭和十五年度收支決算一、昭和十五年度本組合財産目録、貸借対照表、事業報告書及剩餘金處分案の承認を求むる件、一、昭和十六年度混合收支決算並に分賦徵收方法に關する件 一、借入金限度承認を求むるの件、一、役員選舉の件

以上上程の結果役員としては、理事入江七平、監事村井藤三郎、福澤義雄田邊常三郎
以上の諸氏を補ひ、次いで定款一部變更に關する件を可決散會。

東部醫藥品中央配給統制組合と地方醫藥品卸商業組合との關東プロック懇談會は十日東京藥習事務所で開催、神奈川、長野、静岡各醫藥品卸商組の代表者、中央から組長島居孝一、郎氏外十數氏出席、左の件に就て協議した。

△厚生省令による醫藥品生産配給統制規則に就て△日本醫藥品配給統制株式會社及日本醫藥品生産統制株式會社設立に就て△統制醫藥品の配給現狀に就て△割當統制製品の受渡促進方法に就て△統制醫藥品の取引方法改革に就て

東京北豐島藥粧商業組合の本年度定時總會は、十六日九段の軍人會館に開催、國民儀禮の後鈴木理事長の挨拶あり、左の諸議案を審議可決の後懇親宴を張り散會した。

一、昭和十五年度貸借對照表、損益計算書、財産目録並に剩餘金處分承認の件 二、昭和十六年度低利資金及短期借入金最高限度議決の件 三、國庫補助金並東京府助成金交付申請に關する件 四、準備金別添積立金の利用に關する件 五、監事、信用評定委員改選に關する件 七、役員報酬に關する件 八、定款中一部改正に關する件 九、共済部制定に關する件

東京賣藥卸賣同業會創立滿二十五年周年記念並に濟美解散式は、十九日上野精養軒に於いて開催、關係者百五十餘名出席國民儀禮の後

大木會長の挨拶あり式典式辭を朗讀、功勞者に對し感謝狀並に記念品を贈呈次いで大木會長より解散に至る報告あり、來賓並に關係官廳、交友組合團體等の祝辭ありて散會。

東京江東藥粧商業組合第九回通常總會は十九日日本所區役所講堂に開催森理事長以下三六〇名出席の下に左記の案件を處理。

一、決算報告承認の件 二、剩餘金處分承認の件 三、定期積立金收支算書承認の件 四、借入金最高額並に貸付金最高額決定の件 五、貸付金最高額決定の件 六、同共施設助成金申請に關する件 七、役員報酬額決定の件 八、監事選舉の件 九、滿洲國並に關東州に對する藥品衛生材料の輸出調整は、現地に於ける需給に大なる影響を及ぼし人口の増加と反比例して之等物資の不足に關係者を奮起せしむるに至り、滿洲國民生部技正近森監介氏を始め滿洲中央醫藥品統制組合、滿洲成藥統制組合、關東州醫藥品輸入實業組合の首腦者上京、東京に於て關係方面と種々懇談現地の實情を披瀝したが、對滿事務局に於て企畫院、對滿事務局、滿洲國大使館、厚生(井川保見兩技師)商工兩省等から夫々關係官出席、現地側は上京せる業者代表出席、

官民懇談會を開催した。現地側の要望の内最も重視される輸出の一元化に就ては、當局も充分諒承し結局對滿事務局にて試案を作成し企畫院にて之を基礎に檢討した上厚生、商工兩省に實施方を建議することになつた。

東京城西藥粧商業組合では二十日淀橋區公會堂に於いて定時總會を開き松本理事長以下組合員二四九名出席、左の案件を審議處理した。

①事業報告書承認 ②決算報告書承認 ③剩餘金處分承認 ④借入金最高額決定 ⑤貸付金最高額決定 ⑥取引銀行決定 ⑦助成金申請 ⑧諸積立金利用 ⑨役員報酬額決定 ⑩監事、信用評定委員決定、統制委員改選 ⑪出資金拂込済 ⑫定款改正 ⑬商業報國會の結成

日本體溫計工業組合では體溫計の銘柄統一に就き廿一日中央度量衡檢定所に於て官民協議會を開催、加盟メーカー八社の六十餘種に上る棒狀、平型の體溫計に就て一社一種主義採用の方針に則り種々協議の結果原案通り決定、實施は十月一日で、期日以内に實施さるゝものは左の如く決定した。

①關東計器(分ノト棒狀、同平型) ②東京計器(分ノト棒狀、同平型) ③柏木(柏木棒狀、同平型) ④大田計器(大田棒狀、同平型)

▼仁丹(仁丹棒狀、同平型) ▼東洋計器(フエバー棒狀、同平型) ▲芝浦電氣(マツダ棒狀、同平型) ▼下關商事(テーコク棒狀、同平型)

東京中央藥粧商業組合第九回定時總會は廿四日芝公會堂で開催、伊澤理事外各役員組合員三百四十名出席、左の議案を審議。

一、事業報告承認 一、組合員數並に出資口數承認 一、昭和十五年度財産目録貸借對照表、損益計算書承認 一、昭和十五年度剩餘金處分承認、定款一部改正 一、昭和十六年度借入金最高額決定 一、組合員に對する事業資金貸付最高額決定 一、共同施設補助金並助成金申請 一、準備金別添積立金の利用 役員報酬額決定 一、監事信用評定委員、營業統制委員改選

日本乳幼児保險協會創立總會は二十六日丸の内中央亭に於て開催、和光堂大賀社長より發起人總會則制定、初年度豫算承認、關西支部設置の件等を可決、理事として和光堂、明治乳業、森永乳業、武田榮養化學、監事に北村研究所並に日本食品化學を決定した。

東京城北藥粧商業組合第八回總會は二十七日柳橋華道會館に開催、野田理事長以下百十七名出席のもとに左記議案を可決。

一、事業報告書承認 二、決算報告書承認 三、損益金處分承認 四、分賦金收支

算書承認 五、定款變更 六、借入金最高額決定 七、貸付金最高額決定 八、準備金積立金利用に關する件 九、役員報酬額決定 十、助成金並に施設補助金申請十一、取引銀行決定 十二、監事改選

東京藥粧商業組合聯合會は二十八日目黒區下目黒三丁目同會事務所二階會議室に定期總會を開催、吉田會長、鈴木副會長、萩村顧問、野田、木村、玉井、伊澤、松本、伊藤、三森、石井、松本、北澤、平山、渡邊各理事、國分主事、龜田書記長出席、吉田會長挨拶の後、會長議長にて左記諸件を夫々審議處理した。

一、事業報告承認の件 二、決算報告承認の件 三、借入金最高額決定の件 四、貸付金最高額決定に關する件 五、役員報酬額決定の件 六、諸積立金利用に關する件 七、取引銀行決定の件 八、賞格拂込濟額承認をむむの件 九、監事改選の件 議長指名による銓衡委員により左の議決を銓衡決定

會長吉田達次、副會長鈴木勇雄、理事伊藤重、北澤達三、玉井若 監事石井隆太、野田萬治

東京賣藥工業組合第一回定時總會は二十八日神田の料理業講習會事務所に於いて開催、藤井理事長以下三百餘名出席、午前十一時より講演會、座談會ありて午後三時より總會開催、左の諸案件を處理した。

一、昭和十五年度事業報告財産目録貸借對照表の承認 二、同年度の剰餘金處分 三、出資第二回一〇に付金五圓拂込み 四、定款變更 五、統制規程制定、六理事一名補缺選舉 七、統制委員一名補缺増員二名選舉の件

厚生省では醫藥品商業組合の取扱商品に關し毒劇物等をも許すこととなり、廿九日付各府縣知事宛通牒を發した。從來醫藥品商業組合の取扱商品は昭和十五年八月二日付資第一五七〇號を以て卸又小賣商業組合に於て厚生大臣の指定せる醫藥品以外の醫藥品又は賣藥の共同購入又は共同販賣を爲すは妨ないことを通牒したが、今回更にこれが毒劇的化學用藥品、工業用藥品、農業用藥品、塗料、顏料、染料等を取扱差支へないこととなつたものである。

厚生省では藥品資源の獲得に主力を注ぎ醫藥品の供給確保を期せんため葉草の蒐集獎勵を盛んに行つてゐるが、今年度に於ける蒐集に就ては左の如く廿一日付衛發第一五五號を以て衛生局長通牒が地方長官に發せられた。通牒の品目は龍膽、牽牛子、コケモロ葉、籐肉柱、半夏、當藥、ロート根等にして道府縣に於て採取可能町村を指定し、その町村は青年團、愛國

婦人會、國防婦人會、天理教、小學校等を指定し農會をして指導せしめ、町村を單位として採取品を取纏め國產生業並に東邦生業に出荷せしむるのである。

六 月

警視廳では醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則第十一條の規定により卸賣機關及び其の取扱品目を左の如く告示第七十號を以て指定した。

- △東京府醫藥品卸株式會社昭和十六年五月
- △厚生省告示第九十四號定むる醫藥品
- △東京市衛生材料卸商業組合
- 精製脫脂綿、脫脂綿、ガーゼ、綿帶、リント布、三角巾、手術用腹帶

△東京府衛生綿卸商業組合衛生綿 醫藥品及び衛生材料の配給圓滑を圖るため醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則第十四條並に第十五條は第三種醫藥品及び衛生材料の購入券制度の採用を規定してゐるが、五日付厚生省告示第二百四十八號を以て購入券使用の品目、用途並に發行者を指定公布し、七月一日から施行することとなつた。その品目は醫藥品アスピリン以下四十五品、衛生材料は四品である。

東京賣藥工業組合では前年六月十九日設立認可以來本年三月末日までの組合員に對する原料配給に關し左の如く發表した。

- 一、漢藥三十八品種、二二一、三六三圓四十二錢
- 二、洋藥一品種、四〇四、〇八圓七十二錢
- 三、資材(一)一品種、配給延人員五十五名
- 三、資材(二)一品種、配給延人員四十三名

厚生省では前年末藥草並に和藥の公定價格實施以來更に第二次公價を決定すべく商工省と共に準備中であつたが、三月卅一日の専門委員及び民間業者協議會の決定に基き五日付商工、農林、厚生三省告示第二號を以て公布即日實施となつた。全部で廿九品目で大體九、一八價格の平均と同様であるが、これに配給段階の整理統合が行はれた。

圓域向輸出に關してはますます統制が強化されつゝあり、東亞必需品輸出組合業務委員(東京支部)は七日決定發表され、賣藥部は九日午後一時より、新藥部は十日正午より何れも部會を開き協議するところであつた。該委員中業界關係は左の如くである。

食料雜品部(七名) △委員長株式會社わか

もと本部長尾欽彌

度量衡部、計畫部(十名)、副委員長株式會社松吉商店守藤吾太郎、委員長株式會社守藤吾太郎商店守藤吾太郎

科學器械部(十一名)、委員長株式會社松吉商店竹前島治、委員長製作所野邊忠恕、同合資會社鈴木惣八商店鈴木惣八

賣藥部(七名)、委員長株式會社玉置商店玉置源一郎、委員大木合名會社大木良輔

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎、同株式會社藤井得三郎商店藤井得三郎

藥業藥品

野澤清人氏の経過報告の後會則制定の件、役員選舉の件、昭和十六年度經常費第一回賦課の件、昭和十六年度事業計畫の件等の議案を審議可決し午後四時閉會した。役員は如左。

△會長守藤吾太郎商店△副會長武田化學、第一化學工業所△會計理事小西宗七商店、石津作商店△理事小島化學、國產化學、千代田化學、入江製藥所、小松製藥所、和多利商店、米山化學、中本商店、一新舎

今同東京市に於ては醫藥品及び衛生材料配給統制規則により、出產用綿及びガリセの配給を切符制によつて實施することとなり、其の要領を各區長宛東京市豐田助役の名を以て通牒した。

厚生省では十六日省令第二十三號を以て學校卒業生使用制限令施行規則中改正の件を公布即日實施したが、同令を適用すべき事業には化學工業の項に左の如く製藥業其他が含まれてゐる。

六〇製藥業、六一ソーダ製藥業、六二硫酸製藥業、六三壓縮ガス製藥業六四燐及カリバド製藥業、六五其他の工業藥品製藥業、六六製鹽業、六七染料及中間物製藥業、六八漆液及塗料製藥業、六九顏料製藥業七〇マツチ其他發火物製藥業、七一トルタル及びゴリタル分溜粉製藥業、七十二石油精製業、七十三人造石油製藥業、七四植物油製藥業、七五其他の動植物油脂製藥業、

七六木臘蠟燭及加工油製藥業、七七ゴム製品製藥業、七八再製ゴム素地製藥業、七九バルブ製藥業、八〇製紙業、八一セロファン紙製藥業、八二セロロイド(再生を含む)素地及セルロイド製品製藥業、八三人造絹絲製藥業、八四ステープルファイバー及其他的化學纖維製藥業、八五動植物質、礦物質及配給肥料製藥業、八六鞣革及精製毛皮製藥業、八八造レジン素地及製品製藥業、八九バルガンイズドファイバー製藥業、九〇防水布、振革布類製藥業、九一フィルム乾板類製藥業九二研磨材料及研磨用品製藥業、九三炭素製品製藥業、九四コークス製藥業、九五其他の化學製品製藥業

醫藥品製造原價計算準則案は十八日よりいよいよ業者の自主的實施の段取りとなつたが、本年中には閉令により公布され第二種醫藥品製藥業者並に廿萬圓以上の局方藥品製藥業者に全部指定實施される筈である。

醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則より醫藥品小賣商業組合の規則一日から實施する共同購入共同販賣實施に就て、厚生省衛生局長より十九日付衛乙發第八二號を以て左の通牒が廳府縣長官に發せられた。

商業組合の購入及販賣方法に關する件

醫藥品小賣商業組合に於て共同購入を爲すべき品目に付ては曩に

客年九年十七日附衛發第二〇六號を以て及通牒候處今般八月一日以降第三種醫藥品衛生材料にして小賣業者の販賣するものに付ては小賣商業組合をして凡て共同購入を爲さしむることと致し度尙卸賣機關に付ては五月九日附厚生省發衛第五六號厚生次官通牒(第十項)に基き既に御配意の事と存じ候へに在りては八月一日より必ず實施せしむることと致し度に付ては左記事項留意の上遺憾なきを期せられ度此段及通牒候也

一、資金の充實其他の措置に遺憾無からしむること

二、卸賣機關に付ては當該道府縣内に於ける配給上の便宜等を考慮の上現物の荷受地等に付近く設立を見るべき日本醫藥品配給統制株式會社との間に充分協議を遂げしむること

三、右會社と卸賣機關との間に於ては支拂確保の契約ある者に限り二月を限度として延取引を認めらるること

四、卸賣機關と小賣商業組合との間に於ける現物の出荷及荷受代金の決済等を圓滑且合理的なら

四二九

しむる爲兩者間に充分協議を遂げしむること

五、醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第二十條第一項の規定に依り購入券を使用すべきものに付ては小賣商業組合員に對する販賣數量の割當は之を爲さしめざることを

六、前項以外のものに付ては必要に應じ關係者の意見を徴し販賣數量の割當等に特に留意せしめ小賣商業組合をして配給の圓滑確實を期し偏在等のこと無き様努めしむること

七、購入券制に依る出産用ガ一セ及綿並に家庭用綿の配給に付ては町内會、部落會等の區域を考慮の上適當に配給區域を設け之に即應して区域内配給者を定むるか若は共同配給所を設置せしむる等實情に應じ適切なる配給組織を確立し以て配給の迅速確實を期せしむること尙此の場合に於ては規則第十九條第二項但書を活用し且購入券は甲券のみとなすこと

工業藥品、醫藥品等をも包含する化學製品輸出振興株式會社の創立に關し、九日丸の内常盤家に於て準備委員會を開催、商工省から

關係々官臨席十九名の全準備委員出席種々協議の結果、準備委員全部を發起人とし總代に石川一郎氏を推し、その内から左の諸氏を創立委員に決定した。

石川一郎(工業藥品) 稻畑二郎(染料) 太田貞雄(廣野) 鈴木傳次郎(遠村) 武田義藏(醫藥品) 小林富次郎(石鹼) 南郷三郎(日本製藥) 今井富之助(三井) 川村清次郎(三菱)

同社の資本金は三百萬圓(拂込四分の一)にして其の目的は工業藥品、染料、醫藥品及び石鹼の輸出振興を計るため之等輸出品の一手買取りを行ふこととなつてゐる。

警視廳では二十一日醫藥品衛生材料購入券制が七月一日より實施されるに鑑み炭酸グアヤコール、精製脱脂綿等の購入券制に關し左の如く告示をした。

醫藥品及衛生材料生産配給規則第十四條第十五條の規則に依り地域、品目、用途及購入券の發行者左の通り定め昭和十六年七月一日より之を施行す

一 地域 東京府一圓(除島嶼) 二 品目 精製脱脂綿、脱脂綿衛生綿 三 用途 家庭用 四 購入券發行者 市町村長 五 東京府一圓(除島嶼) 六 品目 精製脱脂綿、脱脂綿衛生綿 七 用途 柔道整復術用 八 購入券發行者 東京府柔道整復術會 九 地域 東京府一圓(除島嶼) 十 品目 炭酸グアヤコール 十一 用途 醫服用(醫藥用)、齒科醫藥

用、獸醫藥用に限る 十二 購入券發行者 東京府醫師會、東京府齒科醫師會、東京府獸醫師會

東亞和漢藥振興協會の創立總會は二十三日神田東京醫師會館に於いて開催、警視廳係官臨席のものに栗原廣三、可兒重一、鈴木勇雄、津村義男、内野良男等二百餘名出席、可兒氏を議長に栗原氏の經過報告あり、會則審議役員選舉の結果左の理事を選出、理事長は互選により、評議員は何れも理事長決定の上推薦することになつた、理事如左。

池田新一、栗原廣三、武藤留吉、津村義男、猪狩肇、可兒重一、富田廣吉、野澤清入、内野良男、金子靜、吉田一郎、津川福一、高橋健三、伊德基、池邊重燾、今泉文吉

大販賣藥工業組合定時總會は二十七日大阪俱樂部に於いて森理事長、竹村理事、坂上、山田兩監事當局より今村地方技師、商工課石場屬、平川衛生技手等出席。各議案を審議し本年度剩餘金一萬九百十四圓八十錢は左の如く處分を決定した。

▽法定準備金(剩餘金の四分の一以上) △特別準備金(剩餘金より準備金を控除した残りの二割以上) ▽特別法人税引當金(同上の約百分の六) ▽事務所

改繕費引當金三千六百圓、▽配當金(拂込出資金に對する百分の四)二千五十四圓。

全國藥賣業團體聯合會特別委員會議は、二十七日上野精養軒に開催、厚生省より松尾生産課長、高田事務官、竹内技師、尾高技手臨席、組合關係より大阪賣藥、富山縣賣藥、大和、京都、名古屋、三重縣、岡山縣、滋賀縣、各賣藥、廣島縣賣藥、東京藥同、神奈川藥種賣藥、各組合代表者參集、石井會長挨拶、青柳理事より藥事奉公會加盟の件を事後承認を求め次いで各地代表の賣藥原料需給狀態に就いての報告及び當局者との腹藏なき意見の交換が行はれた。

七月

日本體溫計工業組合では、體溫計銘柄統一に關し中央度量衡檢定所に官民協議會開催、加盟メーカー八社の六十餘種に上る棒狀平型の體溫計に就いて一社一種主義の方針を決定し七月一日より夫々實施した。

業に公布された厚生省令第十五號醫藥品及衛生材料生産配給統制規則の全面的實施に就て、各府縣

で夫々施行細則が発令されるが、警視廳では一日付警視廳令第十五號を以て公布され即日實施された。

滿洲國藥局方は先年來わが日本藥局方に成つて準備中であつたが、漸く完成したので一日付公布即日實施されることになつた。

藥事奉公會では二日、日本橋俱樂部に於いて常任理事會を開き

大口會、河合、服部兩副會長、古田理事長、池田、石井、大木、金原、衣笠、齋藤、篠崎、守岡、鈴木、竹田、東代、島居、藤井、吉田常任理事、慶松常任顧問

出席の下に、先づ古田理事長より庶務一般報告、會計報告ありこれを承認したる後、調査委員會設置に關する件、醫藥品の自給對策に關する件につき審議、引續き初の役員會を開き、前記の外

今野、岩田、中野、岡澤、小西、竹中、玉置、友田、歌野、守田各理事、高橋三郎、森兩顧問出席

庶務一般報告、理事、常任理事追加及び幹事會設置報告、會計報告を承認したる後、本會事業に關する件、諸規定決定に關する件、等につき審議を爲した。

東京衛生試驗所長藥學博士衣笠豐氏は、醫藥品及び衛生材料配給

統制規則に基く、日本醫藥品生産統制株式會社の設立に伴ひ、同社常務取締役就任、これに先立ち同博士は二日付依願免官となり後任には厚生省藥品生産課長たる松尾仁技師が所長心得となつた。

日本生藥統制株式會社主催の同社並に大阪、京都、奈良、富山の各賣藥工業組合との第一回漢藥協議會は四日大阪綿業會館にて開催、藤澤常務、武部常務の「昭和十六年の事業計畫」並に配給事情に關する説明あり次いで、質疑應答あり同夜南地阪口樓に大阪府より藤田衛生課長、關谷、今村兩地方技師、上田衛生技師等の出席を求め、質疑應答の後、懇談會に移つた。

昭和十六年六月商工省告示第五百九號中改正の件は七日付同省告示第五百九十四號を以て左の通り改正された。

輸入税表番號「三〇の内」の項の前に左の如く加ふ。▼二一豆類(常豌豆及菜豆を除く)▼三〇の内」の項の次に左の如く加ふ▼四二糖蜜▼四三葡萄糖、麥芽糖及飴▼四四蜂蜜▼四五菓子
同九三の内」の項の次に左の如く加ふ▼九六亞麻仁油▼九七マシ油▼九九椰子油▼一〇〇落花生油▼一〇一大豆油▼一〇二桐

子油▼一〇三桐油▼一〇七の内餛油▼一〇八獸脂▼一〇九コムバウンドラード▼一一〇ステアリン▼一一一オレイン▼一一四パラフィン▼二〇の内在胡麻子油、菜種油、米糠油、確化油、▼一四一四八磷黃

同二二九の内」の項の次に左の如く加ふ▼一五二亞鉛粉▼一五四醋酸▼一五七石石油▼一六三無水アムモニア▼一六四苛性曹達及苛性加里▼一六五曹達灰及天竺曹達▼一六八硝酸曹達(智利硝石)▼一七三苛性曹達及苛化加里▼一七四硝酸加里(重石)▼一七四の二生石油▼一七五鹽化加里及硫酸加里▼一七六クロール酸加里▼一七七重クロール酸加里及同酸曹達▼一七七の二酸過滿飽加里▼一九〇の二硫酸ニツケル及硫酸ニツケルアムモニウム▼一九四アセトン▼一九五のニウロトロン▼一九七酒精▼一九七の二變性酒精
同二二九の内」の項の次に左の如く加ふ▼二三一燐發藥▼二三二カトリツヂ(裝藥シタルモノ)▼二三三銃砲彈(裝藥シタルモノ)▼二三四燐火
同二五六の項の次に左の如く加ふ▼二五八のニコールタール▼二五九ビツチ及アスファルト

大阪府では「醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則第十一條の規定に依り卸賣機關及び其の取扱品目左の通指定す」と七日第一〇八八號を以て左の如く告示した。

卸賣機關 大阪府醫藥品卸賣株式會社
取扱品目 昭和十六年五月厚生省告示第一九四號に定むる藥品

卸賣機關 大阪府衛生材料卸賣組合
取扱品目 精製脫脂綿、綿帶、リント布、三角巾、手術用腹帶
卸賣機關 大阪府衛生綿卸賣組合
取扱品目 衛生綿

曩に産業報國會を組織し着々事業を實施しつゝあつた大木合名會社では、更に「大木産業報國會青年隊」を結成することとなり十日同社屋上にて其の結成式が舉げられた。錦町總監、産報錦町支部長各代理、錦町警察署長、其他多數列席の下に開式され團體行進、女子隊の國民體操等の行事があつた。

厚生省では昭和十五年六月十二日厚生省告示第七十三號藥品製造調査規則を改正し、藥品製造調査の毎月の報告品目を左の如く追加し十日付厚生省告示を以て公布した。

厚生省告示第二百九十五號
昭和十五年六月厚生省告示第七十三號中の通改正す

昭和十六年七月十日 厚生大臣 金光庸夫
「サリチル酸ソーダカフエイン」及「スルフラピリジン」を創り「レゾルシシ」の次に左の品目を加ふ
アクリノール、アクリフラビン、アセタルゾール、アミノコルゲン、アミノフエニル、スルファミド誘導體、アルゼンベンゾール、アルゼンベンゾール、ザナトリウム、安息香

酸 イヒチオール スルホン酸 アンモン
 ウロポミラン 鹽化コタルニン 鹽酸エフ
 エドリン 鹽酸トロボコカイン 鹽酸ババ
 ペリン カリ石鹼 キセロホルムキノフエ
 キノホルム キノヨザン 杏仁水 強
 キオアルゼノベンゾール強ヨド化油
 エン酸ソーダ グルコン酸石灰 クロラミ
 リン 醋酸アンモン液 醋酸カリ液 サザビ
 リン 次亜硫酸ナトリウム 沈降磷酸
 ナピリン スルホナールチアントール ギ
 ウレチン カルシウム チモール 沈降磷酸
 石灰 チオフォルロール テオプロミン ナ
 ルコチン 肉桂酸 ネオアルゼノベンゾー
 ル 白陶土パツプ ピサチン ビラビター
 ル フエノバリン フエノバルビター
 ル マーキエロクロム マグネシア 薬用
 石鹼 溶性サツカリノイド化油 硫酸ア
 トロピン

〔參照〕昭和十五年六月十二日厚生省告示
 第百七十三號官藥品製造調査規則に依る藥
 品指定の件なり

東京製藥同業組合主催醫藥品製
 造工業原價計算準則講習會は、十
 日午前十時より一ツ橋帝國教育會
 館に於て開催
 厚生省より票川技師、松水鳳、近藤、中塚
 兩技手鑑賞、錫合柳より厚生省指定の左記
 廿四社百餘名出席、萬有製藥、友田會齋、
 電氣化學工業、第一製藥、大木合名、小福新、
 山川製藥、日本製藥、大木合名、小福新、
 實業、日本製藥、江東製藥、日本
 實業、大木製藥、江川川工業所、日本曹
 達、田邊元、帝國製藥、星製藥、高田製藥
 所、三共、保土ヶ谷化學、ラヂウム製藥三
 井鐵山島居、山之藥品、昭和電工、諾氏出師

先づ厚生省黒川技師の挨拶あり
 直ちに厚生省係官に對する質問に
 入り、松永屬が主として之れに答

原價計算準則實施に當り引續き
 研究を望むものであるが本日參
 會の廿四社が度々會合する事は
 困難と思ふ故今後は委員を設
 け、時々會合疑問點に就ては製
 藥組合を通じて行ふ様希望す
 る、而して實施に萬全を期する
 と共により良い原價計算準則の
 完成を企圖すべきである。此の
 原價計算は勿論單なる机上の企
 畫ではなく各經營の實踐上建設
 された制度でなければならぬ。
 と指示する所あり、尙委員は左の
 如く決定した。

委員長、第一製藥、副委員長、三共、大日
 本製藥、委員、萬有、友田、ラヂウム、山
 川三井
 各府縣に於ける醫藥品及び衛生
 材料生産配給統制規則第七條に基
 く、「生藥仲買人」の指定は、警視
 廳管下に於いては、十二日付を以
 て左記十四名が指定された。
 △下谷區上野元馬門町六日日本生藥統制株式
 會社東京支店代表取締役池田折一▽日本橋
 區本町二丁目五ノ六金原市兵衛▽日本橋區
 本町三丁目七ノ二宮坂合名會社代表社員宮
 坂登吉▽日本橋區本町三丁目七株式會社藥

田要七商店代表社員柴田武雄▽日本橋區本
 町三丁目五ノ一志平作兵衛▽日本橋區本町
 三丁目七上田和吉▽日本橋區鍛冶町二丁目
 二ノ五宮坂辰平▽神田區鎌倉町三丁目二日
 社金井藤吉商店代表社員金井藤吉▽淺草區
 橋場町三丁目三ノ一久能龍夫▽小石川區
 柳町六島田由五郎▽淀橋區柏木二丁目九八
 若松紀江▽淀橋區蓮橋五七五山本駒次▽浦
 野川區龍野川町一四三栗原三△北多摩郡
 國分寺町大字兵衛新井四六四諸井胤一

厚生省東京衛生試驗所長心得松
 尾仁氏は十五日付「正四位」に陞
 敘の沙汰があつた。

厚生省東京衛生試驗所長を勇退
 し、日本醫藥品生産統制株式會社
 常務取締役に就任した衣笠豊博士
 は、特旨により位一級を進められ
 十七日付を以て「從三位」に敘せ
 られた。

醫藥品等生産配給規則第六條に
 依り設立された日本醫藥品配給統
 制株式會社創立總會は十七日大阪
 商工會議所に於いて開催、厚生省
 より古海事務官、勝生技師、丸山
 屬、大阪府から藤田衛生課長、今
 村地方技師、上田衛田技師、會社
 側より鹽野義三郎發起人總代、並
 に大阪、東京、名古屋、京都の各
 株主百二十名出席、鹽野氏議長に
 推され、次いで總株數二十萬株資

本銀一千萬圓(四分の一拂込)を
 以て成立した旨を告げ、左記各項
 (を)上程可決した。

一、創立事項報告(承認) 二、定款承認
 の件 三、取締役、監査役、會社を代表す
 べき取締役選任の件 四、役員報酬年五萬
 圓以内 五、商法第百八十四條所定の報告
 及承認 六、本店所在地大阪市、支店東京
 市其の他必要箇所設置(本店所在地大阪市東
 區濱修町二丁目十六の創立事務所)
 定期中主なるものは、一、取締役十名以内
 任期三年、監査役五名以内任期二年 二、
 株主資格は元卸業者及發起人會に於て承認
 したる者 三、取扱商品は「生産統制規則」
 第五條に依る第二種統制藥品七十二品目。
 尙決定役員は左の如し。

△會社を代表すべき取締役―鹽野義三郎、
 田邊五兵衛、△取締役―竹田義藏、島居孝
 一郎、小西專一、田邊金次郎、東代清次郎、
 瀧野勇、池田文次、錦源兵衛、△監査役―
 鹽原順三、井上治兵衛、中村泰輔、岩城市
 太郎、小西伊兵衛

五月七日付厚生省令第十五號を
 以て公布された「醫藥品及衛生材
 料生産配給統制規則」第二條に基
 き設立された日本醫藥品生産統制
 株式會社創立總會は、十九日丸の
 内工業俱樂部に於いて開催、厚生
 省より大木理加藤衛生局長、松
 尾藥品生産課長、新村村主任、竹
 内技師、等臨席、會社側より發起
 人總代竹田義藏氏外發起人及び株
 主其の他多數出席し竹田氏議長に

推され、直に總株數六萬株資本金三百萬圓を以て成立した旨を告げ左記議事を可決した。

- ①創立事項報告(承認) ②定款承認の件
- ③取締役、監査役選任の件。▽社長一竹田義典▽常務取締役一衣等豐、鹽野義三郎、田邊五兵衛、鹽野三、瀧野男、池田文治、④商法百八十四條に依る調査報告書、⑤役員報酬一萬年三萬圓以内、⑥本社を東京支店大阪設置、⑦取締役十名以内任期三年監査役五名以内任期二年、⑧株主資格の内指定品目製造業者八割、輸入業者二割とし其他藥品營業者にして適當と認めたるものも加入資格あるものとす。其他省令十五號記載の通り。

醫藥品及び衛生材料生産供給統制規則第七條に基く、生薬仲買人指定は、二十日付を以て千葉縣五名、奈良縣一組が決定した。

- 一、千葉縣仲買人△齋藤英二郎一印藤郡木下町竹袋一四六一、△齋藤喜重一同町竹袋一四四三、△野々宮靜一同郡成田町土屋九四三、△町山元太郎一千葉市葛城町二六三△宇井彌助一香取郡佐原町六〇八
- 二、奈良縣仲買人△奈良縣生業組合一磯城郡安倍村大字安倍四七六、理事長、福田新次(専業)

藥事行政の重要性を物語る勅令第八百號厚生省官制中改正の件は三十一日付を以て公布され、衛生局保健課は人口局に移管され、藥品生産課、資材課を廢止し、『藥務課』及び『藥品課』が新設された。

藥 業 品

昭和十六年度第二回藥劑師試験は左記要綱に依つて三十一日厚生省告示第三一八號を以て施行された。

- 一、履歴書提出期限一昭和十六年八月三十一日
- 二、試験施行の地△學說試驗 東京、靜岡
- 三、試験科目 東京
- 四、願書提出方△受験願書に受験地記載。左記書類添付地方廳提出。但し東京受験者は直接厚生省提出
- 1 履歴書 2 身分證明書 3 中學校又は高女卒業證明書、同等以上の資格を有する者は其の資格證明書 4 寫眞(手札半身脱帽裏面氏名並撮影年月日記載)
- 五、實地試験を受けんとするものによりては其の願書に前記書類の内124項の書類及學說試験合格承認書寫を添へ直接厚生省に提出すべし
- 六、願書郵送せんとする者は書留郵便を以て添附 願書提出後は受験地變更を許さず

八 月

厚生省分課規定中改正の件は一日より實施され、之に伴ふ人事異動の件も發令された。

- ▽厚生省令規程中左の通改正し八月一日より施行せり
- 體力局の部以下を左の如く改む(人口局、豫防局省略)
- ▽衛生局 醫務課省略

- 一、藥劑師、製業者及藥種商に關する事項
- 一、藥局其の他調劑を爲す場所の監督に關する事項
- 一、醫藥品の配給及消費に關する事項
- 一、醫藥品の輸移出に關する事項
- 一、阿片及麻薬に關する事項
- 一、藥品、廢藥、毒劇物及賣藥部外品取締に關する事項
- 一、衛生試驗所に關する事項
- 一、他課の主管に屬せざる藥務に關する事項

- 藥品課
- 一、藥品及生藥の生産に關する事項
- 一、藥品生産用資材の貯蔵及分配に關する事項
- 一、藥用植物栽培及採取に關する事項
- 一、醫藥品の輸移出に關する事項
- 一、醫藥品の價格統制に關する事項
- 一、痘苗、血清其の他細菌學的豫防治療品に關する事項

- 衛生課
- 一、飲食物及飲料水の衛生に關する事項
- 一、水道及下水道に關する事項
- 一、屠畜及屠場に關する事項
- 一、清掃衛生、多衆集合する場所の衛生其の他環境衛生に關する事項
- 一、醫療器材及衛生材料に關する事項
- ▽人事異動

- 衛生局醫務課長を命す 細田 徳憲
- 衛生局業務課長を命す 宮田 爲益
- 藥品課長を命す 同
- 衛生書記官 安香 愛二
- 衛生局長を命す 大塚 兼紀
- 衛生課長を命す 同 青柳 秀夫

同 豫防課長を命す
東京市學校藥劑師會で調査せる校劑設置全國六百十五校の藥品衛生材料及び藥養劑の準備並に使用せる種類品目は如左。

- ▽藥品及び衛生材料 重曹、チアスターゼ、健木、次硝酸查酸、含糖ペブシン、マグネシア、乳糖、クロールナトリウム、アスピリン、アミノピリン、フエチル、ミツトニン、プロモウレリルキル、反酸、サントニン、海人草、苦味チンキ、シロツツ、ヒマシロ、カンフル精、過酸化水素水、アムモニア、石炭酸、クレゾール水、アムモニア消毒用昇炎、硼酸、硫酸亞鉛、デルマトール、亞鉛華粉、プロテイン銀、硝酸銀、酸醋鉛、アクリノール、マアキエロクロム複方沃度グリセリン、オレフ油、亞鉛華、硼酸、水銀各軟膏白色ワセリン、タールバスタ、イヒチオール、精製脫脂綿、ガーゼ、綿帶、リント、三角巾、亞麻仁油紙、亞鉛華、△純鉛膏
- ▽養藥劑、局方肝油、市販肝油、乳化石灰液酸及固形肝油、牛乳、わかると、エビオス、ネオ肝糖、ポリタミン、及各種酵母劑、乳酸菌劑

日本藥劑師會は會員の相互扶助を計るために共濟部を設置することとなり。四日總務、業務、企畫各部理事者に依つて同制度の規定が發表された。

四三三

を置く
二、本共済部に次の役員を置き任期各二年
とす。部長一名、理事、監事、査定委員
各若干名
三、本共済部の部費は一箇年六圓とす
四、加入者にして道府縣醫藥師會々員なる
資格を喪失したる時は本共済部に關する
總ての權利を喪失するものとし既納の
部費其他一切の財産に付拂戻を請求する
事を得ざるものとす。
五、申慰金又は見舞金の贈呈は左の規定に
依る。

①加入者全焼したるものあるとき見舞金
七百圓を贈呈す。但し罹災者の故意に因
るとき本項を適要せず。②本共済部員に
して死亡したる場合は申慰金壹百圓也を
贈呈するものとす。③本共済部員罹災の
場合全焼に至らざる時は査定委員會に
據る審議決定を以て見舞金贈呈す、此決
定に對し罹災者は一切異議を申上つること
を得ざるものとす。
六、部員中多数の全焼者を出し其年度部費
拂込金を以て不足を生じたる時は共済
部積立金中より支辨す、若し尙不足を生
ずる場合は理事會決定に因り更に部費を
追加徴收するところあるべし。
七、前年度剩餘金額總額の二分の一を共済部
積立金とし部長之を保管す。
八、前記總額二分の一を次の方法に據り部
員に分配す。
①五分配金の半額は平等に部員に配當す
②前項の殘額は部長各出張所毎に其前年
度死亡罹災程度を調査し其の逆数の按分
比を以て所屬部員に配當す。

(附則)本共済部設立準備金は金五千圓以内
の借入金をも以て充當し、事業開始後積立金
中より之を償還するものとす。

醫藥品及び衛生材料生産配給統
制規則による規程廳管下生薬仲買
人十五名は、四日正式に東京指定
生薬仲買人組合を結成した。之は
左の點に重點を置かんとするもの
である。

- 一、集荷實績所有者として仲買人指定に漏
れたるを集荷人として活用之を匡すと
俱に集荷の圓滑を期す。
二、不當仲買人に依り生産者が價格等に於
て不測の損害を被つた際其の救済に當る
三、生産過剰の物は之を抑制し出廻り不圓
滑の物は之を促進する。

事務所は神田區鎌倉町二三有限
會社長岡商店東京營業所(代表社
員畑政補)

五日付勅令第八百五號を以て關
稅定率法第三條に依る輸入稅の免
除に關する件が七日實施された。

- 乙號(數字は稅表番號)一四一の二甘草越
總斯(一四五阿膠)一四六セラチン 一五
一プロウム 一六四苛性鹽及苛性加里
一六五雷達灰 一六九硫酸鹽、一七九ア
ローム加里、プロウムナトリウム、プロウ
ムマグネ、エチレンジプロミド、二〇八ア
ニン、ニトロナフタリン、二二九磷酸ア
モン、硫化曹達、硫酸マグネシア、鹽化
マグネシウム及苦汁、二三〇の内「コル
タール」を主要原料としたる消毒劑

貿易統制令施行規則に基く要許
可品目及び要綱整品目の追加は、
七日付商工省告示第六百八十七號

を以て即日實施された。

- △昭和十六年七月商工省告示第五九五號中
左の通り改正す
(九五)植物性揮發油(一)芳香性のもの
(薄荷油、香油、カヤアテ油、白臘油、合
成冬綠油を除く)(二)其他(ノボチ油
を除く)
(九六)亞麻仁油、植物油油精組(九
七)ヒマシ油、同(九八)阿列布油、同(九
九)椰子油、同(一〇〇)落花生油、同
(二二九の内)薄荷腦、同(二二九の内)
除蟲菊、除蟲菊輪組(二三〇の内)除蟲菊
製劑、同

漢藥價格中黑胡椒及び沈香の最
高販賣價格は、八日附官報商工省
厚生省告示第八號を以て追加公
布された。

厚生、商工兩省に於て協定中で
あつた價格等統制令第七條の規定
による醫藥品の最高販賣價格は、
十一月兩省告示第九號を以て公布
即日實施された。今次の公定價格
は亞鉛華他百廿五品に及び九・一
八停止價に格比しアルコールの昇
騰に依り値上げとなつたもの九十
品値下りとなつたもの二十九品で
據置は九品目であるが、三共其の
他の製造に係る亞鉛華アスピリン
其の他の當該品は十月十九日まで
この指定價格を適用せざることに
なつた。

帝國臣民及び帝國法人に對する
中華民國に於ける麻業及び生阿片
の取締令は十二日付、勅令第八百
十五號を以て公布された。

賣藥部外品營業は地方長官の免
許を受けるのに資格を要しないの
で警視廳管内に於ける昭和十五年
十二月末現在營業業者數は實に六〇
一七名に上りその方數は一〇六二
一名に達した。然るに營業業者中
は正規の手續をなさざる儘輸出し
所在不明となり居る者毎年數十名
に及んでゐる。而るに現行法にて
は之が措置に關しては何等の規
定なく、爲に取締並に臺帳整理等
のたあ規定を定むるの要があるの
で、警視廳保安衛生部では、曩に
輸出所在不明の賣藥營業業者が、長
きに互る場合には、發賣免許取消
の處置に出たのであるが、賣藥部
外品營業業者に於ても同様主旨の下
に免許取消の處置に出づべく、賣
藥部外品取締規則施行細則並に同
執行心得申一部を二十一日附廳令
第二十三號並に訓令甲第五十一號
を以て改正した。

總動員法による生活必需品統制
令に基く醫藥品及び衛生材料生産

配給統制規則は、今春厚生省令第十五號を以て公布されると同時に各條項による指定藥品も夫々公告されたが、その内第六條即ち厚生大臣の指定したる醫藥品又は衛生材料の生産を業とする者、輸入業者移入業者又は之等の者の團體は厚生大臣の指定せる者以外の者に對し當該醫藥品又は衛生材料を譲渡することを得ずと、所謂第三種醫藥品としての配給統制醫藥品六十品種を厚生省第一九四號を以て公布實施したが、其の後更にその品種を増加することとなり、左の如く二十一日附同省告示第三百六十號を以て公布即日實施した。

昭和十六年五月厚生省告示第百九十四號中左の通り改正す

昭和十六年八月二十一日 厚生大臣 小泉 親彦
 第五改正日本藥局方藥品の項中アガリチンの上に亞鉛鹽を、アガリチンの下にアクリノール、アクリフラビンを、アスピリン錠の下に阿片アルコイド鹽酸鹽を、アミノピリン錠の下にアルコールを、鹽酸エチルモルヒネの下に鹽酸エビレナミン液を、鹽酸キニール錠の下に鹽酸コカインを、藍色ワセリン下にオキシニールを、グリセリンの下にクレゾール石鹼液を、タンナルピンの下にフェノバルビタールの下に葡萄糖を、ブロムワレリル尿酸の下にヘキサメチレンテトラミン、防禦用石炭酸を、硼酸の下に

藥 業 藥 品

硼酸軟膏を、ホルマリンの下にマキキエロクロムを、ヨードカリ錠の下にヨードチンキ、硫酸亞鉛を加ふ。

醫藥品及び衛生材料生産配給統制規則により、第三種醫藥品として亞鉛華以下十八品の指定をみたが、厚生省では廿二日附衛乙發第一〇六號を以て廳府縣長官、東西醫藥品中央配給統制組合理事長及び生産者に大要次の如き通牒を發した(地方長官宛通牒抜萃)

一、指定醫藥品中「アルコール、鹽酸コカイン、クレゾール石鹼液、マキキエロクロム、ヨードチンキ」に付ては從來の第三種醫藥品衛生材料及同様に配給統制機關を通じ卸賣機關に配給せしむるものなるに付之が九月分以降の配給制當等に關し遺憾なきを期するやう準備の措置を講ぜられたること

二、其の他の醫藥品に付ては差當り右と取扱を異にし特に當省の指示するもの外規則第六條第一項第四號に依り厚生大臣の許可を以て生産者より直接從來の販賣先に販賣せしむべきこと

〔別記〕亞鉛鹽、アクリノール、アクリフラビン、阿片アルコイド鹽酸鹽、アルコール、鹽酸エビレナミン液、鹽酸コカイン、オキシニール、クレゾール石鹼液、石炭酸、タンニン酸、葡萄糖、ヘキサメチレンテトラミン、防禦用石炭酸、硼酸軟膏、マキキエロクロムヨードチンキ、硫酸亞鉛

富山賣藥株式會社は二十九日富

山市荒町の師天堂に於いて下記十三社の法人代表者二十一名參集し國策順應企業合同有志懇談會を兼ね、第一次假調印了した。資本金約六十五萬圓。

▽師天堂(富山)▽波多野永生堂(同)▽廣實堂(四方)▽富山賣藥(同)▽厚生師天堂(小杉)△越中製藥(射水片口)▽越中藥業(同)▽富國堂(上市)▽北陸賣藥(上市)▽配藥株式會社(水橋)▽博愛堂(同)▽保命堂(同)▽仁濟堂(中加積)

全國藥粧商業組合聯合會では、研究委員會を設けて立案中であつた特設商業組合統制醫藥品衛生材料共同販賣事業規程の原案の決定をみたので、卅日吉田同會長は鈴木常務理事、國分主事を同伴、厚生省衛生局に出頭し該案を提示し當局の意見を聴取した。

大阪市道修町日本薄荷卸商組合では、同組合を法的團體に改組準備中であつたが、三十一日日本薄荷卸商業組合設立發起届を當局に提出した。

九 月

厚生省では從來の配給統制機關であつた東部及西部の醫藥品中央配給統制兩組合が、日本醫藥品配

給統制株式會社に、又日本醫藥品輸入統制會は日本醫藥品生産統制株式會社に夫々吸収されるので、廿六日付を以て配給統制機關を左の通り指定一日より施行の旨夫々告示した。

厚生省告示第三百七十二號
 昭和十六年五月厚生省告示第百九十四號中左の通り改正し昭和十六年九月一日より之を施行す
 昭和十六年八月二十六日
 厚生大臣 小泉 親彦

〔配給統制機關東部醫藥品中央配給統制組合、西部醫藥品中央配給統制組合〕を「配給統制機關日本醫藥品配給統制株式會社」に改む

〔參照〕昭和十六年五月七日厚生省告示第百九十四號は醫藥品及衛生材料生産配給統制規則に成る配給統制機關等指定の件なり
 厚生省告示第三百七十一號
 昭和十六年五月厚生省告示第百九十三號中「日本醫藥品輸統制會」を「日本醫藥品生産統制株式會社」に改め昭和十六年九月一日より之を施行す
 昭和十六年八月二十六日
 厚生大臣 小泉 親彦

〔參照〕昭和十六年五月七日厚生省告示第百九十三號は醫藥品及衛生材料生産配給統制規則に依る生産統制機關指定の件なり

日本醫藥品配給統制株式會社は配給機關の指定も得、一日より業務を開始したが業務規定、職制等は大体日本醫藥品生産統制會社と

相連關し、配給、庶務、會計三課設
置及び人事は決定してゐる。同社
の事業としては第三種醫藥品及び
其他藥品の買入販賣をなすは勿論
であるが、これが方法としては生
産者から同會社が直接買入れをな
し之を會社指定の代行店に荷渡
し、代行店は會社の割當により大
目需要者及び各府縣御商組に荷渡
する即ち買入、販賣の單純を目標
とするものである。

藥事奉公會では代用藥品の徹底
宣傳を行ふべく代用藥品の調査に
着手することとなり、該委員とし
て左記諸氏を推薦夫々委嘱し、一
日神田一ツ橋學士會館に於て第一
回委員會を開いた。

▽津村研究所技師木村雄四郎博士▽逓信病
院▽局長田村昇▽鹽野義東京支店長中里辰
雄▽第一製藥新藥部長日南田義治▽日本醫
藥品統制會主事山ノ内興一以上諸氏

厚生省では一日附告示を以て五
月七日同省告示第一九二號の改正
を行つた。この改正はさきに第二
種醫藥品として指定した安息香酸
外廿七品の對し今回アスピリンの
六十一品の指定追加を行つたもの
である。而してこの第二種醫藥品
はアール平準化を實施すべく指定
された日本醫藥品生産統制株式會

社の事業開始に伴ひ改正されたも
ので、今後必要に應じ漸次追加さ
れることいふまでもない。

一、第五改正日本藥局方藥品

- アスピリン、アセトアニリド、アミノ安息
- 香酸エチル、アミノピリン、アルコール
- 安息香酸、安息香酸ソーダ、安息香酸ソー
- ダカフエイン、アンチピリン、エチル炭酸
- キニヒネ、鹽酸エポルモルヒネ、鹽酸エメチ
- ン、鹽酸キニヒネ、鹽酸コカイン、鹽酸チ
- アセチルモルヒネ、鹽酸トロパコカイン、
- 鹽酸パバベリン、鹽酸モルヒネ、海酸、カスカ
- ラサグラダ、カフエイン、カマラ、キナ皮、
- キノフエン、ホルム、グアヤコール、グ
- アヤコール、スルホン酸カリ、グリ、セロ燐酸
- 石灰、クレオソート、コバイババルサム、
- コンヅランゴ皮、醋酸鉛、サリチル酸、サ
- リチル酸フェニル、サントニン、次醋酸鉛
- 液、次サリチル酸蒸餾、次硝酸蒸餾、次炭
- 酸蒸餾、次没食子酸ヨード蒸餾、硫酸セリ
- ウム、硝酸銀、ストロファンツスチ、炭酸
- グアヤコール、タンレナム、ジアスター
- ゼ、ヂウレチン、ヂウレチンカルシウム、
- チモール、デルマトール、バク、乳酸石炭
- 乳糖、麥角、バルビタール、パラバルビタール、
- フェノール、フタレイン、プロトレン、
- フロムカリ、フロム水素酸、コロラム、
- フロム水素酸ホマトロピン、フロムヂエチ
- ルアセチル炭酸、フロムナトリウム、プロ
- ムワレール炭酸、ペルキルサム、抱水マ
- グネシア、ミグレニ、綿馬エキス、潯性

フエノバルビタール、ヨード、ヨードカリ、
ヨードナトリウム、ヨードホルム、硫酸ア
トロピン、硫酸エゼリン、硫酸キニヒネ、
硫酸コカイン、レゾルチン

二、第五改正日本藥局方外藥品

- 鹽酸ホマトロピン、カワ、カワ脂、乾燥カ
 - スカラサグラダエキス、テオプロミン、テ
 - バイン、ナルコチン、ブナタール、プロス
 - チグミン、ペブシン
- 〔參照〕 昭和十六年五月七日厚生省告示第
百九十二號は醫藥品及衛生材料生産配給
統制規則第五條に依る醫藥品指定の件な
り
- 商工省で揮發油にアルコール混
用量を二割とすることとし九月一
日より次の告示を以て實施され
た。

商工省告示第六七四號
昭和十五年九月告示第五六一の中左の通改
正し昭和十六年九月一日より之を實施す
昭和十六年八月五日

揮發油の容量八〇に對し、アルコールの容
量二〇
〔參照〕 昭和十五年九月二十五日商工省告
示第五六一號は揮發油及アルコール混用
法第一條第三項の規定に依る揮發油に「ア
ルコール」を混入すべき割合の件なり

日本新藥工業組合では四日東京
藥種貿易商同業組合事務所に役員
會を開き①總代選舉管理人指定の
件②厚生省衛生局長指令新藥原價
計算に關する件③新藥原價計算表
用紙作製分讓の件④新組合員加入

承認の件を附議決定した。出席者
如左。

- 鹽原理事長、高松常務理事、池田(田邊元)、
- 友田、萬有、ラヂウム、黒田藥品商會、鹽
- 野義、竹田義雄、田邊(五)、藤瀨、市野瀬
- 各理事、島居、中村兩監事

加里鹽類は國際情勢の變轉下に
おいてドイツ、スペイン、米國等
從來の輸入路の杜絶せる結果漸次
窮屈化するに至り、關係當局並に
民間業者間においてもこれが打開
策につき種々研究中のところ、こ
の程化學工業用加里鹽については
左の如き方針を決定、從來の第三
國依存形態を脱脚して東亞共榮圈
内における自給自足體制の確立を
はかることとなつた。すなはちそ
の恒久對策として加里資源を東亞
共榮圈内に求め、北支蒙疆等加里
資源の埋藏地帯に對し積極的開發
を行ふため官民合同の調査機關を
設置し根本的解決を期すると共
に、差當つての應急策としては國
内資源を有効適切に利用し反面、
加里鹽類の徹底的消費規正と需給
調整の圓滑化を目的として新に日
本加里鹽販賣株式會社を設立しこ
れによつて一元的な統制を圖るこ
となつた。

厚生省衛生局藥務課では、此程

各係と事務分擔を決定したが、各係の分擔事項及び課員の配置は左の如くである（人名の△は補佐）

- 第一係 一、人事に關する事項 一、豫算に關する事項 一、帝國議會に關する事項 一、衛生試驗所に關する事項 一、事務總括連絡に關する事項 一、其他庶務に關する事項 岡吉屋 小西屋△小川屋淺野屋△吉田技師△有松屋託詞會屋、福屋屋△佐野△今木△石島△大塚△本間△平井△綱島 各屋
- 第二係 一、藥劑師、製藥者及藥種商に關する事項 一、薬局其他調劑を爲す場所の監督に關する事項 一、藥品、賣藥、毒物劇物及び賣藥部外品の取締に關する事項 一、藥事制度に關する事項 △竹内技師△小島△小森技師、綱島屋
- 第三係 一、醫藥品需要量調査及物動計畫に關する事項 一、醫藥品の輸移出に關する事項 一、國產藥品の使用獎勵に關する事項 一、代用藥品の調査に關する事項 一、日本藥局方調査會に關する事項、井川技師△淺野屋 江木技師、兼子彌託、石島屋尚ほ本係の日本藥局方調査會に關する事項に於ては勝屋技師が補佐することになつて居る。

- 第四係 一、醫藥品の配給及消費に關する事項 一、醫藥品の在庫調査に關する事項、勝屋技師、竹内技師、小西屋、小川屋、淺野屋、寺田技師、市川技師、豊田技師△小森技師△江木技師、有末彌託△兼子彌託、佐野、今木、大塚各屋
- 第五係 一、阿片及麻薬に關する事項、保見技師、若林技師△吉田技師、本間、平井各屋負擔す

藥 業 藥 品

藥事奉公會では理事會に於いて醫藥品研究機關設置に關する建議の件を協議決定したが、この建議は醫藥品は勿論輸入藥品代用薬にも及ぶ廣義の醫藥品研究機關の設置を要望するもので、前記理事會の決議により九日大口會長不在の爲代理として河合、服部兩副會長は吉田理事長及び池田鈴木兩理事を帶同、厚生省に小泉首相を訪問し該建議書を提出すると共に委曲意見を述べて退出した。建議書如左。

醫藥品の確保施設に關する件
國家未曾有の危局に直面し軍需、民需兩面に於ける醫藥品の重要性益々環大せるに拘らず輸入杜絶其の他の事情の爲め當面の必需醫藥品にして其の供給困難となりたるもの多しとせず、之が對策の喫緊なるは勿論更に今後に於ける國民體位向上の要急々切なる秋結核其他特殊疾病に對する治癒薬の發見亦焦眉の急なり、之等當面の必需醫藥品確保並に今後に於ける各階層の必需醫藥品の爲めには夫れ等に關する施設の最も緊急且つ重要なは言を俟たず、政府が本件に着眼し若干の豫算を計上して應急の對策を講ずられつ、ありと聞くは我等の最も欣快とする所なるも、本件の特に重大なるに鑑み斯界の専門學者並に業者を動員し其の總力を最大限に發揮し得るやう速に適切な機關を設け以て所期の目的達成に萬全を期せられんことを切望す。

滿洲國民生部では豫て立案中の

醫藥品配給統制規則を完成、十二日附民生部令第五十三號を以て公布即日（一部は十月一日）實施した。

東部化學藥品協會では曩の役員會に於て決議生産配給藥構に關する要綱案を決定し、東部試薬工業組合を結成することとなり準備に着手したが、發企人は左の諸氏に決定した。

- （發起人總代）守隨登太郎（發起人）小西宗七商店、千代田化學會社、國產化學會社、第一化學工業所、入江七平、小島義忠

東京府新藥新製劑原料配給組合では、警視廳當局の勸奨もあり企業合同に關し八月十九日以来數回に互り守隨、吉岡、杉山、藤澤、石上、高羽諸氏による小委員に於て慎重研究を遂げ來つたが、十六日の理事會にてこれが要綱案の承認を得た。現在新藥新製劑原料の供給量は全需要量の三十%に過ぎず、將來原料獲得從つて生産確保の見地よりして小企業の分散割據は國家的にも望まじからざることであり、同組合の企業合同に對する熱意は業界に種々の示唆を與へるものとして注目された。

厚生省では輸入藥品國産代用化

を積極的に實施せしむべく、十七日午前十時かに神田如水會館に官民の權威を招き輸入醫藥品應急對策協議會を開催、厚生省より、小泉首相、兒玉次官、加藤衛生局長、宮田安香、大塚、細田の各課長松尾康衛所長其他各授印係官諸氏出席、次官より招待狀を發せる左記諸氏は殆んど全部出席、

- （企業院）周東、森川兩部長（陸軍）三木醫務局長、清水材料廠長、（海軍）中野醫務局長、（文部）永井專門學務部長、（東京帝大）坂口醫學部長、服部高木兩教授、（商工）永田化學局長、（局方調査會）松倉會長、朝比奈、近藤、西野、藤田、三田村、田村、池田、彌野各委員、（學術振興會）波多野總務部長、林學術部長、（日本藥學會）北島會長、（日本齒科醫師會）血脇會長、（日本藥劑師會）河合會長、（日本藥學會）緒方會長、（藥事奉公會）大口會長、（民間代表）鹽野重三郎、田邊五兵衛、藤澤友吉、鹽原順三、石井絹治郎の諸氏

兒玉次官開會の挨拶に次ぎ小泉首相より醫療の完璧を期する爲、杜絶せる輸入醫藥品代用化の緊急を要する趣旨を述べ加藤衛生局長の説明ありて協議に移り、厚生省立案による實施要綱案を滿場異議なく承認、六分科に分ち夫々協議會を設けて學術振興會及び衛生試驗所等に於て研究に當り、其の成

案は着々實行に移すことに決定した。

厚生省では醫藥品の適正なる原價を算出せしめ、醫藥品價格公定の基礎たらしむる爲、曩きに醫藥品製造工業原價計算案を發表し、これを行はしむる生産業者を銜衝中であるが、これに對し民間業者に於てもこれが研究に當りその意見を上達する處があつたが、厚生省に於ては準則案一部に追加修正の必要を認めたのでその事項を發表した。

東京藥業同業組合では廿九日麹町星ヶ岡茶寮に本舖、卸の代表者を招き、賣藥需給に關する懇談會を開催、

(藥同組合) 石井組長、津村(岩、大木(卓)吉田、關口、山崎各組組長、賣藥工業組合 藤井理事長、山崎監事(製造組合) 堀内組長(卸業) 大木良輔、玉置商店、中田商店、林徳次、岡友支店の諸氏出席

石井組長より、近時賣藥出廻り不圓滑であるとの聲あり、是に關し配給圓滑を期する爲懇談を希ふ旨を述べて懇談會に入り、意見の交換を行つたが、藥賣代表大木良輔氏は、賣藥配給不圓滑の原因は原料不足の爲生産力減退に因るところにして業者も又小賣業者と

同感にして決してストック等に依る故意のためではない、業者者は先般同業會を解散して業務統一機關はないが最近新團體を結成し一層配給圓滑を期してゐるが、要するに本舖卸小賣の三者の緊密な協力の下に臨戦態勢をとることが原密である。藤井工組理事長は、原料不足の爲自然以前の如き潤澤な配給は不可能であるが、賣藥配給不圓滑は國民保健にも影響するから一層努力して圓滑を期したい。と述べ結局今後協力して配給圓滑を期することとなつて解散した。

十 月

厚生省では資本金二十萬圓以上の製藥會社に對し醫藥品製造工業原價計算案要綱により醫藥品の原價計算實施を命じたので、曩に關公示當時研究特別委員を設けて關係當局の講習會を開催した東京製藥同業組合では、更に東京並に關東以東の指定會社を神田の帝國教育會館に招集し、關係官の講義を希ひこれを聴取せしめ、以て準則實施の上原價計算の過誤なきを期する事となつた。

東京大阪兩賣藥工業組合代表者は三日日本製罐工業組合聯合會事務所に於て商工當局臨席の下に同職代表と協議案用罐と賣藥用罐とは總て共通的に使用差支へなきこととなつたが、東京賣藥工組では一ヶ年間の需要量調査に着手した。

東京賣藥工業組合では賣藥公定價制定のため賣藥研究調查會を設け、これが資料として各組員より製劑の提出を求めてゐたが六日同委員會を事務所に開催、

堀内伊太郎、藤井得三郎、安川榮次郎、太田信義、高木與兵衛、堀正由、守田治兵衛、白井正助、橋本徳次郎、尾瀨良太郎、玉置源一郎、峰澤保治、山崎嘉太郎、芥川武、安藤金平、津村重吉、津村岩吉

の諸委員出席、堀内委員長挨拶の後協議を行ひ、差當り胃腸藥、感冒藥、膏藥の三部會に別ち左記分擔による小委員を設け、第一部より十三、十四、十五の三日間順次第一回委員會を開き主査を互選して、方名、製造者、容器包裝、様式、形態、定價並に一日分單價卸值等の調査を行ふことに決した。各部分擔委員左の如し。

第一部會(感冒藥) 橋本、大木、太田、高木、田中、津村(岩) 安川、安藤

第二部會(感冒藥) 尾瀨、玉置、清野、芥川、河原、横田、吉沢、峰澤、第三部會(膏藥) 津村重吉、小林、白井、守田、山崎、堀、中岡

日本醫藥品生産統制株式會社にその事業を吸収された日本醫藥品輸入統制會は、六日大阪道修町大日本製藥會社に於て江下厚生事務官臨席の下に武田理事長以下各役員會員出席し、解散總會を開催した。同會は輸入醫藥品の統制を目的として昭和十三年厚生省の命により東西の有力輸入業者を以て結成以來、國家目的に添つて其の目的を達成したので、今回の總會に於て諸般の手續を行ひたる後一切の事業を前記の如く日本生産統制會社に讓渡を決議し、清算人に日本生産統制會社社長竹田義藏氏に指名一任し解散を完了した。

日本藥劑師會では六日午前十一時から丸ノ内海上ビル中央亭に於て藥品法要綱試案作成委員會主任委員の開催し、瀧川企劃部主任理事の挨拶に次で谷岡委員を座長に推し、藥業整理に關する件」を上議し、根本方針と具體案につき密議を進め大體の成案を得たが、更に研究を續行することとして小委員會を閉ぢ、引續き午後三時四十

分より同所に於て特別調査會第二回總會を開き、河合會長議長となり挨拶の後、藥品法要綱作成に關する件」を審議の旨を告げ、谷岡第三部長より第三部會の協議經過を詳細報告し、同委員會に於て作成せる要綱草案を發表説明して討議に移り、各委員より外國藥局方藥品の取扱、家庭賣藥其の他の問題に關し意見の開陳があつたが、更に研究を續行することに決し、「次で第一、第二部合同委員會中間報告の件」に入り中野第一部長より兩部委員會經過の中間報告を行ひ、次に「各部長幹事委員會經過報告の件」は谷岡第三部長より藥業整理に關する經過報告を行ひ午後六時散會した。

藥事奉公會では八日午前十時から日本橋俱樂部で藥事會を開き、引續き午後三時から常任理事會を開催、諸般の報告の後、藥育改善に關する件、藥劑師技術者の不足對策に關する件につき古田理事長の説明滿場の賛成あり、前者は委員會會を設け後者も引續き研究續行に決定した。

第一條により調査すべき藥品其他の衛生用物資の種類並に調査期日を左の通り十五日付を以て告示されたが、此の告示により申告をなすものは診療所の開設者、藥局開設者、藥品の製造又は販賣を爲す藥劑師、藥種商、製藥者、調査物資を取扱ふ輸出業者、賣藥業者であつて此の要申告者は、事業所の所在地、免許の種類及び業種、所有數量、寄託せるものとときは保管者の住所氏名又は名稱を申告するのであつて、調査期日後三日以内に事業所々在地の警察署に提出することになつた。

藥業の整理統合に就ては業界は多大の關心を有ち、日本藥劑師會では河合會長は理事を同伴し厚生當局を訪問、これに關して意向を質すところがあつたが、その要旨を左記の通り道府縣藥劑師會長宛通牒を發した。

産業への人的、物的移行方針を聲明され、延いて各業界に整理統合が急展開しつゝあること既に御承知の通に有之候、我藥業に關しては未だ當局より何等具體的指示無之候へ共本會は此の大勢に順應すべき必然性を考慮し、特別調査會其の他の機關を動員して充分なる調査研究を進め之が對策に萬遺漏なきを期し居候、然るに本問題に關し動もすれば坊間根據なき臆說の流布され易きを憂ひ亦其の影響の甚大なるに鑑み、本會は曩に河合會長役員二名同伴の上、厚生省當局と會見し左の諸點を瞭に致し候、茲に其の内容を御報告申上候何卒御諒察の上、我業務の有する重大使命を自覺し、一層自重あるべきことを貴會々員に御示達被下度及通牒候也

- 一、藥局、藥業に關する限り厚生省の責任に於て行はるべきこと
- 二、厚生省は藥業の整理統合に關し未だ何等方針を發表したることなし
- 三、乍然我國の現状に鑑み遠がらす其時機の到來すべき可能性充分なるを以て業者は之れに對應すべき心構へと用意を必要とす

四、國民保健に重大關係を有する醫藥品取扱に就ては從來と雖も他の一般販賣業者と其性質を異にし其特殊性に對し充分考慮を拂はれたる事實は今後も忘るべからざる點と考ふるべし

五、若し日本藥劑師會等に於て希望すべき對策を有するならば成る可く速に提出され度し

日本新藥工業組合では組合員總代を選出するため、全府縣十一區域に分ち廿七日午前九時から午後四時までの間に全區一齊に選舉を行ひ、東京の如きは事前に組合有志による適任候補者の推薦まで行はれたが、第一區に於ては製藥工業組合事務所、又第六區では大阪市道修町大阪藥種卸商同業組合事務所に於て、其の他も夫々の地區に於て選舉を執行した。

長期戦だ！

一億火の玉となつて戦ひ抜

こう！

全國藥業組合一覽

昭和十六年
十月一日現在
〔華莊商業組合はこれを除く〕

組名	事務所	代表者名
豐原藥業組合	樺太豊原町	
樺太西海岸藥業組合	樺太真岡町本町四丁目	
札幌藥業組合	札幌市南三條西三ノ一七、青柳方	青柳 久平
小樽賣藥販賣組合	小樽市色内町、谷黒方	谷黒 莊平
釧路藥種商組合	釧路市大川町五二、酒井方	酒井 法弘
函館藥業組合	函館市末廣町八〇、濱野方	
旭川藥業組合	旭川市一條通一八、岩田方	
青森藥業組合	青森市未町、南方	
岩手縣藥業組合	盛岡市加賀町新小路一	
秋田藥業會	秋田縣増田町、村田方	村田善五郎
北秋田藥業會	同 縣大館町	
山形藥業組合	山形市、商工會議所内	遊佐 壽助
宮城縣藥種賣藥同業組合	仙臺市東二番町六〇	櫻井伊之助
宮城藥業組合	同市新傳馬町一九	根本祐太郎
郡山藥品營業組合	郡山市中町、根本方	
福島藥業協會	福島縣廳衛生課内	金子 八郎右衛門
水戸市賣藥業組合	水戸市下市本町四ノ一八	成井 良介
水戸賣藥營業組合	同市向井町、成井藥局内	谷 七平
栃木賣藥業組合	栃木市、商工會議所内	藤井源太郎
宇都宮藥業組合	宇都宮市、商工會議所内	

前橋藥業組合	前橋市幸町六、鈴木方	鈴木 愛三
埼玉縣藥種賣藥同業組合	埼玉縣栗橋町三四一	關 貞三
千葉縣藥業會	千葉市本町一、國松方	國松貞三郎
安房藥業會	千葉縣勝山町、池田方	池田 篤
千葉縣銚子海匠藥業組合	銚子市新生、美呂津方	美呂津 太兵衛
東京藥業同業組合	東京市神田區錦町一ノ二一	石井孝次郎
東京賣藥製造組合	同市同	津村 重舍
東京藥業卸賣同業組合	同市同	林 惣次
東京藥種貿易商同業組合	同市日本橋區本石町四ノ七	鳥居孝一郎
東京藥種貿易會	同市同	同
東京製藥同業組合	同市神田區神保町二	池田 文次
東京染料工業同業組合	同市日本橋區本町二ノ三カヲ	小西喜兵衛
神奈川縣藥種賣藥同業組合	橫濱市中區花咲町二ノ六九	市倉佐次郎
山梨縣藥種賣藥商組合	山梨縣市川大門町、畑川方	廣瀬要三郎
山梨縣嶽南藥業會	甲府市近習町三七、中田方	畑川 慶藏
甲府賣藥同業組合	甲府市古町通八番町、鈴木方	鈴木 吉平
新潟市藥業組合	富山市表町四、昭和會館内	荒木 甚助
富山縣賣藥同業組合	富山市南町四〇	石黒 傳六
金澤藥業組合	福井市大和町、桐山方	桐山正之助
福井藥業組合	敦賀市旭通、山本方	山本 九良右衛門
敦賀藥業組合	長野市、縣衛生課内	岡野 庄平
長野縣藥業組合	松本市中町四七二	岡野美岐雄
南信樂藥業同業組合	岐阜市神田町六ノ一〇	森 清一
岐阜縣賣藥同業組合	岐阜縣開田甲一四四	前田 誠重
武儀郡藥業組合	同縣惠那郡岩村町、高柳方	
惠那郡藥業組合		

藥 業 品

滋賀縣賣藥同業組合	滋賀縣田賀郡油日村猪郡九三	森 右衛門
靜岡縣藥業組合	五ノ四	野崎 衛七
名古屋藥業同業組合	靜岡市、縣衛生課內	飯田 鉦吉
名古屋藥業組合	名古屋市東區吳服町二ノ二二	荒川長太郎
三河藥品賣藥同業組合	同市同	黑田 高
名古屋賣藥同業組合	豐橋市中之町一八八ノ四	今堀辰三郎
碧海郡藥業組合	名古屋市東區吳服町二ノ二二	田山八十吉
三重藥品賣藥業同業組合	愛知縣碧海郡高濱町吉濱	伊藤德次郎
京都賣藥同業組合	津市下部田町一、四三〇	三井長右衛門
與謝郡藥業組合	京都市中京區蛸藥師寺町東入	藤本 勇三
舞鶴藥業組合	京都府宮津町本町、三井方	遠坂 憲治
綾部藥業組合	同府新舞鶴三條通大門、藏本	高田 範夫
天田郡賣藥業組合	同府綾部町、遠坂方	上山 林吉
神戸藥種賣藥同業組合	福知山市、驛前、赤玉藥局內	國 太一郎
尼ヶ崎市藥業組合	神戸市湊東區中町通一ノ六	藏本 隆三
姫路藥業組合	尼ヶ崎市尼ヶ崎町宮町一三〇	
明石藥業組合	姫路市成徳町三二	
播磨藥業組合聯合會	明石市樽屋町、成定方	
大阪府賣藥同業組合	姫路市竹田町、勝原藥局內	
大阪製藥同業組合	大阪市東區高津北之町五三	竹村幸次郎
大阪藥種卸仲間組合	同市東區道修町二ノ一六	瀧野 勇
同市同	同市同	
大和賣藥同業組合	同市天王寺區東高津北ノ町一	
奈良縣藥業同業組合	奈良市高天町一二	中島太兵衛
田邊藥組合	同市橋本町、柳生方	柳生 庄藏
鳥取縣賣藥業組合	和歌山縣田邊町下屋敷町	瀧浪理太郎
	鳥取市縣衛生課內	大村久兵衛

鳥取縣藥種商組合	鳥取縣藥種商組合	同	森下 清治
鳥取縣賣藥業組合聯合會	鳥取縣賣藥業組合聯合會	同	山田 芳藏
鳥取市藥業會	鳥取市藥業會	鳥取市川端町四、山田方	岩宮 末吉
米子賣藥業組合	米子賣藥業組合	米子市立町一丁目、岩宮方	同
米子藥業會	米子藥業會	同 市紺屋町、稻宮方	衛生 課長
島根藥業組合	島根藥業組合	島根縣衛生課內	同
松江藥業會	松江藥業會	松江市南田町松江藥業會館內	佐々木廣市
岡山縣賣藥同業組合	岡山縣賣藥同業組合	岡山市吉備郡惣社町四五七	西生圓治郎
東兒藥業組合	東兒藥業組合	同縣兒島市野	中村保太郎
津山藥業組合	津山藥業組合	津山市材木町五、戸井方	戸井 暢容
廣島縣藥種賣藥同業組合	廣島縣藥種賣藥同業組合	廣島市鹽屋町三一	渡邊 高一
廣島藥業組合	廣島藥業組合	同市同	石井安太郎
吳藥業組合	吳藥業組合	吳市中通五、梅本方	梅本岩之進
下關藥業組合	下關藥業組合	下關市、商工會議所內	伊藤房次郎
岩國藥業會	岩國藥業會	同市西ノ端町、伊藤方	近藤 勇
德島縣藥業同業組合	德島縣藥業同業組合	山口縣岩國町本町一丁目、近藤方	佐藤德三郎
香川縣藥業同業組合	香川縣藥業同業組合	德島市西新町二	今澤義三郎
四國藥業聯合會	四國藥業聯合會	高松市西內町五四	同
松山藥種商組合	松山藥種商組合	松山市、商工會議所內	河野 寬藏
愛媛縣藥種商組合	愛媛縣藥種商組合	同市港町五、河野方	同
愛媛縣藥業聯合會	愛媛縣藥業聯合會	松山市唐人町四國藥報社內	小川 澄夫
高知縣藥種賣藥同業組合	高知縣藥種賣藥同業組合	高知市沙江町高知藥劑會館內	白水象次郎
福岡縣藥業組合	福岡縣藥業組合	福岡市千代町、十字屋藥局內	山本八之丞
福岡縣藥種商組合	福岡縣藥種商組合	同市須崎浦町、山本方	鶴原 誠藏
門司藥業會	門司藥業會	門司市本町、鶴原藥局內	

藥 業 品

大牟田藥業會	大牟田市	德永清四郎
藤津藥種賣藥同業組合	佐賀縣鹿島町高津原、二九六一	前山 專一
田代賣藥同業組合	同縣三養基郡田代村	
九州配置賣藥團體聯合會	同縣三養基郡鳥栖町	
長崎藥學會	長崎市大船町四ノ一、牟田方	牟田 康彦
熊本藥事協會	熊本市知足寺町一四	島井 健男
東彼杵郡藥業組合	長崎縣大村町四七二、中尾方	中尾 守助
鹿兒島縣藥業組合	鹿兒島市山之口町二七	小牧 德藏
鹿兒島市藥種業組合	同市大黒町七、梅北方	梅北 雄藏
基隆藥業組合	基隆市義重町	吉原彦三郎
臺北市藥業組合	臺北市京町一ノ五二	
臺中藥業組合	臺中市大正町、田中方	田中 利弘
嘉義藥業組合	嘉義市榮町二ノ四七、白井方	白井 一
臺南藥業組合	臺南市本町三ノ一五、角谷方	角谷 力男
高雄藥業組合	高雄市山下町一ノ二二安藤方	安藤 彦市
京城賣藥製造組合	京城府本町三ノ七〇	李 東 善
京城藥種卸商組合	同府本町三ノ二五	森川定次郎
京城藥品組合	同府旭町一ノ二四	古城龜之助
朝鮮漢藥業組合	同府長橋町七二ノ四	道 鐘 回
釜山藥業組合	釜山府辨天町一	柵橋 秀夫
朝鮮藥友會	同府同 大黒南海堂内	大黒 酉松
小樽藥種賣藥同業組合	小樽市錦町二一	岡島元治郎
帶廣藥種賣藥同業組合	帶廣市大通り南九丁目	石神 清二
旭川藥種賣藥同業組合	旭川市一條通り七丁目	中保 恭一

札幌藥種賣藥商業組合	札幌市南五條西六ノ九	横田 繁作
青森縣藥品卸商組合	青森市大字安方町一四八	石館 眞三
青森縣藥品卸商組合	青森市大字安方町一四八	石館 眞三
保證責任衛生藥品卸商組合	岩手縣水澤町鹽竈	住吉 健藏
下關伊藥品卸商組合	宮古市宮古第一三地割	船越賢太郎
岩手縣藥品卸商組合	盛岡市仁王第四地割	横山 茂七
西盤藥品卸商組合	岩手縣一關町	佐藤 久吉
盛岡藥品卸商組合	盛岡市仁王第四地割	村井 源一
岩手縣衛生藥品卸商組合	岩手縣花卷町	小田島喜兵
氣仙藥品卸商組合	岩手縣氣仙郡盛町	須藤覺三郎
釜石醫藥品卸商組合	釜石市大字釜石	村松 義一
宮城縣藥種賣藥商業組合	仙臺市東二番丁六〇	游佐 壽助
山形縣藥品卸商組合	能代市大町二九	高橋 良視
山形縣藥品卸商組合	秋田市檜山本町	小泉 四郎
秋田縣藥品卸商組合	秋田市檜山本町	佐野龜太郎
北鹿醫藥品卸商組合	秋田縣北秋田鷹巢町	渡邊 力
仙北醫藥品卸商組合	秋田縣仙北郡大曲町	藤田慶次郎
由利醫藥品卸商組合	秋田縣本莊町中横町	眞壁 忠七
秋田醫藥品卸商組合	秋田市龜ノ丁西七手町	山田 儀助
雄平醫藥品卸商組合	秋田縣平鹿郡増田町	村田善五郎
山形縣藥品卸商組合	山形市六日町	工藤菊太郎
山形縣藥品卸商組合	同	同
福島縣藥品卸商組合	福島市中町一二	大和田佐助
茨城縣衛生藥品卸商組合	茨城縣廳内	加納賢次郎
茨城縣藥品卸商組合	茨城縣廳内	金子 八郎右衛門
茨城縣藥品卸商組合	茨城縣廳内	加納賢次郎
茨城縣藥品卸商組合	茨城縣廳内	加納賢次郎

藥 業 品

足利藥業商業組合	足利市伊勢町一八五	松葉 高英	川越醫藥品小賣商業組合	川越市	服部政次郎
栃木縣藥業卸商業組合	宇都宮市大工町四七五	黒崎 秀昌	大宮醫藥品小賣商業組合	埼玉縣大宮町	篠崎 隆藏
鹽那藥業小賣商業組合	栃木縣那須郡大田原町	關 仲之助	碓葛醫藥品小賣商業組合	埼玉縣岩槻町	青木 茂
宇都宮藥業小賣商業組合	宇都宮市旭町一ノ三五〇三	入野健太郎	埼玉縣衛生材料商業組合	埼玉縣北埼玉郡忍町	新聞 良助
安蘇郡藥業小賣商業組合	栃木縣佐野町六八六	谷 泰一郎	東武醫藥品小賣商業組合	埼玉縣北葛飾郡栗橋町	關 貞三
栃木下賀藥業小賣商業組合	栃木市室町二二六	橋本儀三郎	兒玉醫藥品小賣商業組合	埼玉縣兒玉郡本庄町	中原政太郎
上都賀藥業小賣商業組合	栃木縣鹿沼町鹿沼	相場 恭治	秩父郡醫藥品小賣商業組合	埼玉縣秩父町	片山 喜藏
伊勢崎藥業小賣商業組合	伊勢崎市本町九一	辻 卯之助	千葉縣醫藥品卸商業組合	埼玉縣秩父町	土屋 弓三
高崎藥業小賣商業組合	高崎市本町一二〇	平形暉次郎	千葉縣衛生材料卸商業組合	同	同
北甘藥郡藥業小賣商業組合	群馬縣北甘樂郡富岡町	小出 良策	印旛郡醫藥品小賣商業組合	千葉縣佐倉町新町一九五	篠崎 俊
吾妻醫藥品小賣商業組合	群馬縣中之條町大字伊勢町	小坂橋萬龜	銚子醫藥品小賣商業組合	千葉縣銚子市新生	美呂洋 大兵衛
邑樂醫藥品小賣商業組合	群馬縣館林町大字谷越	猪越五三郎	千葉醫藥品小賣商業組合	千葉市末廣町一ノ二七	淺田 雅夫
群馬縣 ^{醫藥品卸} 商業組合	前橋市中川町一九	田所安太郎	夷隅郡醫藥品小賣商業組合	千葉縣大多喜町櫻臺區	尾高 政一
桐生醫藥品小賣商業組合	桐生市本町五ノ六八	齋藤 玉吉	香取郡醫藥品小賣商業組合	千葉縣佐原町一之二	小川欣一郎
澁川醫藥品小賣商業組合	群馬縣澁川町二四四八	宮前 龜平	市川市醫藥品小賣商業組合	市川市市川五五五	北澤 宇吉
多野醫藥品小賣商業組合	群馬縣藤岡町大字藤岡	西須 國吉	安房郡東 ^{部醫藥品} 小賣商業組合	千葉縣鴨川町三〇三三	關 好 衛
碓氷藥業小賣商業組合	群馬縣松井田町四七〇	大塚 唯吉	山武郡醫藥品小賣商業組合	千葉縣東金町東金九九三	鈴木 岐一
利根醫藥品小賣商業組合	群馬縣沼田町大字沼田	生方 誠	長生郡醫藥品小賣商業組合	千葉縣茂原町高師八七六	山倉 法明
前橋醫藥品小賣商業組合	前橋市桑町八	鈴木 愛三	船橋市醫藥品小賣商業組合	船橋市本町一八一七	大野 祐通
比企醫藥品小賣商業組合	埼玉縣比企郡松山町	岩崎 歌吉	市原郡醫藥品小賣商業組合	千葉縣市原郡姉崎三三六	鈴木和四郎
埼玉縣醫藥品卸商業組合	浦和市	間坂哲太郎	東葛醫藥品小賣商業組合	千葉縣野田町野田三四	茂木 林藏
浦和醫藥品小賣商業組合	浦和市	松澤 藤助	海匝醫藥品小賣商業組合	千葉縣八日市場町	澤田德三郎
川口醫藥品小賣商業組合	川口市	渡邊 源藏	安房西部 ^{醫藥品} 小賣商業組合	館山市長須賀一七六	原内 德重
埼玉北部 ^{醫藥品} 商業組合	熊谷市	寺田 源藏	君津郡醫藥品小賣商業組合	千葉縣君津郡木更津町一、五四四	長谷川 新之助
入間醫藥品小賣商業組合	埼玉縣飯能町	大河原 政五郎	東京府衛生材料卸商業組合	豐島區高田南町二ノ五九三	松浦 仁一
深谷醫藥品小賣商業組合	埼玉縣深谷町	高橋卯三郎	北多摩郡 ^{醫藥品} 商業組合	東京府北多摩郡府中町	島田竹三郎

藥業藥品

西多摩醫藥品小賣商業組合	東京府西多摩郡青梅町	岸 榮
東京八南醫藥品小賣商業組合	八王子市八幡町三	平山子一郎
神奈川縣和漢藥卸商業組合	橫濱市中區長者町二ノ二一	植木 萬作
相模軍都醫藥品小賣商業組合	神奈川縣相原村橋本五三七	古藤 春一
神奈川縣三浦醫藥品小賣商業組合	神奈川縣葉山町堀内九三六	橋 劉 漢
神奈川縣足柄下郡醫藥品小賣商業組合	小田原市新玉四ノ五四〇	吉田 義生
神奈川縣足柄下郡醫藥品小賣商業組合	神奈川縣厚木町二五六四	内田幸次郎
中部醫藥品小賣商業組合	平塚市平塚新宿一四七八	岡田德太郎
神奈川縣醫藥品卸商業組合	橫濱市伊勢佐木町	諸賢久左衛門
川崎醫藥品小賣商業組合	川崎市濱町一ノ一二	吉 邨 朔
新潟市醫藥品小賣商業組合	新潟市東中通一番町	佐藤 將治
柏崎醫藥品小賣商業組合	柏崎市、柏崎商工會議所内	大橋爲三郎
新潟縣衛生材卸商業組合	新潟市東中通一番町	佐藤 將治
新潟縣衛生材卸商業組合	新潟市東中通一番町	佐藤 將治
新潟縣北蒲原岩船醫藥品小賣商業組合	新潟縣新發田町西ヶ輪	濫木文次郎
西蒲原郡醫藥品小賣商業組合	新潟縣吉田町	大關 泰藏
魚沼醫藥品小賣商業組合	新潟縣小千谷町	大塚 定吉
富山縣農藥商業組合	富山市總曲輪日報ビル	金岡又左衛門
富山縣實業進物卸商業組合	高岡市横田町	多田太三郎
富山縣衛生材卸商業組合	富山市總曲輪	太田貞一郎
富山縣東部醫藥品小賣商業組合	富山市中野町	福森龜太郎
富山縣西部醫藥品小賣商業組合	富山市東四十物町	中田 勇吉
石川縣衛生材卸商業組合	高岡市元町	朝山小三郎
石川縣醫藥品卸商業組合	金澤市下近江町四三	安藤 謙治
石川縣南部醫藥品小賣商業組合	金澤市下近江町四三	安藤 謙治
	小松市龍助町五四	竹田 正

石川縣中部醫藥品小賣商業組合	石川縣北品小賣商業組合	大野藥種賣藥小賣商業組合	勝山藥種賣藥商業組合	福井縣南越醫藥品衛生商業組合	坂井郡醫藥品衛生商業組合	福井縣中野醫藥品衛生商業組合	福井縣大野郡醫藥品衛生商業組合	福井縣小賣商業衛生商業組合	山梨縣藥品卸商業組合	南都留郡藥種商業組合	甲府藥種小賣商業組合	峽南藥種小賣商業組合	北巨摩藥種小賣商業組合	飯田藥品小賣商業組合	松本藥品商業組合	長野縣北信藥種商業組合	上伊那藥品小賣商業組合	保證責任長野縣藥業商業組合	長野縣藥業商業組合	南安曇藥品小賣商業組合	木曾醫藥品小賣商業組合	長野縣藥品小賣商業組合	諏訪藥品小賣商業組合	岡谷醫藥品小賣商業組合	北佐久郡藥種商業組合
七尾市檜物町三〇	福井縣大野町七間	福井縣勝山町袋田	福武井縣生町蓬萊	福井縣金津町六日區	福井市壽町二番地	福井縣大野郡勝山町	敦賀市神東十四	甲府市桐生町	山梨縣吉田町	甲府市甲府商工會議所	山梨縣八代郡大河内村	山梨縣韭崎町	飯田市	松本市中町	長野縣神鄉村豐野山本方	長野市妻科信濃衛生會館	長野縣北佐久郡志賀村	長野市南縣町	長野縣豐科町	長野縣福島町商工會内	長野市妻科信濃衛生會館	長野縣諏訪町	岡谷市三四一六	長野縣小諸町	

英安 吉	守佐 亮	玉木 得三	橋本 嘉藏	伊藤久兵衛	伊藤 勝吉	鷺田上三郎	橋本 嘉藏	白崎卯太郎	宮澤 良道	白須小四郎	井上 義光	依田 富重	山本 英雄	大原六兵衛	佳山 哲也	飯島佐平治	久保田力藏	渡邊治之助	池龜直太多	佐野 祐吉	角滿覺兵衛	久保田力藏	久保田力藏	大和 秀雄	柳田森四郎
------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

<p>上田藥品小賣商業組合 南佐久醫藥品小賣商業組合 小縣郡藥種小賣商業組合 北信藥草移出商業組合 飛彈醫藥品商業組合 岐阜縣中濃醫藥品商業組合 岐阜縣土岐郡醫藥品商業組合 岐阜縣醫藥品商業組合 岐阜縣衛生材卸商業組合 美濃醫藥品小賣商業組合 濱松藥種賣藥小賣商業組合 靜岡藥種小賣商業組合 駿遠藥種小賣商業組合 靜岡縣衛生材卸商業組合 靜岡縣醫藥品卸商業組合 靜岡縣藥種小賣商業組合 中遠醫藥品小賣商業組合 沼津醫藥品小賣商業組合 清水醫藥品小賣商業組合 伊豆醫藥品小賣商業組合 中島郡藥種賣藥商業組合 幡豆郡醫藥品小賣商業組合 知多郡醫藥品小賣商業組合 海部郡醫藥品小賣商業組合 碧海郡醫藥品小賣商業組合 岡崎醫藥品小賣商業組合</p>	<p>上田市上田 長野縣野澤町野澤一 長野縣神川村大瓦 長野縣古間村大字古間 高山市大字川西 岐阜縣美濃町 岐阜縣中津町役場內 岐阜市三番町六 岐阜市三番町六 岐阜市神田町六 濱松市池町一、二、一 靜岡市五番町 靜岡縣六郷村半濟 靜岡市八幡本町四ノ五二 靜岡縣臘內 靜岡市五番町 沼津市添池町一、二、三、一 清水市入江二八一 三島市一、八三三七 愛知縣萩原町 愛知縣西尾町大字櫻木 半田市宇中村三一 愛知縣津島町 愛知縣高濱町 岡崎市連尺町二六</p>	<p>關末司 相馬朝四郎 吉田萬太郎 中山寅吉 伊藤松太郎 西部金一郎 今井金一 篠田祐喜 井上松次郎 森溝一 鈴木五八 小出岩太郎 櫻井長谷 岡本快造 齋藤重五郎 小出岩太郎 水野政治 鈴木操 眞長兵衛 君澤安 林萬三郎 千葉蝶二 小栗半左衛門 早川三郎 山脇治祿 大山甚八郎</p>
<p>愛知縣尾北醫藥品商業組合 瀨戶醫藥品小賣商業組合 愛知縣衛生商業組合 東三醫藥品小賣商業組合 西加茂郡醫藥品商業組合 愛知縣衛生材卸商業組合 三重縣衛生材卸商業組合 三重縣醫藥品卸商業組合 三重醫藥品卸商業組合 保證責任湖北醫藥品組合 滋賀縣衛生材卸商業組合 大津醫藥品小賣商業組合 蒲生醫藥品小賣商業組合 野栗醫藥品小賣商業組合 甲賀醫藥品小賣商業組合 彦根醫藥品小賣商業組合 神愛醫藥品小賣商業組合 高島郡醫藥品小賣商業組合 滋賀縣醫藥品卸商業組合 京都藥種賣藥卸商業組合 京都東山醫藥品商業組合 京都府伏見醫藥品小賣商業組合 京都府船賣藥小賣商業組合 城南醫藥品小賣商業組合 奧丹醫藥品小賣商業組合</p>	<p>一宮市 瀨戶市大字瀨戶 名古屋市東區上堅杉町 豐橋市萱町五一 愛知縣舉母町 名古屋市西區兒玉町二 桑名市 津市下部田 津市 滋賀縣濱濱町大宮五四 大津市柳屋町一三 大津市大津商工會議所內 滋賀縣日野町大窪 滋賀縣甲賀郡滋賀賣藥同業組合 滋賀縣津町三四 滋賀縣知川町 滋賀縣能登川町今津今井彦一方 滋賀縣能登川町今津今井彦一方 京都府中京區二條通室町東入 京都府東山區三條通南三筋日 京都市東區唐戶呂屋町五五一 京都市伏見區風戶屋町二五一 京都府船井郡八木町字八木小 京都府綴喜郡井手町大字井手 小字宮ノ本八九 京都府與謝郡宮津町字魚屋</p>	<p>岡本勝次郎 松本鎌吉 神倉龜太郎 黑田高 山田七十郎 大橋光師 山田光三 山田八十吉 田山八十吉 野村利吉 松下金藏 谷口甚一郎 正野玄三 宇野莊太郎 山中爲治郎 野村利太郎 奧村茂 清水美輔 片山金助 中川盛長 織田宇一郎 酒多光一郎 人見新次郎 久保信二 白敷廣治</p>

藥業藥品

西舞鶴醫品小賣商業組合	京都西陣醫藥品商業組合	京都西部醫藥品商業組合	大阪府衛生材料卸商業組合	但馬醫藥品小賣商業組合	神戶藥種原料卸商業組合	尼崎藥業商業組合	神戶醫藥品小賣商業組合	兵庫縣衛生材料卸商業組合	加古郡醫藥品小賣商業組合	攝丹醫藥品小賣商業組合	奈良縣實業藥種商業組合	奈良縣衛生材料卸商業組合	奈良縣東部醫藥品商業組合	奈良縣西部醫藥品商業組合	和歌山醫藥品小賣商業組合	熊野醫藥品小賣商業組合	紀北醫藥品小賣商業組合	有田醫藥品小賣商業組合	日高西牟婁藥師商業組合	和歌山縣衛生材料卸商業組合	和歌山縣醫藥品卸商業組合	鳥取縣醫藥品卸商業組合	鳥取縣衛生材料卸商業組合	鳥根縣衛生材料卸商業組合				
舞鶴市字本四三	京都市上京區一條通智惠光院	西入南新在家町二四六	京都市右京區太秦安井車道町	二二	大阪府北區東堀川町二二	兵庫縣豐岡町五〇七	神戶市神戶區江戶町一〇〇	神戶市西本町五丁目一六一	神戶市神戶區下山手通六ノ元	神戶市葦合區磯上通四ノ一〇五	兵庫縣加古郡高砂町北本町	兵庫縣多紀郡篠町	奈良縣高市郡八木町	奈良縣生駒郡龍田町	奈良縣磯城郡櫻井町	奈良縣高市郡八木町	奈良縣北葛城郡高田町	和歌山市屋形町四丁目アオイ	新宮市新宮七六四〇	和歌山縣那賀郡岩出町大字宮	一三五	和歌山縣箕島町	和歌山縣田邊町大字榮町	和歌山市北汀町一五	和歌山市駿河町	鳥取市片原町三ノ三四	鳥取市片原町三ノ三四	松江市天津町
吉井 素雄	國枝元三郎	入住 梧樓	佐藤類太郎	辻 徳藏	服部 虎一	岡本 太郎兵衛	郡司 賢亮	小西 義雄	尾崎 三治	藤本 善吉	森田 福貞	西浦 久藏	後岡 桂三	森田 福賢	米田猪太郎	三田 常藏	赤根由次郎	八木 源平	津田 喜廉	瀧川 増造	沖井 一夫	松山達之助	大村久兵衛	大村久兵衛	森谷 榮助			
松江醫藥品小賣商業組合	鳥根縣醫藥品卸商業組合	邑智郡醫藥品小賣商業組合	能義郡醫藥品小賣商業組合	通摩安醫藥品小賣商業組合	那賀郡醫藥品小賣商業組合	雲南醫藥品小賣商業組合	鹿足郡醫藥品小賣商業組合	美濃郡醫藥品小賣商業組合	鏡川郡醫藥品小賣商業組合	岡山縣醫藥品卸商業組合	岡山縣衛生材料卸商業組合	岡山縣醫藥品卸商業組合	岡山縣種實藥小賣商業組合	尾道地方醫藥品卸商業組合	吳醫藥品小賣商業組合	下關藥業化粧品小賣商業組合	山口縣品小賣商業組合	周陽醫藥品小賣商業組合	長門醫藥品小賣商業組合	板野郡藥業小賣商業組合	那賀郡藥業小賣商業組合	三好郡藥業小賣商業組合	德島藥種小賣商業組合	海部郡藥種小賣商業組合	阿波麻名藥種小賣商業組合			
松江市殿町	松江市白湯本町	島根縣川本町	島根縣廣瀬町	島根縣太田町	島根縣濱田町	島根縣木次町	島根縣津和野町	島根縣益田町	島根縣今市町	岡山市下石井二八六	岡山市	岡山市紙屋町八九	福山市府中町商工會議所内	尾道市土堂町六〇五	吳市中通五丁目二三	下關市東南部町三二	山口縣柳井町古開作	德山市夕顔町三七三一	萩市大字橋本町二四	德島縣板野郡撫養町岡崎字二	等道路東四八	德島縣新野町	德島縣三好郡池田町	德島船場町一四八	德島縣日和佐町	德島縣麻植郡鴨島町		
佐藤 登	松井義三郎	寺本 周二	庄林 武夫	吉川 豐博	永田 廉	奏野 千松	伊藤利兵衛	飯塚 幸一	加藤文太郎	久山 峻	小野荒太郎	藤澤 英男	藤井 桂一	鳥居 哲	梅本光之助	土谷徳治郎	佐村 清一	淺田 敏高	行本 盈三	泉 利文	長尾 六平	久保添 廣四郎	多田 道長	花川 馨	川真田忠義			

藥業藥品

德島縣藥卸商業組合	德島市內通町	三好實三郎	鹿島醫藥品小賣商業組合	佐賀縣鹿島町津原	前山 專一
美馬郡藥種小賣商業組合	德島縣脇町一七九	內田 聖二	唐津醫藥品小賣商業組合	唐津市	谷口 滿一
德島縣衛生材料商業組合	德島市大通三丁目	亭島彦三郎	杵島郡藥業商業組合	佐賀縣武雄町	山口重次郎
香川縣衛生材料卸商業組合	高松市五番町四六	岡内 昌三	三養基郡藥業商業組合	佐賀縣鳥栖町	高島 直城
香川縣醫藥品卸商業組合	高松市五番丁四六	岡内 昌三	佐賀市郡藥業商業組合	佐賀市中ノ小路	中ノ子 正人
香川縣醫藥品卸商業組合	高松市五番丁四六	今澤義三郎	杵島郡醫藥品小賣商業組合	佐賀市武雄町	山口重次郎
今治藥種賣藥商業組合	今治市新町八六	松原 清一	佐賀縣神崎醫藥品小賣商業組合	佐賀縣神崎町	小林 博
愛媛縣西醫藥品卸商業組合	愛媛縣喜多郡大洲町	佐野 義夫	諫早醫藥品小賣商業組合	諫早市榮町五六	坂本 與作
愛媛縣生材料小賣商業組合	宇和島市	二宮 福源	長崎縣衛生材料卸商業組合	長崎市榮町二〇〇一	西脇 進
愛媛縣東醫藥品卸商業組合	愛媛縣新居郡西條町	桑原 薰躬	長崎縣醫藥品卸商業組合	長崎市築町二〇〇一	西脇 進
愛媛縣衛生材料卸商業組合	松山市	戸井眞喜太	南高醫藥品小賣商業組合	長崎市上之町九〇〇	宮崎 康夫
高知縣中央醫藥品卸商業組合	高知市新市町一四一	合田 茂平	北松浦郡藥業商業組合	長崎縣平戶町	木寺隆一郎
高知縣東部醫藥品卸商業組合	高知市棧橋通り一ノ一二四	池上 禎純	壹岐醫藥品小賣商業組合	長崎縣大河村	岩谷 直次
高知縣品小賣商業組合	高知縣後免町二七五	吉本朋太郎	東彼醫藥品小賣商業組合	長崎縣大村町	中尾 守助
久留米藥種賣藥商業組合	久留米市三本松町	小川佐太郎	對馬醫藥品小賣商業組合	長崎縣嚴原町今屋敷	永瀨利吉郎
北九州藥事小賣商業組合	八幡市本町二丁目	山口 元藏	別府藥種賣藥商業組合	別府市大字別府	後藤 一策
商業組合大牟田藥業會	大牟田市古町三	安部榮九郎	大分縣醫藥品小賣商業組合	大分市大分	吉村 益次
南筑藥種賣藥商業組合	福岡縣柳河町大字京町	德永清四郎	日田醫藥品小賣商業組合	日田市大字豆田	岩尾照太郎
八女郡藥種小賣商業組合	福岡縣福岡町本町一ノ七	川野 三郎	中津藥種賣藥商業組合	中津市中津	奧永 齊
嘉穗南部藥業組合	福岡縣山田町上山田	中島 雄造	南海部郡藥種商業組合	佐伯市佐伯	山本 大祐
直方地方藥業組合	直方市大字直方八六四	武本寅五郎	玖珠郡藥種小賣商業組合	大分縣森町大字帆走	財津 幹三
朝倉郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣甘木町一七四五	坂田 家藏	大分縣衛生材料卸商業組合	大分縣杵築町	吉村 益次
粕屋郡醫藥品小賣商業組合	福岡市宇美町四〇五一	武井久兵衛	速見郡醫藥品小賣商業組合	大分縣長洲町	後藤民次郎
筑紫郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣二日市町	田村卯三郎	宇佐郡醫藥品小賣商業組合	大分縣三重町大字市場	宮本 喜代太郎
京都郡醫藥品小賣商業組合	福岡縣行橋町	原田 正三	延岡市郡藥種賣藥商業組合	延岡市本小路	岩井岩太郎
					佐藤 幹

宮崎藥種賣藥商業組合 南那珂郡藥品商業組合 都城藥種商業組合 宮崎縣藥種賣藥商業組合 熊本縣藥種賣藥商業組合 熊本縣醫藥品商業組合 鹿兒島市醫藥品商業組合 鹿兒島市醫藥品商業組合 日置郡醫藥品商業組合 沖繩縣醫藥品卸商業組合 沖繩縣醫藥品卸商業組合 沖繩縣衛生材料卸商業組合	宮崎市橋通五丁目 宮崎縣飯肥町 都城市前田町 宮崎市橋通 熊本市手島町 熊本市南新坪井町 鹿兒島市樋之口町四三 鹿兒島縣伊集院町 沖繩縣廳衛生試驗室內 同 同	仲田 豐 平部 俊弘 福崎 勝吉 關本 雅弘 緒方次太郎 吉井守之助 吉松 森三 山下利太郎 金城 保吉 名城 嗣頼 高良 盛慶
栃木縣賣藥工業組合 群馬縣賣藥工業組合 山形縣賣藥工業組合 千葉縣賣藥工業組合 東京賣藥工業組合 橫濱市賣藥工業組合 川崎賣藥工業組合 橫須賀賣藥工業組合 相模賣藥工業組合 富山縣賣藥工業組合 富山縣煎藥布袋工業組合 福井縣賣藥工業組合	宇都宮市杉原町三二三三五 前橋市紺屋町七一 山形縣衛生課內 千葉市 東京市神田區仲町二ノ一二 橫濱市磯子區丸山町七 川崎市宮崎町三六 橫須賀市若松町七二 神奈川縣小田原市丁字 富山市表町四 富山市 福井市吉野下町六九	藤井源太郎 土屋 了三 土屋菊太郎 藤井得三郎 清水藤太郎 吉村 朔 中村忠一郎 外郎 藤左衛門 荒木 甚助 高橋 良馬

木曾製藥工業組合 松本賣藥工業組合 南安曇賣藥工業組合 岐阜縣藥品賣藥工業組合 三重縣藥品賣藥工業組合 滋賀縣賣藥工業組合 近江日野賣藥工業組合 京都賣藥工業組合 大阪府賣藥工業組合 大和賣藥工業組合 日本配置藥工組聯合會 鳥取縣賣藥工業組合 島根縣賣藥工業組合 岡山縣賣藥工業組合 廣島縣賣藥工業組合 山口縣賣藥工業組合 德島縣苦汁製藥工業組合 德島縣賣藥工業組合 香川縣賣藥工業組合 香川縣苦汁工業組合 香川縣藥業工業組合 長崎賣藥工業組合 宮崎賣藥工業組合 南日本製腦工業組合	長野縣西筑摩郡福島町五六一 松本市 長野縣 岐阜市 津市下部田町一四三〇 滋賀縣下野郡大原村大原市場 滋賀縣蒲生郡日野町大字大窪 京都市下京區五條通り室町西 入東鑄屋町一八四 大阪市天王寺區東高津北ノ町 奈良縣南葛城郡御所町 奈良市 鳥取市片原三ノ三四 松江市 岡山縣都窪郡常盤村大字溝口 廣島市富士見町八九 山口縣宇部市 德島縣板野郡撫養町黑崎 德島市 高松市石ノ丸町 香川縣綾歌郡坂出町 高松市 長崎市袋町二六ノ五 宮崎市橋廻町三ノ九 鹿兒島市易居町四八	角間覺兵衛 山田 嘉一 田山八十吉 吉岡 藤吉 正野 玄三 龜田利三郎 森平兵衛 中島太兵衛 金尾 義信 大村久兵衛 江口 武雄 渡邊 高一 佐村 清一 鳥居光三郎 赤澤忠太郎 川西 久吉 平坂 茂市 仲田 豐
--	---	--

昭和十七年一月二十一日印刷
昭和十七年一月二十五日發行

◎【定價金貳圓】

編輯兼發行者 日南田慶富

東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

印刷者 大橋松雄

東京市小石川區久堅町百八番地

不許
複製

發行所

東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

東京小間物化粧品商報社

電話浪花一七二〇九、二七二三番
振替口座東京一八五一七七番

東京小間物化粧品商報要覽

東京小間物化粧品商報要覽

「商報の歴史」

明治二十八年六月二十一日、現東京小間物化粧品卸商同業組合の前身東京小間物卸商組合の機關新聞としてわが國最初の業界新聞たる「東京小間物商報」が創刊されました。それが現在の商報であります。明治三十一年、「東京小間物化粧品商報」と改題、その發展は業界長足の進歩とともに驚く可き力強さを以て伸び、今や五十年の光輝ある歴史とともに業界機關新聞中の最高峰に立ち絶大なる業界の信頼を把握して居ります。

「商報の使命」

わが社の主力的事業たる商報は、創刊以來、號を重ねること既に二千を超え、草創時代には月二回の發行でありましたが、その翌年月三回に改め、更には大正三年には月四回に大正八年十一月から週刊に改め、現在の毎週土曜日發行となつてをります。彼の大地震の直後、月餘の休刊を餘儀なくせられたる外、いまだ曾つて一回の休刊若くは發行遅延等のことなく、常に業界の公器たるの使命及び職分を完ふすることに精進努力致して居ります。

「商報の現勢」

商報の頒布區域は、全日本本の版圖は固よりのこと、滿洲、支那

「商報の組織」

わが社は組合定款の定むる處に隨ひ、その機關新聞としての使命を行ふ爲めに設立せられたものであります。昭和十五年その組織を改めて組合商報部から發行委員を選び、商報經營の首腦部として大小の機務に參與して居ります。現任役員及職員如左。

- 主幹 井藤 久子
 同副部長 小松 久二
 編輯 宮品 芳造
 同副部長 宮田 武夫
 發行委員 川内 三太郎
 同副部長 川崎 謙三
 發行委員 佐藤 清三郎
 同副部長 佐藤 清三郎
 發行委員 石川 喜三郎
 同副部長 石川 喜三郎
 發行委員 加藤 喜三郎
 同副部長 加藤 喜三郎
 發行委員 三浦 久次郎
 同副部長 三浦 久次郎
 發行委員 田中 義一郎
 同副部長 田中 義一郎
 發行委員 坂倉 安兵衛
 同副部長 坂倉 安兵衛
 發行委員 伊藤 富次郎
 同副部長 伊藤 富次郎
 發行委員 小林 富次郎
 同副部長 小林 富次郎
 發行委員 長瀬 吉太郎
 同副部長 長瀬 吉太郎
 發行委員 板倉 安兵衛
 同副部長 板倉 安兵衛
 發行委員 安藤 福太郎
 同副部長 安藤 福太郎
 發行委員 中山 政吉
 同副部長 中山 政吉
 發行委員 久保 三郎
 同副部長 久保 三郎
 發行委員 三輪 善兵衛
 同副部長 三輪 善兵衛
 發行委員 平尾 善兵衛
 同副部長 平尾 善兵衛
 發行委員 森田 善兵衛
 同副部長 森田 善兵衛
 發行委員 鈴木 善兵衛
 同副部長 鈴木 善兵衛
 發行委員 鈴木 善兵衛
 同副部長 鈴木 善兵衛

東京小間物化粧品商報案內 東京小間物化粧品卸商同業組合機關		統制部長 大瀧 正一 志田 明子 川本 重信 木川 正子 山本 正之 廣田 治郎 山田 正章 明和 正治 根原 正章 積田 助 柏原 助 木積 助 吉積 助 小原 助 小吉 助 荒井 助 牧野 助 野野 助 野野 助 野野 助	出 征 中 西澤 喜重 沼崎 喜重 川崎 健一 藤田 廣一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一 小島 健一									
告 告	業 界 年 鑑	購 讀 料	發 行 日	社 員	主 幹	發 行 委 員	振 替 口 座	電 話	所 在 地	創 刊 年 月	事 業 內 容	使 命
料 金 表 ば お 申 越 次 第 進 呈 致 しま す	全 購 讀者 に 無 料 進 呈 致 しま す	毎 年 一 回 一 月 一 日 を 以 て 出 版	一 年 分 前 金 郵 税 と も 二 圓、 送 金 は 最 寄 り の 郵 便 局 で 振 替 口 座 東 京 一 八 五 一 七 番 へ お 拂 込 び 込 む に なる の が 一 番 便 利 で あり ます	現 在 社 員 五 十 名	日 南 田 慶 富	東 京 一 八 五 一 七 番 次 郎	東 京 一 八 五 一 七 番 次 郎	浪 花 (67) 二 七 番・二 七 番・二 七 番	三 市 市 電 淺 草 橋 區 馬 喰 町 三 ノ	明 治 二 十 八 年 六 月 二 十 一 日	商 報 發 行、 年 鑑 の 出 版 及 び 一 切 の 附 帶 事 業	東 京 小 間 物 化 粧 品 卸 商 同 業 組 合 機 關

髪洗

モダンシャンプー

養毛劑 モデナ

榮養化粧水 セルモン



小瓶 五十四〇
大瓶 八十三〇
中年及御婦人用二倍濃度
大瓶 圓六十一〇



圓七十八〇
二圓九十七〇



一個形 三個入
家庭用 七個入
粉製 二回分入
總用 八回分入

リドシオ

油香椿 水香



舖 本

店商衛兵太上井

二ノ四町室區橋本日市京東

モトミ ドーマポ

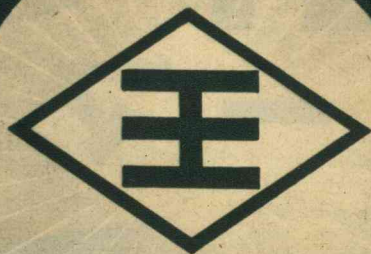
・
純
植
物
性
・



舖 本
堂 友_{トモ} 三_ミ 藤 齋

八七五ノ二崎大上區川品
番九七八四(49)崎大話電
一八ノ一町臺金白區芝

部業營
部造製



報
國

商
業

石鹼化粧品問屋
田中花王堂

東京市日本橋區馬喰町三丁目
電話浪花(67)三三三・三三三
振替口座東京三三四

純國産

ぼたん園

お髪のために

一番よい!

髪あらい粉

生産旺盛・配給潤澤

本舗 藤井ぼたん園
東京 深川 四ツ目
電話 本所 三六五二
支店 東京 五三七一八

油藤

大森藤太郎商店



油脂製品には

古い経験と

新しい技術を

誇るマルマン印!



東京市本所區東兩國一ノ十一

電話本所五三七九番

支店・

日本橋區横山町九

各種瓶の製作の御用は
各種キヤップ

株式會社
金屋商店

工場	支店	支店	本店
大阪府中河内郡加美橋町三一	東京市江戶川區逆井一丁目一三六番地	大阪市住吉區阿倍野筋五ノ四	東京市淺草區烏越一丁目四番地
電話平野一六九三番一六九四番	電話城東六四一	電話天王寺三五四三番	電話淺草四三九二番七〇九二番

火災に予告を存心



日本火災保險株式會社

東京市日本橋區通り二丁目四番地

電話 日本橋 (24) 三三九二—八四番



東京火災保險株式會社

東京市麴町區大手町一丁目六番地

電話 丸ノ内 (23) 四一三〇—九五番



大正海上火災保險株式會社

東京市麴町區丸ノ内二丁目十六番地(明治生命館)

電話 丸ノ内 (23) 四三二一—八番



明治火災保險株式會社

東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地

電話 丸ノ内 (23) 二二二—八番

日産火災海上保險

化粧品・齒刷子
化粧用雜貨 卸商

太 洋 堂

大内重雄商店

東京市本所區東兩國一ノ一四

電話本所(73)三二九三番

株式會社

成和商會

石鹼工場

橫濱市磯子區西根岸馬場町六番地

電話本局②〇八八九番

振替口座東京八五二五番

振替口座橫濱一八二〇番

成和商事株式會社

橫濱市磯子區西根岸馬場町五番地

電話本局②〇八八九番

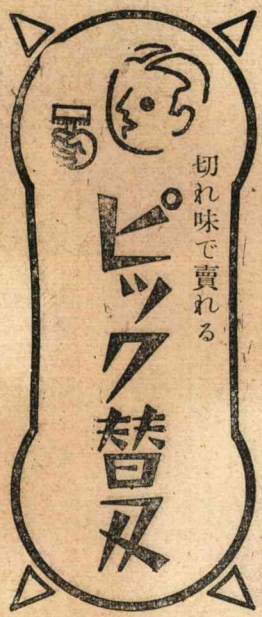
安心して御取引の出来る！

越前屋

化粧品問屋

松浦嘉七商店

東京市淺草區山谷二丁目五
電話淺草(84)一三二八番
振替東京一〇三三六一番



切れ味で賣れる

ピンク替刃

齒刷子雜貨卸
ホーヨー化粧料本舗

晃陽商會



村上幾太郎

東京市神田區東神田一八
電話浪花(67)二五一九番



本つけ櫛・すき櫛

セルロイド櫛

セルロイド容器

齒刷子

ひしや櫛製造發賣元

大阪市東區南久室寺町貳丁目
ひしや要 弥三郎本店

電話船場四一三番
振替大阪千百十二番

營業品目

鹿の子紋り、手柄、リボン
半襟、帶揚、帶止 卸商



三浦東京店

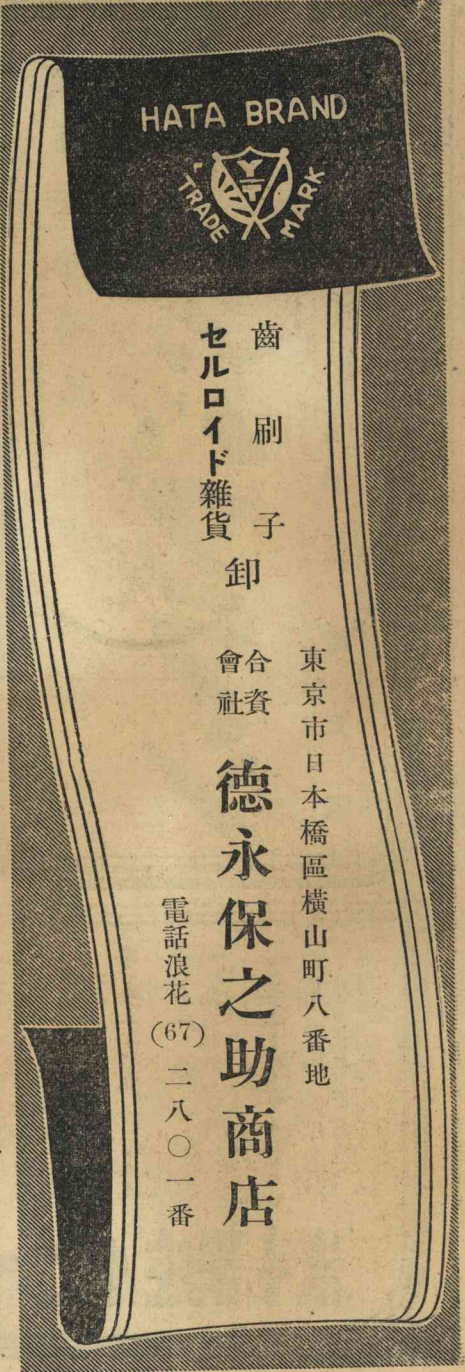
三浦啓司商店

東京市日本橋區兩國十二番地二
電話浪花(67)三二六五番
本店 京都市下京區高辻通東洞院東
電話下二五二三番



場工島向部品粧化澤増

四二ノ七町島寺區島向市京東
 市 谷 野 路 本
 番八〇五四二 東特路
 番八〇五四二 東特路



HATA BRAND



齒 刷 子
 セルロイド雜貨 卸

會 社 資

德 永 保 之 助 商 店

電話浪花 (67) 二八〇一番

東京市日本橋區橫山町八番地

忠勇ハブフランシ

陸海軍御用品

本舗

東京市日本橋區馬喰町三丁目

井

阪

支

店

本店・大阪市住吉區松崎町二丁目

又替イナビサ

シヤンプ安全替双

切れ味で賣れる

獨占のガス注入焼入れ

店商七清山米

部本給配會交伸

七〇三三所本話電・二十ノ一町歳千區所本市京東

品質を誇る

- ⊙ ビヂューヴァニシシク 七七
- クリム 七七
- ⊙ ビヂュークレンジシク 〇七
- クリム 小一〇七
- ⊙ ビヂュー水白粉 六五
- ⊙ ビヂューフエース 四五
- ローション 四五
- ⊙ ビヂューローション 三八
- 大ニ一三八
- ⊙ ビヂューアストリンセ 九五
- ントローション 九五
- ⊙ ビヂュー艶出し香油 六五
- ⊙ ビヂューウエーヴセツ 〇七
- トローション 小一〇七
- 〃 大 一七八
- ⊙ ビヂューアリアンチン 〇七
- オイル 〇七
- ⊙ ビヂュー口紅 九五
- 〃 一五九
- ⊙ ビヂュー頬紅 九五
- ⊙ ビヂューベラム 一三一
- 〃 一三一

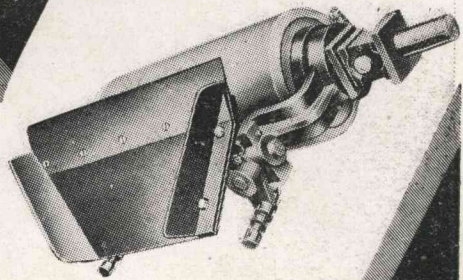
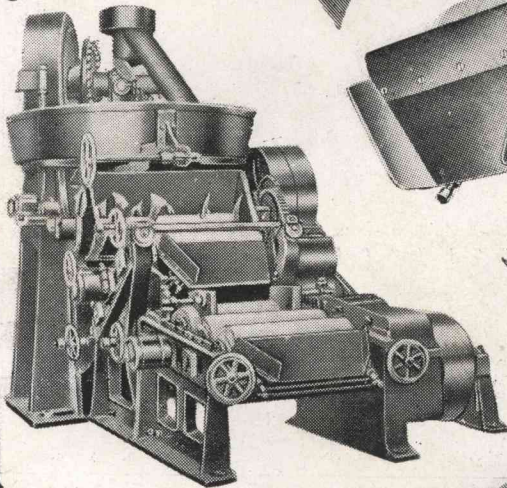
ビヂューパーフェューマー

卯野商店

東京市荒川区日暮里八ノ九四三
電話 下谷(83) 一二三三八番

料粧化一ユヂビ

塗料製造機械



石材鋼鐵及チルド磁器製

煉合ロール

化學工業用諸機械
化粧品・石鹼・香料・其他
特殊工業用諸機械設計製作

日本藥業機械合資會社

東京市本所區龜澤町二ノ五

工場 江戸川區東小松川三ノ三五九一

墨田⁽⁷⁴⁾三六五〇番

電話 墨田⁽⁷⁴⁾五五〇七番

本所⁽⁷³⁾二二四一番

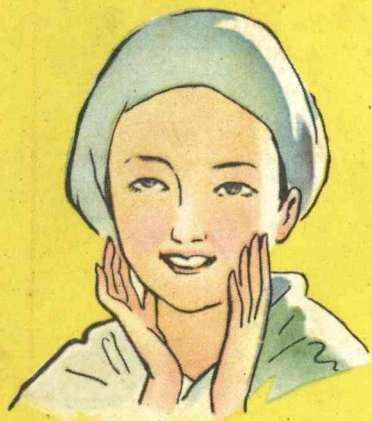


國產最高基準品

舖本品粧化頂丹
社會式株水香鶴金

頂丹
クッチ

ム・リク^{ハニシニング}ナテウ



..... な純清

！を美康健

優秀な原料と技術
に輝く品質.....

◆ 健康な若肌を創る.....

ウテナバニシニングクリーム

◆ 若肌の栄養素.....

ウテナコールドクリーム

◆ 整肌・化粧下用に.....

ウテナレモンクリーム

ウテナ化粧料本舗 株式会社
久保政吉商店

簡素な美と健康を
創る理想品……

◆ 自然な健康美を創る……

ウテナ粉白粉

◆ 新しき感覺美が生れる……

ウテナ別製水白粉

◆ 健康な素肌美に……

ウテナ化粧水

◆ 明るさに輝やく……

ウテナ口紅

……いる明

に粧化康健

粉白粉ナテウ



お肌の美化に

ムレクトール



リメクトール

粉白トール

ドーフトール

株式会社
平尾賛平商店